

履修の手引

2017年度
(平成29年度)

北海学園大学法学部

HOKKAI-GAKUEN UNIVERSITY

2012年度(平成24年度)以降入学生適用

法学部の歩み

- 1964年〔昭和39年〕
4月 法学部1部(昼間部)法律学科、2部(夜間部)法律学科の設置。
(定員1部80人、2部60人)。
11月 大学校舎「3号館」完成、判例演習室開設。
- 1966年〔昭和41年〕
3月 法学部紀要『法学研究』創刊。
- 1968年〔昭和43年〕
7月 法学部開設5周年記念講演会開催。
- 1969年〔昭和44年〕
1月 法学部開設5周年記念論集(『法学研究』第4巻2号)刊行。
- 1974年〔昭和49年〕
10月 法学部10周年記念連続講演会開催。
- 1976年〔昭和51年〕
4月 法学部入学定員改定(定員1部150人、2部80人)。
- 1977年〔昭和52年〕
3月 法学部10周年記念論文集『法学政治学の課題』(日本評論社)発刊。
- 1982年〔昭和57年〕
4月 法学部入学定員改定(定員1部225人、2部120人)。
- 1984年〔昭和59年〕
11月 法学部開設20周年記念講演会開催。
- 1986年〔昭和61年〕
4月 大学院法学研究科法律学専攻修士課程設置(定員7人)。
法学部入学定員改定(恒常定員1部225人に臨定70人加え、総定員295人となる)。
11月 法学部指定校推薦入学試験導入。
12月 法学部20周年記念論文集『法学政治学の動向』(北大図書刊行会)発刊。
- 1988年〔昭和63年〕
4月 法学部カリキュラムの大幅変更(群別選択必修制の導入)。
- 1989年〔平成元年〕
4月 法学研究科法律学専攻修士課程における全在学期間夜間履修制採用。
法学部委託生制度による学生受入れ開始。
12月 判例演習室移転・新設。(5号館2階)判例検索用コンピュータ設置。
- 1992年〔平成4年〕
4月 大学院法学研究科法律学専攻博士(後期)課程を開設(定員2人)。
- 1993年〔平成5年〕
3月 法学部、大学院法学研究科が『教育・研究年報1』発刊。
4月 入学定員改定。
(人文学部の設置にともない25人の定員削減、1部270人となる)。
- 1994年〔平成6年〕
2月 法学部2部社会人特別入学試験を実施。
- 1995年〔平成7年〕
3月 博士(後期)課程に社会人特例入学併設。
5月 地下鉄東豊線関連施設内に法学研究科施設完成。
- 1996年〔平成8年〕
2月 法学部30周年記念論文集『転換期の法学・政治学』(第一法規)発刊。
- 1997年〔平成9年〕
3月 法学部、大学院法学研究科が『教育・研究年報2』発刊。
- 1998年〔平成10年〕
4月 本学の教育改革実施に伴ない、教養部を廃止し、4年間一貫教育体制を強化。法学部法律学科カリキュラム大改革。共通教育・研究センターの設置。
- 1999年〔平成11年〕
4月 法学部政治学科(定員1部100人、2部60人)の開設。
法学部1部法律学科学生定員改定(270人→190人)。
法学部1部法律学科・政治学科3年次編入学定員設置。
(法律学科20人・政治学科10人)。
12月 法学部開設35周年・政治学科開設記念シンポジウム開催。
- 2000年〔平成12年〕
4月 法学部1部法律学科入学定員改定(定員183人となる)。
臨時定員70人のうち、35人を恒常定員化し、残りの35人を2000〔平成12〕年度から2004〔平成16〕年度まで毎年7人ずつ減じる入学定員を設定した。
- 2001年〔平成13年〕
4月 臨時定員の恒常化により、法学部1部法律学科の入学定員が176人となる。
- 2002年〔平成14年〕
3月 法学部、大学院法学研究科が『教育研究年報3』発刊。
4月 臨時定員の恒常化により、法学部1部法律学科の入学定員が169人となる。
- 2003年〔平成15年〕
4月 臨時定員の恒常化により、法学部1部法律学科の入学定員が162人となる。
大学院法学研究科政治学専攻修士課程設置(定員5人)。
12月 法学研究科政治学専攻修士課程開設記念講演会開催。
- 2004年〔平成16年〕
4月 臨時定員の恒常化により、法学部1部法律学科の入学定員が155人(恒常定員)となる。
12月 法学部開設40周年記念講演会開催。
- 2005年〔平成17年〕
4月 2年次学科選択制(1年次は法学部に所属し、2年次より学科所属となる)実施に伴うカリキュラム改革。
大学院法学研究科政治学専攻博士(後期)課程を開設(定員2人)。
大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程(法科大学院)を開設(定員30人)。
- 2007年〔平成19年〕
3月 法学部、大学院法学研究科、大学院法務研究科が『教育・研究年報4』発刊。
法学部40周年記念論文集『変容する世界と法律、政治、文化』(上、下)(ぎょうせい)発刊。
- 2011年〔平成23年〕
4月 法学部カリキュラム変更(選択必修卒業要件単位の変更等)
- 2012年〔平成24年〕
3月 法学部、大学院法学研究科、大学院法務研究科が『教育・研究年報5』発刊。
4月 法学部カリキュラムの大幅変更〔卒業要件単位、履修上限単位の変更等〕
- 2014年〔平成26年〕
10月 法学部開設50周年記念講演会開催
- 2015年〔平成27年〕
3月 法学部50周年記念論文集『次世代への挑戦』(アイワード)発刊。

はじめに

法学部長 樽見弘紀

法学部の教育課程は、1964年の法学部開設以来何度か大幅な改定を経て今日のかたちに至っています。

まず、1988年には、学問の体系と教育の実践とは必ずしも一致しないという認識と学生の自主的選択を尊重するという方針から、5科目あった単独必修科目制度を廃止し、3科目ないし7科目からなる5つの群別の選択必修制度とするなどの改定がなされました。次いで、1998年に本学教養部の廃止に伴う改定が、1999年には政治学科設置に伴う改定が行われました。これらの改定は、教養科目と法律学、政治学の専門科目とを有機的に再編成し、基礎から専門、さらに応用へと4年間の体系的な一貫教育をめざすとともに、群別の選択必修制度をより緩和し、学生の自主的な科目履修を尊重することによって学生の多様な関心・ニーズに対応することをめざしたものです。さらに2005年には、学科選択制度導入による改定が行われました。学科選択制度は、1年次学生に法律学と政治学への理解を深めさせたくて学科を選択させるという目的で導入されたものであり、この改定によるカリキュラムが1年生から4年生までに適用される現行カリキュラムです。この現行カリキュラムにおいては、1年次開講科目の変更等を行ったほか、1998年改定カリキュラムを基礎としてその選択必修群の変更を行い、その結果、法律学科と政治学科とで卒業要件の選択必修群に関して同様の設定方法を採用することとなりました。

以上のように法学部のカリキュラムは何度かの改定を経て今日に至っていますが、カリキュラムの改定とともに法学部の基本的な教育目標が変更された訳ではありません。これらの改定によって法学部が一貫してめざしたものは、教養教育と法律学・政治学の知識、ものの考え方の教育を通して、いかに有効にその応用力を備えさせ、法学部学生の批判的思考力・問題解決能力を高めていくかというものです。法学部は、これまで、社会における対立する価値、主張を調整し適切な判断を下しうる、バランス感覚の優れた人材を育成することに努めてきました。その理想は今後も不変です。

このような目標は、しかし、カリキュラムの改定や授業方法の改善などの、大学側の努力によってのみ達成できるものではありません。教育は、それを供給する大学側と受け取る学生側の双方の努力の上に成り立っています。言い換えれば、教員にできることは、学生であるみなさんの学習の補助。この教員の補助を活かせるか否かは、みなさん自身の努力に掛かっています。みなさんの求めるもの、またみなさんに対して求められるであろうものを貪欲に吸収する不断の努力を大いに期待しています。

『履修の手引』は、法学部で学んでいく上でのガイドブックです。授業を受けて単位を修得するのに必要な手続きを誤りなくおこなうための手順が示されています。

勉学に関わる事項を大学では「教務」と呼びます。教務は、授業科目の「履修」・「試験」・「成績」の三つに大きく分けることができます。これらの項目の詳細を定めたものが、「教育課程履修要項」（以下、「履修要項」）、みなさんが履修することのできる授業科目を定めたものが「学則別表」です。

以下では、「履修」・「試験」・「成績」の三項目に関する要点を、必要な手続きと日程を含めて簡単に説明していきますが、詳細や不明な点は必ず「履修要項」と「学則別表」を確認するようにしてください。

『履修の手引』とは別に、入学時に配布される『学生便覧』（以下、『便覧』）があります。『便覧』には、大学生活全般にわたる説明と「大学学則」や「法学部規則」、その他の諸規程が載っています。疑問点は「学則」、「法学部規則」、関連の規程で確認することが重要です。

目 次

はじめに

2012年度以降入学生適用

| | | |
|--------------------------|----|------------------|
| 第1章 履 修 | 5 | 履 修 |
| ① 自分の時間割 | | |
| ② 履修登録 | | |
| ③ 既修得単位の認定 | | |
| ④ 他大学等で修得した単位および学修の単位認定 | | |
| ⑤ 留学によって修得した単位および学修の単位認定 | | 授 業 |
| 第2章 授 業 | 19 | |
| ① 授業時間割 | | |
| ② 休 講 | | |
| ③ 教室変更・担当者変更など | | |
| ④ 補 講 | | |
| ⑤ 集中講義 | | |
| ⑥ 授業の出席と単位の認定 | | 試 験 |
| 第3章 試 験 | 21 | |
| 〔1〕 定期試験日程 | | |
| 〔2〕 定期試験受験心得 | | 成 績 |
| 〔3〕 追試験その他 | | |
| 第4章 成 績 | 22 | |
| 〈1〉 単位の修得 | | 資 料 |
| 〈2〉 GPA | | |
| 〈3〉 成績照会 | | |
| 第5章 学科選択および卒業 | 23 | 法 律 学 科 |
| 「1」 学科の選択 | | |
| 「2」 9月期卒業 | | |
| 「3」 所属学科および卒業生の発表 | | 政 治 学 科 |

【資料】履修要項等 2016年度以降入学生適用

| | |
|------------------------------------|----|
| ・教育課程履修要項／授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表 | 29 |
| ・北海学園大学 学則別表5, 6 | 52 |
| 別表5 法学部1部 | |
| 別表6 法学部2部 | |

【資料】履修要項等 2015～2012年度入学生適用

| | |
|------------------------------------|----|
| ・教育課程履修要項／授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表 | 61 |
| ・北海学園大学 学則別表5, 6 | 84 |
| 別表5 法学部1部 | |
| 別表6 法学部2部 | |

付録 法学部履修登録Q & A 91

諸規程 95

所属学科決定に関する規程

北海学園大学法学部既修得単位等認定規程

他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程

北海学園大学法学部転部規程

北海学園大学法学部転学科規程

北海学園大学法学部転学部規程

履修登録G-PLUS! 操作方法

履
修

授

業

試

験

成

績

資

料

法
律
学
科

政
治
学
科

2012 年度以降入学生適用

第1章 履 修

年度の始めに学年ごとのガイダンスがあり、それを受けて各自が一年間の勉学の準備を始めることとなります。年度の始めに必要なのは、自分の時間割を組み、履修の届出（履修登録）をすることですが、注意事項や付帯手続きなどがあるので注意が必要です。以下では、年度の始めに必要な手続きについて、順に述べていきます。

1 自分の時間割

右に示したような「時間割」用紙が、『授業時間割』の中にあります。これを使って1年間の時間割を作るとよいでしょう。

作業は以下の順に進めることになります。

1. 卒業要件と履修登録の制限を確認する。
2. 授業科目群（1～14群）ごとの注意事項を確認する。

群については、『手引』後半の「学則別表」に科目一覧があり、『講義概要』に今年度開講科目が記載されています。

平成29年度(2017年度) 第1学期時間割

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------------------|---|---|---|---|---|---|
| 1 9:00～10:30 | | | | | | |
| 2 10:40～12:10 | | | | | | |
| 3 12:40～14:10 | | | | | | |
| 4 14:20～15:50 | | | | | | |
| 5 16:00～17:30 | | | | | | |
| 1 17:50～19:20 | | | | | | |
| 2 19:30～21:00 | | | | | | |

3. 『講義概要』と『授業時間割』によってどんな授業がいつ開講されるかを確認する。
4. 「時間割」に履修する科目を記入する。

時間割を作る上で注意すべきことを以下に述べておきます。

1 卒業要件

「法学部規則」第18条および「履修要項」の第7章「卒業」にその詳細が述べられています。ここではポイントだけを紹介しておきますので、必ず「法学部規則」と「履修要項」を確認するようにしてください。

(1) 卒業

卒業のためには、各学科の「学則別表」にしたがって、次の単位を修得することが必要です。

○2012年度以降入学生対象

卒業要件

| | |
|------|---|
| 法律学科 | 4～6群24単位以上， 4～7群52単位以上， 3～13群68単位以上， 1～14群128単位以上 |
| 政治学科 | 4～7群44単位以上， 3～13群68単位以上， 1～14群128単位以上 |

- ・ 外国人留学生及び海外帰国学生が「留学生科目」を履修して単位を修得した場合は、2群の単位とみなし、卒業に必要な単位に算入される（「法学部規則」第18条2項）。
- ・ 「インターンシップ」、「NPOインターンシップ」、「海外文化」、「キャリア・ガイダンス」、「検定外国語」は卒業に必要な単位に算入されない。

(2) 9月期卒業

卒業延期となった者で、第1学期の授業科目の履修により卒業要件単位を修得できる見込みがある者から申し出があった場合、実際に第1学期末の時点で卒業要件を充たせば、第1学期末の卒業（9月期卒業）が認められます（詳しくは「第5章 学科選択および卒業 「2」 9月期卒業」〔24ページ〕を参照してください）。

2 履修登録の制限等

履修や履修登録に関しては、いくつかの制限があります。以下に要点を示しておきますが、詳細は「履修要項」の第3章「授業科目履修上の一般的注意事項」を参照してください。

- (1) 1～14群の授業科目は、それぞれ1～4年次に担当されている。下級年次の学生が上級年次に担当された科目を履修することはできない。上級年次の学生は、下級年次に担当された科目を履修することができる。ただし、授業科目によって（3・4・9群など）、または年度の事情によって履修が制限されることがあるので、掲示および『講義概要』で確認すること。
- (2) 1～14群の授業科目は、各年度48単位をこえて履修登録することはできない。
なお、2部の学生は、1部開講の授業科目を各年度（48単位のうち）12単位まで履修できるが、履修可能な科目は5～8群・10群・12群・13群に限られ、1部と2部で同一科目を履修することはできない。
- (3) 上記の制限は、1～14群の授業科目が対象である。卒業要件に算入されない諸課程（教職課程・図書館学課程・社会教育主事課程・学芸員課程等）の科目については、諸課程が独自に制限を設ける場合を除き、履修登録上の制限を受けない。

3 履修上の注意事項

1～14群の授業科目については、群ごとに履修上の注意事項があります。「履修要項」の第4章「各授業科目の履修上の注意事項」をよく読んで、理解したうえで履修してください。

4 『講義概要』と『授業時間割』

別途配布（2年次以上の学生は希望者のみ）の『講義概要』には、授業科目の内容が紹介されています。『講義概要』をよく読み、「評価方法」・「履修上の留意点」などにも注意して、今年度の履修科目を決めてください。また、本学ホームページ上でも検索・閲覧が可能ですので活用してください。

各授業科目の開講曜日と時間は、別途配布の『授業時間割』にも示されています。同一時間に開講されている科目を履修することはできませんので、『授業時間割』もよく見て、時間割を作成してください。

なお、教職や図書館学等の諸課程は、それぞれに『履修の手引』があり、『授業時間割』も学部とは別のものが用意されています。課程の科目を履修しようとする場合は、各課程のガイダンスを受けて詳細を知り、その上で自分の時間割に科目を追加して、登録をする必要があります。忘れないようにしてください。

2 履修登録

履修登録は、期間内にポータルサイト「G-PLUS!」にアクセスし、Web上でおこないます（9群「演習Ⅲ」、11群「卒業研究」、自由科目「インターンシップ」「NPOインターンシップ」、検定外国語科目、体験型科目を除く）。なお、許可制の科目（3群「基礎教育演習」、9群「専門演習」、10群「講読」、11群「卒業研究」など）は事前に許可を受ける必要があります。以下、それぞれの項目について説明します。

1 履修登録関連日程

- ・手続、場所、日程等詳しくは巻末の「履修登録G-PLUS! 操作方法」にあるスケジュールを参照して下さい。
- ・不明な点は、法学部事務室や、次ページに示す相談日に確認をしてください。

| | |
|-----------|--|
| 履修登録受付日 | 4月7日(金)～ 4年次生 … 4月12日(休) 16時まで 3年次生 … 4月13日(休) 16時まで 1・2年次生… 4月14日(金) 16時まで *1・2年次は、4月12日(休)10時～16時まで「G-PLUS!」の履修登録メニューを利用することができません |
| 履修登録確認期間 | 4月18日(火)10時～ *「G-PLUS!」の「履修確認」または「My時間割」で確認してください |
| 1学期履修変更期間 | 4月21日(金)～4月24日(月) |
| 履修登録確認書配布 | 希望者にのみ配布します。受付・配布期間は掲示等でお知らせします。 |
| 2学期履修変更期間 | 9月28日(木)・9月29日(金) 10月3日(火)10時以降に*「G-PLUS!」の「履修確認」 または「My時間割」で確認してください |
| 履修登録確認書配布 | 希望者にのみ配布します。受付・配布期間は掲示等でお知らせします。 |

| | |
|---------|----------------------------------|
| 履修登録相談日 | 4月11日(火) |
| 相談会場 | 第4会議室(学部事務室隣)(予定) |
| 相談受付時間 | 1部 14:00～16:00 2部 17:30～19:30 |

- ・体育実技に関しては、体育実技ガイダンス終了後から4月5日まで種目選択手続きを受け付けます。4月7日に掲示(正面玄関ロビー)される「選択種目発表」を必ず確認し、4月7日からWeb履修登録を行ってください。なお、「選択種目発表」は、4月7日午前8時45分～GOALSで確認することもできます。詳細については、体育実技ガイダンスに出席して確認してください。
- ・一般教育科目には、履修者数に上限を設け、抽選や事前申込が必要な科目があります。該当する科目や抽選・申込スケジュールについては、教務センター掲示板で確認してください。

2 履修登録確認について

履修登録が正しくなされたかを確認してもらうために、履修登録確認期間(4月21日(金)～4月24日(月))を設けていますので、必ず確認をし必要に応じて修正して下さい。履修登録確認期間後、希望者にのみ「履修登録確認書」を配付しますので各自法学部事務室まで取りに来てください。

3 第2学期履修登録修正

第2学期開始時に、第2学期履修科目の修正を受け付けます(「履修要項」第3章第8節参照)。下記の点に留意し、希望者は履修登録の修正をおこなってください。

(1) 留意点

- ① 4月の「履修登録」時には1年間の履修計画について熟考した上で登録をおこなうこと。
 - ② 通年科目、外国語科目および1部体育実技(2部体育実技については変更可能ですが、4月の履修登録時に定員超過の場合、追加は不可)は、原則として修正できない。*ただし、以下の1) 2)の場合、修正可能
 - 1) 追加のみ修正可能(削除は不可)
 - ・ドイツ語基礎Ⅰ・Ⅱ(半期連続)／ドイツ語基礎Ⅲ・Ⅳ(半期連続)
 - ・フランス語基礎Ⅰ・Ⅱ(半期連続)／フランス語基礎Ⅲ・Ⅳ(半期連続)
 - ・中国語基礎Ⅰ・Ⅱ(半期連続)／中国語基礎Ⅲ・Ⅳ(半期連続)
 - ・ロシア語基礎Ⅰ・Ⅱ(半期連続)／ロシア語基礎Ⅲ・Ⅳ(半期連続)
 - ・韓国・朝鮮語基礎Ⅰ・Ⅱ(半期連続)／韓国・朝鮮語基礎Ⅲ・Ⅳ(半期連続)
 - 2) 削除のみ修正可能(追加は不可)
 - ・1部体育実技
- ※修正対象外科目については、あらためて第2学期開始時に掲示する。
- ③ 第2学期に履修登録を修正する際にも、第1学期の成績や卒業要件をよく考慮した上で修正をおこなうこと。
 - ④ 『講義概要』と『授業時間割』で講義内容等を十分検討したうえで、必ず事前に履修登録修正相談を受けること。

(2) 手順

- ①履修登録修正期間内にポータルサイト「G-PLUS!」にアクセスし、Web上で修正をおこないます。
- ②履修登録修正確認期間を設けていますので必ず確認して下さい。

4 演習等申込・許可

(1) 基礎演習、演習Ⅰ・Ⅱ、外国書講読Ⅰ・Ⅱの申込受付及び許可について

| | | |
|------|---|-------------------------|
| | 1・2部基礎演習（1年） | 1・2部演習Ⅰ・Ⅱ，外国書講読Ⅰ・Ⅱ |
| 申込受付 | 4月3日(月)・4月4日(火) | 3月28日(火)～3月30日(木) |
| 受付時間 | 1部 9:00～16:00 2部 17:30～19:30 窓口取扱い時間に限る | |
| 受付場所 | 法学部事務室 | |
| 受付方法 | 10頁の記入例を参照し、「演習（基礎・専門）／外国書講読申込登録マークシート」に記入の上、法学部事務室窓口備え付けのボックスに入れること（これをもって申込受付とする）。 *受付後の変更は一切認めない。 | |
| 発表日時 | 4月6日(木)正午 | 4月3日(月)正午 |
| 発表場所 | 法学部掲示板前に設置する移動式掲示板 | |
| 演習開始 | 1部：4月7日(金)～，2部：4月12日(水)～ | 1部：4月7日(金)～，2部：4月6日(木)～ |
| 注意事項 | (1) 第一志望から第三志望まですべて記入すること（外国書講読は除く）。 (2) どのようなことに関心があり、演習で何を学びたいのかを明確に記入する。 (3) 申込みは「演習（基礎・専門）／外国書講読申込登録マークシート」を使用すること。 (4) 記入事項に不備のあるものなどは無効扱いにする場合がある。 (5) 4年次学生は、2演習8単位を修得していない（0単位または4単位）場合のみ、演習Ⅰ・Ⅱを申し込むことができる。 (6) 申込者は、『演習・外国書講読履修許可者名簿』によりどの演習（演習担当教員名）で許可になったかを確認したうえで、第1回目の演習より出席すること。 (7) 基礎演習で第三志望までの選考から漏れた者は、人数に余裕のある演習に自動的に割り振られる（割り振られた演習を受講する意思のない者は、履修登録を行わないこと）。 *不明な点がある場合は法学部事務室で確認すること。 | |

(2) 演習Ⅲの申込受付等について

4年次学生で、3～10群、12群および13群の授業科目のうちから、9群の8単位を含む88単位を修得した学生は、9群の演習Ⅲを履修することができます。ただし、3年次に編入学、転入学または転学部した者については、演習Ⅰ・Ⅱの単位を修得し、かつ4群、5群、6群、7群、8群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、40単位を修得した4年次学生にかぎり、演習Ⅲを履修することができます。履修を希望する学生は、以下をよく読んで必要な手続きをしてください。

- ・「演習Ⅲ」は、法学部授業時間割の演習Ⅰ・Ⅱの担当教員の中から選択してください。
- ・「演習Ⅲ」の希望者は成績通知書（写し）を添付し、法学部事務室に直接提出してください。

申込受付：3月28日(火)～3月30日(木)
受付時間：1部 9:00～16:00
2部 17:30～19:30
窓口取扱い時間に限る

(3) 再募集について（基礎演習以外）

履修申し込み後、担当者によって履修者の選考がおこなわれますが、申し込んだ演習等に希望者が多数いる場合などは、第三希望までで履修が許可されないことがあります。

許可されなかった者は、許可者の発表と同時に発表される「再募集をおこなう演習等」に申し込みをすることができます。法学部事務室窓口ですみやかに「再募集申し込み」をおこなってください。
 なお、基礎演習に関しては、再募集をおこないません。

| | |
|------|--|
| | 1・2部演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ，外国書講読Ⅰ・Ⅱ |
| 申込受付 | 4月3日(月)・4月4日(火) |
| 受付場所 | 法学部事務室 |
| 受付時間 | 1部 9:00～16:00 2部 17:30～19:30 窓口取扱い時間に限る |
| 受付方法 | 法学部事務室窓口にて所定の用紙を受け取り，必要事項を記入のうえ，法学部事務室窓口備え付けのボックスに入れること（これをもって申込受付とする）。 |
| 発表日時 | 4月6日(木)正午 |
| 演習開始 | 1部：4月7日(金)～，2部：4月6日(木)～ |
| 注意事項 | (1) 許可後，履修登録期間内または履修登録訂正期間内に履修登録の手続きをおこなうこと。 (2) 既に他の演習で許可されている場合は，再募集に申し込むことはできない。 *不明な点がある場合は，法学部事務室で確認すること。 |

- (4) 基礎演習，演習Ⅰ・Ⅱ，外国書講読Ⅰ・Ⅱの履修登録について
 許可発表日に許可を受けた演習又は講読を履修登録期間内にWeb上で履修登録しなければなりません。
- (5) 演習Ⅲの履修登録について
 演習Ⅲに関しては，許可発表日に許可を受けていればその後Web上で履修登録をする必要はありません。ただし，履修登録確認期間に演習Ⅲが履修登録されているかを必ず確認してください。反映されていない場合は法学部事務室までご連絡ください。

演習（基礎・専門）／外国書講読 申込登録マークシート

記入上の注意と流れ

演習（基礎・専門）／外国書講読 申込登録マークシートに記載してある注意書きを読んだ上で、以下の手順で記入・マークしてください。

- ① 学科を記入する。但し、1年生は記入不要
- ② フリガナ氏名を記入する。
- ③ 基礎演習／演習Ⅰ／演習Ⅱ／演習Ⅲ／外国書講読Ⅰ／外国書講読Ⅱのうち、1科目を記入する。
- ④ 1・2部, 学年, クラス, 学生番号を記入し, 学生番号欄にマークする。
- ⑤ 1) 希望科目にマークする。
* 1部と2部でマーク欄が分かれているので注意すること。
2) 希望教員コード（時間割「教員コード表」参照）を記入し, マークする。
- ⑥ 希望教員名・曜日・時限・志望理由を記入する。演習については第1～3希望まで, 外国書講読については第1志望のみ記入する。
* 外国書講読の志望理由が罫内に書ききれない場合は裏面を使用すること。

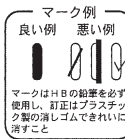
2012年度以降入学生適用
履修

B 折り曲げ・汚損厳禁 ① 演習（基礎・専門）／外国書講読 申込登録マークシート 北海学園大学 法学部

1部 学 部 法学部 学科(1年生は記入不要)

フリガナ氏名 北 海 太 郎

- 注意
- 1) 履修の手引に記載されている記入例を参照し, 記入すること
 - 2) 演習Ⅲの希望者は成績通知書(写し)を添付し, 法学部事務室に直接提出すること
 - 3) 演習と外国書講読を同時に希望する場合は, 別々のマークシートにより提出すること
 - 4) 担当教員コードは授業時刻表に記載されている, 「演習(基礎・専門)/外国書講読 申込登録マークシート用 教員コード」を参照すること



希望科目 基礎演習

1部 2部 学年 クラス 学生番号
1 1 F1 2 5 1 2 1 0

⑤ 希望科目・担当マーク欄

| 基礎演習 | 演習 | | | 外国書講読 | |
|------|------|------|------|-------|---|
| | 第1希望 | 第2希望 | 第3希望 | Ⅰ・Ⅱ | Ⅲ |
| 1部 | 0 | 1 | 4 | 1 | 3 |
| 2部 | | | | | |

⑥ 第1希望担当教員名: 〇〇 月 曜日 5 講目

志望理由:

第2希望担当教員名: 〇〇 月 曜日 5 講目

志望理由:

第3希望担当教員名: 〇〇 木 曜日 5 講目

志望理由:

●外国書講読

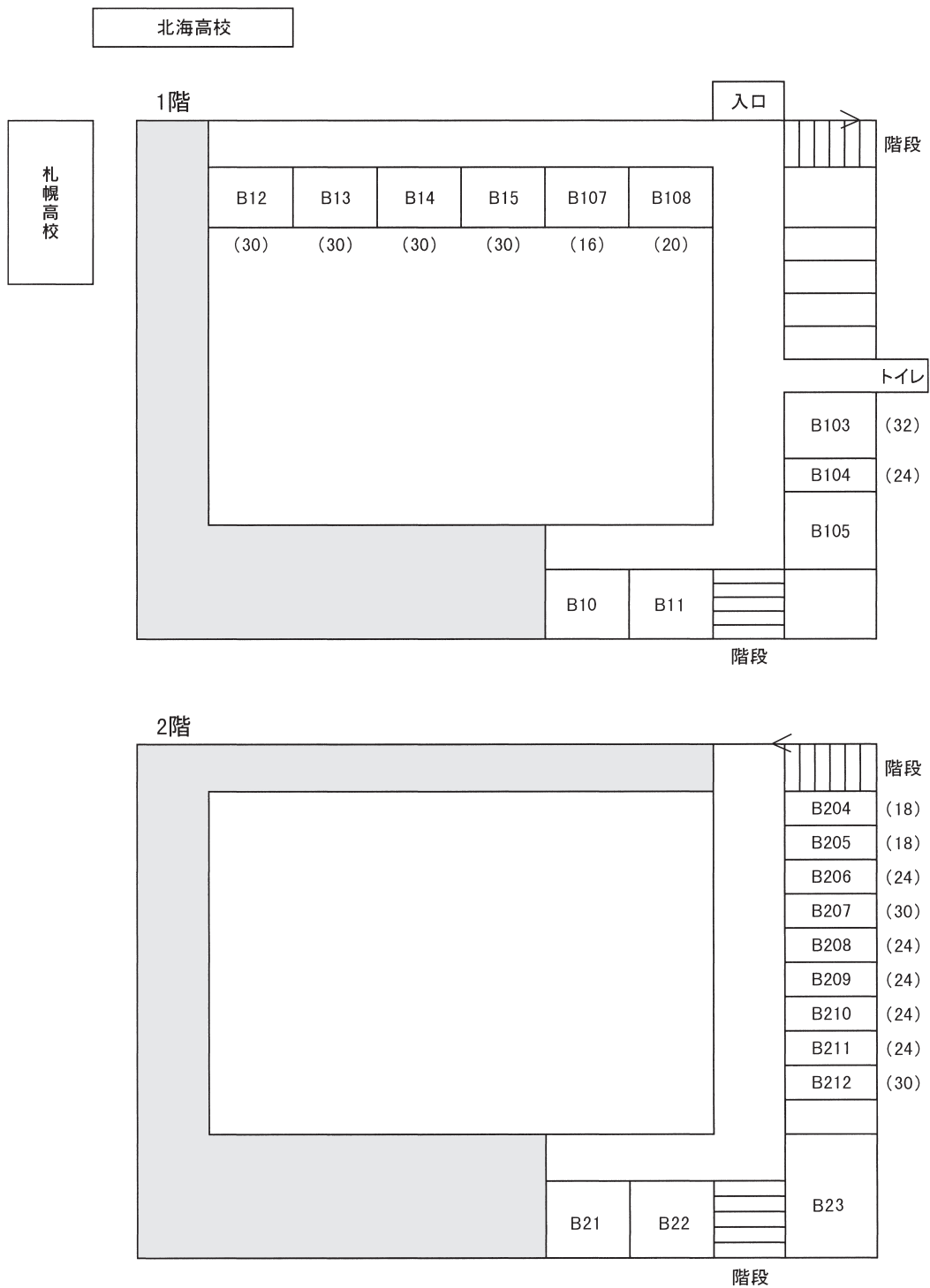
* 語種が英語の場合は英語で記入すること
* 罫内に収まらない場合は裏面に記入すること

第1希望担当教員名: 曜日 講目

志望理由:

【法学部ゼミ棟見取り図】

基礎演習・演習・講読は、原則として法学部ゼミ棟（旧札商校舎）でおこなわれます。下記見取り図で「許可者名簿」に記載された演習室の場所を確認してください。



2012年度以降入学生適用
履修

5 卒業研究

4年次学生で、11群の卒業研究（4単位）を履修するには、履修要項第4章第8節「11群（卒業研究）の授業科目」第1項または第2項に書かれている単位を修得している必要があります。履修を希望する学生は、要件を確認し（入学年度によって要件が異なるので注意）、以下をよく読んで、必要な手続きをしてください。

- (1) 「卒業研究」の履修を希望する学生は、「卒業研究履修申込書」を提出する必要がある。この「卒業研究履修申込書」に指導を受けようとする教員（法学部専任教員に限る）の許可（署名）をもらい、提出すること。「卒業研究履修申込書」は法学部事務室の窓口で配布する。申込期限などを必ず掲示で確認すること。また、履修登録する必要は無いが、履修登録確認期間に「卒業研究」が登録されているかを必ず確認すること。
- (2) 「卒業研究」の単位を修得するためには、「卒業研究の成果」を提出しなければならない。「卒業研究の成果」は、次のような内容をそなえていることが求められる。
 - ① 2万字（400字詰原稿用紙で50枚）以上の分量があること。
 - ② 典拠等の詳細な註記がなされていること。
 - ③ 研究テーマに関連するわが国の主要な先行業績を見落としていないこと。
- (3) 平成29年度卒業研究 申込期限・執筆要領

| |
|--|
| 申込期限：2017年4月10日(月)19：30 |
| 提出期限：2018年1月15日(月)19：30 |
| 提出先：法学部事務室 |
| 書式：原則として、A4判用紙横書き40字×35行。 ※ 手書きの場合は、市販のA4判400字詰横書き原稿用紙（黒ペン又は黒ボールペン使用）。 |
| 体裁：市販の黒表紙を付け、左綴じ。 |
| 構成：①表紙、②論文要旨、③論文題目等、④目次、⑤本文、⑥註、⑦参考文献。 論文題目、学生番号、氏名、卒業見込年、指導教員、提出年月日を明記した紙を表紙に貼付し、2000字程度の論文要旨を表紙の次に添付すること。 註は文末註とし、通し番号を付すこと。 参考文献は、著者名、書名（論文等名）、出版社名（掲載誌等名）、出版年など必要な書誌事項を明記すること。 |

この要領に従っていないものは受理されない。

6 「NPOインターンシップ」

- (1) 実習先 3つのコースがあります。この科目の趣旨については講義概要を参照のこと。
 - (A 市民活動コース)

法学部と協力関係にある11の市民活動団体での実習です。受入枠は全体で10名。
①札幌チャレンジド、②手と手、③「飛んでけ！車いす」の会、④北海道子育て支援ワーカーズ、⑤エコ・モビリティ・サッポロ（ペロタクシー札幌）、⑥北海道グリーンファンド、⑦環境NGOエゾロック ezorock、⑧さっぽろ自由学校「遊」、⑨北海道NPOサポートセンター、⑩ほっかいどうピーストレード、⑪職場の権利教育ネットワーク
 - (B ボランティアコース)

上記の団体以外での実習、特に災害ボランティアなどのニーズに臨機応変に対応するためのコースです。
 - (C 議員実習コース)

NPO法人ドットジェイピーが主催する「議員インターンシップ・プログラム」に参加する形になります。これには単位認定を希望しない学生も参加していますが、法学部で単位認定を希望する学生は、Aの市民活動コースの学生と同じく、後述する申込書の提出や面接、講習会、報告会への出席など、NPOインターンシップ科目の履修手続き全てに参加すると同時に、NPO法人ドットジェイピーが主催する「議員インターンシップ・プログラム」の各種手続きにも参加する必要があります。

- (2) **説明会** 教室は追って掲示します。
5月11日(木) 17時～17時30分
申込書を配布します。申込書は学部事務室でも受けとることができます。
- (3) **申込書の提出** 法学部事務室へ提出
履修希望の学生は、詳しくはホームページなどで情報を集め、どのNPOを希望するか判断してください。
申込書にはメールアドレスや携帯電話の番号も記入し、顔写真も添付してください。
(A 市民活動) 申込書には実習希望先のNPO名を第2希望まで記入します。締め切り5月25日(木)
(B ボランティア) 学生自ら見つけて話をつけてきた団体名を書いてください。随時受付(要相談)
(C 議員実習) NPO名はドットジェイピーを第1希望に書くだけです。締め切り7月27日(木)
- (4) **面接**
(A 市民活動) 5月25日(木) 17時～17時30分。教室は追って掲示します。
ここでは本人の意思と適性を確認し、受入枠を考慮しながら、受入先NPOを決定します。
(B ボランティア, C 議員実習) 担当教員が個別に面接するので、担当教員に連絡してください。
- (5) **保険・受入先との調整**
(A 市民活動) 面接を終え、受入先が決まった学生は、誓約書に署名します。また、「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」の申し込み用紙にも記入し、保険料(約200円)を法学部事務の窓口で支払い、保険のしおりと領収書を受け取ります。受入先NPOには法学部から学生の名前を通知します。学生も自ら受入先団体と実習の日程を調整してください。
(B ボランティア) 例えば災害ボランティアの場合、社会福祉協議会の保険などに加入します。
(C 議員実習) 面接を終えた学生は、並行してNPO法人ドットジェイピーによる「議員インターンシップ・プログラム」の説明会や選考会(6月予定)に参加しなくてはなりません。受入議員との調整を経て7月中に受入先が確定した段階で、学生は保険料込みの参加費をドットジェイピーに払う形となります。
- (6) **講習会** 7月上旬を予定。日時・教室は追って掲示します。
外部講師を招きます。議員実習コースを希望する学生も参加してください。
- (7) **実習の実施** 原則として1月10日までの期間内
合計60時間以上にわたって実施されたものを単位認定の対象とします。間において実施されたものでもかまいません。例えば週1回各3時間なら20週で合計60時間になります。
- (8) **実習評価書の提出** 締め切り1月16日
受入先のNPOの担当者や議員事務所の担当者(議員本人や秘書の方など)には、実習評価書の書式に記入し封筒に入れてもらいます。それを学生がもらって法学部事務に提出してください。電子版の書式に記入してもらい、担当教員宛てにメールで返送してもらう方式も可能です。
- (9) **報告会** 1月11日(木) 16時40分～(30分程度)。教室は追って掲示します。
A 4一枚程度の資料と、必要に応じてPCや写真を用いながら、実習の様態を報告してもらいます。同じ実習先の場合は複数の学生による報告も可能です。他の学生の体験談を聞くことも重要です。参加必須ですので、都合がつかない学生は、別の日にちを担当教員と調整してください。
- (10) **実習報告書の提出** 締め切り1月16日
学生は、実習終了後、速やかに実習報告書を作成し、法学部事務に提出してください。実習報告書は、できるだけ日ごとの活動内容がわかるように記してください。
- (11) **単位認定**
正式の履修登録は、学生が実習を終え、実習報告書を提出した時点で完了します。単位は、実習報告書と実習評価書を中心として、講習会と報告会への出席も考慮し、原則として後期の履修科目として認定されますが、自由科目ですので卒業要件には含まれません。

7 キャリアガイダンス科目について

キャリア支援センターによる、企業経営者など外部者の講演を含めた実践的授業で、仕事とは何か、という基本的な問いから出発し、就職のために必要な心構えや事前準備の方法について学んでいきます。法学部生の授業日程等は別途掲示等でお知らせします。

8 本学大学院法学研究科との同時開講科目について

法学部の講義であると同時に大学院法学研究科修士課程の講義として展開する法学部・法学研究科同時開講科目が開設されています。この科目を履修し、単位を修得した場合、法学部の授業科目として単位の認定を受けることができます。もし、単位修得した法学部学生が本学大学院法学研究科修士課程に進学後、この同時開講科目について所定の期間内に単位認定の申請をした場合、本学大学院法学研究科修士課程の授業科目の単位として認定されます。ただし、その場合には、この単位は卒業要件単位に含める事はできません。

平成29年度の指定科目は以下のとおりです。科目の内容については、講義概要を参照してください。

| 法学部科目名 | 単位数 | 担当者 | 法学研究科科目名 |
|------------------|-----|-------|------------------|
| 法律学応用講義 「信託法」 | 2単位 | 内山 敏和 | 法律学特殊講義 「信託法」 |
| 法律学応用講義 「保険法」 | 2単位 | 新山 一範 | 法律学特殊講義 「保険法」 |

9 英語以外の外国語上級年次配当科目の履修について（平成29年度以降入学生適用）

英語以外の外国語を履修しようとする者は、申請により、上級年次配当科目の履修を許可される場合があります。許可を受けるためには、事前にレベル判定を受け、第1学期の授業開始日から8日以内に法学部事務室に申請書を提出する必要があります。履修を許可された科目については、第1学期履修訂正期間に法学部で追加登録します。申請希望者は、英語以外の外国語ガイダンスに必ず出席し、指示を受けてください。

ただし、2年生・3年生で下記に該当する場合は、レベル判定を省略して申請することができます。

レベル判定を省略できる場合

| | 前年度までに合格した科目 | 履修を認める科目 |
|-----|---------------------------|---|
| 2年生 | ドイツ語基礎Ⅳ | ドイツ語言語演習Ⅰ，ドイツ語言語演習Ⅱ，ドイツ語文化演習Ⅰ，ドイツ語文化演習Ⅱ |
| | フランス語基礎Ⅳ | フランス語言語演習Ⅰ，フランス語言語演習Ⅱ，フランス語文化演習Ⅰ，フランス語文化演習Ⅱ |
| | 中国語基礎Ⅳ | 中国語言語演習Ⅰ，中国語言語演習Ⅱ，中国語文化演習Ⅰ，中国語文化演習Ⅱ |
| | ロシア語基礎Ⅳ | ロシア語言語演習Ⅰ，ロシア語言語演習Ⅱ，ロシア語文化演習Ⅰ，ロシア語文化演習Ⅱ |
| | 韓国・朝鮮語基礎Ⅳ | 韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ，韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ，文化演習Ⅰ，韓国・朝鮮語韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ |
| | ドイツ語言語演習Ⅱまたはドイツ語文化演習Ⅱ | ドイツ語言語文化演習Ⅰ，ドイツ語言語文化演習Ⅱ |
| | フランス語言語演習Ⅱまたはフランス語文化演習Ⅱ | フランス語言語文化演習Ⅰ，フランス語言語文化演習Ⅱ |
| | 中国語言語演習Ⅱまたは中国語文化演習Ⅱ | 中国語言語文化演習Ⅰ，中国語言語文化演習Ⅱ |
| | ロシア語言語演習Ⅱまたはロシア語文化演習Ⅱ | ロシア語言語文化演習Ⅰ，ロシア語言語文化演習Ⅱ |
| | 韓国・朝鮮語言語演習Ⅱまたは韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ | 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ，韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ |
| 3年生 | ドイツ語言語演習Ⅱまたはドイツ語文化演習Ⅱ | ドイツ語言語文化演習Ⅰ，ドイツ語言語文化演習Ⅱ |
| | フランス語言語演習Ⅱまたはフランス語文化演習Ⅱ | フランス語言語文化演習Ⅰ，フランス語言語文化演習Ⅱ |

| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 中国語言語演習Ⅱまたは中国語文化演習Ⅱ | 中国語言語文化演習Ⅰ，中国語言語文化演習Ⅱ |
| ロシア語言語演習Ⅱまたはロシア語文化演習Ⅱ | ロシア語言語文化演習Ⅰ，ロシア語言語文化演習Ⅱ |
| 韓国・朝鮮語言語演習Ⅱまたは韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ | 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ，韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ |

3 既修得単位の認定

大学等に在籍したことのある新入生，編入学・転入学生，転学部によって転入した学生は，すでに修得した単位を，本学法学部で修得する単位にあらかじめ充当することができます。詳細は，「法学部既修得単位等認定規程」（転学部の場合は「法学部転学部規程」）に示されていますので，そちらを参照してください。ここでは，緊急もしくは重要と思われる点だけを述べておきます。

1 新入生の既修得単位認定

大学等に在籍したことのある新入生は，30単位を上限に既修得単位の認定を申請することができます。ただし，3群から13群の科目に充当できるのは，この30単位の枠内で，8単位を上限とします。なお，履修登録との関係上，入学式から1週間以内に，他大学等の「成績証明書」もしくは「単位認定証明書」を添付して所定の申請書を提出しなければなりません（「法学部既修得単位等認定規程」第5条）。

2 編入・転入学生の既修得単位認定

(1) 3年次編入・転入学生

3年次編入・転入学生は，大学等に2年以上在籍して60単位以上を修得もしくは修得見込みであることが出願要件となっていますので，入学後は1・2・14群の60単位分が一括認定されます（「法学部既修得単位等認定規程」第3条）。ただし，本学法学部で修得した単位，またはその他当該科目の名称・内容などを勘案して，3～13群の授業科目の単位とみなすことができるものについては，その単位は8単位を上限に，3～13群の科目に充当して認定することができます。申請期間は，入学式終了後1週間以内です（同第5条）。

なお，本学法学部を中退して3年次に編入した学生は，80単位を上限に既修得単位の認定を申請することができます。まず，本学法学部で修得した単位，またはその他当該科目の名称・内容から1～14群の授業科目の単位とみなすことができるものについては，1～14群の授業科目に充当して認定単位とします。ただし，3～13群の授業科目に充当することができるのは20単位までです。次に，残りの単位を1・2・14群の授業科目の単位として一括認定します（「法学部既修得単位等認定規程」第4条）。

申請期間は，同じく，入学式終了後1週間以内です（同第5条）。

(2) 2年次編入・転入学生

2年次編入・転入学生は，大学等に1年以上在籍して30単位以上を修得もしくは修得見込みであることが出願要件となっており，入学後は48単位を上限として単位が認定されます（「法学部既修得単位等認定規程」第3条）。まず，当該科目の名称・内容などを勘案して，1・2・14群の授業科目に充当できる科目は，個別にその単位を認定します。次に，残りの単位を，1・2・14群の授業科目の単位として一括認定します。ただし，本学法学部で修得した単位，またはその他当該科目の名称・内容などを勘案して，3～13群の授業科目の単位とみなすことができるものについては，その単位は8単位（本学部中途退学者については20単位）を上限に，3～13群の授業科目に充当して認定することができます。申請期間は，入学式終了後1週間以内です（同第5条）。

3 本学他学部より転入した学生の既修得単位認定

本学の他学部から法学部に転入した学生は，2年次への転入の場合は48単位，3年次への転入の場合は60単位を上限に既修得単位の認定を受けることができます。本学で修得した既修得単位のうち，まず，当該科目の名称・内容などを勘案して，1・2・14群の授業科目に充当できる科目は，個別にその単位を認定します。次に，残りの単位を，1・2・14群の授業科目の単位として一括認定します。さらに，本学法学部で修得した単位，または当該科目の名称・内容などを勘案して，3～13群の授業科目の単位とみなすことができる単位がある場合には，3～13群の授業科目のいずれかに充当し，8単位を上限にその単位として認定します。この場合，

2年次へ転入する学生については前述の48単位に含め、3年次へ転入する学生については前述の60単位に含めません（「法学部転学部規程」第9条）。

4 他大学等で修得した単位および学修の単位認定

他の大学や短期大学において修得した単位や、短期大学や高等専門学校の特攻科などにおける学修を、法学部で授業科目を履修して修得した単位とみなして単位認定をすることがあります。また、本学在籍中に「法学検定」（試験日は例年11月中旬頃）のスタンダードコース（中級）またはアドバンスコース（上級）に合格をし、申請をした場合は法律学応用講義「検定法学」の単位認定を受けることができます。学修上の到達の一つの目安になりますので、積極的に活用して下さい。

さらに、同じく本学在籍中に各種外国語検定（『履修の手引』「各種外国語検定による単位認定の基準および認定単位数等一覧表」参照）に合格した場合、第1群の授業科目または自由科目の「検定外国語」の単位認定を受けることができます。学修上の到達の一つの目安になりますので、積極的に活用して下さい。

1 申請・認定の時期と留意点

(1) 申請・認定時期

単位を修得した年度、または学修した年度の、次の年度の履修登録前までに申請してください。1月31日までの申請の場合には、その年度に認定がおこなわれます。1月31日よりあとに申請した場合は、認定は次年度となります。

(2) 単位数

認定される単位数には制限があります。他大学等において単位を修得した年度または学修した年度において法学部で履修登録した単位数とあわせて、その年度における履修登録単位数の上限を超えて認定することはできませんので注意してください。

2 手続き

法学部事務室窓口で所定の申請書を受け取り、相談のうえ、申請してください。申請時には「成績証明書」または「単位取得証明書」などを添付すること。

5 留学によって修得した単位および学修の単位認定

外国の大学や短期大学に留学して修得した単位や、「北海学園大学海外留学規程」（以下「海外留学規程」）に基づく「留学」における研修を、法学部で授業科目を履修して修得した単位とみなして単位認定をすることがあります。単位認定を希望する学生は、以下の手続きに従って申請してください。なお、申請の際には、「履修要項」第6章第2節「単位認定」および「海外留学規程」（『便覧』所収）を必ず確認するようにしてください。

1 手続き

留学後、すみやかに「留学報告」に必要な書類（「海外留学規程」第9条）および「留学による履修および学修の単位認定科目申請書」（法学部事務室窓口で配布）を法学部事務室窓口提出してください。申請は、留学した年度の次の年度の履修登録前までにおこなわなければなりません。1～14群の授業科目または「海外文化」（「履修要項」第4章第11節参照）での申請が可能ですが、「海外文化」で単位認定を希望する場合は、「海外文化単位認定のためのレポート」の提出が必要です。科目については申請前に必ず窓口で相談してください。

2 認定

単位の認定は、申請が1月31日までになされた場合はその年度内に、1月31日よりあとに申請されたものについては、次年度におこなわれます。

なお、認定される単位数は制限があります。外国で単位を修得した年度または学修した年度において法学部で履修登録をした単位数とあわせて、その年度における履修登録単位数の上限を超えて単位を認定することはできませんので注意してください。さらに、前述の③・④における単位数とあわせて60単位を超えることもできません。

法律学科編入・転入生の学修上の留意点

3年次編入・転入生については、法学部の授業科目のうち1・2群および14群の単位を60単位一括認定しており、2年次編入・転入生については、法学部の授業科目のうち1・2群および14群の単位を個別・一括認定を併せて48単位を上限として認定しています(第1章3参照)。したがって、編入・転入生は入学時に単位認定された授業科目以外のものの履修が学修の中心となります。

第1章で述べたように、卒業のためには、

4～6群24単位以上、4～7群52単位以上、3～13群68単位以上、1～14群128単位以上

の修得が必要です。以下、これらの要件を勘案しながら、法律学を勉強する上で注意すべき要点を科目群ごとに説明します。

(1) 3群「基礎教育演習」

1年次生のように履修が限定されていますが、編入・転入生は、編入・転入した年度に限って履修が許可されます。基礎演習は、本学の授業に慣れ、自ら進んで勉強し、問題を発見し、研究することができるようになるための基礎的な知識と技術を教授することを目的としています。編入・転入した年度に履修することを勧めます。

(2) 4群「入門講義」

各科目2単位の授業科目で1年次生のように履修が限定されていますが、編入・転入生は編入・転入した年度に限って履修が許可されます。法学部の専門科目の基礎を学修するために編入・転入した年度にすべての入門講義を履修することを勧めます。

(3) 5群「基礎講義」

法学部の専門科目を勉強する上での柱となる科目群です。編入・転入した年度にできる限り多くの科目を履修することが望まれます。

(4) 6群「法律学基礎講義」

法律学を勉強する上での柱となる科目群です。編入・転入した年度にできる限り多くの科目を履修することが望まれます。

(5) 7群「法律学専門講義」

自分が専攻したいと考える分野の科目を中心にしながら、できるだけ多くの科目を履修しましょう。『講義概要』をよく読んで、各授業科目の内容を理解したうえで履修してください。

(6) 8群「法律学応用講義」

各自の関心のある分野について学修を深めることができます。個別分野の専門科目ですので7群までの科目を履修したうえで履修することが望ましいのですが、3年次編入・転入生でとくに興味のある分野が定まっている場合には、5・6群と同時に履修するのもよいでしょう。ただ、卒業要件の「4～7群52単位以上」の中に算入されませんので、要件に注意しながら履修してください。

(7) 9群「専門演習」

演習は少人数でおこなわれ、自らの勉強の成果を発表したり、一つのテーマを深く追求したりするため、政治学の学修方法を身につけるのに大いに役立ちます。また、演習担当者に質問をしたり助言を受けたりすることも、編入・転入生にとっては勉強の支援となるでしょう。必ず履修することを勧めます。

(8) 12群「政治学講義」・13群「総合応用講義」

法律学関係科目を中心に学修したい場合には履修がなかなか困難ですが、時間割に余裕があれば何科目か履修してもよいでしょう。

(9) その他

編入・転入時の既修得単位の最小認定単位数を基準にすれば、3年次編入・転入生は2年間で68単位(年間34単位)、2年次編入・転入生は3年間で98単位(年間33単位)修得すればよいように見えます。しかし、群ごとの要件があり計算どおりにはいきませんので、必ず履修単位上限まで履修登録をおこなってください。まずは4～7群を中心に履修し、余裕をもって4年次に進み、各自の関心で8群科目を履修することが望ましいと思われると思います。

政治学科編入・転入生の学修上の留意点

3年次編入・転入生については、法学部の授業科目のうち1・2群および14群の単位を60単位一括認定しており、2年次編入・転入生については、法学部の授業科目のうち1・2群および14群の単位を個別・一括認定を併せて48単位を上限として認定しています(第1章3参照)。したがって、編入・転入生は入学時に単位認定された授業科目以外のものの履修が学修の中心となります。

第1章で述べたように、卒業のためには、

4～7群44単位以上、3～13群68単位以上、1～14群128単位以上

の修得が必要です。以下、これらの要件を勘案しながら、政治学を勉強する上で注意すべき要点を科目群ごとに説明します。

(1) 3群「基礎教育演習」

1年次生のように履修が限定されていますが、編入・転入生は、編入・転入した年度に限って履修が許可されます。基礎演習は、本学の授業に慣れ、自ら進んで勉学し、問題を発見し、研究することができるようになるための基礎的な知識と技術を教授することを目的としています。編入・転入した年度に履修することを勧めます。

(2) 4群「入門講義」

各科目2単位の授業科目で1年次生のように履修が限定されていますが、編入・転入生は編入・転入した年度に限って履修が許可されます。法学部の専門科目の基礎を学修するために編入・転入した年度にすべての入門講義を履修することを勧めます。

(3) 5群「基礎講義」

法学部の専門科目を勉強する上での柱となる科目群です。編入・転入した年度にできる限り多くの科目を履修することが望まれます。

(4) 6群「政治学基礎講義」

政治学を勉強する上での柱となる科目群です。編入・転入した年度にできる限り多くの科目を履修することが望まれます。

(5) 7群「政治学専門講義」

自分が専攻したいと考える分野の科目を中心にしながら、できるだけ多くの科目を履修しましょう。『講義概要』をよく読んで、各授業科目の内容を理解したうえで履修してください。

(6) 8群「政治学応用講義」

各自の関心のある分野について学修を深めることができます。個別分野の専門科目ですので7群までの科目を履修したうえで履修することが望ましいのですが、3年次編入・転入生でとくに興味のある分野が定まっている場合には、5・6群と同時に履修するのもよいでしょう。ただ、卒業要件の「4～7群44単位以上」の中に算入されませんので、要件に注意しながら履修してください。

(7) 9群「専門演習」

演習は少人数でおこなわれ、自らの勉学の成果を発表したり、一つのテーマを深く追求したりするため、政治学の学修方法を身につけるのに大いに役立ちます。また、演習担当者に質問をしたり助言を受けたりすることも、編入・転入生にとっては勉学の支援となるでしょう。必ず履修することを勧めます。

(8) 12群「法律学講義」・13群「総合応用講義」

政治学関係科目を中心に学修したい場合には履修がなかなか困難ですが、時間割に余裕があれば何科目か履修してもよいでしょう。

(9) その他

編入・転入時の既修得単位の最小認定単位数を基準にすれば、3年次編入・転入生は2年間で68単位(年間34単位)、2年次編入・転入生は3年間で98単位(年間33単位)修得すればよいように見えます。しかし、群ごとの要件があり計算どおりにはいきませんので、必ず履修単位上限まで履修登録をおこなってください。まずは4～7群を中心に履修し、余裕をもって4年次に進み、各自の関心で8群科目を履修することが望ましいと思われれます。

第2章 授 業

1 授業時間割

授業は月曜日から土曜日まで、下記の時間枠で開講されます。

個々の時間割の組み方にもよりますが、一週間に13時限前後の授業に出席することになります。

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|-------------|
| 〈1部〉 第1時限 | 9:00~10:30 | 〈2部〉 第1時限 | 17:50~19:20 |
| 第2時限 | 10:40~12:10 | 第2時限 | 19:30~21:00 |
| (昼休み | 12:10~12:40) | | |
| 第3時限 | 12:40~14:10 | | |
| 第4時限 | 14:20~15:50 | | |
| 第5時限 | 16:00~17:30 | | |

・1時限90分、授業と授業の間には10分間の休憩が設けられています。

2 休 講

担当教員の出張・校務・病気などにより、授業が休講となる場合があります。

休講の際には以下の方法で連絡します。

①休講の掲示

- (1) 原則として電子掲示板に掲示します。電子掲示板は4面が1セットで構成されており、向かって左から「1部一般/共通・外国語・課程休講掲示」「1部専門科目休講掲示」「2部(全科目)休講掲示」になっています。
- (2) 電子掲示板で表示される項目は、左から月日・曜日・時限・科目名・担当者・備考です。
- (3) 電子掲示板の休講掲示は、原則として休講日の1週間前から掲示されます。
- (4) 緊急の場合(教員の急病等)や、休講取消の際には、「G-PLUS!」に載らない場合もありますので、学内の電子掲示板を怠らずに確認してください。

②「G-PLUS!」による休講情報閲覧

「G-PLUS!」から休講情報を閲覧することができます。

・「G-PLUS!」 <https://portal.hgu.jp> (「サイドバー」の「休講・教室変更等一覧」より)

3 教室変更・担当者変更など

学期の途中で、収容人数過多などの理由による教室変更や、諸事情による担当者変更が生じる場合があります。変更が発生した場合には下記のとおり掲示で連絡します。

4月・5月や第2学期の学期始めには、特に多くの変更が発生しますので、見落とさないように注意してください。

なお、1日限りの教室変更については別途で掲示します(掲示箇所については同様)。

【教室等変更時の掲示箇所】

| | |
|------------------|-----------|
| 法学部専門科目の連絡 | 法学部掲示板 |
| 一般/共通科目・外国語科目の連絡 | 教務センター掲示板 |
| 他学部関連科目の連絡 | 各開講学部の掲示板 |
| 各種課程科目の連絡 | 各課程の掲示板 |

※2部の学生で1部の外国語科目を履修する場合は、1部の教務センター掲示板を確認すること

4 補 講

休講があった科目については、補講が実施される場合があります。

補講が実施される期間は予備日（各学期の授業終了前後および年内授業終了前後）です。ただし、授業内・掲示等で周知の上、予備日以外で補講を行う場合があります。

なお、補講は通常講義とは曜日・時限・教室が異なる場合が多くありますので注意してください。

実施科目、曜日、時限、教室等は授業期間終了約1週間前に法学部掲示板に掲示します。

5 集中講義

夏季休業期間などに集中講義を行う場合があります。各種課程を除き、この開講形態をとる授業は予定されていませんが、発生次第掲示で連絡します。

6 授業の出席と単位の認定

総出席時数が3分の2に満たない者は、理由の如何に関わらず単位が認定されません（学則 第22条）。

第3章 試 験

履修登録をおこない、授業に出席し受講した科目は、定期試験などによって評価が与えられます。試験については、「履修要項」の第5章「試験」にその詳細が述べられていますので、必ず確認してください。

以下では、[1] 今年度の定期試験日程、[2] 定期試験受験心得、[3] 欠席届や追試験など、いくつかの補足事項を述べます。

[1] 定期試験日程

| | |
|--------------|-------------------|
| 第1学期定期試験 | 7月29日(土)～8月4日(金) |
| 第1学期定期試験・予備日 | 8月5日(土) |
| 第1学期追試験 | 9月1日(金)～9月5日(火) |
| 第2学期定期試験 | 1月27日(土)～2月2日(金) |
| 第2学期定期試験・予備日 | 2月3日(土) |
| 第2学期追試験 | 2月19日(月)～2月22日(木) |

[2] 定期試験受験心得 ※定期試験前にあらためて掲示するので、必ず確認すること。内容は掲示を優先する。

1. 受験者は、試験場に掲示されている指定座席で受験すること。
2. 受験者は、学生証を机上（通路側）に提示しなければ受験できない。
 - (1) 学生証を紛失した学生は、あらかじめ再発行の手続きをとること。
 - (2) 学生証を忘れた者は、各学部事務室ならびに教務センター（工学部1年生）に申し出て仮受験票の発行を受けること。発行は、試験開始時間の10分前より取り扱う。
ただし、仮受験票は発行当日のみ有効とする。また、仮受験票の発行は当定期試験期間中1日限りとする。
 - (3) 有効期限が経過した学生証では、受験できない。
3. 受験科目は、履修許可を受けた科目に限る。
4. 答案用紙を受け取った後、試験監督者の指示に従って、指定欄2ヶ所に学年、組、学生番号、氏名を記入すること。
5. 答案用紙を受け取った後は、急病により受験を中断した場合でも有効答案として扱われる（追試を受けることができない）ので、受験にあたっては体調管理に万全を期すこと。
6. 試験開始後20分までは入室することができる。試験開始後20分を超えて遅刻してきた者は受験できない。
7. 試験開始後30分までは、退室できない。
8. 試験場において特に参照を許可されたもの以外は、鞆の中にしまうか、机の中に閉じた形で収めておくこと。
 - (1) 参照許可物は、自ら持参したものに限り、試験場での貸し借りを禁ずる。これに違反したものは不正行為とみなす。
 - (2) 持ち込み許可の六法全書は、特段の指示がない限り、下記に指定されたもので、書き込みの無いものに限る（判例・解説等の付録の参照は不可）。書き込みのある六法全書を使用した場合は、試験科目や問題範囲にかかわらず不正行為と見なされる。
[大学が指定する六法全書]
有斐閣：『六法全書』『ポケット六法』
信山社：『標準六法』
三省堂：『デイリー六法』
9. 携帯電話及びこれに類するものは、試験場では電源を切り机上に置かないこと。試験中に携帯電話の時計機能や電卓機能を利用することはできない。
10. 試験中は、物品の貸借および私語を禁ずる。なお、事務室も文房具その他の貸し出しは行わないので、事前に十分な準備をすること。
11. 不正行為 [本人以外の受験、答案の交換又は貸借、不正行為用の文書類の所持（試験科目及び問題の範囲に関らない）、参照許可物以外のものの参照、試験監督者の指示に従わない等]があった場合は、「退場」を

命じられ、次の措置がとられる。

- (1) 当科目の年度内受講を停止し、単位は認定しない。
 - (2) 当試験期間中の受験を停止し、当試験期間中の全科目を0点とする。
 - (3) その後「懲戒」を含む嚴重な処置をとる。
12. 答案を提出する場合は、試験監督者の指示する場所に提出し、速やかに退室すること。
 13. 受験者は、たとえ解答ができなくとも答案用紙に学生番号、氏名を記入して、必ず提出すること。
提出しない場合、試験の正常な運営を妨げる不正行為とみなすことがある。
 14. 病気その他の事情により、定期試験を受けることの出来なかった者は、追・再試験の取り扱いに基づき所定の手続きを試験終了後3日以内に完了すること。
 15. 試験実施日時及び試験場には充分注意し、確認を怠らないこと。
 16. その他、試験監督者の指示に従うこと。

[3] 追試験その他

試験期間中、病気その他やむをえない事情があって受験することができなかった場合は、追試験を受けることができます。詳細については、「履修要項」第5章第3・4節で説明されていますので、必ず確認してください。不明な点はできるだけ早く法学部事務室窓口にお問い合わせください。

また、何らかの特別事由（例えば身体的障害など）がある学生については、特別受験室の設置などを考慮します。事前に窓口で相談するようにしてください。

第4章 成績

成績の評価と単位の認定については、「履修要項」の第6章「成績評価と単位認定」を必ず確認してください。以下では、要点だけ簡潔に述べておきます。

〈1〉 単位の修得

授業科目の成績評価は、秀（90点以上）・優（80～89点）・良（70～79点）・可（60～69点）・不可（59点以下）の5段階でなされ、可以上が合格です。合格した科目については、学部教授会によって単位の認定がおこなわれます。

「学則」には、「出席時数3分の2以下」の場合、「単位の認定をしない」旨が定められています（第22条第1項）。出席をとる科目では、原則としてこの規定が適用されるので注意してください。

履修した科目の成績は、以下の要領で学費支給者に通知をおこないます。学生本人に対しては、「G-PLUS!」でお知らせします。

2017年度（平成29年度）成績通知日程表

| 項目 | 日時 | 方法 | 注意事項 |
|-------|------------------|----------|--------------------------|
| 成績通知書 | 1学期終了後 （9月中旬） | 学費支給者宛郵送 | 1学期終了時点の成績を学費支給者宛に郵送します。 |
| | 2学期終了後 （3月下旬） | 学費支給者宛郵送 | 年度終了時点の成績を学費支給者宛に郵送します。 |

〈2〉 GPA (Grade Point Average)

GPAとは、履修科目の成績を一定のポイントに置き換えて、みなさんの学習到達度を数値によって示すものです。各科目の成績を、秀 = 4点、優 = 3点、良 = 2点、可 = 1点、不可・欠 = 0点と数値化します。本学でのGPAの算出方法は、以下のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{\langle \text{秀}(4) \times \text{単位数} \rangle + \langle \text{優}(3) \times \text{単位数} \rangle + \langle \text{良}(2) \times \text{単位数} \rangle + \langle \text{可}(1) \times \text{単位数} \rangle}{\text{履修科目の総単位数 (不可・欠を含む)}}$$

なお、成績通知書には「学期GPA」、「年度GPA」、「通算GPA」の3種類が記載されます。算出対象科目は法学部で成績を判定した科目です（自由科目を除く）。

- ・科目を再履修した場合、「履修科目の総単位数」に再履修前の単位数は含まれない。
- ・転部・転学部・転学科等を許可された場合で、異動後に単位の読替えが認められなかった科目の単位数及び評価は、GPA算出の際含まれない。

〈3〉 成績照会

成績通知後、「定期試験を受験したのに欠となっている」場合などについての照会を、期間を定めて受け付けます。

(1) 成績照会

- ① 申請期間：2017年3月28日(火)～30日(木)（新2～4年生の前年度第2学期の成績照会）
：2017年9月19日(火)～21日(木)（第1学期成績照会）
：2018年3月28日(水)～30日(金)（第2学期成績照会）
- ② 申請方法：法学部事務室窓口で申請用紙に記入し提出してください。
- ③ 照会后回答を渡します。

(2) 卒業発表時の成績照会

- ① 申請期間：2017年9月16日(土)・19日(火)（9月16日 9月期卒業生発表）
：2018年3月10日(土)・12日(月)（3月10日 卒業生発表）
- ② 申請方法：上記(1)の②と同じです。
- ③ できる限りすみやかに回答をおこないます。

(3) 成績評価に関する問い合わせ

成績評価の具体的内容に関する疑問は、上記の成績照会では受け付けません。科目担当者に直接問い合わせてください。科目担当者が非常勤講師の場合は、法学部事務室窓口に申し出てください。

第5章 学科選択および卒業

「1」 学科の選択

法学部1年次生は、4群「入門講義」・5群「基礎講義」の履修を通じて法律学と政治学の基礎を学び、各自の興味関心や将来の目標を考えて学年末に学科を選択し、2年次から法律学科または政治学科に所属することになります。

所属学科の決定に際しては学生の志望が最大限考慮されますが、各学科の定員に照らして極端に志望が偏った場合は成績による選考をおこなうことがあります。詳細は「履修要項」第2章「学科への所属」および「所属学科決定に関する規程」に述べられていますので確認してください。以下では、手続きと日程について説明します。

1 日程

- (1) 「演習Ⅰ授業内容紹介文」の掲示：12月中旬～2月2日(金)

- (2) 「志望学科届」の提出期間：1月10日(水)～1月23日(火)23：59まで
- (3) 未提出者・エラー者掲示：1月26日(金)10：00
- (4) 最終締め切り：2月2日(金)23：59まで
- (5) 所属学科発表：3月12日(月)10：00

2 手続き

- (1) 法律学科・政治学科のどちらを志望するのかを考える参考にしてもらうために、12月中旬から2月上旬までの間、来年度開講される「演習Ⅰ」のテーマや選考基準などを担当者ごとに掲示します。演習によっては、履修者の所属学科を限定することがありますので、学科を選択する時に参考にしてください。
- (2) 「志望学科届」の提出期間中、GOALS (<https://goals.hgu>) にアクセスしてください。
- (3) 講義一覧の中から【法学部学科選択 申込み手続き】を選択してください。
- (4) さらに【志望学科届の提出】を選択し、志望する学科にチェックを付けて、提出ボタンを押してください。

※操作方法の詳細は12月に掲示とG-PLUS!配信でお知らせする予定です。

3 留意事項

- (1) 「志望学科届」にかかわる案内はすべて掲示でおこないます。掲示を見落とさないようにくれぐれも注意してください。
- (2) 未提出やエラーによって志望学科が確認できない場合には、1月26日(金)に掲示します。必ず掲示を確認し、該当する学生はGOALSで志望学科届を必ず提出してください。2月2日(金)までに提出がない場合は、教授会の議を経て学科を決定します。
- (3) 所属学科の発表は、3月12日(月)に掲示でおこないます。自分の目で確認するようにしてください。また、3月下旬の「成績通知」において、所属するクラス・学生番号をお知らせします。

「2」 9 月期卒業

卒業延期となった者で、第1学期の授業科目の履修により卒業要件単位を修得できる見込みがある者から申し出のあるときは、第1学期末に実際に卒業要件単位を修得できれば第1学期末の卒業（9月期卒業）を認定します（学則第32条、履修要項第7章参照）。

- 1 9月期卒業対象学生：以下の全てを満たしている学生
 - (1) 過去に単位不足により卒業延期になった学生
 - (2) 第1学期の授業科目履修により、第1学期終了時点で卒業の見込みがある学生
 - (3) 9月期卒業を希望し、申込受付期間内に申込をした学生
- 2 受付方法：9月期卒業を希望する学生は、法学部事務室窓口にて「申込用紙」を受け取り、必要事項を記入のうえ、期間内に提出すること。
- 3 申込受付期間：4月21日(金)～8月7日(月)
- 4 受付場所：法学部事務室
- 5 受付時間：窓口取扱い時間内

「3」 所属学科および卒業生の発表

以下の要領で通知および発表をおこないます。掲示にも十分に注意してください。

2017年度（平成29年度）所属学科・卒業生発表日程表

| 項目 | 日時 | | 場所 | 注意事項 |
|--------|----------------------|------|---------|---|
| 所属学科発表 | 3月12日(月) | 10時～ | 法学部掲示板前 | 掲示に注意してください。 |
| 卒業生発表 | 9月16日(土) 3月10日(土) | 10時～ | 法学部掲示板前 | 成績通知書を学生本人に配付し、 <u>学費支給者には郵送します</u> 。諸証明書を必要とする方は、法学部事務室に申込みをしてください。期間内に申込みをした学生に限り、卒業証書・学位記授与式会場で交付します(事前の交付は一切おこなっていません)。 |

2017年度（平成29年度）卒業延期者ガイダンス日程表

| 項目 | 日時 | | 場所 | 注意事項 |
|------------|----------|------|--------------|--|
| 卒業延期者ガイダンス | 3月10日(土) | 10時～ | 掲示等でお知らせします。 | 卒業延期者は、判例演習室にてガイダンスを受けてください。新年度のガイダンス（4年次生向け）にも出席してください。 |

**2016 年度以降入学生適用
【資料】履修要項等**

法学部教育課程履修要項

平成28年4月1日施行
平成29年4月1日一部修正

目 次

- 第1章 本要項の趣旨，対象者および対象科目
 - 第1節 本要項の趣旨
 - 第2節 本要項の対象者
 - 第3節 本要項の対象とする授業科目
- 第2章 学科への所属
 - 第1節 2年次における学科への所属
 - 第2節 所属学科の決定
- 第3章 授業科目履修上の一般的注意事項
 - 第1節 授業科目
 - 第2節 単位数と授業回数との関係
 - 第3節 必修科目，選択科目，自由科目
 - 第4節 授業科目の年次配当と開講学期
 - 第5節 時間割
 - 第6節 1部生の2部における履修，2部生の1部における履修
 - 第7節 履修登録できる授業科目の単位数の制限
 - 第8節 履修登録
 - 第9節 他学部の授業科目
- 第4章 各授業科目の履修上の注意事項
 - 第1節 「1群（基盤科目）」の授業科目
 - 第2節 「2群（教養科目）」の授業科目
 - 第3節 「3群（基礎教育演習）」の授業科目
 - 第4節 「4群（入門講義）」の授業科目
 - 第5節 「8群（法律学科においては法律学応用講義，政治学科においては政治学応用講義）」の授業科目
 - 第6節 「9群（専門演習）」の授業科目
 - 第7節 「10群（講読）」の授業科目
 - 第8節 「11群（卒業研究）」の授業科目
 - 第9節 「12群（法律学科においては政治学講義，政治学科においては法律学講義）」の授業科目
 - 第10節 「13群（総合応用講義）」の授業科目
 - 第11節 その他の授業科目
- 第5章 試験
 - 第1節 通則
 - 第2節 定期試験
 - 第3節 試験欠席届（追試験の取扱い）
 - 第4節 追試験
 - 第5節 再試験その他臨時の試験
- 第6章 成績評価と単位認定
 - 第1節 成績評価
 - 第2節 単位認定
- 第7章 卒業
 - 第1節 法律学科
 - 第2節 政治学科
- 付表1 各種外国語検定による単位認定の基準および認定単位数等一覧表
- 付表2 授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

第1章 本要項の趣旨、対象者および対象科目

第1節 本要項の趣旨

- 1 本要項は、法学部の学生と法学部の特定の授業科目を履修する者に対して、北海学園大学法学部規則（以下「学部規則」という。）第11条および第12条第4項の規定に基づき、法学部の授業科目の履修に関する事項と試験・成績評価に関する事項を定め、その説明を行うとともに、北海学園大学学則（以下「学則」という。）や学部規則に規定されている単位の認定、学科所属、卒業要件などの教育課程に関する事項についてもあわせて説明するものである。
- 2 法学部の学生と法学部の特定の授業科目を履修する者は、自己の学修目的に応じた履修計画に基づき、学則、学部規則および本要項に定める事項を遵守して法学部の授業科目を履修し、単位を修得することに努力しなければならない。
- 3 学則、学部規則および本要項に定める事項に反する授業科目の履修は、授業科目の履修としての効力を認められない。

第2節 本要項の対象者

- 1 本要項は、法学部の学生を対象とする。本要項の規定は、法学部の特定の授業科目を履修する者に対して、他の規則・規程等に異なる規定がなく、その性質に反しない限り、適用される（学則第46条参照）。
- 2 法学部の学生とは、法学部へ1年次に入学した者（学則第11条第2項）、再入学した者（学則第30条）、復籍した者（学則第31条第2項）、法律学科の学生および政治学科の学生をいう。
- 3 法律学科の学生とは、法律学科へ2年次から所属した者（学部規則第2条）、編入学、転入学した者（学則第12条第1項、第2項）、転学部または転学した者（学則第13条第1項）、復籍した者（学則第31条第2項）および転学科した者（学部規則第4条）をいう。
- 4 政治学科の学生とは、政治学科へ2年次から所属した者（学部規則第2条）、編入学、転入学した者（学則第12条第1項、第2項）、転学部または転学した者（学則第13条第1項）、復籍した者（学則第31条第2項）および転学科した者（学部規則第4条）をいう。
- 5 法学部の特定の授業科目を履修する者とは、法学部の委託生（学則第39条）、科目等履修生（学則第40条第1項）、特別聴講学生（学則第44条）、学則第19条の規定により法学部の授業科目を履修する他の学部の学生および学部規則第9条の規定により法学部の授業科目を履修する北海学園大学大学院の学生をいう。

第3節 本要項の対象とする授業科目

- 1 本要項は、学則別表5(1)と同表6(1)に掲げる法学部1年次および法律学科の授業科目の履修に関する事項、ならびに学則別表5(2)と同表6(2)に掲げる法学部1年次および政治学科の授業科目の履修に関する事項などを定めるものである。
- 2 教職課程、図書館学課程、社会教育主事課程、学芸員課程、日本語教員養成課程などの授業科目の履修については、それぞれの履修規程に従う必要がある。

第2章 学科への所属

第1節 2年次における学科への所属

- 1 法学部1部1年次に入学、再入学または復籍した者は、2年次から1部法律学科または1部政治学科に所属する（学部規則第2条第1項）。
- 2 法学部2部1年次に入学、再入学または復籍した者は、2年次から2部法律学科または2部政治学科に所属する（学部規則第2条第2項）。

第2節 所属学科の決定

- 1 各学科への所属は、学生の志望に基づき、教授会の議を経て決定する。
- 2 1年次学生は、2年次以降所属することを志望する学科を記した「志望学科届」を、所定の時期に法学部事務室に提出しなければならない。
- 3 学生の志望が一つの学科に過度に偏った場合には、別に定める「所属学科決定に関する規程」の基準に従って所属学科を決定する。

第3章 授業科目履修上の一般的注意事項

第1節 授業科目

- 1 法学部の授業科目、授業科目の単位数、授業科目の年次配当、授業科目の必修科目・選択科目・自由科目の区別は、1部については学則別表5(1)および同表5(2)、2部については学則別表6(1)および同表6(2)のとおりである（学則第18条）。
- 2 1部生（1部に在籍する学生）については、1年次学生は学則別表5(1)または同表5(2)に掲げる授業科目、法律学科学生は学則別表5(1)に掲げる授業科目、政治学科学生は学則別表5(2)に掲げる授業科目を履修することができる（学部規則第6条第1項）。ただし、学則別表5(1)または同表5(2)の留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）に掲げる授業科目は、外国人留学生特別入学試験または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒学生を除いて、履修することができない（学部規則第6条第3項）。
- 3 外国人留学生特別入学試験または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒学生は、学則別表5(1)または同表5(2)の留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）に掲げる授業科目を履修することができる。外国人留学生・海外帰国生徒学生で学部長が必要と認めた者は、この科目のうち学部長が指定する授業科目を履修しなければならない（学部規則第6条第3項）。
- 4 2部生（2部に在籍する学生）については、1年次学生は学則別表6(1)または同表6(2)に掲げる授業科目、法律学科学生は学則別表6(1)に掲げる授業科目、政治学科学生は学則別表6(2)に掲げる授業科目を履修することができる（学部規則第6条第1項）。
- 5 学則別表に掲げる授業科目は、年度の事情により開講されないことがある。開講されない授業科目は、その年度には履修することができない（学部規則第6条第1項ただし書）。毎年度、講義概要または掲示によって、開講される授業科目とその担当教員を知らせる。

第2節 単位数と授業回数との関係

- 1 大学での学修は、単位制をとっている。すべての授業科目には、学則別表に定める一定の単位が与えられ、所定の単位数を修得してはじめて卒業を認定されるなどの効果が生じる。
- 2 学則第20条および学部規則第7条において、授業科目の種類ごとに、何時間の授業をもって1単位とするか、という単位数計算の基準が定められている。これを授業科目の単位数と授業回数（時間割の1時限を1回の授業とする。）との関係で表すと、通常の開講形態をとる場合には、概ね次のようになる。なお、時間割の1時限（90分）は2時間として計算され、授業日30週（定期試験期間等を含まない。）で1年間の授業となる。

| | | | |
|-------|--------------------|---------------|---------|
| 講義科目 | 4単位の科目 | 第1学期開講・第2学期開講 | 週2回×15週 |
| | | 通年開講 | 週1回×30週 |
| 外国語科目 | 2単位の科目 | | 週1回×15週 |
| | 1単位の科目（教養・演習を除く科目） | | 週1回×15週 |
| 演習科目 | 2単位の科目（教養・演習） | | 週1回×15週 |
| | 4単位（基礎演習・演習・外国書講読） | | 週1回×30週 |
| 体育実技 | 1単位 | | 週1回×15週 |

- 3 文部科学省の定める大学設置基準に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容で構成されているため、履修した授業科目については、上記の授業時間での学習に加えて、相応の自学自習に取り組まなければならない。

第3節 必修科目、選択科目、自由科目

- 1 「必修科目」とは、卒業要件として必ず修得を必要とする授業科目であり、法学部の授業科目に、この意味での必修科目（単独必修科目）はない。
- 2 「選択科目」とは、学生がその履修目的に応じて選択し、修得単位が卒業要件の単位数に算入される授業科目である（卒業要件については、本要項第7章参照）。学則別表5(1)および同表5(2)ならびに学則別表6(1)および同表6(2)に掲げる授業科目のうち、1群から14群および留学生科目の授業科目は選択科目である。
- 3 「自由科目」とは、修得単位が卒業要件の単位数に算入されない授業科目である。

第4節 授業科目の年次配当と開講学期

- 1 授業科目の年次毎の配当は、原則として、学則別表5(1)と同表5(2)および学則別表6(1)と同表6(2)に定めるとおりである。2群の授業科目を除き、学則別表に定められた配当年次に、その授業科目を履修し、単位を修得することが望ましい。
- 2 下級年次の学生が上級年次に配当されている授業科目を履修することは、認められない。ただし、1群(基礎科目)のうち、英語以外の外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語)については、十分な語学力を有するとみなされる場合、特別に履修を許可することがある(平成29年度以降入学生適用)。
- 3 上級年次の学生は下級年次に配当されている授業科目を履修することができるが、授業科目により(例えば、3群、4群、9群などの授業科目)またはその年度の事情により履修が制限されることがあるので、この要項(とくに第4章)、講義概要の記載および掲示に注意しなければならない。
- 4 2群の授業科目については、1～4年次のいずれにおいて履修すべきであるかを、講義概要を参考にしつつ、各授業科目の体系・難易度、自己の履修目的などに応じて、学生各自が判断する必要がある。
- 5 「3・4年次配当」の授業科目については、3年次または4年次のいずれにおいて履修すべきであるかを、講義概要を参考にしつつ、各授業科目の体系・難易度、自己の履修目的などに応じて、学生各自が判断する必要がある。
- 6 授業科目の開講学期には、通年開講、第1学期開講、第2学期開講と集中講義があり、本要項の付表1(「授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表」)に各授業科目の開講学期(通年開講、第1学期開講、第2学期開講の区別)の原則を示してある。集中講義については、年度の始めにガイダンス資料や掲示によって知らせる。
- 7 授業科目によっては、その授業科目の前の学期または年次に開設されている他の授業科目の履修または単位修得を履修の前提要件とするものがあるので、この要項の第4章の記載、講義概要の記載および掲示に十分注意しなければならない。
- 8 授業科目の年次配当と開講学期は、学則別表およびこの要項の規定にかかわらず、特別の事情によって変更されることがありうるので、講義概要の記載および掲示に十分注意しなければならない。

第5節 時間割

- 1 時間割は、次のとおり、1部については5時制限、2部については2時制限とする。

(1部)

| 第1時限 | 第2時限 | 第3時限 | 第4時限 | 第5時限 |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 9:00 ～ 10:30 | 10:40 ～ 12:10 | 12:40 ～ 14:10 | 14:20 ～ 15:50 | 16:00 ～ 17:30 |

(2部)

| 第1時限 | 第2時限 |
|---------------------|---------------------|
| 17:50 ～ 19:20 | 19:30 ～ 21:00 |

- 2 時間割表は、毎年度の始めに定めて、学生に配布する。集中講義の時間割については、その都度掲示によって知らせる。
- 3 休講、補講など、時間割を変更する場合については、その都度掲示によって知らせる。
- 4 時間割上、全部または一部において重複する授業科目については、そのうちの一つのみの履修登録が認められる。
- 5 時間割がクラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの時間割に従って履修しなければならない。

第6節 1部生の2部における履修、2部生の1部における履修

- 1 第2項・第3項・第4項に定める場合を除き、1部生が2部において履修すること(2部開講の授業科目を1部開設の同一授業科目の授業として履修すること)および2部生が1部において履修すること(1部開講の授業科目を2部開設の同一授業科目の授業として履修すること)は、認められない。
- 2 卒業年次の1部生または2部生で、特別に学部長の許可を受けた者は、それぞれ2部または1部において授業科目を履修することができる。
- 3 2部生は、学則別表6(1)または同表6(2)の授業科目のうち、5群(基礎講義)、6群(法律学科にあっては法律学基礎講義、政治学科にあっては政治学基礎講義)、7群(法律学科にあっては法律学専門講義、政治学科にあっては政治学専門講義)、8群(法律学科にあっては法律学応用講義、政治学科にあっては政治学応用講義)、10群(講読)、12群(法律学科にあっては政治学講義、政治学科にあっては法律学講義)および13群

(総合応用講義)の授業科目を1部において履修し(ただし、2部と1部とで同一授業科目を重複して履修することはできない。)2部授業科目の単位として修得することができる(学部規則第8条)。この場合において、2部生が1部において履修することができる単位数は、各年度12単位以内に制限される。

- 4 2部生は、学則別表6(1)または同表6(2)に掲げる授業科目のうち、1群と2群の授業科目で別に定めるもの(年度当初に掲示する。)、および自由科目の「キャリア・ガイダンス」を1部において履修することができる。これらの授業科目については、1部での履修を制限される単位数(第3項参照)の制限に含まれない。
- 5 2部生が1部において履修することができる単位数は、自由科目を除いて、本章第7節第1項に定める履修登録の上限単位数に含まれる。

第7節 履修登録できる授業科目の単位数の制限

- 1 学習の効率を損なわないようにするため、学生が1年度に履修することのできる授業科目(1年次学生にあっては学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)の授業科目、法律学科学生にあっては学則別表5(1)または6(1)の授業科目、政治学科学生にあっては学則別表5(2)または6(2)の授業科目)の単位数の合計は、各年度48単位以内に制限される。学生は、特別の定めのある場合を除いて、この単位数を超えて各年度の履修登録をすることができない。
- 2 各学期に履修することができる授業科目の単位数に制限はないが、本章第2節第3項に記した単位制の趣旨を踏まえ、一つの学期に偏ることなく各年度の履修計画を作成しなければならない。
- 3 自由科目および課程科目の単位数は、履修登録を制限される単位数に含まれない。

第8節 履 修 登 録

- 1 法学部の授業科目を履修するには、履修しようとする授業科目を選び、その年度の始め(特別の定めまたは指示のある場合を除く。)の指定された期間内に履修登録を行い、学部長の許可を受けなければならない(学部規則第10条)。法学部の特定の授業科目を履修しようとする者は、履修願を提出して、許可を受けなければならない。許可に際しては、本章第7節第2項の定めを踏まえて履修計画を修正するよう求められることがある。
- 2 過年度において履修し単位を修得することができなかった授業科目を再び履修しようとする場合(再履修)にも、改めて履修登録を行わなければならない。
- 3 過年度において履修し単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。ただし、科目等履修生については、この限りではない。
- 4 履修登録手続に先立って履修の申込みや担当教員の履修許可を要する授業科目についても、改めて履修登録を行わなければならない。
- 5 学生は、毎年度において、必ず一つ以上の授業科目について履修登録を行わなければならない。
- 6 履修登録後は、所定の期間内に履修登録の確認をしなければならず、同じ期間内に必要に応じて履修登録の修正をすることができる。この履修登録確認の期間後は、履修を願い出た授業科目の変更、取消しまたは追加をすることは認められない。ただし、第2学期開講科目については、第2学期の始めに履修登録の修正が認められることがある。
- 7 履修登録がなされていない授業科目については、その年度の履修および受験は認められない。
- 8 履修登録期間その他の履修登録に関する事項については、講義概要または掲示によって、毎年度、その年度の内容を知らせるので、十分に注意しなければならない。

第9節 他学部の授業科目

- 1 学生は、学部長と他学部の学部長の許可を受けて、当該他学部の授業科目を履修することができる(学則第19条)。この場合においては、履修できる授業科目の単位数の制限(本章第7節第1項)の規定は、適用しない。
- 2 前項により修得した単位は、法学部における自由科目の修得単位と同様の扱いとする。

第4章 各授業科目の履修上の注意事項

第1節 「1群(基盤科目)」の授業科目

- 1 1群の授業科目は、全学部の学生を対象とする共通の授業科目である。これには、「言語」「身体」「情報」の授業科目群がある。

- 2 これらの授業科目群は、履修者がその履修目的に応じて選択するための便宜的な区分であり、科目履修上の制限を設けるものではない。各授業科目の内容や、科目相互の関係その他の履修に関する事項については、講義概要の説明を読み、理解することが肝要である。
- 3 英語コミュニケーション、英語ライティングおよび英語文化演習に属する授業科目を履修しようとする学生は、履修が認められる学生数に制限があるため、履修登録に先立って履修許可を受ける必要がある。許可手続については、年度始めのガイダンスにおいて要領を知らせ、速やかに実施するので、十分に注意しなければならない。
- 4 英語文化演習については、内容を異にする複数の授業が並行して開講される。学生は、この中から履修目的に応じて選択して履修することができる。
- 5 英語以外の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語）について、科目履修上の制限はとくにない。学修の効果を高めるために、「英語以外の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語）履修上の注意」を読み、授業内容と科目相互の関係を理解することが肝要である。
- 6 「身体」の授業科目群の体育実技については、1部では体育実技ⅠAからⅣBまでの8科目、2部ではⅠAからⅡBまでの4科目があり、このそれぞれに複数の種目が設けられている。履修者は、1学期につき1科目を選択して、授業を受けることになる。
- 7 体育実技は、授業内容および施設等の関係から、履修が認められる学生数に制限があるため、履修登録に先立って履修許可を受ける必要がある。許可手続については、年度始めのガイダンスにおいて要領を知らせ、速やかに実施するので、十分に注意しなければならない。
- 8 本要項の付表2に定める各種外国語検定の結果に基づき、「言語」の授業科目の単位が認定されることがある。検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第16項ならびに付表2をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第2節 「2群（教養科目）」の授業科目

- 1 2群の授業科目は、全学部の学生を対象とする「人文科学」「社会科学」「自然科学」「北海道学」「教養科目特別講義」の授業科目群である。
- 2 これらの授業科目群は、履修者がその履修目的に応じて選択するための便宜的な区分であり、科目履修上の制限を設けるものではない。各授業科目の内容や、科目相互の関係その他の履修に関する事項については、講義概要の説明を読み、理解することが肝要である。

第3節 「3群（基礎教育演習）」の授業科目

- 1 基礎演習は、1年次学生以外の者が履修することはできない。
- 2 編入学、転入学または転学部した者については、その編入学、転入学または転学部した年度に限って基礎演習を履修することができる。
- 3 基礎演習を履修しようとする学生は、履修登録手続に先立って年度の始めの指定された期間内に基礎演習申込書を法学部事務室に提出して、履修の許可を受けなければならない。履修の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。

第4節 「4群（入門講義）」の授業科目

- 1 4群の各授業科目は、1年次学生以外の者が履修することはできない。
- 2 編入学、転入学または転学部した者については、その編入学、転入学または転学部した年度に限って4群の各授業科目を履修することができる。

第5節 「8群（法律学科においては法律学応用講義、政治学科においては政治学応用講義）」の授業科目

- 1 法律学科8群の法律学応用講義については、複数の講義が開講される。学生は複数の講義を履修し、それぞれの単位を修得することができる。
- 2 政治学科8群の政治学特殊講義および国際地域政治研究については、複数の講義が開講される。学生は複数の講義を履修し、それぞれの単位を修得することができる。
- 3 過年度に履修して単位を修得した法律学応用講義、政治学特殊講義あるいは国際地域政治研究と同一の講義は、再び履修することができない。同一であるか否かについては、年度の始めに、ガイダンス資料や掲示で知らせる。
- 4 法学検定の結果に基づき、法律学科8群法律学応用講義の科目として検定法学の単位が認定されることが

ある。検定法学の単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第17項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第6節 「9群（専門演習）」の授業科目

- 1 学生は、複数開講される演習から、2年次において1演習、3年次において1演習を選択して履修し、2年次と3年次の合計で2演習8単位まで修得することができる。
- 2 2演習8単位を修得していない（0単位または4単位の）4年次学生は、1年度につき1演習まで履修することができる。
- 3 演習を履修する年次にかかわらず、最初の4単位については演習Ⅰを、次の4単位については演習Ⅱを履修するものとする。
- 4 演習を履修しようとする学生は、履修登録手続に先立って年度の始めに、その年度に履修しようとする演習を選び、指定された期間内に演習申込書を法学部事務室に提出して、担当教員の許可を受けなければならない。担当教員の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。
- 5 演習Ⅲは、演習Ⅰ・Ⅱの単位を修得し、かつ3群、4群、5群、6群、7群、8群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、80単位を修得した4年次学生にかぎり、履修することができる。ただし、3年次に編入学、転入学または転学部した者については、演習Ⅰ・Ⅱの単位を修得し、かつ4群、5群、6群、7群、8群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、40単位を修得した4年次学生にかぎり、演習Ⅲを履修することができる。
- 6 演習Ⅲを履修しようとする学生は、履修登録の手続に先立って年度の始めに、担当教員の許可を受けなければならない。担当教員の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。

第7節 「10群（講読）」の授業科目

- 1 学生は、複数開講される外国書講読から、1年度につき1講読を選択して履修し、3年次と4年次の合計で2講読8単位まで修得することができる。
- 2 外国書講読を履修する年次にかかわらず、最初の4単位については講読Ⅰを、次の4単位については講読Ⅱを履修するものとする。
- 3 外国書講読を履修しようとする学生は、履修登録手続に先立って年度の始めに、その年度に履修しようとする外国書講読を選び、指定された期間内に外国書講読申込書を法学部事務室に提出して、担当教員の許可を受けなければならない。担当教員の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。

第8節 「11群（卒業研究）」の授業科目

- 1 3群、4群、5群、6群、7群、8群、9群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、9群の8単位を含む88単位を修得していない学生は、卒業研究を履修することができない。
- 2 編入学、転入学または転学部した者（以下本項において「編入学等した者」という）が卒業研究を履修するために必要な修得単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 3年次に編入学等した者が卒業研究を履修するためには、4群、5群、6群、7群、8群、9群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、9群の4単位を含む40単位を修得しなければならない。
 - (2) 2年次に編入学等した者が卒業研究を履修するためには、3群、4群、5群、6群、7群、8群、9群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、9群の8単位を含む84単位を修得しなければならない。
- 3 卒業研究を履修しようとする学生は、履修登録の手続に先立って年度の始めに、その指導を受けようとする教員（法学部の専任教員に限る。）の許可を受けなければならない（学部規則第14条第1項）。この教員（指導教員）の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。
- 4 卒業研究の単位を修得するためには、卒業研究の成果の提出を要する。

第9節 「12群（法律学科においては政治学講義、政治学科においては法律学講義）」の授業科目

- 1 法律学科12群の政治学特殊講義および国際地域政治研究、ならびに政治学科12群の法律学応用講義については、第5節に示した政治学科8群および法律学科8群の各講義科目の扱いと同様とする。
- 2 法学検定の結果に基づき、政治学科12群法律学講義の科目として検定法学の単位が認定されることがある。検定法学の単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第17項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第10節 「13群（総合応用講義）」の授業科目

- 1 学生は、開講される複数の総合応用講義を履修し、それぞれの単位を修得することができる。

- 2 過年度に履修して単位を修得した総合応用講義と同一の総合応用講義は、再び履修することができない。同一であるか否かについては、年度の始めに、ガイダンス資料や掲示で知らせる。

第11節 その他の授業科目

(留学生科目)

- 1 留学生科目の各授業科目は、外国人留学生特別入学試験または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生と海外帰国生徒のみが履修することができる(学部規則第6条第3項)。
- 2 留学生科目の授業科目を履修して修得した単位は、卒業要件(本要項第7章)については、2群(教養科目)の授業科目の修得単位とみなされる(学部規則第18条第2項)。
- 3 留学生科目については、各授業科目名称のⅠ、Ⅱ、……の順に履修することが望ましい。

(インターンシップ)

- 4 インターンシップを履修しようとする学生は、年度の始めにキャリア支援センターでインターンシップへの参加の申込みを行わなければならない。
- 5 インターンシップへの参加は、選考の上許可される。
- 6 インターンシップの単位の認定を受けようとする学生は、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。選考によりインターンシップへの参加を許可されなかった者の履修登録は、認められない。

(NPOインターンシップ)

- 7 NPOインターンシップを履修しようとする学生は、所定の期間内に法学部でNPOインターンシップへの参加の申込みを行わなければならない。
- 8 NPOインターンシップへの参加は、選考の上許可される。
- 9 NPOインターンシップの単位の認定を受けようとする学生は、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。選考によりNPOインターンシップへの参加を許可されなかった者の履修登録は、認められない。

(海外文化)

- 10 「海外文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」での単位認定については、Ⅱの単位を修得する場合はⅠの単位を、Ⅲの単位を修得する場合はⅠ・Ⅱの単位を、Ⅳの単位を修得する場合はⅠ・Ⅱ・Ⅲの単位を修得していなければならない。
- 11 海外文化の単位認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第11項から第15項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

(検定外国語)

- 12 本要項の付表2に定める各種外国語検定の結果に基づき、検定外国語の単位が認定されることがある。検定外国語の単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第16項ならびに付表2をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第5章 試 験

第1節 通 則

- 1 試験には、定期試験、追試験、再試験および臨時の試験がある。
- 2 試験の実施に関する事項は、この要項に定めるもののほか、試験実施時に定めて掲示する「受験心得」によるので、受験者は、試験にあたって、試験ごとに「受験心得」を確認し、これを遵守して受験しなければならない。

第2節 定 期 試 験

- 1 定期試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末に行われる(学部規則第12条第1項)。授業科目によっては、定期試験を行わないもの、定期試験のほかに試験を行うもの、当該科目の授業時間中に試験を行うものなどがある。
- 2 各授業科目の試験時間は、原則として60分である。時間割は、別に定めて掲示する。
- 3 受験科目につき履修許可を受けていない者は、定期試験を受験することができない。

第3節 試験欠席届(追試験の取扱い)

- 1 病気その他の正当な理由により定期試験を受験できず追試験を受験しようとする者は、所定の期日に「試

験欠席届」を提出しなければならない。

- 試験欠席届は、法学部事務室に備え付けの試験欠席届に必要な事項を記入の上、欠席理由により、以下の証明書を添付して提出する。なお、やむを得ない欠席と認められる事由および届け出に必要な証明書類等について不明な点がある場合は、法学部事務室に問い合わせること。
 - 病気、または、けがの場合は、病名・診察日・通院期間が記載された診断書。なお、当日何らかの理由により受診できなかった場合、後日通院可能となり次第速やかに受診し、診断書の発行を受けること（診断書がない場合は、病気、または、けがによる欠席であることを証明できる書類の発行を受けること）。
 - 入社試験受験の場合は、試験日時・試験場所の記載された会社発行の証明書。
 - 出張の場合は、出張期間の記載された職場長の出張証明書。
 - 公共交通機関を利用して通学途中交通事故等に遭遇した場合は、当該交通機関の管理者の発行する証明書。
 - 近親者の葬儀への出席の場合は、葬儀が行われ、出席したことを証明する文書。
 - 上記以外の事由の場合は、その事由を証明する書類。
- 欠席届の受理が直ちに追試験の受験資格を保証するものではない。

第4節 追 試 験

- 追試験とは、病気その他やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった授業科目について、別の期日に行われる試験であり、「試験欠席届」を提出して学部長の許可を受けた場合に受験することができる（学部規則第12条第2項）。
- 追試験は、概ね実施されるが、授業科目によっては実施されないことがある。追試験の実施の有無、受付期間、試験時間割については、その都度掲示で知らせる。
- 「試験欠席届」を提出していない者は、追試験を受験することができない。
- 追試験希望者は、受験料を納付して、「追試験申込書」を所定の期間内に法学部事務室に提出しなければならない。

第5節 再試験その他臨時の試験

- 再試験とは、定期試験または追試験の結果、不合格となった者に対して行う試験である。
- 再試験は実施しない。ただし、卒業年次学生について、教授会の決定により実施することがある（学部規則第12条第3項）。
- 再試験希望者は、受験料を納付して、「再試験願」を所定の期間内に法学部事務室に提出しなければならない。
- 自然災害等の特別の事由により定期試験・追試験を実施することができないなど、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時の試験を行うことがある（学部規則第12条第3項）。

第6章 成績評価と単位認定

第1節 成 績 評 価

- 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可で表示し、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする（学則第23条）。
- 定期試験その他の試験の点数と成績の評価との関係は、100点を満点とした場合、原則的には次のとおりである（この基準は、一応の目安にすぎない）。

| | | |
|----------|----|-----|
| 100点～90点 | 秀 | 合格 |
| 89点～80点 | 優 | |
| 79点～70点 | 良 | |
| 69点～60点 | 可 | |
| 59点以下 | 不可 | 不合格 |

- 成績の評価は、各学期の定期試験と追試験の終了後、次の学期が始まるまでに発表する。卒業年次学生に対しては、卒業生発表時に、1年次学生に対しては、所属学科発表時に発表する。

第2節 単 位 認 定

- 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、教授会の議を経て行われる（学

則第22条第1項)。

- 2 授業料等未納の者および出席時数が3分の2以下の者については、単位は認定されない(学則第22条第1項ただし書)。
- 3 履修登録がなされていない授業科目については、単位は認定されない。
- 4 卒業研究の単位修得の認定は、履修者が提出した卒業研究の成果を指導教員が評価し、これに基づき、教授会の議を経て行う(学部規則第14条第3項)。
- 5 学生が他学部の授業科目を履修して単位を修得した場合においては、法学部における自由科目としての授業科目を履修したものとみなして、法学部の単位が与えられる(学部規則第15条、本要項第3章第9節第2項)。この単位は、卒業要件の単位数に算入されない。
- 6 次の(1)から(5)に掲げる単位または学修については、法学部における授業科目の履修により修得した単位とみなし、または、法学部における授業科目の履修とみなして単位が与えられることがある。この手続・基準などについては、学則および学部規則に定めるもののほか、「法学部既修得単位等認定規程」、「法学部転学部規程」、「法学部転部規程」および「法学部転学科規程」に定めるところによる。
 - (1) 編入学を許可された者が入学前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)(学則第12条第3項)
 - (2) 転学部または転学を許可された者が転学部または転学前に履修した授業科目について修得した単位(学則第13条第3項)
 - (3) 転部または転学科を許可された者が転部または転学科前に履修した授業科目について修得した単位(学部規則第17条参照)
 - (4) 新たに1年次に入学した学生が入学する前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程または高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)(学則第26条第1項、学部規則第17条)
 - (5) 新たに1年次に入学した学生が入学する前に行った短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修(学則第26条第2項、学部規則第17条)
- 7 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学の授業科目について修得した単位、および学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、法学部における授業科目の履修により修得した単位とみなし、または、法学部における授業科目の履修とみなして単位が与えられることがある(学則第24条および第25条)。
- 8 他大学等における修得単位または学修によって単位を修得しようとする学生は、「他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程」に定める手続をとらなければならない。
- 9 他大学等における修得単位または学修による単位認定の申請は、単位を修得した年度、または学修を行った年度の、次の年度の最初の履修登録までに行わなければならない。単位の認定は、申請が1月31日までになされたものは当該年度において、1月31日よりあとになされたものは次年度において行う。
- 10 認定される単位数は、他大学等において単位を修得した年度または学修を行った年度における法学部での履修登録単位数とあわせて、その年度において履修登録できる単位数の上限を超えないものとする(本要項第3章第7節参照)。
- 11 学生が外国の大学または短期大学に留学して履修した授業科目について修得した単位については、法学部における第1群から第14群までのいずれかの授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある(学則第15条)。
- 12 北海学園大学海外留学規程(以下、「海外留学規程」という。)に基づく留学先での研修が、外国における言語・社会・文化・科学技術等の学修であり、外国についての理解を深めるものである場合、その研修と事前事後の学習をもって、法学部における第1群から第14群までの適当な授業科目、あるいは自由科目の「海外文化」を履修したものとみなし、単位を認定することがある(学則第15条)。
- 13 外国における修得単位または学修によって単位を修得しようとする学生は、海外留学規程に定める「単位認定願」その他必要な書類を法学部事務室に提出しなければならない。
- 14 外国における修得単位または学修による単位認定の申請は、単位を修得した年度、または学修を行った年度の、次の年度の最初の履修登録までに行わなければならない。単位の認定は、申請が1月31日までになされたものは当該年度において、1月31日よりあとになされたものは次年度において行う。
- 15 外国における修得単位または学修による単位の認定は、研修先の教育・研究機関より発行された証明書および事前事後の提出物に基づき、教授会の議を経て学部長が行う。認定単位数は、外国において単位を修得した年度または学修を行った年度における法学部での履修登録単位数とあわせて、その年度において履修登録できる単位数の上限を超えないものとし(本要項第3章第7節参照)、さらに、学則第26条第1項および第

2項ならびに「他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程」第3条第1項による単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

- 16 本要項の付表2に定める各種外国語検定の結果に基づき、第1群の授業科目または自由科目の「検定外国語」を履修したとみなして単位が与えられることがある。外国語検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および付表2をよく読み、必要な手続をとらなければならない。
- 17 法学検定の結果に基づき、法律学科第8群または政治学科12群の「検定法学」を履修したとみなして単位が与えられることがある。法学検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第7章 卒業

第1節 法律学科

- 1 学部長は、教授会の議を経て、当該学科の学生が、1部生については学則別表5(1)に、2部生については学則別表6(1)に掲げる授業科目のうちから、次の(1)～(4)までに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する（学則第32条、学部規則第18条第1項(1)号、同条同項(3)号）。
 - (1) 4群（入門講義）から6群（法律学基礎講義）までの授業科目のうちから、24単位以上。
 - (2) 4群（入門講義）から7群（法律学専門講義）までの授業科目のうちから、52単位以上（(1)の単位を含む）。
 - (3) 3群（基礎教育演習）から13群（総合応用講義）までの授業科目のうちから、68単位以上（(1)・(2)の単位を含む）。
 - (4) 1群（共通基礎科目）から14群（関連講義）までの授業科目のうちから、128単位以上（(1)～(3)の単位を含む）。
- 2 外国人留学生特別入学試験、または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒が修得した学則別表5(1)の留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）の授業科目の単位は、第1項の単位の計算において、2群（教養科目）の授業科目の修得単位とみなされる（学部規則第18条第2項）。
- 3 卒業の時期は学年末とする（学則第32条第3項）。
- 4 学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている4年次学生で、第1学期の履修により第1項の定める単位を修得した者から申し出のあるときは、教授会の議を経て、学年途中において卒業を認定する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする（学則第32条第4項）。
- 5 学長は、卒業単位を認定された者に卒業を許可し、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより、学士（法学）の学位を授与する（学則第33条）。

第2節 政治学科

- 1 学部長は、教授会の議を経て、当該学科の学生が、1部生については学則別表5(2)に、2部生については学則別表6(2)に掲げる授業科目のうちから、次の(1)～(3)までに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する（学則第32条、学部規則第18条第1項(2)号、同条同項(4)号）。
 - (1) 4群（入門講義）から7群（政治学専門講義）までの授業科目のうちから、44単位以上（(1)の単位を含む）。
 - (2) 3群（基礎教育演習）から13群（総合応用講義）までの授業科目のうちから、68単位以上（(1)・(2)の単位を含む）。
 - (3) 1群（共通基礎科目）から14群（関連講義）までの授業科目のうちから、128単位以上（(1)～(3)の単位を含む）。
- 2 外国人留学生特別入学試験、または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒が修得した学則別表5(1)の留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）の授業科目の単位は、第1項の単位の計算において、2群（教養科目）の授業科目の修得単位とみなされる（学部規則第18条第2項）。
- 3 卒業の時期は学年末とする（学則第32条第3項）。
- 4 学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている4年次学生で、第1学期の履修により第1項の定める単位を修得した者から申し出のあるときは、教授会の議を経て、学年途中において卒業を認定する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする（学則第32条第4項）。
- 5 学長は、卒業単位を認定された者に卒業を許可し、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより、学士（法学）の学位を授与する（学則第33条）。

各種外国語検定による単位認定の基準および認定単位数等一覧表

1. 単位認定の基準と認定数

| 検定試験名 | レベル・級 | 認定単位数 | 単位認定科目 |
|--|----------------------------------|-------|--|
| 実用英語技能検定試験 主催：(財)日本英語検定協会 | 準1級 | 4 | (1年次開講科目) 英語リーディングⅠ, Ⅱ, 英語特講Ⅰ, Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ, Ⅱ 英語ライティングⅠ, Ⅱ |
| | 1級 | 6 | (2年次開講科目) 英語リーディングⅢ, Ⅳ 英語コミュニケーションⅢ, Ⅳ, 英語特講Ⅲ, Ⅳ 英語ライティングⅢ, Ⅳ 英語文化演習ABCⅠ, Ⅱ 検定外国語(英語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |
| TOEIC* Test of English for International communication 国内主催：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 本部：ETS (Educational Testing Service) *2年以内の公開テストスコア, 1年以内のIPテストスコアも認める。 | 600以上 | 2 | (1年次開講科目) 英語リーディングⅠ, Ⅱ, 英語特講Ⅰ, Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ, Ⅱ 英語ライティングⅠ, Ⅱ |
| | 730以上 | 4 | (2年次開講科目) 英語リーディングⅢ, Ⅳ 英語コミュニケーションⅢ, Ⅳ, 英語特講Ⅲ, Ⅳ 英語ライティングⅢ, Ⅳ |
| | 900以上 | 6 | 英語文化演習ABCⅠ, Ⅱ 検定外国語(英語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |
| TOEFL* Test of English as a foreign Language 国内主催：国際教育交換協議会 本部：ETS (Educational Testing Service) *2年以内の公開テストスコア, 1年以内のIPテストスコアも認める。 | PBT500以上 CBT173以上 IBT61以上 | 2 | (1年次開講科目) 英語リーディングⅠ, Ⅱ, 英語特講Ⅰ, Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ, Ⅱ 英語ライティングⅠ, Ⅱ |
| | PBT550以上 CBT213以上 IBT80以上 | 4 | (2年次開講科目) 英語リーディングⅢ, Ⅳ 英語コミュニケーションⅢ, Ⅳ, 英語特講Ⅲ, Ⅳ 英語ライティングⅢ, Ⅳ |
| | PBT609以上 CBT253以上 IBT101以上 | 6 | 英語文化演習ABCⅠ, Ⅱ 検定外国語(英語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |
| TOEIC Speaking & Writing Tests** 国内主催：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 本部：ETS (Educational Testing Service) | S120以上 W120以上 | 2 | (1年次開講科目) 英語コミュニケーションⅠ, Ⅱ 英語ライティングⅠ, Ⅱ |
| | S130以上 W140以上 | 4 | (2年次開講科目) 英語コミュニケーションⅢ, Ⅳ, 英語特講Ⅲ, Ⅳ 英語ライティングⅢ, Ⅳ |
| | S160以上 W160以上 | 6 | **スピーキング, ライティングのスコアは両方この基準を上回らなければならない。(S160, W145は6単位申請不可) |
| 実用フランス語技能検定試験 主催：APEF (アペフ) 1981年以来, 文部科学省後援実用フランス語技能検定試験(仏検DAPF)を実施している公益財団法人 | 4級 80点以上 | 2 | フランス語基礎Ⅰ, Ⅱ フランス語会話Ⅰ, Ⅱ フランス語文化Ⅰ 検定外国語(仏語)Ⅰ, Ⅱ(自由科目) |
| | 3級 70点以上 | 3 | 上記科目に加え, フランス語基礎Ⅲ, Ⅳ フランス語会話Ⅲ, Ⅳ フランス語文化Ⅱ, Ⅲ 検定外国語(仏語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ(自由科目) |
| | 準2級 | 4 | 上記科目に加え, フランス語言語演習Ⅰ, Ⅱ フランス語文化演習Ⅰ, Ⅱ 検定外国語(仏語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |
| | 2級 及びそれ以上 | 6 | 上記科目に加え, フランス語言語文化演習Ⅰ, Ⅱ 検定外国語(仏語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |
| ドイツ語技能検定試験 主催：(財)ドイツ語学文学振興会 | 4級 | 2 | ドイツ語基礎Ⅰ, ドイツ語基礎Ⅱ(各1単位), ドイツ語文化Ⅰ(2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ, Ⅱ(自由科目) |
| | 3級 | 3 | 上記科目に加え, ドイツ語基礎Ⅲ, ドイツ語Ⅳ(各1単位), ドイツ語文化Ⅱ, ドイツ語文化Ⅲ(各2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ(自由科目) |
| | 2級 | 4 | 上記科目に加え, ドイツ語文化演習Ⅰ, ドイツ語文化演習Ⅱ, ドイツ語言語演習Ⅰ, ドイツ語言語演習Ⅱ(各2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |
| | 準1級 1級 | 6 | 上記科目に加え, ドイツ語言語文化演習Ⅰ, ドイツ語言語文化演習Ⅱ(各2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(自由科目) |

2016年度以降入学生適用資料

| 検定試験名 | レベル・級 | 認定 単位数 | 単位認定科目 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------|---|
| 中国語検定試験 主催：一般財団法人日本中国語検定協会 | 4級 | 2 | 中国語基礎Ⅰおよび中国語基礎Ⅱ， 中国語文化Ⅰ（2単位） 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ（自由科目） |
| | 3級 | 3 | 上記科目に加え，中国語基礎Ⅲおよび中国語基礎 Ⅳ，中国語文化Ⅱおよび中国語文化Ⅲ 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（自由科目） |
| | 2級 | 4 | 上記科目に加え，中国語文化演習Ⅰおよび中国語 文化演習Ⅱ，中国語言語演習Ⅰ，中国語言語演習 Ⅱ 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科目） |
| | 準1級 1級 | 6 | 上記科目に加え，中国語言語文化演習Ⅰ，中国語 言語文化演習Ⅱ 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科目） |
| ロシア語能力検定試験 主催：ロシア語能力検定委員会 | 4級 | 2 | ロシア語基礎Ⅰ，ロシア語基礎Ⅱ（各1単位），ロ シア語文化Ⅰ（2単位） 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ（自由科目） |
| | 3級 | 3 | 上記科目に加え，ロシア語基礎Ⅲ，ロシア語基礎 Ⅳ（各1単位），ロシア語文化Ⅱ，ロシア語文化Ⅲ （各2単位） 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（自由科目） |
| | 2級 | 4 | 上記科目に加え，ロシア語文化演習Ⅰ，ロシア語 文化演習Ⅱ，ロシア語言語演習Ⅰ，ロシア語言語 演習Ⅱ（各2単位） 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科 目） |
| | 1級 | 6 | 上記科目に加え，ロシア語言語文化演習Ⅰ，ロシ ア語言語文化演習Ⅱ 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科 目） |
| 「ハングル」能力検定 主催：ハングル能力検定協会特定非営利活動法人 | 5級 80点以上 | 2 | 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ，韓国・朝鮮語基礎Ⅱ（各1 単位），韓国・朝鮮語文化Ⅰ（2単位） 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ（自由科目） |
| | 4級 80点以上 | 3 | 上記科目に加え，韓国・朝鮮語基礎Ⅲ，韓国・朝 鮮語Ⅳ（各1単位），韓国・朝鮮語文化Ⅱ，韓国・ 朝鮮語文化Ⅲ 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（自由科 目） |
| | 3級 | 4 | 上記科目に加え，韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ，韓国・ 朝鮮語文化演習Ⅱ，韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ，韓 国・朝鮮語言語演習Ⅱ 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自 由科目） |
| | 準2級 2級 1級 | 6 | 上記科目に加え，韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ， 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自 由科目） |

2. 留意事項

- 1) 申請が認められるのは，北海学園大学在籍中に受検した検定の結果に限られる。
- 2) すでに単位を修得している科目の単位として申請することはできない。
- 3) 認定単位数は上限を示している。新たに受検した結果に基づき何度でも申請することができるが，その都度重複して単位を認定することはしない。（例）1年次でTOEICスコア630点を得て，申請により2単位を認定された学生が，TOEICを再度受検し730点を得て申請した場合，認定される4単位のうち2単位はすでに認定されているとみなし，新たに2単位が認定される。
- 4) 検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は，履修要項第6章第2節第7項から第10項をよく読み，必要な手続をとらなければならない。

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

1 部法律学科専門科目 (2016 年度以降入学生適用)

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | | 1年次 | | 2年次 | | | |
|-----------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|---|------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| | | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | | |
| 128 単位 | 1群 | 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | | |
| | 2群 | 教養科目 | ※別頁参照 | | | | | |
| | 3群 | 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | | | |
| | 52 単位 選択 必修 | 24 単位 選択 必修 | 4群 | 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 公法入門 民事法入門 刑事法入門 政治学入門 地方自治入門 | | | |
| | | | 5群 | 基礎講義 (各4単位) | | 憲法 I 民法 I 現代政治学 | | |
| | | | 6群 | 法学基礎講義 (各4単位) | | | 憲法 II 民法 II 民法 III 刑法 I | 行政法 I 刑法 II 民法 IV 民事訴訟法 I |
| | | | 7群 | 法学専門講義 (各4単位) | | | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 52 単位 選択 必修 | | (各2単位) | | | | |
| | | | 8群 | 法学応用講義 (各2単位) | | | | |
| | | | 9群 | 専門演習 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | | 10群 | 講読 (各4単位) | | | 演習 I | |
| | | | 11群 | 卒業研究 (4単位) | | | | |
| | | | | | | 1年次 | | 2年次 |
| | 12 単位 | 68 単位 選択 必修 | 12群 | 政治学講義 (各4単位) | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 | 国際政治学 公共政策論 地方政治論 | |
| (各2単位) | | | | | | | | |
| 13群 | | | 総合応用講義 (各2単位) | | | | | |
| 14群 | | | 関連講義 (各2単位) | | 社会経済学 I ミクロ経済学 I 日本史 東洋史 | 社会経済学 II ミクロ経済学 II 西洋史 | | |
| | | 履修単位上限 | 48単位 | | 48単位 | | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習IIIの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

2016年度以降入学生適用
資料

| 3・4年次 | | 授業科目群 (単位) | | 卒業要件 | |
|---|---|--|---|------------------------------|--|
| 第1学期 | 第2学期 | | | | |
| ※別頁参照 | | 1群 基盤科目 | | 24 単位 選 択 必 修 | |
| ※別頁参照 | | 2群 教養科目 | | | |
| | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | | | |
| | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | | 52 単位 選 択 必 修 | |
| | | 5群 基礎講義 (各4単位) | | | |
| | | 6群 法律学基礎講義 (各4単位) | | | |
| 行政法Ⅱ 民法Ⅴ 商法Ⅰ 商法Ⅱ 法思想史 | 国際法 民事訴訟法Ⅱ 刑事訴訟法 | 商法Ⅲ 労働法 経済法 国際私法 | 法哲学 日本法制史 西洋法制史 | 68 単位 選 択 必 修 | |
| ※1 法律学応用講義 | | 7群 法律学専門講義 (各4単位) (各2単位) | | | |
| | | 8群 法律学応用講義 (各2単位) | | | |
| 3年次 | 4年次 | | | 128 単位 | |
| 演習Ⅱ | 演習Ⅲ (履修条件等別記) | 9群 専門演習 (各4単位) | | | |
| 外国書講読Ⅰ | 外国書講読Ⅱ | 10群 講読 (各4単位) | | | |
| 卒業研究 (履修条件等別記) | | 11群 卒業研究 (4単位) | | | |
| 3・4年次 | | | | | |
| 第1学期 | 第2学期 | | | | |
| 自治体学 地方財政論 日本政治史 ジャーナリズム論 | 社会調査 比較政治学 政治思想史 自治体法 | 政治学講義 (各4単位) | | 12群 | |
| 北海道政治・行政史Ⅰ | 国際機構論 北海道政治・行政史Ⅱ | (各2単位) | | | |
| ※2 政治学特殊講義 ※3 国際地域政治研究 | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | | | |
| ※4 総合応用講義 | | | | | |
| マクロ経済学Ⅰ 財政学Ⅰ 社会政策Ⅰ 日本経済史Ⅰ 国際経済論Ⅰ | 経営学原理Ⅰ 経済政策Ⅰ 会計学原理Ⅰ 西洋経済史Ⅰ 文化人類学Ⅰ | マクロ経済学Ⅱ 財政学Ⅱ 社会政策Ⅱ 日本経済史Ⅱ 国際経済論Ⅱ | 経営学原理Ⅱ 経済政策Ⅱ 会計学原理Ⅱ 西洋経済史Ⅱ 文化人類学Ⅱ | 14群 関連講義 (各2単位) | |
| 48単位 | 48単位 | 履修単位上限 | | | |
| ※1 法律学応用講義 | | ※2 政治学特殊講義 | | ※3 国際地域政治研究 | |
| 社会保障法 法と経済学 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 民事手続法論 信託法 比較法史学 不動産登記法Ⅰ・Ⅱ 商業登記法Ⅰ・Ⅱ 抵当権の実務 | 消費者取引と紛争 法とシェンゲン 中国法文化論 租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 比較法 刑事政策 不動産登記法Ⅰ・Ⅱ ドイツ行政法 | 公法応用Ⅰ (憲法) 公法応用Ⅱ (行政法) 民法応用Ⅰ (民法) 民法応用Ⅱ (会社法) 民法応用Ⅲ (民事訴訟法) 刑法応用Ⅰ (刑法) 刑法応用Ⅱ (刑事訴訟法) 検定法学 | 自治体職員論 日米関係論 | ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | |
| | | | | ※4 総合応用講義 現代ドイツの行政と行政改革 | |

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

2部法律学科専門科目（2016年度以降入学生適用）

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | 1年次 | | 2年次 | | |
|--------------------|----------------------|---------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 必修 | 1群 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2群 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | | |
| | 24 単位 選択 必修 | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 公法入門 民法法入門 刑事法入門 政治学入門 地方自治入門 | | | |
| | | 5群 基礎講義 (各4単位) | | 憲法Ⅰ 民法Ⅰ 現代政治学 | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 6群 法学基礎講義 (各4単位) | | | 憲法Ⅱ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 刑法Ⅰ | 行政法Ⅰ 民法Ⅳ 民事訴訟法Ⅰ |
| | | 7群 法学専門講義 (各4単位) | | | | |
| | 68 単位 選択 必修 | (各2単位) | | | | |
| | | 8群 法学応用講義 (各2単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | 9群 専門演習(各4単位) | | | 演習Ⅰ | |
| | | 10群 講読(各4単位) | | | | |
| | | 11群 卒業研究(4単位) | | | | |
| | 12 群 | 政治学講義 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 |
| (各2単位) | | | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 | 国際政治学 公共政策論 地方政治論 | |
| 13群 総合応用講義(各2単位) | | | | | | |
| 14群 関連講義 (各2単位) | | | 社会経済学Ⅰ ミクロ経済学Ⅰ 日本史 西洋史 | 社会経済学Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ 東洋史 | | |
| 履修単位上限 | | 48単位 | | 48単位 | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習Ⅲの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

2016年度以降入学生適用
資料

| 3・4年次 | | | | 授業科目群 (単位) | | 卒業要件 | |
|------------------------------------|--------------------------------|---------------|--------|---------------------------------------|--|----------------------|----------------------|
| 第1学期 | | 第2学期 | | | | | |
| ※別頁参照 | | | | 1群 基礎科目 | | | |
| ※別頁参照 | | | | 2群 教養科目 | | | |
| | | | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | | | |
| | | | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | | 24 単位 選択 必修 | 52 単位 選択 必修 |
| | | | | 5群 基礎講義 (各4単位) | | | |
| | | | | 6群 法律学基礎講義 (各4単位) | | | |
| 行政法Ⅱ | 国際法 | 商法Ⅲ | 法哲学 | 7群 法律学専門講義 (各4単位) (各2単位) | | | |
| 民法Ⅴ | 民事訴訟法Ⅱ | 労働法 | 日本法制史 | | | | |
| 商法Ⅰ | 刑事訴訟法 | 経済法 | 西洋法制史 | | | | |
| 商法Ⅱ | | 国際私法 | | | | | |
| 法思想史 | | | | | | | |
| ※1 法律学応用講義 | | | | 8群 法律学応用講義 (各2単位) | | | |
| 3年次 | | 4年次 | | | | | |
| 演習Ⅱ | | 演習Ⅲ(履修条件等別記) | | 9群 専門演習(各4単位) | | | |
| 外国書講読Ⅰ | | 外国書講読Ⅱ | | 10群 講読(各4単位) | | | |
| | | 卒業研究(履修条件等別記) | | 11群 卒業研究(4単位) | | | |
| 3・4年次 | | | | | | | |
| 第1学期 | | 第2学期 | | | | | |
| 自治体学 地方財政論 日本政治史 ジャーナリズム論 | 社会調査 比較政治学 政治思想史 自治体法 | | | 12群 政治学講義 (各4単位) (各2単位) | | | |
| 北海道政治・行政史Ⅰ | 国際機構論 北海道政治・行政史Ⅱ | | | | | | |
| ※2 政治学特殊講義 ※3 国際地域政治研究 | | | | | | | |
| 総合応用講義 | | | | 13群 総合応用講義(各2単位) | | | |
| マクロ経済学Ⅰ | 経営学原理Ⅰ | マクロ経済学Ⅱ | 経営学原理Ⅱ | 14群 関連講義 (各2単位) | | | |
| 財政学Ⅰ | 経済政策Ⅰ | 財政学Ⅱ | 経済政策Ⅱ | | | | |
| 社会政策Ⅰ | 会計学原理Ⅰ | 社会政策Ⅱ | 会計学原理Ⅱ | | | | |
| 日本経済史Ⅰ | 西洋経済史Ⅰ | 日本経済史Ⅱ | 西洋経済史Ⅱ | | | | |
| 国際経済論Ⅰ | 文化人類学 | 国際経済論Ⅱ | | | | | |
| | | | | | | | |
| 48単位 | | 48単位 | | 履修単位上限 | | | |

2016年度以降入学生適用
資料

| ※1 法律学応用講義 | | ※2 政治学特殊講義 | | ※3 国際地域政治研究 | |
|---------------------|-------------------|------------|--|----------------------|--|
| 社会保障法 | 中国法文化論 | 自治体職員論 | | ロシアと独立国家共同体(CIS諸国関係) | |
| 民事手続法論 | 刑事政策 | 日米関係論 | | | |
| 消費者取引と紛争 法とジェンダー | マスコミ倫理法制論 検定法学 | | | ※4 総合応用講義 | |

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

1 部政治学科専門科目 (2016 年度以降入学生適用)

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | 1年次 | | 2年次 | | |
|----------------------|----------------------|--|---|-----------------------------------|----------------------------------|--|
| | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 | 1 群 基礎科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2 群 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 44 単位 選択 必修 | 3 群 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | |
| | | 4 群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 政治学入門 地方自治入門 公法入門 民法入門 刑法入門 | | | |
| | | 5 群 基礎講義 (各4単位) | | 現代政治学 憲法 I 民法 I | | |
| | | 6 群 政治学基礎講義 (各4単位) | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 憲法 II | 国際政治学 公共政策論 行政法 I 地方政治論 | |
| | | 7 群 政治学専門講義 (各4単位) | | | | |
| | | (各2単位) | | | | |
| | | 8 群 政治学応用講義 (各2単位) | | | | |
| | | | | | | |
| | | | 1年次 | | 2年次 | |
| | 9 群 専門演習 (各4単位) | | | | 演習 I | |
| | 10 群 講読 (各4単位) | | | | | |
| | 11 群 卒業研究 (4単位) | | | | | |
| | | 1年次 | | 2年次 | | |
| | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 68 単位 選択 必修 | 12 群 法律学講義 (各4単位) | | | 民法 II 民法 III 刑法 I | 刑法 II 民法 IV 民事訴訟法 I | |
| | (各2単位) | | | | | |
| | (各2単位) | | | | | |
| 13 群 総合応用講義 (各2単位) | | | | | | |
| 14 群 関連講義 (各2単位) | | | | 社会経済学 I ミクロ経済学 I 日本史 東洋史 | 社会経済学 II ミクロ経済学 II 西洋史 | |
| | | | | | | |
| 履修単位上限 | | 48単位 | | 48単位 | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習IIIの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

2016年度以降入学生適用
資料

| 3・4年次 | | 授業科目群 (単位) | 卒業要件 | |
|--|--|---|------------------------------|--|
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| ※別頁参照 | | 1群 基礎科目 | 44 単位 選 択 必 修 | |
| ※別頁参照 | | 2群 教養科目 | | |
| | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | | |
| | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみ 履修限定 | | |
| | | 5群 基礎講義 (各4単位) | | |
| | | 6群 政治学基礎講義 (各4単位) | | |
| 地方財政論 日本政治史 ジャーナリズム論 自治体学 | 比較政治学 政治思想史 自治体法 社会調査 | 7群 政治学専門講義 (各4単位) | | |
| 北海道政治・行政史 I | 国際機構論 北海道政治・行政史 II | (各2単位) | | |
| ※1 政治学特殊講義 ※2 国際地域政治研究 | | 8群 政治学応用講義 (各2単位) | | |
| 3年次 | 4年次 | | | |
| 演習 II | 演習 III (履修条件等別記) | 9群 専門演習 (各4単位) | | |
| 外国書講読 I | 外国書講読 II | 10群 講読 (各4単位) | | |
| | | 11群 卒業研究 (4単位) | | |
| 3・4年次 | | | 68 単位 選 択 必 修 | |
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| 行政法 II 国際法 民法 V 商法 I 商法 II 民事訴訟法 II 刑事訴訟法 法思想史 | 商法 III 西洋法制史 労働法 経済法 日本法制史 国際私法 法哲学 | 12群 法律学講義 (各4単位) (各2単位) (各2単位) | | |
| ※3 法律学応用講義 | | | | |
| ※4 総合応用講義 | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | | |
| マクロ経済学 I 経営学原理 I 財政学 I 経済政策 I 社会政策 I 会計学原理 I 日本経済史 I 西洋経済史 I 国際経済論 I 文化人類学 I | マクロ経済学 II 経営学原理 II 財政学 II 経済政策 II 社会政策 II 会計学原理 II 日本経済史 II 西洋経済史 II 国際経済論 II 文化人類学 II | 14群 関連講義 (各2単位) | | |
| 48単位 | 48単位 | 履修単位上限 | | |
| ※1 政治学特殊講義 自治体職員論 日米関係論 | | ※2 国際地域政治研究 ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | | |
| ※4 総合応用講義 現代ドイツの行政と行政改革 | | ※3 法律学応用講義 消費者取引と紛争 法とジェンダー 中国法文化論 租税法 I 租税法 II 比較法 刑事政策 刑事法応用 I (刑法) 刑事法応用 II (刑事訴訟法) 検定法学 社会保障法 法と経済学 知的財産法 I 知的財産法 II 民事手続法論 信託法 比較法史学 不動産登記法 I・II 商業登記法 I・II 抵当権の実務 | | |

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

2部政治学科専門科目 (2016年度以降入学生適用)

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | 1年次 | | 2年次 | | |
|-----------|-----------------------|--|---|-----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 | 1群: 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2群: 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 3群: 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | | |
| | 44 単位 選択 必修 | 4群: 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 政治学入門 地方自治入門 公法入門 民事法入門 刑事法入門 | | | |
| | | 5群: 基礎講義 (各4単位) | | 現代政治学 憲法 I 民法 I | | |
| | | 6群: 政治学基礎講義 (各4単位) | | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 憲法 II | 国際政治学 公共政策論 行政法 I 地方政治論 |
| | | 7群: 政治学専門講義 (各4単位) (各2単位) | | | | |
| | 8群: 政治学応用講義 (各2単位) | | | | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 9群: 専門演習 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | 10群: 講読 (各4単位) | | | 演習 I | |
| | | 11群: 卒業研究 (4単位) | | | | |
| | | 12群: 法律学講義 (各4単位) (各2単位) (各2単位) | | | 民法 II 民法 III 刑法 I | 刑法 II 民法 IV 民事訴訟法 I |
| | 13群: 総合応用講義 (各2単位) | | | | | |
| | 14群: 関連講義 (各2単位) | | | 社会経済学 I ミクロ経済学 I 日本史 西洋史 | 社会経済学 II ミクロ経済学 II 東洋史 | |
| 履修単位上限 | | 48単位 | | 48単位 | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習IIIの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

2016年度以降入学生適用
資料

| 3・4年次 | | 授業科目群 (単位) | | 卒業要件 |
|--|---|---|--|------------------------------|
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| ※別頁参照 | | 1群 基盤科目 | | 44 単位 選 択 必 修 |
| ※別頁参照 | | 2群 教養科目 | | |
| | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | | |
| | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみ 履修限定 | | |
| | | 5群 法学政治学基礎講義 (各4単位) | | |
| | | 6群 政治学基礎講義 (各4単位) | | |
| 地方財政論 自治体学 日本政治史 ジャーナリズム論 | 社会調査 自治体法 比較政治学 政治思想史 | 7群 政治学専門講義 (各4単位) | | |
| 北海道政治・行政史 I | 国際機構論 北海道政治・行政史 II | (各2単位) | | |
| ※1 政治学特殊講義 ※2 国際地域政治研究 | | 8群 政治学応用講義 (各2単位) | | |
| 3年次 | 4年次 | | | |
| 演習II | 演習III (履修条件等別記) | 9群 専門演習 (各4単位) | | |
| 外国書講読 I | 外国書講読 II | 10群 講読 (各4単位) | | |
| | 卒業研究 (履修条件等別記) | 11群 卒業研究 (4単位) | | |
| 3・4年次 | | | | 68 単位 選 択 必 修 |
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| 行政法II 国際法 民法V 商法I 商法II 民事訴訟法II 刑事訴訟法 法思想史 | 商法III 西洋法制史 労働法 経済法 日本法制史 国際私法 法哲学 | 12群 法律学講義 (各4単位) | | |
| ※3 法律学応用講義 | | (各2単位) | | |
| 総合応用講義 | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | | |
| マクロ経済学 I 経営学原理 I 財政学 I 経済政策 I 社会政策 I 会計学原理 I 日本経済史 I 西洋経済史 I 国際経済論 I 文化人類学 | マクロ経済学 II 経営学原理 II 財政学 II 経済政策 II 社会政策 II 会計学原理 II 日本経済史 II 西洋経済史 II 国際経済論 II | 14群 関連講義 (各2単位) | | |
| 48単位 | 48単位 | 履修単位上限 | | |
| ※1 政治学特殊講義 | | ※2 国際地域政治研究 | | |
| 自治体職員論 日米関係論 | ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | ※3 法律学応用講義 | | |
| ※4 総合応用講義 | | 社会保障法 中国法文化論 民事手続法論 刑事政策 消費者取引と紛争 マスコミ倫理法制論 法とジェンダー 検定法学 | | |

128
単位

1 部法律・政治学科一般教育科目一覧

| 授業科目群 (単位) | | 1年～4年次 | | | | | |
|--|---|---|---|---|------------------------|--|-----------------------|
| | | 第1学期 | | 第2学期 | | | |
| 1 群 基礎科目 (文化・演習・共通情報：2 単位，その他：1 単位) | 言語 | 【英語】 英語リーディングⅠ (1年) 英語リーディングⅢ (2年) 英語コミュニケーションⅠ (1年) 英語コミュニケーションⅢ (2年) 英語特講Ⅰ (1年) 英語特講Ⅲ (2年) 英語ライティングⅠ (1年) 英語ライティングⅢ (2年) 英語文化演習ⅠA (2年) 英語文化演習ⅠB (2年) 英語文化演習ⅠC (2年) | | 英語リーディングⅡ(Ⅰ) 英語リーディングⅣ (2年) 英語コミュニケーションⅡ (1年) 英語コミュニケーションⅣ (2年) 英語特講Ⅱ (1年) 英語特講Ⅳ (2年) 英語ライティングⅡ (1年) 英語ライティングⅣ (2年) 英語文化演習ⅡA (2年) 英語文化演習ⅡB (2年) 英語文化演習ⅡC (2年) | | | |
| | | ＜英語以外の外国語＞ | | | | | |
| | | 【共通】 世界の言語と文化 (1年) | | | | | |
| | | 【ドイツ語】 ドイツ語基礎Ⅰ (1年) ドイツ語基礎Ⅲ (2年) ドイツ語会話Ⅰ (1年) ドイツ語会話Ⅲ (2年) ドイツ語文化Ⅱ (2年) ドイツ語文化演習Ⅰ (3年) ドイツ語言語演習Ⅰ (3年) ドイツ語言語文化演習Ⅰ (4年) | | ドイツ語基礎Ⅱ (1年) ドイツ語基礎Ⅳ (2年) ドイツ語会話Ⅱ (1年) ドイツ語会話Ⅳ (2年) ドイツ語文化Ⅰ (1年) ドイツ語文化Ⅲ (2年) ドイツ語文化演習Ⅱ (3年) ドイツ語言語演習Ⅱ (3年) ドイツ語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | |
| | | 【フランス語】 フランス語基礎Ⅰ (1年) フランス語基礎Ⅲ (2年) フランス語会話Ⅰ (1年) フランス語会話Ⅲ (2年) フランス語文化Ⅱ (2年) フランス語文化演習Ⅰ (3年) フランス語言語演習Ⅰ (3年) フランス語言語文化演習Ⅰ (4年) | | フランス語基礎Ⅱ (1年) フランス語基礎Ⅳ (2年) フランス語会話Ⅱ (1年) フランス語会話Ⅳ (2年) フランス語文化Ⅰ (1年) フランス語文化Ⅲ (2年) フランス語文化演習Ⅱ (3年) フランス語言語演習Ⅱ (3年) フランス語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | |
| | | 【中国語】 中国語基礎Ⅰ (1年) 中国語基礎Ⅲ (2年) 中国語会話Ⅰ (1年) 中国語会話Ⅲ (2年) 中国語文化Ⅱ (2年) 中国語文化演習Ⅰ (3年) 中国語言語演習Ⅰ (3年) 中国語言語文化演習Ⅰ (4年) | | 中国語基礎Ⅱ (1年) 中国語基礎Ⅳ (2年) 中国語会話Ⅱ (1年) 中国語会話Ⅳ (2年) 中国語文化Ⅰ (1年) 中国語文化Ⅲ (2年) 中国語文化演習Ⅱ (3年) 中国語言語演習Ⅱ (3年) 中国語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | |
| | | 【ロシア語】 ロシア語基礎Ⅰ (1年) ロシア語基礎Ⅲ (2年) ロシア語会話Ⅰ (1年) ロシア語会話Ⅲ (2年) ロシア語文化Ⅱ (2年) ロシア語文化演習Ⅰ (3年) ロシア語言語演習Ⅰ (3年) ロシア語言語文化演習Ⅰ (4年) | | ロシア語基礎Ⅱ (1年) ロシア語基礎Ⅳ (2年) ロシア語会話Ⅱ (1年) ロシア語会話Ⅳ (2年) ロシア語文化Ⅰ (1年) ロシア語文化Ⅲ (2年) ロシア語文化演習Ⅱ (3年) ロシア語言語演習Ⅱ (3年) ロシア語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | |
| | | 【韓国・朝鮮語】 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語文化Ⅱ (2年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ (3年) 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ (4年) | | 韓国・朝鮮語基礎Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語文化Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語文化Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ (3年) 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | |
| | | 健康とスポーツの科学Ⅰ (1年) 体育実技ⅠA (1年) 体育実技ⅡA (1年) 体育実技ⅢA (1年) 体育実技ⅣA (1年) | | 健康とスポーツの科学Ⅱ (1年) 体育実技ⅠB (1年) 体育実技ⅡB (1年) 体育実技ⅢB (1年) 体育実技ⅣB (1年) | | | |
| | | コンピュータ科学 (1年) 情報技術論 (1年) 情報と社会 (1年) | | | | | |
| 2 群 教養科目 (各 2 単位) | 人文科学 | 【自己】 | 哲学 倫理学Ⅰ 論理学Ⅰ 社会思想史 行動科学 基礎心理学 人間関係論 | 倫理学Ⅱ 論理学Ⅱ | 【文化】 | 日本文学 外国文学Ⅰ 言語学Ⅰ 芸術論Ⅰ 異文化コミュニケーション 現代文化論 | 外国文学Ⅱ 言語学Ⅱ 芸術論Ⅱ |
| | | 【歴史】 | 歴史学Ⅰ 歴史学Ⅲ 考古学 | 歴史学Ⅱ 歴史学Ⅳ | | | |
| | 人文科学特別講義 | | | | | | |
| | 社会科学 | 【社会構造】 | 経済学 政治学 社会学 マスコミ論 生涯学習論 | | 【地域】 | 地理学 人類学 地誌学 国際事情 カナダの自然と社会Ⅰ | カナダの自然と社会Ⅱ |
| | | 社会科学特別講義 | | | | | |
| 自然科学 | 【環境】 | 地球科学Ⅰ 環境生物科学Ⅰ 物質科学 宇宙科学Ⅰ | 地球科学Ⅱ 環境生物科学Ⅱ 物質環境科学 宇宙科学Ⅱ | 【普遍性】 | 数学概論Ⅰ 統計学Ⅰ 物理学概論 | 数学概論Ⅱ 統計学Ⅱ | |
| | 自然科学特別講義 | | | | | | |
| 北海道学 | 北海道史 北方圏文化論 北海道文学 アイヌの言語と文化 大学史 | | | | | | |
| | 北海道学特別講義 開発研究所特別講義 | | | | | | |
| 教養科目特別講義 | | | | | | | |

2016年度以降入学生適用
資料

2 部法律・政治学科一般教育科目一覧

| 授業科目群 (単位) | | 1年～4年次 | | | |
|--|-----------------------------------|--|-------------------------------------|--|---|
| | | 第1学期 | | 第2学期 | |
| 1 群 基盤科目 (文化・演習・共通情報：2 単位，その他：1 単位) | 言語 | 【英語】 英語リーディングⅠ (1年) 英語文化演習ⅠA (2年) 英語コミュニケーションⅠ (1年) 英語文化演習ⅠB (2年) 英語特講Ⅰ (1年) 英語特講Ⅲ (2年) | | 英語リーディングⅡ (1年) 英語文化演習ⅡA (2年) 英語コミュニケーションⅡ (1年) 英語文化演習ⅡB (2年) 英語特講Ⅱ (1年) 英語特講Ⅳ (2年) | |
| | | ＜英語以外の外国語＞ | | | |
| | | 【共通】 世界の言語と文化 (1年) | | | |
| | | 【ドイツ語】 ドイツ語基礎Ⅰ (1年) ドイツ語基礎Ⅲ (2年) ドイツ語会話Ⅰ (1年) ドイツ語会話Ⅲ (2年) ドイツ語文化演習Ⅰ (3年) ドイツ語言語演習Ⅰ (3年) | | ドイツ語基礎Ⅱ (1年) ドイツ語基礎Ⅳ (2年) ドイツ語会話Ⅱ (1年) ドイツ語会話Ⅳ (2年) ドイツ語文化Ⅰ (1年) ドイツ語文化演習Ⅱ (3年) ドイツ語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【フランス語】 フランス語基礎Ⅰ (1年) フランス語基礎Ⅲ (2年) フランス語会話Ⅰ (1年) フランス語会話Ⅲ (2年) フランス語文化演習Ⅰ (3年) フランス語言語演習Ⅰ (3年) | | フランス語基礎Ⅱ (1年) フランス語基礎Ⅳ (2年) フランス語会話Ⅱ (1年) フランス語会話Ⅳ (2年) フランス語文化Ⅰ (1年) フランス語文化演習Ⅱ (3年) フランス語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【中国語】 中国語基礎Ⅰ (1年) 中国語基礎Ⅲ (2年) 中国語会話Ⅰ (1年) 中国語会話Ⅲ (2年) 中国語文化演習Ⅰ (3年) 中国語言語演習Ⅰ (3年) | | 中国語基礎Ⅱ (1年) 中国語基礎Ⅳ (2年) 中国語会話Ⅱ (1年) 中国語会話Ⅳ (2年) 中国語文化Ⅰ (1年) 中国語文化演習Ⅱ (3年) 中国語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【ロシア語】 ロシア語基礎Ⅰ (1年) ロシア語基礎Ⅲ (2年) ロシア語会話Ⅰ (1年) ロシア語会話Ⅲ (2年) ロシア語文化演習Ⅰ (3年) ロシア語言語演習Ⅰ (3年) | | ロシア語基礎Ⅱ (1年) ロシア語基礎Ⅳ (2年) ロシア語会話Ⅱ (1年) ロシア語会話Ⅳ (2年) ロシア語文化Ⅰ (1年) ロシア語文化演習Ⅱ (3年) ロシア語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【韓国・朝鮮語】 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ (3年) | | 韓国・朝鮮語基礎Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語文化Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【身体】 健康とスポーツの科学Ⅰ (1年) 体育実技ⅠA (1年) 体育実技ⅡA (1年) | | 健康とスポーツの科学Ⅱ (1年) 体育実技ⅠB (1年) 体育実技ⅡB (1年) | |
| | | 【情報】 コンピュータ科学 (1年) 情報技術論 (1年) 情報と社会 (1年) | | | |
| 2 群 教養科目 (各 2 単位) | 人文科学 | 【自己】 哲学 倫理学Ⅰ 論理学Ⅰ 社会思想史 行動科学 基礎心理学 人間関係論 | 倫理学Ⅱ 論理学Ⅱ | 【文化】 日本文学 外国文学Ⅰ 言語学Ⅰ 芸術論Ⅰ 異文化コミュニケーション 現代文化論 | 外国文学Ⅱ 言語学Ⅱ 芸術論Ⅱ |
| | 社会科学 | 【歴史】 歴史学Ⅰ 歴史学Ⅲ 考古学 | 歴史学Ⅱ 歴史学Ⅳ | 【社会構造】 経済学 政治学 社会学 マスコミ論 生涯学習論 | 【地域】 地理学 人類学 地誌学 国際事情 カナダの自然と社会Ⅰ |
| | 自然科学 | 【環境】 地球科学Ⅰ 環境生物科学Ⅰ 物質科学 宇宙科学Ⅰ | 地球科学Ⅱ 環境生物科学Ⅱ 物質環境科学 宇宙科学Ⅱ | 【普遍性】 数学概論Ⅰ 統計学Ⅰ 物理学概論 | 数学概論Ⅱ 統計学Ⅱ |
| | 北海道学 | 北海道史 北方圏文化論 北海道文学 アイヌの言語と文化 大学史 | | | |
| | 北海道学特別講義 開発研究所特別講義 教養科目特別講義 | | | | |

2016年度以降入学生適用
資料

北海学園大学 学則別表5, 6

別表5 法学部1部

(1) 法学部1年次及び法律学科

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | 備 考 |
|----------|-----------------|---------------|---|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | (1群 基 盤 科 目) | | | | | 1群 選択 |
| | 言語 | | | | | |
| | 英語 | | | | | |
| | 英語リーディング I | 1 | | | 1 | |
| | 英語リーディング II | 1 | | | 1 | |
| | 英語リーディング III | | 1 | | 1 | |
| | 英語リーディング IV | | 1 | | 1 | |
| | 英語コミュニケーション I | 1 | | | 1 | |
| | 英語コミュニケーション II | 1 | | | 1 | |
| | 英語コミュニケーション III | | 1 | | 1 | |
| | 英語コミュニケーション IV | | 1 | | 1 | |
| | 英語特講 I | 1 | | | 1 | |
| | 英語特講 II | 1 | | | 1 | |
| | 英語特講 III | | 1 | | 1 | |
| | 英語特講 IV | | 1 | | 1 | |
| | 英語ライティング I | 1 | | | 1 | |
| | 英語ライティング II | 1 | | | 1 | |
| | 英語ライティング III | | 1 | | 1 | |
| | 英語ライティング IV | | 1 | | 1 | |
| | 英語文化演習 I A | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習 I B | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習 I C | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習 II A | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習 II B | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習 II C | | 2 | | 2 | |
| | 英語以外の外国語 | | | | | |
| | 共通 | | | | | |
| | 世界の言語と文化 | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語 | | | | | |
| | ドイツ語基礎 I | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎 II | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎 III | | 1 | | 1 | |
| | ドイツ語基礎 IV | | 1 | | 1 | |
| | ドイツ語会話 I | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語会話 II | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語会話 III | | 1 | | 1 | |
| | ドイツ語会話 IV | | 1 | | 1 | |
| | ドイツ語文化 I | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化 II | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化 III | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習 I | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習 II | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習 I | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習 II | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習 III | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習 IV | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習 I | | | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習 II | | | | 2 | |
| | フランス語 | | | | | |
| | フランス語基礎 I | 1 | | | 1 | |
| | フランス語基礎 II | 1 | | | 1 | |
| | フランス語基礎 III | | 1 | | 1 | |
| | フランス語基礎 IV | | 1 | | 1 | |
| | フランス語会話 I | 1 | | | 1 | |
| | フランス語会話 II | 1 | | | 1 | |
| | フランス語会話 III | | 1 | | 1 | |
| | フランス語会話 IV | | 1 | | 1 | |
| | フランス語文化 I | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化 II | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化 III | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化演習 I | | 2 | | 2 | |
| | フランス語文化演習 II | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習 I | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習 II | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習 III | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習 IV | | 2 | | 2 | |
| | フランス語文化演習 I | | | | 2 | |
| | フランス語文化演習 II | | | | 2 | |
| | 中国語 | | | | | |
| | 中国語基礎 I | 1 | | | 1 | |
| | 中国語基礎 II | 1 | | | 1 | |
| | 中国語基礎 III | | 1 | | 1 | |
| | 中国語基礎 IV | | 1 | | 1 | |
| | 中国語会話 I | 1 | | | 1 | |
| | 中国語会話 II | 1 | | | 1 | |
| | 中国語会話 III | | 1 | | 1 | |
| | 中国語会話 IV | | 1 | | 1 | |
| | 中国語文化 I | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化 II | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化 III | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化演習 I | | 2 | | 2 | |
| | 中国語文化演習 II | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習 I | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習 II | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習 III | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習 IV | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習 V | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習 VI | | 2 | | 2 | |

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | 備 考 |
|----------|---------------|---------------|---|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | 中国語演習 II | | | 2 | 2 | |
| | 中国語文化演習 I | | | 2 | 2 | |
| | 中国語文化演習 II | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語 | | | | | |
| | ロシア語基礎 I | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語基礎 II | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語基礎 III | | 1 | | 1 | |
| | ロシア語基礎 IV | | 1 | | 1 | |
| | ロシア語会話 I | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語会話 II | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語会話 III | | 1 | | 1 | |
| | ロシア語会話 IV | | 1 | | 1 | |
| | ロシア語文化 I | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化 II | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化 III | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化演習 I | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語文化演習 II | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語演習 I | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語演習 II | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語演習 III | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語演習 IV | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語演習 V | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語演習 VI | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 | | | | | |
| | 韓国・朝鮮語基礎 I | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎 II | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎 III | | 1 | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎 IV | | 1 | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話 I | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話 II | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話 III | | 1 | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話 IV | | 1 | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語文化 I | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化 II | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化 III | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習 I | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習 II | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習 I | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習 II | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習 III | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習 IV | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習 V | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習 VI | | | 2 | 2 | |
| | 健康とスポーツの科学 I | 2 | | | 2 | |
| | 健康とスポーツの科学 II | 2 | | | 2 | |
| | 体育実技 I A | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 I B | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 II A | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 II B | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 III A | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 III B | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 IV A | 1 | | | 1 | |
| | 体育実技 IV B | 1 | | | 1 | |
| | 情報 | | | | | |
| | コンピュータ科学 | 2 | | | 2 | |
| | 情報技術論 | 2 | | | 2 | |
| | 情報と社会 | 2 | | | 2 | |
| | (2群 教 養 科 目) | | | | | 2群 選択 |
| | 人文科学 | | | | | |
| | 自己 | | | | | |
| | 哲学 | 2 | | | 2 | |
| | 倫理学 I | 2 | | | 2 | |
| | 倫理学 II | 2 | | | 2 | |
| | 論理学 I | 2 | | | 2 | |
| | 論理学 II | 2 | | | 2 | |
| | 社会思想史 | 2 | | | 2 | |
| | 行動科学 | 2 | | | 2 | |
| | 基礎心理学 | 2 | | | 2 | |
| | 人間関係論 | 2 | | | 2 | |
| | 文化 | | | | | |
| | 日本文学 | 2 | | | 2 | |
| | 外国文学 I | 2 | | | 2 | |
| | 外国文学 II | 2 | | | 2 | |
| | 言語学 I | 2 | | | 2 | |
| | 言語学 II | 2 | | | 2 | |
| | 芸術論 I | 2 | | | 2 | |
| | 芸術論 II | 2 | | | 2 | |
| | 異文化コミュニケーション | 2 | | | 2 | |
| | 現代文化論 | 2 | | | 2 | |
| | 歴史 | | | | | |
| | 歴史学 I | 2 | | | 2 | |
| | 歴史学 II | 2 | | | 2 | |
| | 歴史学 III | 2 | | | 2 | |
| | 歴史学 IV | 2 | | | 2 | |
| | 考古学 | 2 | | | 2 | |

別表5 法学部1部
(2) 法学部1年次及び政治学科

| ○印必修 | 授業科目 | 年次及び単位数 | | | | | 備考 |
|------|--------------|---------|---|---|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | (1群 基盤科目) | | | | | | 1群 選択 |
| | 言語 | | | | | | |
| | 英語 | | | | | | |
| | 英語リーディングⅠ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語リーディングⅡ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語リーディングⅢ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語リーディングⅣ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語コミュニケーションⅠ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語コミュニケーションⅡ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語コミュニケーションⅢ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語コミュニケーションⅣ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語特講Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語特講Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語特講Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語特講Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語ライティングⅠ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語ライティングⅡ | 1 | | | | 1 | |
| | 英語ライティングⅢ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語ライティングⅣ | | 1 | | | 1 | |
| | 英語文化演習ⅠA | | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習ⅠB | | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習ⅠC | | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習ⅡA | | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習ⅡB | | | 2 | | 2 | |
| | 英語文化演習ⅡC | | | 2 | | 2 | |
| | 英語以外の外国語 | | | | | | |
| | 共通 | | | | | | |
| | 世界の言語と文化 | 2 | | | | 2 | |
| | ドイツ語 | | | | | | |
| | ドイツ語基礎Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語会話Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語会話Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語会話Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語会話Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語文化Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語文化Ⅱ | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化Ⅲ | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習Ⅰ | | | | 2 | 2 | |
| | ドイツ語文化演習Ⅱ | | | | 2 | 2 | |
| | フランス語 | | | | | | |
| | フランス語基礎Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語基礎Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語基礎Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語基礎Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語会話Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語会話Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語会話Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語会話Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語文化Ⅰ | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化Ⅱ | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化Ⅲ | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語文化演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語文化演習Ⅰ | | | | 2 | 2 | |
| | フランス語文化演習Ⅱ | | | | 2 | 2 | |
| | 中国語 | | | | | | |
| | 中国語基礎Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語基礎Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語基礎Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語基礎Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語会話Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語会話Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語会話Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語会話Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語文化Ⅰ | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化Ⅱ | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化Ⅲ | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語文化演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語文化演習Ⅰ | | | | 2 | 2 | |
| | 中国語文化演習Ⅱ | | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語 | | | | | | |
| | ロシア語基礎Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語基礎Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語基礎Ⅲ | | 1 | | | 1 | |

| ○印必修 | 授業科目 | 年次及び単位数 | | | | | 備考 |
|------|--------------|---------|---|---|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | ロシア語基礎Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語会話Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語会話Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語会話Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語会話Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語文化Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | ロシア語文化Ⅱ | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化Ⅲ | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語文化演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語文化演習Ⅰ | | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語文化演習Ⅱ | | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 | | | | | | |
| | 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話Ⅰ | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話Ⅱ | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話Ⅲ | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話Ⅳ | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語文化Ⅰ | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化Ⅱ | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化Ⅲ | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習Ⅰ | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習Ⅱ | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ | | | | 2 | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ | | | | 2 | 2 | |
| | 健康とスポーツの科学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 健康とスポーツの科学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 体育実技ⅠA | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅠB | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅡA | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅡB | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅢA | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅢB | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅣA | 1 | | | | 1 | |
| | 体育実技ⅣB | 1 | | | | 1 | |
| | 情報 | | | | | | |
| | コンピュータ科学 | 2 | | | | 2 | |
| | 情報技術論 | 2 | | | | 2 | |
| | 情報と社会 | 2 | | | | 2 | |
| | (2群 教養科目) | | | | | | 2群 選択 |
| | 人文科学 | | | | | | |
| | 自己 | | | | | | |
| | 哲学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 倫理Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 倫理Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 論理Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 論理Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 社会思想Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 社会思想Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 行動科学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 基礎心理学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 人間関係論 | 2 | | | | 2 | |
| | 文化 | | | | | | |
| | 日本文学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 日本文学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 外国文学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 外国文学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 言語学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 言語学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 芸術論Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 芸術論Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 異文化コミュニケーション | 2 | | | | 2 | |
| | 現代文化論 | 2 | | | | 2 | |
| | 歴史 | | | | | | |
| | 歴史学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 歴史学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 歴史学Ⅲ | 2 | | | | 2 | |
| | 歴史学Ⅳ | 2 | | | | 2 | |
| | 考古学 | 2 | | | | 2 | |
| | 人文科学特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 社会科学 | | | | | | |
| | 社会構造 | | | | | | |
| | 経済学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 政治学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 政治学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 社会学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 社会学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | マシナリ | 2 | | | | 2 | |
| | 生涯学習 | 2 | | | | 2 | |
| | 地域 | | | | | | |
| | 地理学Ⅰ | 2 | | | | 2 | |
| | 地理学Ⅱ | 2 | | | | 2 | |
| | 地理学Ⅲ | 2 | | | | 2 | |
| | 国際事情 | 2 | | | | 2 | |
| | カナダの自然と社会Ⅰ | 2 | | | | 2 | |

2015～2012 年度入学生適用
【資料】履修要項等

法学部教育課程履修要項

平成24年4月1日施行
平成26年4月1日一部修正
平成27年4月1日一部修正
平成28年4月1日一部修正

目 次

- 第1章 本要項の趣旨, 対象者および対象科目
 - 第1節 本要項の趣旨
 - 第2節 本要項の対象者
 - 第3節 本要項の対象とする授業科目
- 第2章 学科への所属
 - 第1節 2年次における学科への所属
 - 第2節 所属学科の決定
- 第3章 授業科目履修上の一般的注意事項
 - 第1節 授業科目
 - 第2節 単位数と授業回数との関係
 - 第3節 必修科目, 選択科目, 自由科目
 - 第4節 授業科目の年次配当と開講学期
 - 第5節 時間割
 - 第6節 1部生の2部における履修, 2部生の1部における履修
 - 第7節 履修登録できる授業科目の単位数の制限
 - 第8節 履修登録
 - 第9節 他学部の授業科目
- 第4章 各授業科目の履修上の注意事項
 - 第1節 「1群(基盤科目)」の授業科目
 - 第2節 「2群(教養科目)」の授業科目
 - 第3節 「3群(基礎教育演習)」の授業科目
 - 第4節 「4群(入門講義)」の授業科目
 - 第5節 「8群(法律学科においては法律学応用講義, 政治学科においては政治学応用講義)」の授業科目
 - 第6節 「9群(専門演習)」の授業科目
 - 第7節 「10群(講読)」の授業科目
 - 第8節 「11群(卒業研究)」の授業科目
 - 第9節 「12群(法律学科においては政治学講義, 政治学科においては法律学講義)」の授業科目
 - 第10節 「13群(総合応用講義)」の授業科目
 - 第11節 その他の授業科目
- 第5章 試験
 - 第1節 通則
 - 第2節 定期試験
 - 第3節 試験欠席届(追試験の取扱い)
 - 第4節 追試験
 - 第5節 再試験その他臨時の試験
- 第6章 成績評価と単位認定
 - 第1節 成績評価
 - 第2節 単位認定
- 第7章 卒業
 - 第1節 法律学科
 - 第2節 政治学科
- 付表1 各種外国語検定による単位認定の基準および認定単位数等一覧表
- 付表2 授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

第1章 本要項の趣旨，対象者および対象科目

第1節 本要項の趣旨

- 1 本要項は，法学部の学生と法学部の特定の授業科目を履修する者に対して，北海学園大学法学部規則（以下「学部規則」という。）第11条および第12条第4項の規定に基づき，法学部の授業科目の履修に関する事項と試験・成績評価に関する事項を定め，その説明を行うとともに，北海学園大学学則（以下「学則」という。）や学部規則に規定されている単位の認定，学科所属，卒業要件などの教育課程に関する事項についてもあわせて説明するものである。
- 2 法学部の学生と法学部の特定の授業科目を履修する者は，自己の学修目的に応じた履修計画に基づき，学則，学部規則および本要項に定める事項を遵守して法学部の授業科目を履修し，単位を修得することに努力しなければならない。
- 3 学則，学部規則および本要項に定める事項に反する授業科目の履修は，授業科目の履修としての効力を認められない。

第2節 本要項の対象者

- 1 本要項は，法学部の学生を対象とする。本要項の規定は，法学部の特定の授業科目を履修する者に対して，他の規則・規程等に異なる規定がなく，その性質に反しない限り，適用される（学則第46条参照）。
- 2 法学部の学生とは，法学部へ1年次に入学した者（学則第11条第2項），再入学した者（学則第30条），復籍した者（学則第31条第2項），法律学科の学生および政治学科の学生をいう。
- 3 法律学科の学生とは，法律学科へ2年次から所属した者（学部規則第2条），編入学，転入学した者（学則第12条第1項，第2項），転学部または転学した者（学則第13条第1項），復籍した者（学則第31条第2項）および転学科した者（学部規則第4条）をいう。
- 4 政治学科の学生とは，政治学科へ2年次から所属した者（学部規則第2条），編入学，転入学した者（学則第12条第1項，第2項），転学部または転学した者（学則第13条第1項），復籍した者（学則第31条第2項）および転学科した者（学部規則第4条）をいう。
- 5 法学部の特定の授業科目を履修する者とは，法学部の委託生（学則第39条），科目等履修生（学則第40条第1項），特別聴講学生（学則第44条），学則第19条の規定により法学部の授業科目を履修する他の学部の学生および学部規則第9条の規定により法学部の授業科目を履修する北海学園大学大学院の学生をいう。

第3節 本要項の対象とする授業科目

- 1 本要項は，学則別表5(1)と同表6(1)に掲げる法学部1年次および法律学科の授業科目の履修に関する事項，ならびに学則別表5(2)と同表6(2)に掲げる法学部1年次および政治学科の授業科目の履修に関する事項などを定めるものである。
- 2 教職課程，図書館学課程，社会教育主事課程，学芸員課程，日本語教員養成課程などの授業科目の履修については，それぞれの履修規程に従う必要がある。

第2章 学科への所属

第1節 2年次における学科への所属

- 1 法学部1部1年次に入学，再入学または復籍した者は，2年次から1部法律学科または1部政治学科に所属する（学部規則第2条第1項）。
- 2 法学部2部1年次に入学，再入学または復籍した者は，2年次から2部法律学科または2部政治学科に所属する（学部規則第2条第2項）。

第2節 所属学科の決定

- 1 各学科への所属は，学生の志望に基づき，教授会の議を経て決定する。
- 2 1年次学生は，2年次以降所属することを志望する学科を記した「志望学科届」を，所定の時期に法学部事務室に提出しなければならない。

- 3 学生の志望が一つの学科に過度に偏った場合には、別に定める「所属学科決定に関する規程」の基準に従って所属学科を決定する。

第3章 授業科目履修上の一般的注意事項

第1節 授業科目

- 1 法学部の授業科目、授業科目の単位数、授業科目の年次配当、授業科目の必修科目・選択科目・自由科目の区別は、1部については学則別表5(1)および同表5(2)、2部については学則別表6(1)および同表6(2)のとおりである(学則第18条)。
- 2 1部生(1部に在籍する学生)については、1年次学生は学則別表5(1)または同表5(2)に掲げる授業科目、法律学科学生は学則別表5(1)に掲げる授業科目、政治学科学生は学則別表5(2)に掲げる授業科目を履修することができる(学部規則第6条第1項)。ただし、学則別表5(1)または同表5(2)の留学生科目(外国人留学生・海外帰国生徒科目)に掲げる授業科目は、外国人留学生特別入学試験または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒学生を除いて、履修することができない(学部規則第6条第3項)。
- 3 外国人留学生特別入学試験または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒学生は、学則別表5(1)または同表5(2)の留学生科目(外国人留学生・海外帰国生徒科目)に掲げる授業科目を履修することができる。外国人留学生・海外帰国生徒学生で学部長が必要と認めた者は、この科目のうち学部長が指定する授業科目を履修しなければならない(学部規則第6条第3項)。
- 4 2部生(2部に在籍する学生)については、1年次学生は学則別表6(1)または同表6(2)に掲げる授業科目、法律学科学生は学則別表6(1)に掲げる授業科目、政治学科学生は学則別表6(2)に掲げる授業科目を履修することができる(学部規則第6条第1項)。
- 5 学則別表に掲げる授業科目は、年度の事情により開講されないことがある。開講されない授業科目は、その年度には履修することができない(学部規則第6条第1項ただし書)。毎年度、講義概要または掲示によって、開講される授業科目とその担当教員を知らせる。

第2節 単位数と授業回数との関係

- 1 大学での学修は、単位制をとっている。すべての授業科目には、学則別表に定める一定の単位が与えられ、所定の単位数を修得してはじめて卒業を認定されるなどの効果が生じる。
- 2 学則第20条および学部規則第7条において、授業科目の種類ごとに、何時間の授業をもって1単位とするか、という単位数計算の基準が定められている。これを授業科目の単位数と授業回数(時間割の1時限を1回の授業とする。)との関係で表すと、通常の開講形態をとる場合には、概ね次のようになる。なお、時間割の1時限(90分)は2時間として計算され、授業日30週(定期試験期間等を含まない。)で1年間の授業となる。

| | | | |
|-------|--------------------|---------------|---------|
| 講義科目 | 4単位の科目 | 第1学期開講・第2学期開講 | 週2回×15週 |
| | | 通年開講 | 週1回×30週 |
| | 2単位の科目 | | 週1回×15週 |
| 外国語科目 | 1単位の科目(教養・演習を除く科目) | | 週1回×15週 |
| | 2単位の科目(教養・演習) | | 週1回×15週 |
| 演習科目 | 4単位(基礎演習・演習・外国書講読) | | 週1回×30週 |
| 体育実技 | 1単位 | | 週1回×15週 |

- 3 文部科学省の定める大学設置基準に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容で構成されているため、履修した授業科目については、上記の授業時間での学習に加えて、相応の自学自習に取り組まなければならない。

第3節 必修科目、選択科目、自由科目

- 1 「必修科目」とは、卒業要件として必ず修得を必要とする授業科目であり、法学部の授業科目に、この意味での必修科目(単独必修科目)はない。

- 2 「選択科目」とは、学生がその履修目的に応じて選択し、修得単位が卒業要件の単位数に算入される授業科目である（卒業要件については、本要項第7章参照）。学則別表5(1)および同表5(2)ならびに学則別表6(1)および同表6(2)に掲げる授業科目のうち、1群から14群および留学生科目の授業科目は選択科目である。
- 3 「自由科目」とは、修得単位が卒業要件の単位数に算入されない授業科目である。

第4節 授業科目の年次配当と開講学期

- 1 授業科目の年次毎の配当は、原則として、学則別表5(1)と同表5(2)および学則別表6(1)と同表6(2)に定めるとおりである。2群の授業科目を除き、学則別表に定められた配当年次に、その授業科目を履修し、単位を修得することが望ましい。
- 2 下級年次の学生が上級年次に配当されている授業科目を履修することは、認められない。
- 3 上級年次の学生は下級年次に配当されている授業科目を履修することができるが、授業科目により（例えば、3群、4群、9群などの授業科目）またはその年度の事情により履修が制限されることがあるので、この要項（とくに第4章）、講義概要の記載および掲示に注意しなければならない。
- 4 2群の授業科目については、1～4年次のいずれにおいて履修すべきであるかを、講義概要を参考にしつつ、各授業科目の体系・難易度、自己の履修目的などに応じて、学生各自が判断する必要がある。
- 5 「3・4年次配当」の授業科目については、3年次または4年次のいずれにおいて履修すべきであるかを、講義概要を参考にしつつ、各授業科目の体系・難易度、自己の履修目的などに応じて、学生各自が判断する必要がある。
- 6 授業科目の開講学期には、通年開講、第1学期開講、第2学期開講と集中講義があり、本要項の付表1（「授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表」）に各授業科目の開講学期（通年開講、第1学期開講、第2学期開講の区別）の原則を示してある。集中講義については、年度の始めにガイダンス資料や掲示によって知らせる。
- 7 授業科目によっては、その授業科目の前の学期または年次に開設されている他の授業科目の履修または単位修得を履修の前提要件とするものがあるので、この要項の第4章の記載、講義概要の記載および掲示に十分注意しなければならない。
- 8 授業科目の年次配当と開講学期は、学則別表およびこの要項の規定にかかわらず、特別の事情によって変更されることがありうるので、講義概要の記載および掲示に十分注意しなければならない。

第5節 時間割

- 1 時間割は、次のとおり、1部については5時制限、2部については2時制限とする。

(1 部)

| 第1時限 | 第2時限 | 第3時限 | 第4時限 | 第5時限 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 9:00 | 10:40 | 12:40 | 14:20 | 16:00 |
| ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |
| 10:30 | 12:10 | 14:10 | 15:50 | 17:30 |

(2 部)

| 第1時限 | 第2時限 |
|-------|-------|
| 17:50 | 19:30 |
| ～ | ～ |
| 19:20 | 21:00 |

- 2 時間割表は、毎年度の始めに定めて、学生に配布する。集中講義の時間割については、その都度掲示によって知らせる。
- 3 休講、補講など、時間割を変更する場合については、その都度掲示によって知らせる。
- 4 時間割上、全部または一部において重複する授業科目については、そのうちの一つのみの履修登録が認められる。
- 5 時間割がクラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの時間割に従って履修しなければならない。

第6節 1部生の2部における履修、2部生の1部における履修

- 1 第2項・第3項・第4項に定める場合を除き、1部生が2部において履修すること（2部開講の授業科目を1部開設の同一授業科目の授業として履修すること）および2部生が1部において履修すること（1部開講の授業科目を2部開設の同一授業科目の授業として履修すること）は、認められない。
- 2 卒業年次の1部生または2部生で、特別に学部長の許可を受けた者は、それぞれ2部または1部において授業科目を履修することができる。
- 3 2部生は、学則別表6(1)または同表6(2)の授業科目のうち、5群（基礎講義）、6群（法律学科にあつては

法律学基礎講義，政治学科にあっては政治学基礎講義），7群（法律学科にあっては法律学専門講義，政治学科にあっては政治学専門講義），8群（法律学科にあっては法律学応用講義，政治学科にあっては政治学応用講義），10群（講読），12群（法律学科にあっては政治学講義，政治学科にあっては法律学講義）および13群（総合応用講義）の授業科目を1部において履修し（ただし，2部と1部とで同一授業科目を重複して履修することはできない。）2部授業科目の単位として修得することができる（学部規則第8条）。この場合において，2部生が1部において履修することができる単位数は，各年度12単位以内に制限される。

- 4 2部生は，学則別表6(1)または同表6(2)に掲げる授業科目のうち，1群と2群の授業科目で別に定めるもの（年度当初に掲示する。），および自由科目の「キャリア・ガイダンス」を1部において履修することができる。これらの授業科目については，1部での履修を制限される単位数（第3項参照）の制限に含まれない。
- 5 2部生が1部において履修することができる単位数は，自由科目を除いて，本章第7節第1項に定める履修登録の上限単位数に含まれる。

第7節 履修登録できる授業科目の単位数の制限

- 1 学習の効率を損なわないようにするため，学生が1年度に履修することのできる授業科目（1年次学生にあっては学則別表5(1)，5(2)，6(1)または6(2)の授業科目，法律学科学生にあっては学則別表5(1)または6(1)の授業科目，政治学科学生にあっては学則別表5(2)または6(2)の授業科目）の単位数の合計は，各年度48単位以内に制限される。学生は，特別の定めのある場合を除いて，この単位数を超えて各年度の履修登録をすることができない。
- 2 各学期に履修することができる授業科目の単位数に制限はないが，本章第2節第3項に記した単位制の趣旨を踏まえ，一つの学期に偏ることなく各年度の履修計画を作成しなければならない。
- 3 自由科目および課程科目の単位数は，履修登録を制限される単位数に含まれない。

第8節 履修登録

- 1 法学部の授業科目を履修するには，履修しようとする授業科目を選び，その年度の始め（特別の定めまたは指示のある場合を除く。）の指定された期間内に履修登録を行い，学部長の許可を受けなければならない（学部規則第10条）。法学部の特定の授業科目を履修しようとする者は，履修願を提出して，許可を受けなければならない。許可に際しては，本章第7節第2項の定めを踏まえて履修計画を修正するよう求められることがある。
- 2 過年度において履修し単位を修得することができなかつた授業科目を再び履修しようとする場合（再履修）にも，改めて履修登録を行わなければならない。
- 3 過年度において履修し単位を修得した授業科目は，再び履修することができない。ただし，科目等履修生については，この限りではない。
- 4 履修登録手続に先立って履修の申込みや担当教員の履修許可を要する授業科目についても，改めて履修登録を行わなければならない。
- 5 学生は，毎年度において，必ず一つ以上の授業科目について履修登録を行わなければならない。
- 6 履修登録後は，所定の期間内に履修登録の確認をしなければならず，同じ期間内に必要に応じて履修登録の修正をすることができる。この履修登録確認の期間後は，履修を願い出た授業科目の変更，取消しまたは追加をすることは認められない。ただし，第2学期開講科目については，第2学期の始めに履修登録の修正が認められることがある。
- 7 履修登録がなされていない授業科目については，その年度の履修および受験は認められない。
- 8 履修登録期間その他の履修登録に関する事項については，講義概要または掲示によって，毎年度，その年度の内容を知らせるので，十分に注意しなければならない。

第9節 他学部の授業科目

- 1 学生は，法学部長と他学部の学部長の許可を受けて，当該他学部の授業科目を履修することができる（学則第19条）。この場合においては，履修できる授業科目の単位数の制限（本章第7節第1項）の規定は，適用しない。
- 2 前項により修得した単位は，法学部における自由科目の修得単位と同様の扱いとする。

第4章 各授業科目の履修上の注意事項

第1節 「1群（基盤科目）」の授業科目

- 1 1群の授業科目は、全学部 of 学生を対象とする共通の授業科目である。これには、「言語」「身体」「情報」の授業科目群がある。
- 2 これらの授業科目群は、履修者がその履修目的に応じて選択するための便宜的な区分であり、科目履修上の制限を設けるものではない。各授業科目の内容や、科目相互の関係その他の履修に関する事項については、講義概要の説明を読み、理解することが肝要である。
- 3 オーラルコミュニケーション、ライティング初級、同上級および英語文化演習に属する授業科目を履修しようとする学生は、履修が認められる学生数に制限があるため、履修登録に先立って履修許可を受ける必要がある。許可手続については、年度始めのガイダンスにおいて要領を知らせ、速やかに実施するので、十分に注意しなければならない。
- 4 英語文化演習については、内容を異にする複数の授業が並行して開講される。学生は、この中から履修目的に応じて選択して履修することができる。
- 5 英語以外の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語）について、科目履修上の制限はとくにない。学修の効果を高めるために、「英語以外の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語）履修上の注意」を読み、授業内容と科目相互の関係を理解することが肝要である。
- 6 「身体」の授業科目群の体育実技については、1部では体育実技ⅠAからⅣBまでの8科目、2部ではⅠAからⅡBまでの4科目があり、このそれぞれに複数の種目が設けられている。履修者は、1学期につき1科目を選択して、授業を受けることになる。
- 7 体育実技は、授業内容および施設等の関係から、履修が認められる学生数に制限があるため、履修登録に先立って履修許可を受ける必要がある。許可手続については、年度始めのガイダンスにおいて要領を知らせ、速やかに実施するので、十分に注意しなければならない。
- 8 本要項の付表2に定める各種外国語検定の結果に基づき、「言語」の授業科目の単位が認定されることがある。検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第16項ならびに付表2をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第2節 「2群（教養科目）」の授業科目

- 1 2群の授業科目は、全学部 of 学生を対象とする「人文科学」「社会科学」「自然科学」「北海道学」「教養科目特別講義」の授業科目群である。
- 2 これらの授業科目群は、履修者がその履修目的に応じて選択するための便宜的な区分であり、科目履修上の制限を設けるものではない。各授業科目の内容や、科目相互の関係その他の履修に関する事項については、講義概要の説明を読み、理解することが肝要である。

第3節 「3群（基礎教育演習）」の授業科目

- 1 基礎演習は、1年次学生以外の者が履修することはできない。
- 2 編入学、転入学または転学部した者については、その編入学、転入学または転学部した年度に限り基礎演習を履修することができる。
- 3 基礎演習を履修しようとする学生は、履修登録手続に先立って年度の始めの指定された期間内に基礎演習申込書を法学部事務室に提出して、履修の許可を受けなければならない。履修の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。

第4節 「4群（入門講義）」の授業科目

- 1 4群の各授業科目は、1年次学生以外の者が履修することはできない。
- 2 編入学、転入学または転学部した者については、その編入学、転入学または転学部した年度に限り4群の各授業科目を履修することができる。

第5節 「8群（法律学科においては法律学応用講義、政治学科においては政治学応用講義）」の授業科目

- 1 法律学科8群の法律学応用講義については、複数の講義が開講される。学生は複数の講義を履修し、それ

それぞれの単位を修得することができる。

- 2 政治学科8群の政治学特殊講義および国際地域政治研究については、複数の講義が開講される。学生は複数の講義を履修し、それぞれの単位を修得することができる。
- 3 過年度に履修して単位を修得した法律学応用講義、政治学特殊講義あるいは国際地域政治研究と同一の講義は、再び履修することができない。同一であるか否かについては、年度の始めに、ガイダンス資料や掲示で知らせる。
- 4 法学検定の結果に基づき、法律学科8群法律学応用講義の科目として検定法学の単位が認定されることがある。検定法学の単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第17項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第6節 「9群（専門演習）」の授業科目

- 1 学生は、複数開講される演習から、2年次において1演習、3年次において1演習を選択して履修し、2年次と3年次の合計で2演習8単位まで修得することができる。
- 2 2演習8単位を修得していない（0単位または4単位の）4年次学生は、1年度につき1演習まで履修することができる。
- 3 演習を履修する年次にかかわらず、最初の4単位については演習Ⅰを、次の4単位については演習Ⅱを履修するものとする。
- 4 演習を履修しようとする学生は、履修登録手続に先立って年度の始めに、その年度に履修しようとする演習を選び、指定された期間内に演習申込書を法学部事務室に提出して、担当教員の許可を受けなければならない。担当教員の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。
- 5 演習Ⅲは、演習Ⅰ・Ⅱの単位を修得し、かつ3群、4群、5群、6群、7群、8群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、80単位を修得した4年次学生にかぎり、履修することができる。ただし、3年次に編入学、転入学または転学部した者については、演習Ⅰ・Ⅱの単位を修得し、かつ4群、5群、6群、7群、8群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、40単位を修得した4年次学生にかぎり、演習Ⅲを履修することができる。
- 6 演習Ⅲを履修しようとする学生は、履修登録の手続に先立って年度の始めに、担当教員の許可を受けなければならない。担当教員の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。

第7節 「10群（講読）」の授業科目

- 1 学生は、複数開講される外国書講読から、1年度につき1講読を選択して履修し、3年次と4年次の合計で2講読8単位まで修得することができる。
- 2 外国書講読を履修する年次にかかわらず、最初の4単位については講読Ⅰを、次の4単位については講読Ⅱを履修するものとする。
- 3 外国書講読を履修しようとする学生は、履修登録手続に先立って年度の始めに、その年度に履修しようとする外国書講読を選び、指定された期間内に外国書講読申込書を法学部事務室に提出して、担当教員の許可を受けなければならない。担当教員の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。

第8節 「11群（卒業研究）」の授業科目

- 1 3群、4群、5群、6群、7群、8群、9群、10群、12群および13群の授業科目のうちから、9群の8単位を含む88単位を修得していない学生は、卒業研究を履修することができない。
- 2 3年次に編入学、転入学または転学部した者が卒業研究を履修するためには、4群、5群、6群、7群、8群、9群、10群、12群、13群の授業科目のうちから、9群の4単位を含む48単位を修得していなければならない。
- 3 卒業研究を履修しようとする学生は、履修登録の手続に先立って年度の始めに、その指導を受けようとする教員（法学部の専任教員に限る。）の許可を受けなければならない（学部規則第14条第1項）。この教員（指導教員）の許可を受けていない者の履修登録は、認められない。
- 4 卒業研究の単位を修得するためには、卒業研究の成果の提出を要する。

第9節 「12群（法律学科においては政治学講義、政治学科においては法律学講義）」の授業科目

- 1 法律学科12群の政治学特殊講義および国際地域政治研究、ならびに政治学科12群の法律学応用講義については、第5節に示した政治学科8群および法律学科8群の各講義科目の扱いと同様とする。

- 2 法学検定の結果に基づき、政治学科12群法律学講義の科目として検定法学の単位が認定されることがある。検定法学の単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第17項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第10節 「13群（総合応用講義）」の授業科目

- 1 学生は、開講される複数の総合応用講義を履修し、それぞれの単位を修得することができる。
2 過年度に履修して単位を修得した総合応用講義と同一の総合応用講義は、再び履修することができない。同一であるか否かについては、年度の始めに、ガイダンス資料や掲示で知らせる。

第11節 その他の授業科目

（留学生科目）

- 1 留学生科目の各授業科目は、外国人留学生特別入学試験または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生と海外帰国生徒のみが履修することができる（学部規則第6条第3項）。
2 留学生科目の授業科目を履修して修得した単位は、卒業要件（本要項第7章）については、2群（教養科目）の授業科目の修得単位とみなされる（学部規則第18条第2項）。
3 留学生科目については、各授業科目名称のⅠ、Ⅱ、……の順に履修することが望ましい。

（インターンシップ）

- 4 インターンシップを履修しようとする学生は、年度の始めにキャリア支援センターでインターンシップへの参加の申込みを行わなければならない。
5 インターンシップへの参加は、選考の上許可される。
6 インターンシップの単位の認定を受けようとする学生は、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。選考によりインターンシップへの参加を許可されなかった者の履修登録は、認められない。

（NPOインターンシップ）

- 7 NPOインターンシップを履修しようとする学生は、所定の期間内に法学部でNPOインターンシップへの参加の申込みを行わなければならない。
8 NPOインターンシップへの参加は、選考の上許可される。
9 NPOインターンシップの単位の認定を受けようとする学生は、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。選考によりNPOインターンシップへの参加を許可されなかった者の履修登録は、認められない。

（海外文化）

- 10 「海外文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」での単位認定については、Ⅱの単位を修得する場合はⅠの単位を、Ⅲの単位を修得する場合はⅠ・Ⅱの単位を、Ⅳの単位を修得する場合はⅠ・Ⅱ・Ⅲの単位を修得していなければならない。
11 海外文化の単位認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第11項から第15項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

（検定外国語）

- 12 本要項の付表2に定める各種外国語検定の結果に基づき、検定外国語の単位が認定されることがある。検定外国語の単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および第16項ならびに付表2をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第5章 試 験

第1節 通 則

- 1 試験には、定期試験、追試験、再試験および臨時の試験がある。
2 試験の実施に関する事項は、この要項に定めるもののほか、試験実施時に定めて掲示する「受験心得」によるので、受験者は、試験にあたって、試験ごとに「受験心得」を確認し、これを遵守して受験しなければならない。

第2節 定 期 試 験

- 1 定期試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末に行われる（学部規則第12条第1項）。授業科目によっては、定期試験を行わないもの、定期試験のほかに試験を行うもの、当該科目の授業時間中に

試験を行うものなどがある。

- 2 各授業科目の試験時間は、原則として60分である。時間割は、別に定めて掲示する。
- 3 受験科目につき履修許可を受けていない者は、定期試験を受験することができない。

第3節 試験欠席届（追試験の取扱い）

- 1 病気その他の正当な理由により定期試験を受験できず追試験を受験しようとする者は、所定の期日に「試験欠席届」を提出しなければならない。
- 2 試験欠席届は、法学部事務室に備え付けの試験欠席届に必要事項を記入の上、欠席理由により、以下の証明書を添付して提出する。なお、やむを得ない欠席と認められる事由および届け出に必要な書類等について不明な点がある場合は、法学部事務室に問い合わせること。
 - (1) 病気、または、けがの場合は、病名・診察日・通院期間が記載された診断書。なお、当日何らかの理由により受診できなかった場合、後日通院可能となり次第速やかに受診し、診断書の発行を受けること（診断書がない場合は、病気、または、けがによる欠席であることを証明できる書類の発行を受けること）。
 - (2) 入社試験受験の場合は、試験日時・試験場所の記載された会社発行の証明書。
 - (3) 出張の場合は、出張期間の記載された職場長の出張証明書。
 - (4) 公共交通機関を利用して通学途中交通事故等に遭遇した場合は、当該交通機関の管理者の発行する証明書。
 - (5) 近親者の葬儀への出席の場合は、葬儀が行われ、出席したことを証明する文書。
 - (6) 上記以外の事由の場合は、その事由を証明する書類。
- 3 欠席届の受理が直ちに追試験の受験資格を保証するものではない。

第4節 追 試 験

- 1 追試験とは、病気その他やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった授業科目について、別の期日に行われる試験であり、「試験欠席届」を提出して学部長の許可を受けた場合に受験することができる（学部規則第12条第2項）。
- 2 追試験は、概ね実施されるが、授業科目によっては実施されないことがある。追試験の実施の有無、受付期間、試験時間割については、その都度掲示で知らせる。
- 3 「試験欠席届」を提出していない者は、追試験を受験することができない。
- 4 追試験希望者は、受験料を納付して、「追試験申込書」を所定の期間内に法学部事務室に提出しなければならない。

第5節 再試験その他臨時の試験

- 1 再試験とは、定期試験または追試験の結果、不合格となった者に対して行う試験である。
- 2 再試験は実施しない。ただし、卒業年次学生について、教授会の決定により実施することがある（学部規則第12条第3項）。
- 3 再試験希望者は、受験料を納付して、「再試験願」を所定の期間内に法学部事務室に提出しなければならない。
- 4 自然災害等の特別の事由により定期試験・追試験を実施することができないなど、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時の試験を行うことがある（学部規則第12条第3項）。

第6章 成績評価と単位認定

第1節 成 績 評 価

- 1 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可で表示し、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする（学則第23条）。
- 2 定期試験その他の試験の点数と成績の評価との関係は、100点を満点とした場合、原則的には次のとおりである（この基準は、一応の目安にすぎない）。

| | | |
|----------|----|-----|
| 100点～90点 | 秀 | 合格 |
| 89点～80点 | 優 | |
| 79点～70点 | 良 | |
| 69点～60点 | 可 | |
| 59点以下 | 不可 | 不合格 |

- 3 成績の評価は、各学期の定期試験と追試験の終了後、次の学期が始まるまでに発表する。卒業年次学生に対しては、卒業生発表時に、1年次学生に対しては、所属学科発表時に発表する。

第2節 単 位 認 定

- 1 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、教授会の議を経て行われる(学則第22条第1項)。
- 2 授業料等未納の者および出席時数が3分の2以下の者については、単位は認定されない(学則第22条第1項ただし書)。
- 3 履修登録がなされていない授業科目については、単位は認定されない。
- 4 卒業研究の単位修得の認定は、履修者が提出した卒業研究の成果を指導教員が評価し、これに基づき、教授会の議を経て行う(学部規則第14条第3項)。
- 5 学生が他学部の授業科目を履修して単位を修得した場合においては、法学部における自由科目としての授業科目を履修したものとみなして、法学部の単位が与えられる(学部規則第15条、本要項第3章第9節第2項)。この単位は、卒業要件の単位数に算入されない。
- 6 次の(1)から(5)に掲げる単位または学修については、法学部における授業科目の履修により修得した単位とみなし、または、法学部における授業科目の履修とみなして単位が与えられることがある。この手続・基準などについては、学則および学部規則に定めるもののほか、「法学部既修得単位等認定規程」、「法学部転学部規程」、「法学部転部規程」および「法学部転学科規程」に定めるところによる。
 - (1) 編入学を許可された者が入学前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)(学則第12条第3項)
 - (2) 転学部または転学を許可された者が転学部または転学前に履修した授業科目について修得した単位(学則第13条第3項)
 - (3) 転部または転学科を許可された者が転部または転学科前に履修した授業科目について修得した単位(学部規則第17条参照)
 - (4) 新たに1年次に入学した学生が入学する前に大学、短期大学または専修学校において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)(学則第26条第1項、学部規則第17条)
 - (5) 新たに1年次に入学した学生が入学する前に行った短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修(学則第26条第2項、学部規則第17条)
- 7 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学の授業科目について修得した単位、および学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、法学部における授業科目の履修により修得した単位とみなし、または、法学部における授業科目の履修とみなして単位が与えられることがある(学則第24条および第25条)。
- 8 他大学等における修得単位または学修によって単位を修得しようとする学生は、「他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程」に定める手続をとらなければならない。
- 9 他大学等における修得単位または学修による単位認定の申請は、単位を修得した年度、または学修を行った年度の、次の年度の最初の履修登録までに行わなければならない。単位の認定は、申請が1月31日までになされたものは当該年度において、1月31日よりあとになされたものは次年度において行う。
- 10 認定される単位数は、他大学等において単位を修得した年度または学修を行った年度における法学部での履修登録単位数とあわせて、その年度において履修登録できる単位数の上限を超えないものとする(本要項第3章第7節参照)。
- 11 学生が外国の大学または短期大学に留学して履修した授業科目について修得した単位については、法学部における第1群から第14群までのいずれかの授業科目の履修により修得した単位とみなすことがある(学則第15条)。
- 12 北海学園大学海外留学規程(以下、「海外留学規程」という。)に基づく留学先での研修が、外国における言語・社会・文化・科学技術等の学修であり、外国についての理解を深めるものである場合、その研修と事前事後の学習をもって、法学部における第1群から第14群までの適当な授業科目、あるいは自由科目の「海外文化」を履修したものとみなし、単位を認定することがある(学則第15条)。
- 13 外国における修得単位または学修によって単位を修得しようとする学生は、海外留学規程に定める「単位認定願」その他必要な書類を法学部事務室に提出しなければならない。
- 14 外国における修得単位または学修による単位認定の申請は、単位を修得した年度、または学修を行った年度の、次の年度の最初の履修登録までに行わなければならない。単位の認定は、申請が1月31日までになされたものは当該年度において、1月31日よりあとになされたものは次年度において行う。
- 15 外国における修得単位または学修による単位の認定は、研修先の教育・研究機関より発行された証明書および事前事後の提出物に基づき、教授会の議を経て学部長が行う。認定単位数は、外国において単位を修得

した年度または学修を行った年度における法学部での履修登録単位数とあわせて、その年度において履修登録できる単位数の上限を超えないものとし（本要項第3章第7節参照）、さらに、学則第26条第1項および第2項ならびに「他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程」第3条第1項による単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

- 16 本要項の付表2に定める各種外国語検定の結果に基づき、第1群の授業科目または自由科目の「検定外国語」を履修したとみなして単位が与えられることがある。外国語検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項および付表2をよく読み、必要な手続をとらなければならない。
- 17 法学検定の結果に基づき、法律学科第8群または政治学科12群の「検定法学」を履修したとみなして単位が与えられることがある。法学検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は、本要項第6章第2節第7項から第10項をよく読み、必要な手続をとらなければならない。

第7章 卒業

第1節 法律学科

- 1 学部長は、教授会の議を経て、当該学科の学生が、1部生については学則別表5(1)に、2部生については学則別表6(1)に掲げる授業科目のうちから、次の(1)～(4)までに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する（学則第32条、学部規則第18条第1項(1)号、同条同項(3)号）。
 - (1) 4群（入門講義）から6群（法律学基礎講義）までの授業科目のうちから、24単位以上。
 - (2) 4群（入門講義）から7群（法律学専門講義）までの授業科目のうちから、52単位以上（(1)の単位を含む）。
 - (3) 3群（基礎教育演習）から13群（総合応用講義）までの授業科目のうちから、68単位以上（(1)・(2)の単位を含む）。
 - (4) 1群（共通基礎科目）から14群（関連講義）までの授業科目のうちから、128単位以上（(1)～(3)の単位を含む）。
- 2 外国人留学生特別入学試験、または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒が修得した学則別表5(1)の留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）の授業科目の単位は、第1項の単位の計算において、2群（教養科目）の授業科目の修得単位とみなされる（学部規則第18条第2項）。
- 3 卒業の時期は学年末とする（学則第32条第3項）。
- 4 学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている4年次学生で、第1学期の履修により第1項の定める単位を修得した者から申し出のあるときは、教授会の議を経て、学年途中において卒業を認定する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする（学則第32条第4項）。
- 5 学長は、卒業単位を認定された者に卒業を許可し、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより、学士（法学）の学位を授与する（学則第33条）。

第2節 政治学科

- 1 学部長は、教授会の議を経て、当該学科の学生が、1部生については学則別表5(2)に、2部生については学則別表6(2)に掲げる授業科目のうちから、次の(1)～(3)までに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する（学則第32条、学部規則第18条第1項(2)号、同条同項(4)号）。
 - (1) 4群（入門講義）から7群（政治学専門講義）までの授業科目のうちから、44単位以上（(1)の単位を含む）。
 - (2) 3群（基礎教育演習）から13群（総合応用講義）までの授業科目のうちから、68単位以上（(1)・(2)の単位を含む）。
 - (3) 1群（共通基礎科目）から14群（関連講義）までの授業科目のうちから、128単位以上（(1)～(3)の単位を含む）。
- 2 外国人留学生特別入学試験、または海外帰国生徒特別入学試験によって入学した外国人留学生・海外帰国生徒が修得した学則別表5(1)の留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）の授業科目の単位は、第1項の単位の計算において、2群（教養科目）の授業科目の修得単位とみなされる（学部規則第18条第2項）。
- 3 卒業の時期は学年末とする（学則第32条第3項）。
- 4 学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている4年次学生で、第1学期の履修により第1項の定める単位を修得した者から申し出のあるときは、教授会の議を経て、学年途中において卒業を認定する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする（学則第32条第4項）。
- 5 学長は、卒業単位を認定された者に卒業を許可し、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより、学士（法学）の学位を授与する（学則第33条）。

各種外国語検定による単位認定の基準および認定単位数等一覧表

1. 単位認定の基準と認定数

| 検定試験名 | レベル・級 | 認定単位数 | 単位認定科目 |
|---|----------------------------------|-------|---|
| 実用英語技能検定試験 主催：財日本英語検定協会 | 準1級 | 4 | (1年次開講科目) 英語講読Ⅰ、Ⅱ、英語特講Ⅰ、Ⅱ、OCⅠ、Ⅱ 初級ライティングⅠ、Ⅱ (2年次開講科目) |
| | 1級 | 6 | 英語講読Ⅲ、Ⅳ、OCⅢ、Ⅳ 上級ライティングⅠ、Ⅱ 英語文化演習ABCⅠ、Ⅱ 検定外国語(英語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |
| TOEIC* Test of English for International communication 国内主催：財国際ビジネスコミュニケーション協会 本部：ETS (Educational Testing Service) *2年以内の公開テストスコア、1年以内のIPテストスコアも認める。 | 600以上 | 2 | (1年次開講科目) 英語講読Ⅰ、Ⅱ、英語特講Ⅰ、Ⅱ、OCⅠ、Ⅱ 初級ライティングⅠ、Ⅱ (2年次開講科目) |
| | 730以上 | 4 | 英語講読Ⅲ、Ⅳ、OCⅢ、Ⅳ 上級ライティングⅠ、Ⅱ |
| | 900以上 | 6 | 英語文化演習ABCⅠ、Ⅱ 検定外国語(英語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |
| TOEFL* Test of English as a foreign Language 国内主催：国際教育交換協議会 本部：ETS (Educational Testing Service) *2年以内の公開テストスコア、1年以内のIPテストスコアも認める。 | PBT500以上 CBT173以上 IBT61以上 | 2 | (1年次開講科目) 英語講読Ⅰ、Ⅱ、英語特講Ⅰ、Ⅱ、OCⅠ、Ⅱ 初級ライティングⅠ、Ⅱ (2年次開講科目) |
| | PBT550以上 CBT213以上 IBT80以上 | 4 | 英語講読Ⅲ、Ⅳ、OCⅢ、Ⅳ 上級ライティングⅠ、Ⅱ |
| | PBT609以上 CBT253以上 IBT101以上 | 6 | 英語文化演習ABCⅠ、Ⅱ 検定外国語(英語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |
| TOEIC Speaking & Writing Tests** 国内主催：財国際ビジネスコミュニケーション協会 本部：ETS (Educational Testing Service) | S120以上 W120以上 | 2 | (1年次開講科目) OCⅠ、Ⅱ、初級ライティングⅠ、Ⅱ (2年次開講科目) |
| | S130以上 W140以上 | 4 | OCⅢ、Ⅳ、上級ライティングⅠ、Ⅱ **スピーキング、ライティングのスコアは両方この基準を上回らなければならない。(S160、W145は6単位申請不可) |
| | S160以上 W160以上 | 6 | |
| 実用フランス語技能検定試験 主催：APEF (アペフ) 1981年以来、文部科学省後援実用フランス語技能検定試験(仏検DAPF)を実施している公益財団法人 | 4級 80点以上 | 2 | フランス語基礎Ⅰ、Ⅱ フランス語会話Ⅰ、Ⅱ フランス語文化Ⅰ 検定外国語(仏語)Ⅰ、Ⅱ(自由科目) |
| | 3級 70点以上 | 3 | 上記科目に加え、フランス語基礎Ⅲ、Ⅳ フランス語会話Ⅲ、Ⅳ フランス語文化Ⅱ、Ⅲ 検定外国語(仏語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(自由科目) |
| | 準2級 | 4 | 上記科目に加え、フランス語言語演習Ⅰ、Ⅱ フランス語文化演習Ⅰ、Ⅱ 検定外国語(仏語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |
| | 2級 及びそれ以上 | 6 | 上記科目に加え、フランス語言語文化演習Ⅰ、Ⅱ 検定外国語(仏語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |
| ドイツ語技能検定試験 主催：財ドイツ語学文学振興会 | 4級 | 2 | ドイツ語基礎Ⅰ、ドイツ語基礎Ⅱ(各1単位)、ドイツ語文化Ⅰ(2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ、Ⅱ(自由科目) |
| | 3級 | 3 | 上記科目に加え、ドイツ語基礎Ⅲ、ドイツ語Ⅳ(各1単位)、ドイツ語文化Ⅱ、ドイツ語文化Ⅲ(各2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(自由科目) |
| | 2級 | 4 | 上記科目に加え、ドイツ語文化演習Ⅰ、ドイツ語文化演習Ⅱ、ドイツ語言語演習Ⅰ、ドイツ語言語演習Ⅱ(各2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |
| | 準1級 1級 | 6 | 上記科目に加え、ドイツ語言語文化演習Ⅰ、ドイツ語言語文化演習Ⅱ(各2単位) 検定外国語(独語)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(自由科目) |

2015~2012年度入学生適用資料

| 検定試験名 | レベル・級 | 認定 単位数 | 単位認定科目 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------|---|
| 中国語検定試験 主催：一般財団法人日本中国語検定協会 | 4級 | 2 | 中国語基礎Ⅰおよび中国語基礎Ⅱ， 中国語文化Ⅰ（2単位） 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ（自由科目） |
| | 3級 | 3 | 上記科目に加え，中国語基礎Ⅲおよび中国語基礎 Ⅳ，中国語文化Ⅱおよび中国語文化Ⅲ 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（自由科目） |
| | 2級 | 4 | 上記科目に加え，中国語文化演習Ⅰおよび中国語 文化演習Ⅱ，中国語言語演習Ⅰ，中国語言語演習 Ⅱ 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科目） |
| | 準1級 1級 | 6 | 上記科目に加え，中国語言語文化演習Ⅰ，中国語 言語文化演習Ⅱ 検定外国語（中国語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科目） |
| ロシア語能力検定試験 主催：ロシア語能力検定委員会 | 4級 | 2 | ロシア語基礎Ⅰ，ロシア語基礎Ⅱ（各1単位），ロ シア語文化Ⅰ（2単位） 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ（自由科目） |
| | 3級 | 3 | 上記科目に加え，ロシア語基礎Ⅲ，ロシア語基礎 Ⅳ（各1単位），ロシア語文化Ⅱ，ロシア語文化Ⅲ （各2単位） 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（自由科目） |
| | 2級 | 4 | 上記科目に加え，ロシア語文化演習Ⅰ，ロシア語 文化演習Ⅱ，ロシア語言語演習Ⅰ，ロシア語言語 演習Ⅱ（各2単位） 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科 目） |
| | 1級 | 6 | 上記科目に加え，ロシア語言語文化演習Ⅰ，ロシ ア語言語文化演習Ⅱ 検定外国語（ロシア語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自由科 目） |
| 「ハングル」能力検定 主催：ハングル能力検定協会特定非営利活動法人 | 5級 80点以上 | 2 | 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ，韓国・朝鮮語基礎Ⅱ（各1 単位），韓国・朝鮮語文化Ⅰ（2単位） 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ（自由科目） |
| | 4級 80点以上 | 3 | 上記科目に加え，韓国・朝鮮語基礎Ⅲ，韓国・朝 鮮語Ⅳ（各1単位），韓国・朝鮮語文化Ⅱ，韓国・ 朝鮮語文化Ⅲ 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（自由科 目） |
| | 3級 | 4 | 上記科目に加え，韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ，韓国・ 朝鮮語文化演習Ⅱ，韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ，韓 国・朝鮮語言語演習Ⅱ 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自 由科目） |
| | 準2級 2級 1級 | 6 | 上記科目に加え，韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ， 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ 検定外国語（韓国・朝鮮語）Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ（自 由科目） |

2. 留意事項

- 1) 申請が認められるのは，北海学園大学在籍中に受検した検定の結果に限られる。
- 2) すでに単位を修得している科目の単位として申請することはできない。
- 3) 認定単位数は上限を示している。新たに受検した結果に基づき何度でも申請することができるが，その都度重複して単位を認定することはしない。（例）1年次でTOEICスコア630点を得て，申請により2単位を認定された学生が，TOEICを再度受検し730点を得て申請した場合，認定される4単位のうち2単位はすでに認定されているとみなし，新たに2単位が認定される。
- 4) 検定の結果に基づき単位の認定を申請しようとする学生は，履修要項第6章第2節第7項から第10項をよく読み，必要な手続をとらなければならない。

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

1 部法律学科専門科目 (2015～2012 年度入学生適用)

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | | 1年次 | | 2年次 | | |
|-----------|----------------------|------------------|-------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| | | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 | 1 群 | 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2 群 | 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 52 単位 選択 必修 | 3 群 | 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | |
| | | 4 群 | 入門講義 (各2単位) | 公法入門 | | | |
| | | | ※1年次生のみに 履修限定 | 民法法入門 刑法法入門 政治学入門 地方自治入門 | | | |
| | | 5 群 | 基礎講義 (各4単位) | | 憲法 I 民法 I 現代政治学 | | |
| | | 6 群 | 法学基礎講義 (各4単位) | | | 憲法 II 民法 II 民法 III 刑法 I | 行政法 I 刑法 II 民法 IV 民事訴訟法 I |
| | | | | | | | |
| | | 7 群 | 法学専門講義 (各4単位) | | | | |
| | (各2単位) | | | | | | |
| | 8 群 | 法学応用講義 (各2単位) | | | | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 9 群 | 専門演習 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | 10 群 | 講読 (各4単位) | | | 演習 I | |
| | | 11 群 | 卒業研究 (4単位) | | | | |
| 12 群 | | 政治学講義 (各4単位) | | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 | 国際政治学 公共政策論 地方政治論 | |
| | | (各2単位) | | | | | |
| 13 群 | 総合応用講義 (各2単位) | | | | | | |
| 14 群 | 関連講義 (各2単位) | | | 社会経済学 I ミクロ経済学 I 日本史 東洋史 | 社会経済学 II ミクロ経済学 II 西洋史 | | |
| | 履修単位上限 | 48単位 | | 48単位 | | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習IIIの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

| 3・4年次 | | | | 授業科目群 (単位) | 卒業 要件 |
|---|---|--|-----------------|---------------------------------------|------------------------------|
| 第1学期 | | 第2学期 | | | |
| ※別頁参照 | | | | 1群 基盤科目 | 24 単位 選 択 必 修 |
| ※別頁参照 | | | | 2群 教養科目 | |
| | | | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | |
| | | | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | |
| | | | | 5群 基礎講義 (各4単位) | |
| | | | | 6群 法律学基礎講義 (各4単位) | |
| 行政法Ⅱ | 国際法 | 商法Ⅲ | 法哲学 | 7群 法律学専門講義 (各4単位) (各2単位) | |
| 民法Ⅴ | 民事訴訟法Ⅱ | 労働法 | 日本法制史 | | |
| 商法Ⅰ | 刑事訴訟法 | 経済法 | 西洋法制史 | | |
| 商法Ⅱ | | 国際私法 | | | |
| 法思想史 | | | | | |
| ※1 法律学応用講義 | | | | 8群 法律学応用講義 (各2単位) | |
| 3年次 | | 4年次 | | | |
| 演習Ⅱ | | 演習Ⅲ (履修条件等別記) | | 9群 専門演習 (各4単位) | |
| 外国書講読Ⅰ | | 外国書講読Ⅱ | | 10群 講読 (各4単位) | |
| | | 卒業研究 (履修条件等別記) | | 11群 卒業研究 (4単位) | |
| 3・4年次 | | | | | |
| 第1学期 | | 第2学期 | | | |
| 自治体学 地方財政論 日本政治史 ジャーナリズム論 | | 社会調査 比較政治学 政治思想史 自治体法 | | 12群 政治学講義 (各4単位) | |
| 北海道政治・行政史Ⅰ | | 国際機構論 北海道政治・行政史Ⅱ | | (各2単位) | |
| ※2 政治学特殊講義 ※3 国際地域政治研究 | | | | | |
| ※4 総合応用講義 | | | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | |
| マクロ経済学Ⅰ | 経営学原理Ⅰ | マクロ経済学Ⅱ | 経営学原理Ⅱ | 14群 関連講義 (各2単位) | |
| 財政学Ⅰ | 経済政策Ⅰ | 財政学Ⅱ | 経済政策Ⅱ | | |
| 社会政策Ⅰ | 会計学原理Ⅰ | 社会政策Ⅱ | 会計学原理Ⅱ | | |
| 日本経済史Ⅰ | 西洋経済史Ⅰ | 日本経済史Ⅱ | 西洋経済史Ⅱ | | |
| 国際経済論Ⅰ | 文化人類学Ⅰ | 国際経済論Ⅱ | 文化人類学Ⅱ | | |
| | | | | | |
| 48単位 | | 48単位 | | 履修単位上限 | |
| ※1 法律学応用講義 | | | | ※2 政治学特殊講義 | |
| 社会保障法 法と経済学 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 民事手続法論 信託法 比較法史学 不動産登記法Ⅰ・Ⅱ 商業登記法Ⅰ・Ⅱ 抵当権の実務 | 消費者取引と紛争 法とシェンダー 中国法文化論 租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 比較法 刑事政策 保険法 ドイツ行政法 | 公法応用Ⅰ (憲法) 公法応用Ⅱ (行政法) 民法応用Ⅰ (民法) 民法応用Ⅱ (会社法) 民法応用Ⅲ (民事訴訟法) 刑法応用Ⅰ (刑法) 刑法応用Ⅱ (刑事訴訟法) 検定法学 | 自治体職員論 日米関係論 | ※3 国際地域政治研究 ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | |
| | | | | ※4 総合応用講義 現代ドイツの行政と行政改革 | |

2015～2012年度入学生適用資料

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

2部法律学科専門科目（2015～2012年度入学生適用）

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | | 1年次 | | 2年次 | | |
|-----------------|----------------------|-------------------|------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| | | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 必修 | 1群 | 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2群 | 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 3群 | 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | | |
| | 24 単位 選択 必修 | 4群 | 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 公法入門 民法法入門 刑法法入門 政治学入門 地方自治入門 | | | |
| | | 5群 | 基礎講義 (各4単位) | | 憲法Ⅰ 民法Ⅰ 現代政治学 | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 6群 | 法学基礎講義 (各4単位) | | | 憲法Ⅱ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 刑法Ⅰ | 行政法Ⅰ 民法Ⅳ 民事訴訟法Ⅰ |
| | | 7群 | 法学専門講義 (各4単位) | | | | |
| | 52 単位 選択 必修 | | (各2単位) | | | | |
| | | 8群 | 法学応用講義 (各2単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | 9群 | 専門演習(各4単位) | | | 演習Ⅰ | |
| | | 10群 | 講読(各4単位) | | | | |
| | | 11群 | 卒業研究(4単位) | | | | |
| | 12 群 | | 政治学講義 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | | (各2単位) | | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 | 国際政治学 公共政策論 地方政治論 |
| 13群 | | 総合応用講義(各2単位) | | | | | |
| 14群 | 関連講義 (各2単位) | | | 社会経済学Ⅰ ミクロ経済学Ⅰ 日本史 西洋史 | 社会経済学Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ 東洋史 | | |
| 履修単位上限 | | 48単位 | | 48単位 | | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習Ⅲの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。
 講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。
 卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

2015～2012年度入学生適用
資料

| 3・4年次 | | | | 授業科目群 (単位) | 卒業 要件 |
|------------------------------------|--------------------------------|----------------|--------|---------------------------------------|---|
| 第1学期 | | 第2学期 | | | |
| ※別頁参照 | | | | 1群 基礎科目 | 24 単位 選択 必修 52 単位 選択 必修 68 単位 選択 必修 128 単位 |
| ※別頁参照 | | | | 2群 教養科目 | |
| | | | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | |
| | | | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | |
| | | | | 5群 基礎講義 (各4単位) | |
| | | | | 6群 法律学基礎講義 (各4単位) | |
| 行政法Ⅱ | 国際法 | 商法Ⅲ | 法哲学 | 7群 法律学専門講義 (各4単位) | |
| 民法Ⅴ | 民事訴訟法Ⅱ | 労働法 | 日本法制史 | | |
| 商法Ⅰ | 刑事訴訟法 | 経済法 | 西洋法制史 | | |
| 商法Ⅱ | | 国際私法 | | | |
| 法思想史 | | | | (各2単位) | |
| ※1 法律学応用講義 | | | | 8群 法律学応用講義 (各2単位) | |
| 3年次 | | 4年次 | | | |
| 演習Ⅱ | | 演習Ⅲ (履修条件等別記) | | 9群 専門演習 (各4単位) | |
| 外国書講読Ⅰ | | 外国書講読Ⅱ | | 10群 講読 (各4単位) | |
| | | 卒業研究 (履修条件等別記) | | 11群 卒業研究 (4単位) | |
| 3・4年次 | | | | | |
| 第1学期 | | 第2学期 | | | |
| 自治体学 地方財政論 日本政治史 ジャーナリズム論 | 社会調査 比較政治学 政治思想史 自治体法 | | | 12群 政治学講義 (各4単位) | |
| 北海道政治・行政史Ⅰ | 国際機構論 北海道政治・行政史Ⅱ | | | | |
| ※2 政治学特殊講義 ※3 国際地域政治研究 | | | | | |
| 総合応用講義 | | | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | |
| マクロ経済学Ⅰ | 経営学原理Ⅰ | マクロ経済学Ⅱ | 経営学原理Ⅱ | 14群 関連講義 (各2単位) | |
| 財政学Ⅰ | 経済政策Ⅰ | 財政学Ⅱ | 経済政策Ⅱ | | |
| 社会政策Ⅰ | 会計学原理Ⅰ | 社会政策Ⅱ | 会計学原理Ⅱ | | |
| 日本経済史Ⅰ | 西洋経済史Ⅰ | 日本経済史Ⅱ | 西洋経済史Ⅱ | | |
| 国際経済論Ⅰ | 文化人類学 | 国際経済論Ⅱ | | | |
| | | | | | |
| 48単位 | | 48単位 | | 履修単位上限 | |

| ※1 法律学応用講義 | | ※2 政治学特殊講義 | | ※3 国際地域政治研究 | |
|---------------------|-------------------|------------|-------|-----------------------|--|
| 社会保障法 | 中国法文化論 | 自治体職員論 | 日米関係論 | ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | |
| 民事手続法論 | 刑事政策 | | | | |
| 消費者取引と紛争 法とジェンダー | マスコミ倫理法制論 検定法学 | | | | |
| | | | | ※4 総合応用講義 | |

2015～2012年度入学生適用
資料

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

1 部政治学科専門科目 (2015～2012 年度入学生適用)

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | 1年次 | | 2年次 | | |
|--------------------|----------------------|---|---|--------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 | 1群 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2群 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 44 単位 選択 必修 | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | |
| | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 政治学入門 地方自治入門 公法入門 民法入門 刑法入門 | | | |
| | | 5群 基礎講義 (各4単位) | | 現代政治学 憲法 I 民法 I | | |
| | | 6群 政治学基礎講義 (各4単位) | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 憲法 II | 国際政治学 公共政策論 行政法 I 地方政治論 | |
| | | 7群 政治学専門講義 (各4単位) | | | | |
| | | (各2単位) | | | | |
| | | 8群 政治学応用講義 (各2単位) | | | | |
| | | 9群 専門演習 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | 10群 講読 (各4単位) | | | 演習 I | | |
| | 11群 卒業研究 (4単位) | | | | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 12群 法律学講義 (各4単位) (各2単位) (各2単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | | 第1学期 | 第2学期 | 民法 II 民法 III 刑法 I | 刑法 II 民法 IV 民事訴訟法 I |
| | | | | | | |
| 13群 総合応用講義 (各2単位) | | | | | | |
| 14群 関連講義 (各2単位) | | | 社会経済学 I ミクロ経済学 I 日本史 東洋史 | 社会経済学 II ミクロ経済学 II 西洋史 | | |
| 履修単位上限 | | 48単位 | | 48単位 | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習IIIの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

| 3・4年次 | | 授業科目群 (単位) | 卒業 要件 | |
|--|--|---|------------------------------|--|
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| ※別頁参照 | | 1群 基礎科目 | 44 単位 選 択 必 修 | |
| ※別頁参照 | | 2群 教養科目 | | |
| | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | | |
| | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみ 履修限定 | | |
| | | 5群 基礎講義 (各4単位) | | |
| | | 6群 政治学基礎講義 (各4単位) | | |
| 地方財政論 日本政治史 ジャーナリズム論 自治体学 | 比較政治学 政治思想史 自治体法 社会調査 | 7群 政治学専門講義 (各4単位) | | |
| 北海道政治・行政史 I | 国際機構論 北海道政治・行政史 II | (各2単位) | | |
| ※1 政治学特殊講義 ※2 国際地域政治研究 | | 8群 政治学応用講義 (各2単位) | | |
| 3年次 | 4年次 | | | |
| 演習 II | 演習 III (履修条件等別記) | 9群 専門演習 (各4単位) | | |
| 外国書講読 I | 外国書講読 II | 10群 講読 (各4単位) | | |
| | | 11群 卒業研究 (4単位) | | |
| 3・4年次 | | | 68 単位 選 択 必 修 | |
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| 行政法 II 国際法 民法 V 商法 I 商法 II 民事訴訟法 II 刑事訴訟法 法思想史 | 商法 III 西洋法制史 労働法 経済法 日本法制史 国際私法 法哲学 | 12群 法律学講義 (各4単位) (各2単位) (各2単位) | | |
| ※3 法律学応用講義 | | | | |
| ※4 総合応用講義 | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | | |
| マクロ経済学 I 経営学原理 I 財政学 I 経済政策 I 社会政策 I 会計学原理 I 日本経済史 I 西洋経済史 I 国際経済論 I 文化人類学 I | マクロ経済学 II 経営学原理 II 財政学 II 経済政策 II 社会政策 II 会計学原理 II 日本経済史 II 西洋経済史 II 国際経済論 II 文化人類学 II | 14群 関連講義 (各2単位) | | |
| 48単位 | 48単位 | 履修単位上限 | | |
| ※1 政治学特殊講義 自治体職員論 日米関係論 | | ※2 国際地域政治研究 ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | | |
| ※4 総合応用講義 現代ドイツの行政と行政改革 | | ※3 法律学応用講義 消費者取引と紛争 法とジェンダー 中国法文化論 租税法 I 租税法 II 比較法 刑事政策 比較法史学 不動産登記法 I・II 商業登記法 I・II 抵当権の実務 公法応用 I (憲法) 公法応用 II (行政法) 民法応用 I (民法) 民法応用 II (会社法) 民法応用 III (民事訴訟法) 刑事法応用 I (刑法) 刑事法応用 II (刑事訴訟法) 検定法学 | | |

2015～2012年度入学生適用
資料

授業科目・卒業要件・履修要領等一覧表

2部政治学科専門科目 (2015～2012年度入学生適用)

| 卒業要件 | 授業科目群 (単位) | 1年次 | | 2年次 | | |
|-----------|-----------------------|--|---|-----------------------------------|---|---------------------------|
| | | 第1学期 | 第2学期 | 第1学期 | 第2学期 | |
| 128 単位 | 1群: 基盤科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 2群: 教養科目 | ※別頁参照 | | | | |
| | 3群: 基礎教育演習 (通年4単位) | 基礎演習 (1年次生のみ履修可) | | | | |
| | 44 単位 選択 必修 | 4群: 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみに 履修限定 | 政治学入門 地方自治入門 公法入門 民事法入門 刑事法入門 | | | |
| | | 5群: 基礎講義 (各4単位) | | 現代政治学 憲法 I 民法 I | | |
| | | 6群: 政治学基礎講義 (各4単位) | | | 行政学 西洋政治史 政治過程論 憲法 II 地方政治論 | 国際政治学 公共政策論 行政法 I |
| | | 7群: 政治学専門講義 (各4単位) (各2単位) | | | | |
| | 8群: 政治学応用講義 (各2単位) | | | | | |
| | 68 単位 選択 必修 | 9群: 専門演習 (各4単位) | 1年次 | | 2年次 | |
| | | 10群: 講読 (各4単位) | | | 演習 I | |
| | | 11群: 卒業研究 (4単位) | | | | |
| | | 12群: 法律学講義 (各4単位) (各2単位) (各2単位) | | | 民法 II 民法 III 刑法 I | 刑法 II 民法 IV 民事訴訟法 I |
| | 13群: 総合応用講義 (各2単位) | | | | | |
| | 14群: 関連講義 (各2単位) | | | 社会経済学 I ミクロ経済学 I 日本史 西洋史 | 社会経済学 II ミクロ経済学 II 東洋史 | |
| 履修単位上限 | | 48単位 | | 48単位 | | |

専門演習は、2, 3, 4年次各1演習のみ履修可能、総計12単位修得可能。演習Ⅲの履修については履修要項第4章第6節第5・6項を参照すること。

講読は、単年度の履修は1講読のみ履修可能、総計8単位修得可能。

卒業研究の履修については、履修要項第4章第8節を参照すること。

2015～2012年度入学生適用
資料

| 3・4年次 | | 授業科目群 (単位) | | 卒業 要件 |
|--|---|---|--|----------------------------------|
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| ※別頁参照 | | 1群 基盤科目 | | 44 単 位 選 択 必 修 |
| ※別頁参照 | | 2群 教養科目 | | |
| | | 3群 基礎教育演習 (通年4単位) | | |
| | | 4群 入門講義 (各2単位) ※1年次生のみ 履修限定 | | |
| | | 5群 法学政治学基礎講義 (各4単位) | | |
| | | 6群 政治学基礎講義 (各4単位) | | |
| 地方財政論 自治体学 日本政治史 ジャーナリズム論 | 社会調査 自治体法 比較政治学 政治思想史 | 7群 政治学専門講義 (各4単位) | | |
| 北海道政治・行政史 I | 国際機構論 北海道政治・行政史 II | (各2単位) | | |
| ※1 政治学特殊講義 ※2 国際地域政治研究 | | 8群 政治学応用講義 (各2単位) | | |
| 3年次 | 4年次 | | | |
| 演習II | 演習III (履修条件等別記) | 9群 専門演習 (各4単位) | | |
| 外国書講読 I | 外国書講読 II | 10群 講読 (各4単位) | | |
| | 卒業研究 (履修条件等別記) | 11群 卒業研究 (4単位) | | |
| 3・4年次 | | | | 68 単 位 選 択 必 修 |
| 第1学期 | 第2学期 | | | |
| 行政法II 国際法 民法V 商法I 商法II 民事訴訟法II 刑事訴訟法 法思想史 | 商法III 西洋法制史 労働法 経済法 日本法制史 国際私法 法哲学 | 12群 法律学講義 (各4単位) | | |
| ※3 法律学応用講義 | | (各2単位) | | |
| 総合応用講義 | | 13群 総合応用講義 (各2単位) | | |
| マクロ経済学 I 経営学原理 I 財政学 I 経済政策 I 社会政策 I 会計学原理 I 日本経済史 I 西洋経済史 I 国際経済論 I 文化人類学 | マクロ経済学 II 経営学原理 II 財政学 II 経済政策 II 社会政策 II 会計学原理 II 日本経済史 II 西洋経済史 II 国際経済論 II | 14群 関連講義 (各2単位) | | |
| 48単位 | 48単位 | 履修単位上限 | | |
| ※1 政治学特殊講義 自治体職員論 日米関係論 | | ※2 国際地域政治研究 ロシアと独立国家共同体 (CIS諸国関係) | | |
| ※4 総合応用講義 | | ※3 法律学応用講義 社会保障法 中国法文化論 民事手続法論 刑事政策 消費者取引と紛争 マスコミ倫理法制論 法とジェンダー 検定法学 | | |

128
単
位2015～2012年度入学生適用
資料

1 部法律・政治学科一般教育科目一覧

| 授業科目群 (単位) | | 1年～4年次 | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|---|---|-------------------------------------|--|---|------------|
| | | 第1学期 | | 第2学期 | | | | |
| 1群 基礎科目 (文化・演習・共通情報：2単位，その他：1単位) | 言語 | 【英語】 英語講読Ⅰ (1年) 英語講読Ⅲ (2年) オーラルコミュニケーションⅠ (1年) オーラルコミュニケーションⅢ (2年) 英語特講Ⅰ (1年) 英語特講Ⅲ (2年) ライティング初級Ⅰ (1年) ライティング上級Ⅰ (2年) 英語文化演習ⅠA (2年) 英語文化演習ⅠB (2年) 英語文化演習ⅠC (2年) | | 英語講読Ⅱ(Ⅰ) 英語講読Ⅳ (2年) オーラルコミュニケーションⅡ (1年) オーラルコミュニケーションⅣ (2年) 英語特講Ⅱ (1年) 英語特講Ⅳ (2年) ライティング初級Ⅱ (1年) ライティング上級Ⅱ (2年) 英語文化演習ⅡA (2年) 英語文化演習ⅡB (2年) 英語文化演習ⅡC (2年) | | | | |
| | | ＜英語以外の外国語＞ | | | | | | |
| | | 【共通】 世界の言語と文化 (1年) | | | | | | |
| | | 【ドイツ語】 ドイツ語基礎Ⅰ (1年) ドイツ語基礎Ⅲ (2年) ドイツ語会話Ⅰ (1年) ドイツ語会話Ⅲ (2年) ドイツ語文化Ⅱ (2年) ドイツ語文化演習Ⅰ (3年) ドイツ語言語演習Ⅰ (3年) ドイツ語言語文化演習Ⅰ (4年) | | ドイツ語基礎Ⅱ (1年) ドイツ語基礎Ⅳ (2年) ドイツ語会話Ⅱ (1年) ドイツ語会話Ⅳ (2年) ドイツ語文化Ⅰ (1年) ドイツ語文化Ⅲ (2年) ドイツ語文化演習Ⅱ (3年) ドイツ語言語演習Ⅱ (3年) ドイツ語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | | |
| | | 【フランス語】 フランス語基礎Ⅰ (1年) フランス語基礎Ⅲ (2年) フランス語会話Ⅰ (1年) フランス語会話Ⅲ (2年) フランス語文化Ⅱ (2年) フランス語文化演習Ⅰ (3年) フランス語言語演習Ⅰ (3年) フランス語言語文化演習Ⅰ (4年) | | フランス語基礎Ⅱ (1年) フランス語基礎Ⅳ (2年) フランス語会話Ⅱ (1年) フランス語会話Ⅳ (2年) フランス語文化Ⅰ (1年) フランス語文化Ⅲ (2年) フランス語文化演習Ⅱ (3年) フランス語言語演習Ⅱ (3年) フランス語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | | |
| | | 【中国語】 中国語基礎Ⅰ (1年) 中国語基礎Ⅲ (2年) 中国語会話Ⅰ (1年) 中国語会話Ⅲ (2年) 中国語文化Ⅱ (2年) 中国語文化演習Ⅰ (3年) 中国語言語演習Ⅰ (3年) 中国語言語文化演習Ⅰ (4年) | | 中国語基礎Ⅱ (1年) 中国語基礎Ⅳ (2年) 中国語会話Ⅱ (1年) 中国語会話Ⅳ (2年) 中国語文化Ⅰ (1年) 中国語文化Ⅲ (2年) 中国語文化演習Ⅱ (3年) 中国語言語演習Ⅱ (3年) 中国語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | | |
| | | 【ロシア語】 ロシア語基礎Ⅰ (1年) ロシア語基礎Ⅲ (2年) ロシア語会話Ⅰ (1年) ロシア語会話Ⅲ (2年) ロシア語文化Ⅱ (2年) ロシア語文化演習Ⅰ (3年) ロシア語言語演習Ⅰ (3年) ロシア語言語文化演習Ⅰ (4年) | | ロシア語基礎Ⅱ (1年) ロシア語基礎Ⅳ (2年) ロシア語会話Ⅱ (1年) ロシア語会話Ⅳ (2年) ロシア語文化Ⅰ (1年) ロシア語文化Ⅲ (2年) ロシア語文化演習Ⅱ (3年) ロシア語言語演習Ⅱ (3年) ロシア語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | | |
| | | 【韓国・朝鮮語】 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語文化Ⅱ (2年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ (3年) 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ (4年) | | 韓国・朝鮮語基礎Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語文化Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語文化Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ (3年) 韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ (4年) | | | | |
| | | 【健康とスポーツの科学Ⅰ (1年)】 体育実技ⅠA (1年) 体育実技ⅡA (1年) 体育実技ⅢA (1年) 体育実技ⅣA (1年) | | 健康とスポーツの科学Ⅱ (1年) 体育実技ⅠB (1年) 体育実技ⅡB (1年) 体育実技ⅢB (1年) 体育実技ⅣB (1年) | | | | |
| | | 【情報】 コンピュータ科学 (1年) 情報技術論 (1年) 情報と社会 (1年) | | | | | | |
| 2群 教養科目 (各2単位) | 人文科学 | 【自己】 | 哲学 倫理学Ⅰ 論理学Ⅰ 社会思想史 行動科学 基礎心理学 人間関係論 | 倫理学Ⅱ 論理学Ⅱ | 【文化】 | 日本文学 外国文学Ⅰ 言語学Ⅰ 芸術論Ⅰ 異文化コミュニケーション 現代文化論 | 外国文学Ⅱ 言語学Ⅱ 芸術論Ⅱ | |
| | | 【歴史】 | 歴史学Ⅰ 歴史学Ⅲ 考古学 | 歴史学Ⅱ 歴史学Ⅳ | | | | |
| | 社会科学 | 人文科学特別講義 | | 【社会構造】 | 経済学 政治学 社会学 マスコミ論 生涯学習論 | 【地域】 | 地理学 人類学 地誌学 国際事情 カナダの自然と社会Ⅰ | カナダの自然と社会Ⅱ |
| | | 社会科学特別講義 | | | | | | |
| | 自然科学 | 【環境】 | 地球科学Ⅰ 環境生物科学Ⅰ 物質科学 宇宙科学Ⅰ | 地球科学Ⅱ 環境生物科学Ⅱ 物質環境科学 宇宙科学Ⅱ | 【普遍性】 | 数学概論Ⅰ 統計学Ⅰ 物理学概論 | 数学概論Ⅱ 統計学Ⅱ | |
| 自然科学特別講義 | | | | | | | | |
| 北海道学 | 北海道史 北方圏文化論 北海道文学 アイヌの言語と文化 大学史 | | 北海道学特別講義 開発研究所特別講義 教養科目特別講義 | | | | | |

2015～2012年度入学生適用

2 部法律・政治学科一般教育科目一覧

| 授業科目群 (単位) | | 1年～4年次 | | | |
|--|------|--|---|--|--|
| | | 第1学期 | | 第2学期 | |
| 1 群 基盤科目 (文化・演習・共通情報：2 単位，その他：1 単位) | 言語 | 【英語】 英語講読Ⅰ (1年) 英語文化演習ⅠA (2年) オーラルコミュニケーションⅠ (1年) 英語文化演習ⅠB (2年) 英語特講Ⅰ (1年) 英語特講Ⅲ (2年) | | 英語講読Ⅱ (1年) 英語文化演習ⅡA (2年) オーラルコミュニケーションⅡ (1年) 英語文化演習ⅡB (2年) 英語特講Ⅱ (1年) 英語特講Ⅳ (2年) | |
| | | ＜英語以外の外国語＞ | | | |
| | | 【共通】 世界の言語と文化 (1年) | | | |
| | | 【ドイツ語】 ドイツ語基礎Ⅰ (1年) ドイツ語基礎Ⅲ (2年) ドイツ語会話Ⅰ (1年) ドイツ語会話Ⅲ (2年) ドイツ語文化演習Ⅰ (3年) ドイツ語言語演習Ⅰ (3年) | | ドイツ語基礎Ⅱ (1年) ドイツ語基礎Ⅳ (2年) ドイツ語会話Ⅱ (1年) ドイツ語会話Ⅳ (2年) ドイツ語文化Ⅰ (1年) ドイツ語文化演習Ⅱ (3年) ドイツ語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【フランス語】 フランス語基礎Ⅰ (1年) フランス語基礎Ⅲ (2年) フランス語会話Ⅰ (1年) フランス語会話Ⅲ (2年) フランス語文化演習Ⅰ (3年) フランス語言語演習Ⅰ (3年) | | フランス語基礎Ⅱ (1年) フランス語基礎Ⅳ (2年) フランス語会話Ⅱ (1年) フランス語会話Ⅳ (2年) フランス語文化Ⅰ (1年) フランス語文化演習Ⅱ (3年) フランス語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【中国語】 中国語基礎Ⅰ (1年) 中国語基礎Ⅲ (2年) 中国語会話Ⅰ (1年) 中国語会話Ⅲ (2年) 中国語文化演習Ⅰ (3年) 中国語言語演習Ⅰ (3年) | | 中国語基礎Ⅱ (1年) 中国語基礎Ⅳ (2年) 中国語会話Ⅱ (1年) 中国語会話Ⅳ (2年) 中国語文化Ⅰ (1年) 中国語文化演習Ⅱ (3年) 中国語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【ロシア語】 ロシア語基礎Ⅰ (1年) ロシア語基礎Ⅲ (2年) ロシア語会話Ⅰ (1年) ロシア語会話Ⅲ (2年) ロシア語文化演習Ⅰ (3年) ロシア語言語演習Ⅰ (3年) | | ロシア語基礎Ⅱ (1年) ロシア語基礎Ⅳ (2年) ロシア語会話Ⅱ (1年) ロシア語会話Ⅳ (2年) ロシア語文化Ⅰ (1年) ロシア語文化演習Ⅱ (3年) ロシア語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【韓国・朝鮮語】 韓国・朝鮮語基礎Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅲ (2年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ (3年) | | 韓国・朝鮮語基礎Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語基礎Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語会話Ⅱ (1年) 韓国・朝鮮語会話Ⅳ (2年) 韓国・朝鮮語文化Ⅰ (1年) 韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ (3年) 韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ (3年) | |
| | | 【身体】 健康とスポーツの科学Ⅰ (1年) 体育実技ⅠA (1年) 体育実技ⅡA (1年) | | 健康とスポーツの科学Ⅱ (1年) 体育実技ⅠB (1年) 体育実技ⅡB (1年) | |
| | | 【情報】 コンピュータ科学 (1年) 情報技術論 (1年) 情報と社会 (1年) | | | |
| 2 群 教養科目 (各 2 単位) | 人文科学 | 【自己】 哲学 倫理学Ⅰ 倫理学Ⅱ 論理学Ⅰ 論理学Ⅱ 社会思想史 行動科学 基礎心理学 人間関係論 | 【文化】 日本文学 外国文学Ⅰ 外国文学Ⅱ 言語学Ⅰ 言語学Ⅱ 芸術論Ⅰ 芸術論Ⅱ 異文化コミュニケーション 現代文化論 | | |
| | 社会科学 | 【歴史】 歴史学Ⅰ 歴史学Ⅱ 歴史学Ⅲ 歴史学Ⅳ 考古学 | 【地域】 地理学 人類学 地誌学 国際事情 カナダの自然と社会Ⅰ カナダの自然と社会Ⅱ | | |
| | 自然科学 | 【社会構造】 経済学 政治学 社会学 マスコミ論 生涯学習論 | 【環境】 地球科学Ⅰ 地球科学Ⅱ 環境生物科学Ⅰ 環境生物科学Ⅱ 物質科学 物質環境科学 宇宙科学Ⅰ 宇宙科学Ⅱ | | |
| | 北海道学 | 【普遍性】 数学概論Ⅰ 数学概論Ⅱ 統計学Ⅰ 統計学Ⅱ 物理学概論 | | | |
| | | 北海道史 北方圏文化論 北海道文学 アイヌの言語と文化 大学史 北海道学特別講義 開発研究所特別講義 教養科目特別講義 | | | |

2015～2012年度入学生適用資料

北海学園大学 学則別表5, 6

別表5 法学部1部
(1) 法学部1年次及び法律学科

| ○印必修 | 授業科目 | 年次及び単位数 | | | | | 備考 |
|------|------------------|---------|---|---|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | (1群 基 盤 科 目) | | | | | | 1群 選択 |
| | 言語 | | | | | | |
| | 英語 | | | | | | |
| | 英語 講 読 I | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 講 読 II | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 講 読 III | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 講 読 IV | | 1 | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーションI | 1 | | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーションII | 1 | | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーションIII | | 1 | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーションIV | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 特 講 I | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 特 講 II | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 特 講 III | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 特 講 IV | | 1 | | | 1 | |
| | ライティング初級I | 1 | | | | 1 | |
| | ライティング初級II | 1 | | | | 1 | |
| | ライティング上級I | | 1 | | | 1 | |
| | ライティング上級II | | 1 | | | 1 | |
| | 英語文化演習I A | | 2 | | | 2 | |
| | 英語文化演習I B | | 2 | | | 2 | |
| | 英語文化演習I C | | 2 | | | 2 | |
| | 英語文化演習II A | | 2 | | | 2 | |
| | 英語文化演習II B | | 2 | | | 2 | |
| | 英語文化演習II C | | 2 | | | 2 | |
| | 英語以外の外国語 | | | | | | |
| | 共通 | | | | | | |
| | 世界の言語と文化 | 2 | | | | 2 | |
| | ドイツ語 | | | | | | |
| | ドイツ語基礎I | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎II | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎III | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語基礎IV | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語会話I | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語会話II | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語会話III | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語会話IV | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語文化I | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化II | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習I | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語文化演習II | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習I | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習II | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習III | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習IV | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習V | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習VI | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習VII | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習VIII | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習IX | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習X | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習XI | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語演習XII | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 | | | | | | |
| | フランス語基礎I | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語基礎II | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語基礎III | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語基礎IV | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語会話I | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語会話II | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語会話III | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語会話IV | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語文化I | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化II | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化III | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語文化演習I | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語文化演習II | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習I | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習II | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習III | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習IV | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習V | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習VI | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習VII | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習VIII | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習IX | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語演習X | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 | | | | | | |
| | 中国語基礎I | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語基礎II | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語基礎III | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語基礎IV | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語会話I | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語会話II | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語会話III | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語会話IV | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語文化I | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化II | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化III | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語文化演習I | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語文化演習II | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習I | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習II | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習III | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習IV | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語演習V | | | 2 | | 2 | |

| ○印必修 | 授業科目 | 年次及び単位数 | | | | | 備考 |
|------|--------------------|---------|---|---|---|---|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | 中国語演習II | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語文化演習I | | | | 2 | 2 | |
| | 中国語文化演習II | | | | 2 | 2 | |
| | ロシア語 | | | | | | |
| | ロシア語基礎I | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語基礎II | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語基礎III | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語基礎IV | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語会話I | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語会話II | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語会話III | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語会話IV | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語文化I | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化II | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化III | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語文化演習I | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語文化演習II | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習I | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習II | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習III | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習IV | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習V | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習VI | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習VII | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習VIII | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習IX | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習X | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習XI | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語演習XII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 | | | | | | |
| | 韓国・朝鮮語基礎I | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎II | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎III | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語基礎IV | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話I | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話II | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話III | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語会話IV | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語文化I | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化II | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化III | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習I | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語文化演習II | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習I | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習II | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習III | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習IV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習V | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習VI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習VII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習VIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習IX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習X | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語演習XXXXXXIX | | | 2 | | | |

別表5 法学部1部

(2) 法学部1年次及び政治学科

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|-------------------|---------------|---|---|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | (1群 基 盤 科 目) | | | | | | 1群 選択 |
| | 言語 | | | | | | |
| | 英語 | | | | | | |
| | 英語 講 読 I | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 講 読 II | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 講 読 III | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 講 読 IV | | 1 | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーション I | 1 | | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーション II | 1 | | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーション III | | 1 | | | 1 | |
| | オーラルコミュニケーション IV | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 特 講 I | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 特 講 II | 1 | | | | 1 | |
| | 英語 特 講 III | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 特 講 IV | | 1 | | | 1 | |
| | ライティング 初級 | 1 | | | | 1 | |
| | ライティング 初級 II | 1 | | | | 1 | |
| | ライティング 上級 | | 1 | | | 1 | |
| | ライティング 上級 II | | 1 | | | 1 | |
| | 英語 文化 演習 I A | | 2 | | | 2 | |
| | 英語 文化 演習 I B | | 2 | | | 2 | |
| | 英語 文化 演習 I C | | 2 | | | 2 | |
| | 英語 文化 演習 II A | | 2 | | | 2 | |
| | 英語 文化 演習 II B | | 2 | | | 2 | |
| | 英語 文化 演習 II C | | 2 | | | 2 | |
| | 英語以外の外国語 共通 | | | | | | |
| | 世界の言語と文化 | 2 | | | | 2 | |
| | ドイツ語 | | | | | | |
| | ドイツ語 基礎 I | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語 基礎 II | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語 基礎 III | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語 基礎 IV | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語 会話 I | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語 会話 II | 1 | | | | 1 | |
| | ドイツ語 会話 III | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語 会話 IV | | 1 | | | 1 | |
| | ドイツ語 文化 I | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語 文化 II | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語 文化 III | | 2 | | | 2 | |
| | ドイツ語 文化 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 文化 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 III | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 IV | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 V | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 VI | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 VII | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 VIII | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 IX | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 X | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 XI | | | 2 | | 2 | |
| | ドイツ語 演習 XII | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 | | | | | | |
| | フランス語 基礎 I | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語 基礎 II | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語 基礎 III | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語 基礎 IV | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語 会話 I | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語 会話 II | 1 | | | | 1 | |
| | フランス語 会話 III | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語 会話 IV | | 1 | | | 1 | |
| | フランス語 文化 I | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語 文化 II | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語 文化 III | | 2 | | | 2 | |
| | フランス語 文化 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 文化 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 III | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 IV | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 V | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 VI | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 VII | | | 2 | | 2 | |
| | フランス語 演習 VIII | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 | | | | | | |
| | 中国語 基礎 I | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語 基礎 II | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語 基礎 III | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語 基礎 IV | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語 会話 I | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語 会話 II | 1 | | | | 1 | |
| | 中国語 会話 III | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語 会話 IV | | 1 | | | 1 | |
| | 中国語 文化 I | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語 文化 II | | 2 | | | 2 | |
| | 中国語 文化 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 文化 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 III | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 IV | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 V | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 VI | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 VII | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 VIII | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 IX | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 X | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 XI | | | 2 | | 2 | |
| | 中国語 演習 XII | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 | | | | | | |
| | ロシア語 基礎 I | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語 基礎 II | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語 基礎 III | | 1 | | | 1 | |

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|---------------------|---------------|---|---|---|-----|-----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | ロシア語 基礎 IV | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語 会話 I | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語 会話 II | 1 | | | | 1 | |
| | ロシア語 会話 III | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語 会話 IV | | 1 | | | 1 | |
| | ロシア語 文化 I | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語 文化 II | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語 文化 III | | 2 | | | 2 | |
| | ロシア語 文化 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 文化 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 III | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 IV | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 V | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 VI | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 VII | | | 2 | | 2 | |
| | ロシア語 演習 VIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 | | | | | | |
| | 韓国・朝鮮語 基礎 I | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 基礎 II | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 基礎 III | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 基礎 IV | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 会話 I | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 会話 II | 1 | | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 会話 III | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 会話 IV | | 1 | | | 1 | |
| | 韓国・朝鮮語 文化 I | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 文化 II | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 文化 III | | 2 | | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 文化 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 文化 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 I | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 II | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 III | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 IV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 V | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 VI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 VII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 VIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 IX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 X | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXVIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXIX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXX | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXIII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXIV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXV | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXVI | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXVII | | | 2 | | 2 | |
| | 韓国・朝鮮語 演習 XXXXXVIII | | | 2 | | 2</ | |

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|--------------------------|---------------|---|---|---|---|--------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | カナダの自然と社会 II 社会科学特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 自然科学 環境 | 2 | | | | 2 | |
| | 地球科学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 地球科学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 環境生物学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 環境生物学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 物質環境科学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 宇宙科学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 宇宙科学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 普遍性 数学概論 I | 2 | | | | 2 | |
| | 数学概論 II | 2 | | | | 2 | |
| | 統計学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 統計学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 物理学概論 | 2 | | | | 2 | |
| | 自然科学特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道学 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道文化論 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道語と文化 | 2 | | | | 2 | |
| | アイヌの言語と文化 | 2 | | | | 2 | |
| | 大北海学 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道学特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 開発研究所特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 教養科目特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | (3群 基礎教育演習) 基礎演習 | 4 | | | | 4 | 3群~13群より68単位 必修 |
| | (4群 入門講義) 政治学入門 | 2 | | | | 2 | 4群~7群より44単位 必修 |
| | 政治学入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 地方自治入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 民法入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 刑事法入門 | 2 | | | | 2 | |
| | (5群 基礎講義) 現代政治学 I | 4 | | | | 4 | (日本国憲法2単位含む) |
| | 憲法 I | 4 | | | | 4 | |
| | (6群 政治学基礎講義) 行政政治学 | 4 | | | | 4 | |
| | 行政政治学 | 4 | | | | 4 | |
| | 国際政治学 | 4 | | | | 4 | |
| | 政治学論 | 4 | | | | 4 | |
| | 憲法論 | 4 | | | | 4 | |
| | 行政法 I | 4 | | | | 4 | |
| | 行政法 II | 4 | | | | 4 | |
| | (7群 政治学専門講義) 日本政治史 | | | 4 | | 4 | |
| | 政治思想史 | | | 4 | | 4 | |
| | 比較政治学 | | | 4 | | 4 | |
| | 地方財政論 | | | 4 | | 4 | |
| | 自治体学 | | | 4 | | 4 | |
| | 自治体法 | | | 4 | | 4 | |
| | ジャーナリズム論 | | | 4 | | 4 | |
| | 社会調査 | | | 4 | | 4 | |
| | 国際機構論 | | | 2 | | 2 | |
| | 北海道政治・行政史 I | | | 2 | | 2 | |
| | 北海道政治・行政史 II | | | 2 | | 2 | |
| | (8群 政治学応用講義) 政治学特殊講義 | | | 2 | | 2 | |
| | 国際地域政治研究 | | | 2 | | 2 | |
| | (9群 専門演習) 演習 I | 4 | | | | 4 | |
| | 演習 II | | 4 | | | 4 | |
| | 演習 III | | | 4 | | 4 | |
| | (10群 講読) 外国書講読 I | | | 4 | | 4 | |
| | 外国書講読 II | | | 4 | | 4 | |
| | (11群 卒業研究) 卒業研究 | | | | 4 | 4 | |
| | (12群 法学講義) 行政法 | | | 4 | | 4 | |
| | 民法 I | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 II | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 III | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 IV | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 V | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 I | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 II | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 III | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 IV | 4 | | | | 4 | |
| | 民法 V | 4 | | | | 4 | |
| | 民事訴訟法 I | 4 | | | | 4 | |
| | 民事訴訟法 II | 4 | | | | 4 | |
| | 刑事訴訟法 | 4 | | | | 4 | |

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|------------------------|---------------|-----|----|----|-----|-------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | 労働法 | | | | 4 | 4 | |
| | 経済法 | | | | 4 | 4 | |
| | 国際私法 | | | | 4 | 4 | |
| | 法哲学 | | | | 4 | 4 | |
| | 西方法史学 | | | | 4 | 4 | |
| | 日本法制史 | | | | 4 | 4 | |
| | 法律思想史 | | | | 2 | 2 | |
| | 法学応用講義 | | | | 2 | 2 | |
| | (13群 総合応用講義) 総合応用講義 | | | | 2 | 2 | |
| | (14群 関連講義) 社会経済学 I | | 2 | | | 2 | 14群 選択 |
| | 社会経済学 II | | 2 | | | 2 | |
| | ミクロ経済学 I | | 2 | | | 2 | |
| | ミクロ経済学 II | | 2 | | | 2 | |
| | マクロ経済学 I | | | 2 | | 2 | |
| | マクロ経済学 II | | | 2 | | 2 | |
| | 経営学原論 I | | | 2 | | 2 | |
| | 経営学原論 II | | | 2 | | 2 | |
| | 財政学 I | | | 2 | | 2 | |
| | 財政学 II | | | 2 | | 2 | |
| | 経済政策 I | | | 2 | | 2 | |
| | 経済政策 II | | | 2 | | 2 | |
| | 社会政策 I | | | 2 | | 2 | |
| | 社会政策 II | | | 2 | | 2 | |
| | 会計学原論 I | | | 2 | | 2 | |
| | 会計学原論 II | | | 2 | | 2 | |
| | 日本経済史 I | | | 2 | | 2 | |
| | 日本経済史 II | | | 2 | | 2 | |
| | 西洋経済史 I | | | 2 | | 2 | |
| | 西洋経済史 II | | | 2 | | 2 | |
| | 国際経済論 | | | 2 | | 2 | |
| | 日本史 I | 2 | | | | 2 | |
| | 日本史 II | 2 | | | | 2 | |
| | 文化人類学 I | | | 2 | | 2 | |
| | 文化人類学 II | | | 2 | | 2 | |
| | 計 | 200 | 134 | 48 | 32 | 558 | 卒業総単位数 128単位以上 |

自由科目

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|------------------------|---------------|---|---|---|----|-----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | キャリア形成科目 キャリア・ガイダンス | 1 | | | | 1 | |
| | インターンシップ | | 2 | | | 2 | |
| | NPOインターンシップ | | 2 | | | 2 | |
| | 検定外国語科目 検定外国語 I | 1 | | | | 1 | |
| | 検定外国語 II | 1 | | | | 1 | |
| | 検定外国語 III | 1 | | | | 1 | |
| | 検定外国語 IV | 1 | | | | 1 | |
| | 体験型科目 海外文化 I | 1 | | | | 1 | |
| | 海外文化 II | 1 | | | | 1 | |
| | 海外文化 III | 1 | | | | 1 | |
| | 海外文化 IV | 1 | | | | 1 | |
| | 計 | 9 | 4 | | | 13 | |

留学生科目 (外国人留学生・海外帰国生徒科目)

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|-------------------|---------------|---|---|---|----|------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | (代替科目) 日本語演習 I | 2 | | | | 2 | 修得単位は、2群の 教養科目に算入する |
| | 日本語読解・構文 I | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語文章表現 I | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語演習 II | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語読解・構文 II | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語文章表現 II | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語演習 III | | 2 | | | 2 | |
| | 日本語事情 I | | 2 | | | 2 | |
| | 日本語演習 IV | | 2 | | | 2 | |
| | 日本語事情 II | | 2 | | | 2 | |
| | 計 | 12 | 8 | | | 20 | |

以下の質問は履修相談等でよく聞かれる質問です。基本的には全てガイダンスで伝えたとおりですし、学生便覧や履修の手引きに記載してありますので、確認の意味も込めて該当箇所を一度よく読むようにしてください。

Q. **科目**と単位数の関係がよくわかりません。

A. 全ての授業科目にはそれぞれ学則別表に定められた一定の単位数（1単位、2単位、4単位）が与えられています。卒業要件にかかわる判定等は科目数ではなく、それぞれ定められた所定の単位数を修得しているかどうかによって行われます。詳しくは「履修の手引き」の履修要項「単位数と授業回数との関係」に記載されています。

Q. **群**ってなんですか？

A. 学則別表上の授業科目はそれぞれ1～14まで分野によって分けられています。このグループのことを群と呼びます。卒業要件を充たすためには「○群」から○単位以上修得しなければならない、ということが学則別表や学部規則によって決められています。なお、卒業要件に算入されない課程科目等はこの群には入りません。

Q. **時間割**の組み立て方で注意する点がありますか？

A. まずは卒業要件をしっかりとおさえるところから始めましょう。法律・政治、どちらの学科に進むとしても卒業要件の中心となるのは5群・6群です。1年次においてはまず4群と5群をしっかりと履修することが、時間割を組むうえでの柱となるでしょう。

Q. 一般教育科目（語学・体育を含む1～2群）と専門科目（3～14群）は何か違いがあるのですか？

A. 1～2群は全学部の学生を対象とした共通の授業科目です。専門科目は法学部学生を対象とした授業科目です。

Q. 1年間で履修できる単位数はどれぐらいですか？ また、どれぐらいが目安なのですか？

A. 履修の手引きにもあるように、1年次生の履修単位数の上限は1部2部とも48単位までです（2部についてはこのうち12単位まで1部の授業科目を履修することができます）。履修した全科目の単位を修得できるとは限らないので履修単位数はできるだけ上限まで近づけたほうが望ましいと思われます。

Q. **週2回**ある科目は片方だけ履修することはできますか？

A. できません。演習形式の科目を除いて、法学部の専門4単位科目はそのほとんどが週2回開講される連動科目ですので、両方とも出席しなければなりません。講義が週2回のペースで進んでいくということです。したがって、時間割上も両方の曜日時限が埋まる形になります。

Q. **同じ名称**の科目を2つ以上履修することはできますか？

A. できません。

Q. 1学期と2学期両方で開講されている同じ名称の科目は両方履修することはできますか？

A. できません。主に一般教育科目にみられるような1・2学期とも同じ名称の科目はどちらかの学期でしか履修することができません。たとえば「哲学」は1学期・2学期両方で開催されていますが、履修できるのはどちらかの学期でのみです。たとえ1・2学期で担当者が異なっても、どちらかでしか履修することができません。

- Q. 科目名に「〇〇Ⅰ」及び「〇〇Ⅱ」とあるものは両方履修しなければならないのですか？
- A. いいえ。それぞれ独立した科目であり、履修要項上特に規定はありませんので、両方履修しなければならないわけではありません。したがって、「〇〇Ⅰ」または「〇〇Ⅱ」のうち片方の科目だけを履修することは可能です。ただし、1群の「言語」科目のように、3月末のガイダンス等で履修上の指示があるものに関しては、その指示に従って履修してください。
- Q. 1年次に開講されている科目は来年以降、2年次生になってから履修することはできないのですか？
- A. できます。法学部履修要項に「上級年次生は下級年次生の開講科目を履修することができる」と定められています。ただし、科目によっては例外的に履修年次を制限する科目もありますので、注意してください。たとえば、法学部1年次生に開講されている「政治学入門」等の入門講義や「基礎演習」は1年次生の時しか履修することができません。なお、上級年次開講科目については配当されている学年に進級しなければ履修することはできません。
- Q. もし、単位を修得できなかった科目がある場合、次年度以降履修することはできますか？
- A. できます。評価が「不可」もしくは「欠」で単位を修得できなかった科目については次年度以降、再度履修することができます（ただし、入門講義と基礎演習を除く）。逆に、「秀」・「優」・「良」・「可」のいずれかの評価で単位を修得した科目については履修することはできません。
- Q. 2部の1年次生なのですが、1部履修できる科目と単位数について教えてください。
- A. 履修要項に定められているとおり、2部生が1部履修できる科目は年間12単位までなので、1年次では5群から3科目履修できます。2群の教養科目、3群の基礎演習や、4群の入門講義については1部履修することはできません。2年次以降は履修できる群がふえますが、5～8・10・12・13群に限られます。
- Q. 同じく2部の1年次生ですが、1群の「言語」科目についても1部履修することができないのですか？
- A. できません。ただ時間割を見るとわかるように、若干の科目が1部の時間帯に開講されています。これは、1部の時間帯に履修する2部の授業科目という位置づけです。したがって、2部の時間帯で履修する単位としてカウントされますので48単位の上限以内で履修することになります。
- Q. 単位を修得できなかった科目も「成績証明書」にのるのですか？
- A. いいえ。大学が発行する「単位修得学業成績証明書」には、評価が「不可」・「欠」の科目については記載されません。学費支給者宛に送られたり、ガイダンス等で使用される「成績通知書」には、履修登録したすべての科目の成績が記載されます。
- Q. GPAは卒業要件に関わるのですか？
- A. 関わりません。自分の学習到達度を測る目安にしてください。
- Q. その他に、履修登録をおこなう上で気をつけなければならないことはありますか？
- A. はい。履修登録は履修登録確認期間に、きちんと履修登録されているかどうかを確認して初めて終了といえます。それまではまだ履修登録は終了していませんので、必ず自分の履修登録が正しくなされているかどうか確認してください。2学期の履修科目についても、必ず間違いのないことを確認してください。

諸規程

所属学科決定に関する規程

第1条 本規程は、北海学園大学法学部規則第2条に基づき、法学部に入学した学生が2年次から法律学科または政治学科に所属するための手続等について定めたものである。

第2条 法学部1年次に入学した学生は、2年次以降所属することを志望する学科について記した「志望学科届」を、所定の時期に法学部事務室に提出しなければならない。

第3条 所属学科の決定は、教授会の議を経て行う。その際学生の志望は最大限に考慮されるが、各学科の学生定員に照らして極端に志望が偏った場合には、第4条の基準に基づいて成績による選考を行うことがある。
2 「志望学科届」を提出しなかった学生の所属学科は、当該学生の単位修得状況や全体の志望状況などに基づき、教授会の議を経て決定する。

第4条 前条第1項による所属学科決定の選考に際しては、第一の基準として次のものを用いる。

- (1) 4群「入門講義」および5群「基礎講義」(2010年度以前入学者は「法学政治学基礎講義」)の各科目の成績を対象とする。
- (2) 2単位科目は秀4点、優3点、良2点、可1点、不可0点、4単位科目は秀8点、優6点、良4点、可2点、不可0点と換算し、これを加えた総点を各学生の持ち点とする。
- (3) 持ち点の最も多い学生を最上位として順位付けする。

2 前項の基準によって同一順位となった者のなかでさらに順位付けすることが必要な場合は、4群と5群の授業科目における修得単位数の多い者を上位とする。

第5条 各学科へ所属する学生数については、各学科の学生定員・収容学生数などを考慮し、教授会の議を経て決定する。ここで決定された人数にしたがって、第4条の基準による上位の者から志望学科への所属を認める。

附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 2 平成17年4月1日前に入学し、1年次在学中に休学して平成17年度4月1日以降に復学した者は、入学した学科に2年次以降所属するものとする。この者が1年次末に転学科を希望する場合は従前の例による。
- 3 この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

北海学園大学法学部既修得単位等認定規程

(趣旨)

第1条 北海学園大学学則（以下「学則」という。）第12条第3項、第26条第1項、同条第2項および北海学園大学法学部規則第17条に基づき、北海学園大学法学部（以下「本学部」という。）に入学した学生が、入学前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程または高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科で修得した単位、および短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（以下「既修得単位等」という。）を、本学部において修得したものとみなす単位（以下「認定単位」という。）とするための取扱を次のように定める。

(1年次入学生)

第2条 本学部の1年次に入学した学生の既修得単位等は、30単位を上限として認定単位とすることができる。

2 前項の認定単位の認定に際しては、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる1群から14群までの授業科目の単位に充当する。ただし、3群から13群までの授業科目の単位に充当することができる既修得単位等は、8単位を上限とする。

(2年次、3年次編入学、転入学生)

第3条 本学部の3年次に編入学、転入学した学生の既修得単位等は、60単位を上限として認定単位とし、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目の単位として一括認定する。

2 本学部の3年次に編入学、転入学した学生の既修得単位等で、本学部で修得した単位、またはその他当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中3群から13群までの授業科目の単位とみなすことができるものについては、前項の規定にかかわらず、その既修得単位等は、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、3群から13群までの授業科目の単位に充当し、認定単位とすることができる。この場合、前項により一括認定される単位に加えて8単位を上限とする。

3 本学部の2年次に編入学、転入学した学生の既修得単位等は、48単位を上限として認定単位とし、その認定は、次の順に従って行う。

(1)まず、当該科目の名称、内容等を勘案して、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目のいずれかに充当し、その単位として認定する。

(2)次いで、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目を履修したものと一括してみなし、その単位を認定する。

4 本学部の2年次に編入学・転入学した学生の既修得単位等で、本学部で修得した単位、またはその他当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中3群から13群までの授業科目の単位とみなすことができるものについては、前項の規定にかかわらず、その既修得単位等は、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、3群から13群までの授業科目の単位に充当し、8単位（本学部中途退学者については、20単位）を上限に認定単位とすることができる。この場合の認定単位は、前項で定める上限に含めることとする。

(本学部中途退学者が3年次に編入学した場合の単位認定)

第4条 本学部の中途退学者が本学部3年次に編入学した場合における既修得単位等は、80単位を上限として認定単位とすることができる。

2 前項の認定単位の認定は、次の順に従って行う。

(1)まず、本学部で修得した単位、またはその他当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中1群から14群までの授業科目の単位とみなすことができる既修得単位等については、1群から14群までの授業科目のいずれかの単位に充当し、認定単位とする。ただし、3群から13群までの授業科目の単位に充当することができる既修得単位等は、20単位を上限とする。

(2)次いで、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目の単位として一括認定する。

(単位認定の申請)

第5条 学生は、既修得単位等の認定を受けるためには、入学式終了後1週間以内に、所定の申請書、および成績証明書または単位取得証明書を本学部提出しなければならない。ただし、本学部で修得した単位については、成績証明書または単位取得証明書の提出を要しない。

(認定単位の認定と成績)

第6条 認定単位の認定は、前条による申請の後、教授会で行う。

2 認定単位の成績は、本学部では判定しない。ただし、北海学園大学で修得した単位で、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群から14群までの授業科目のいずれかの単位に充当された認定単位については、教授会でその成績の承認を行う。

附則 この規程は、1999年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2003年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2005年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2006年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2008年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2012年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2015年度入学生から適用する。

附則 この規程は、2016年度入学生から適用する。

他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程

第1条 北海学園大学法学部規則第16条に基づき、北海学園大学学則（以下「学則」という。）第24条の規定により学生が履修した他の大学又は短期大学の授業科目について修得した単位（以下「他大学等の単位」という。）を北海学園大学法学部（以下「法学部」という。）において修得した単位とみなす手続および基準ならびに学則第25条の規定により学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（以下「短期大学等の学修」という。）を法学部における授業科目の履修とみなして単位を与える手続および基準を次のように定める。

第2条 学生は、他大学等の単位および短期大学等の学修につき、法学部において修得した単位とすること（以下これを「単位認定」といい、修得したとみなされる単位および与えられる単位を「認定単位」という。）を申請することができる。

2 前項の申請は、所定の申請書および成績証明書または単位取得証明書を法学部事務室に提出して行わなければならない。

第3条 単位認定は、教授会の議を経て、教育上有益と認められるときに、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)の第1群から第14群までのいずれかの授業科目または自由科目の「検定外国語」の単位としてすることができる。

2 認定単位の成績は、法学部では判定しない。

第4条 認定単位数は、学則第26条第1項および第2項ならびに北海学園大学海外留学規程第10条第1項および第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。ただし、第3群から第13群までの授業科目の単位としての認定単位数は、8単位を上限とし、文部科学大臣が別に定める学修による第1群の授業科目または「検定外国語」の単位としての認定単位数は、8単位を上限とする。

第5条 他の大学または短期大学の授業科目の履修が当該他大学または短期大学との協定に基づく場合には、この規程の定めによらないことができる。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北海学園大学法学部転部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海学園大学法学部規則第3条に基づく法学部学生の転部（転学科の志願と同時に志願する転部を除く。以下同じ。）の手續等に関し必要な事項を定めるものである。

(2部学生の転部)

第2条 2部学生は、1年次又は2年次において、翌年度の始めに1部へ転部することを志願することができる。

2 2部1年次学生については、2部において2年次以降の所属学科を決定し、その学科において転部するものとする。

3 2部1年次学生については学則別表6(1)または(2)に、2部法律学科学生については学則別表6(1)に、2部政治学科学生については同表6(2)に掲げる授業科目のうちから、次の各号に掲げる単位を修得していない者又は修得する見込みのない者については、転部を認めない。

(1) 1年次において転部を志願する学生については、36単位以上

(2) 2年次において転部を志願する学生については、60単位以上

(志願手續)

第3条 転部を志願する学生は、所定の転部志願書および転部志願理由書を指定期日までに法学部事務室に提出しなければならない。

(転部の許可)

第4条 2部学生の転部の許可は、志願の理由および学業成績ならびに在籍状況を勘案し、教授会の審査を経て行う。

2 前項における学業成績の審査には、1年次学生については4群および5群の授業科目の修得単位を、2年次学生については4群、5群、6群、7群および12群の授業科目の修得単位を「所属学科決定に関する規程」第4条第1項第2号に定める基準で換算した持ち点によって行う。

3 2部学生が第2条第3項各号に規定する単位を修得する見込みがあるとして転部の許可を受けた場合において、当該単位を修得できなかったときは、第1項の許可は、その効力を失う。

(許可後の手續)

第5条 転部を許可された学生は、所定の期日までに転部料その他所定の納入金を納入して転部の手續をしなければならない。

2 前項に規定する手續をしないときは、転部の許可は、その効力を失う。

(単位の認定等)

第6条 転部を許可された2部学生の修得単位およびその成績については、教授会の議を経て、1部における授業科目の履修により修得した単位およびその成績とみなして認定し、評価するものとする。

(1部学生の転部)

第7条 1部学生は、その在籍する年次にかかわらず、翌年度の始めに2部へ転部することを志願することができる。

2 1部学生の転部の許可は、志願の理由および就学状況ならびに在籍状況を勘案し、教授会の審査を経て行う。

3 第2条第2項、第3条、第5条および第6条の規定は、1部学生の転部について準用する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北海学園大学法学部転学科規程

(趣旨)

第1条 本規程は、北海学園大学法学部規則第4条に基づき、法学部の一の学科の学生の、他の学科への学籍異動（以下「転学科」という。）にかかわる手続き等を定めたものである。

(条件)

第2条 転学科は、異動を志願する学科への編入学予定者および転部予定者を加えてなお欠員のある場合に限り、これを認める。

(学年)

第3条 一の学科の2年次学生は他の学科の3年次への転入を志願することができる。

(志願)

第4条 法学部の一の学科の学生は、受験した入学試験の種別（推薦入試、社会人特別入試等）を問わず転学科を志願することができる。

2 転学科を志願する学生は、所定の転学科志願書および転学科志願理由書を指定期日までに法学部事務室に提出しなければならない。

(許可)

第5条 転学科の許可は、志願の理由および学業成績ならびに在籍状況に基づき、教授会の審査を経て行う。

2 前項における学業成績の審査は、4群、5群、6群、7群および12群の授業科目の修得単位を「所属学科決定に関する規程」第4条第1項第2号に定める基準で換算した持ち点によって行う。

(許可後の手続)

第6条 転学科を許可された学生は、指定期日までに転学科料その他所定の納入金を納入して転学科の手続をしなければならない。

2 前項に規定する手続をしないときは、転学科の許可は、効力を失う。

(単位の認定)

第7条 転学科を許可された学生の法学部での既修得単位およびその成績は、教授会の議を経て、転学科後の学科における授業科目の履修により修得した単位およびその成績とみなして認定し、評価するものとする。

(転学科と同時にする転部)

第8条 学生は、転学科と同時に転部（以下本条において転学科と同時になされる転部を「転学科・転部」という。）を志願することができる。この場合においては、第4条第2項の書面ならびに転部志願書および転部志願理由書を指定期日までに法学部事務室に提出しなければならない。

2 転学科・転部の許可のためにする教授会の審査は、転部の許可のためにする教授会の審査とともにすることを妨げない。

3 転学科・転部を志願して許可された学生が指定期日までに転部料その他所定の納入金を納入しないときは、転学科・転部の許可は、効力を失う。

4 前3項に規定する事項を除く外、転学科・転部については、転学科に関する規定を準用する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北海学園大学法学部転学部規程

(趣旨)

第1条 本規程は、学則第13条に基づく、本学他学部学生の法学部各学科への転学部（以下「転入」という。）および法学部学生の他学部への転学部（以下「転出」という。）等にかかわる手続き等を定めたものである。
(転入の条件)

第2条 転入は、法学部各学科への編入学・転入学予定者、転学科予定者および転部予定者を加えてなお欠員のある場合に限り、これを認める。
(転入の学年)

第3条 本学他学部1年次の学生は法学部2年次への転入を、本学他学部2年次の学生は法学部3年次への転入を志願することができる。
(転入の志願)

第4条 本学他学部学生は、受験した入学試験の種別を問わず転入を志願することができる。
2 転入を志願する学生は、所属学部での学業成績、就学およびその他の在籍状況についての情報を転入審査の目的で法学部が入手することを承諾しなければならない。
(転部)

第5条 学生が転入と同時に転部を願い出た場合は、教授会の審査を経て、これを認めることがある。
(転入の要件)

第6条 転入を志願する学生は、以下の各号に定める単位を修得済みまたは修得する見込みであることを必要とする。ただし、この単位には、教職等の資格に関する科目の単位を含めない。
(1) 2年次への転入を志願するときは、36単位以上。
(2) 3年次への転入を志願するときは、60単位以上。
(転入の許可)

第7条 転入の許可は、学業成績、就学およびその他の在籍状況に基づき、教授会の審査を経て行う。
(転入の許可の失効)

第8条 転入の許可を得た学生が、所定の期日までに転学部料その他の納入金を納入しない場合は、その許可は効力を失う。
2 第6条に規定する単位を修得する見込みで転入の許可を得た学生が、当該単位を修得することができなかった場合、その許可は効力を失う。
(既修得単位の認定)

第9条 転入を許可された学生の既修得単位は、2年次への転入の場合は48単位、3年次への転入の場合は60単位を上限として、その単位を教授会で認定し、その認定は、次の順に従って行う。
(1) まず、当該科目の名称、内容等を勘案して、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目のいずれかに充当し、その単位として認定する。
(2) 次に、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目を履修したものと一括してみなし、その単位を認定する。
2 転入を許可された学生の既修得単位が、本学法学部で修得した単位、または当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中3群から13群までの授業科目の単位とみなすことができる単位を含むときは、前項の規定にかかわらず、当該単位については、3群から13群までの授業科目のいずれかに充当し、8単位を上限にその単位として認定する。この場合、2年次へ転入する学生については前項で定める上限に含めることとし、3年次へ転入する学生については前項で定める上限に含めないこととする。
3 認定単位の成績は、本学部では判定しない。ただし、北海学園大学で修得した単位で、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群から14群までの授業科目のいずれかの単位に充当された認定単位については、教授会は、当該単位の認定に加えて、その成績の承認を行う。

(転出)

第10条 転出を願い出た学生については、受験した入学試験の種別を問わず、受け入れ学部の許可が得られることを条件として、教授会の議を経て、当該転出を許可するものとする。

附則 この規程は、1998年10月1日から施行する。
附則 この規程は、2001年3月8日から施行する。
附則 この規程は、2003年4月1日から施行する。
附則 この規程は、2005年4月1日から施行する。
附則 この規程は、2006年4月1日から施行する。
附則 この規程は、2008年4月1日から施行する。
附則 この規程は、2012年4月1日から施行する。
附則 この規程は、2015年4月1日から施行する。



北海学園大学

■豊平校舎 (経済・経営・法・人文学部)

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号 代表(011)841-1161

■山鼻校舎 (工学部)

〒064-0926 札幌市中央区南26条西11丁目1番1号 代表(011)841-1161

学生便覧

2017年度
(平成29年度)

北海学園大学法学部

HOKKAI-GAKUEN UNIVERSITY

建学の精神

北の大地に力強く生きつづけてきた北海学園132年の歴史を背景に、1952年に北海学園大学が誕生しました。まさに北の大地は母の大地となり、「徒に官に依拠せず自らの努力をもって立つ」という自主独立の「開拓者精神」を使命として、本学は創設されました。

本学は、創設から現在までの半世紀を越える間、幾多の困難にも遭遇しましたが、自由と自立の「開拓者精神」を支柱に先人の努力によって、よくこの苦難にうち勝ち、めざましい発展をとげてきました。そして現在は、本学は北海道における最大規模の私立総合大学の位置を得るまでに至っております。

この「開拓者精神」こそ本学の建学精神であり、現在もいきいきと受け継がれております。北海学園大学の教職員は今日まで、この精神を心に抱き、大学の数々の発展に夢を膨らませ、多くの有能な人材を育む努力を真剣に重ねてきました。

本学の同窓生は、各自の人生を見つめ、高邁な「開拓者精神」に思いを馳せながら、それぞれの時代を切り拓くためにたくましく活躍しております。在学生たちは、この建学の「開拓者精神」を現代のチャレンジ精神とみなし、主体的に学び、自ら考え、自らの行動に責任をもち、そして自信と勇気をもって自らの可能性に挑戦しております。

建学の精神である「開拓者精神」は、北海学園大学の未来への発展の道しるべとして、その存在をますます輝かせるでしょう。

北海学園大学の歩み

- 1950（昭和25）年 北海短期大学を創設し、経済科1部、2部を開設
- 1952（昭和27）年 北海学園大学（4年制）を創設し、経済学部1部経済学科を開設
- 1953（昭和28）年 北海学園大学経済学部2部経済学科を開設
- 1957（昭和32）年 北海学園大学開発研究所を開設
- 1962（昭和37）年 北海短期大学土木科1部、2部（南26条西11丁目）を開設
- 1964（昭和39）年 北海学園大学法学部1部法律学科、2部法律学科を開設
- 1965（昭和40）年 北海短期大学を北海学園大学短期大学部と改称
- 1966（昭和41）年 北海学園大学経済学部1部経営学科、2部経営学科を開設
- 1968（昭和43）年 北海学園大学工学部土木工学科、建築学科を開設
- 1970（昭和45）年 北海学園大学大学院経済学研究科経済政策専攻修士課程を開設
- 1986（昭和61）年 北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程を開設
- 1987（昭和62）年 北海学園大学工学部電子情報工学科を開設
- 1991（平成3）年 北海学園大学大学院工学研究科建設工学専攻・電子情報工学専攻修士課程を開設
- 1992（平成4）年 北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻博士（後期）課程を開設
- 1993（平成5）年 北海学園大学人文学部1部日本文化学科、2部日本文化学科、1部英米文化学科、2部英米文化学科を開設
- 1995（平成7）年 北海学園大学大学院経済学研究科経済政策専攻博士（後期）課程、大学院工学研究科建設工学専攻・電子情報工学専攻博士（後期）課程を開設
- 1999（平成11）年 北海学園大学法学部1部政治学科、2部政治学科を開設
北海学園大学大学院文学研究科日本文化専攻修士課程を開設
- 2000（平成12）年 北海学園大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程を開設
- 2001（平成13）年 北海学園大学大学院文学研究科日本文化専攻博士（後期）課程を開設
- 2002（平成14）年 北海学園大学大学院経営学研究科経営学専攻博士（後期）課程を開設
- 2003（平成15）年 北海学園大学経済学部1部地域経済学科、2部地域経済学科を開設
北海学園大学経営学部1部経営学科、1部経営情報学科を開設
北海学園大学経営学部2部経営学科を開設
北海学園大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程を開設
北海学園大学大学院文学研究科英米文化専攻修士課程を開設
- 2005（平成17）年 北海学園大学大学院法学研究科政治学専攻博士（後期）課程を開設
北海学園大学大学院文学研究科英米文化専攻博士（後期）課程を開設
北海学園大学大学院法務研究科（法科大学院）法務専攻専門職学位課程を開設
北海学園大学工学部土木工学科を社会環境工学科と改称
- 2012（平成24）年 北海学園大学工学部生命工学科を開設
- 2016（平成28）年 北海学園大学大学院工学研究科電子情報生命工学専攻修士課程を開設

「個人情報の取り扱い」について

本学では、教育・研究、学生支援、社会貢献などに必要な業務をおこなうにあたり、大学に関わりのある個人（学生およびその学費支給者・保証人・受験生・卒業生・教職員など）の情報を活用しています。これらの個人情報については関連する法令を遵守し、以下のとおり、利用目的を明確にし、個人情報の適正な利用と適切な保護に努め、必要な安全管理措置を講じています。学生各位の理解と協力をお願いします。

1. 個人情報の利用目的

学生の個人情報は、以下の教育研究および学生支援に必要な業務を遂行するために利用し、利用目的を変更した場合は、本人に通知又は掲示板等に公表します。

(1)学生の個人情報

- 1) 入学に関する業務：入学志願，入学試験実施，合否判定，入学手続きに関する業務など
- 2) 学籍に関する業務：個人基本情報の管理，学籍異動，学費，クラス編成，学生証交付，証明書作成に関する業務など
- 3) 教育に関する業務：履修登録，授業・試験実施，成績処理，進級・卒業判定，学位記授与，海外留学に関する業務など
- 4) 研究に関する業務：研究活動支援に関する業務など
- 5) 学修支援に関する業務：教務指導，履修相談，図書館・コンピュータ実習室など学内施設利用に関する業務など
- 6) 学生生活支援に関する業務：奨学金，学生相談，健康維持促進，課外活動に関する業務など
- 7) 就職活動およびその支援に関する業務：キャリア形成，就職相談，求職登録，就職斡旋に関する業務など
- 8) 学生・学費支給者・保証人などへの連絡業務：学修支援のための連絡，成績通知，進級・卒業判定通知，学生生活支援のための連絡業務など

(2)学費支給者および保証人の個人情報

学費支給者・保証人への連絡業務：成績通知，進級・卒業判定通知発送，学費納付に関する連絡，各種送付物の発送，学修支援のための連絡，学生生活支援のための連絡業務など

2. 個人情報の第三者提供について

個人情報は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありませんが、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合、および緊急の必要がある場合などは、例外的に個人情報を開示することがあります。

3. 学費支給者への成績開示などについて

学費支給者に対しては、学期ごとの学修成果を「成績通知書」として送付し、教務指導や学修・生活相談における教職員からの指導や助言が必要な場合には、履修登録情報や成績情報などを開示します。

4. 本学内における学生への連絡方法について

教育指導上あるいは学生生活支援上、本学内において学生本人への連絡・通知などが必要になった場合には、原則として、関係掲示板に「学生番号」を掲示します。

5. 相談窓口

個人情報について開示・訂正・削除・利用停止などを請求することができます。不明な点や手続きなどについては、学部事務窓口にご相談してください。

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 本冊子の利用について | 2 |
| 2. 学生番号の見方 | 3 |
| 3. 各種窓口手続等 | 3 |
| (1) 事務取扱い(学部事務室) | 3 |
| (2) 学生証 | 4 |
| (3) 通学定期乗車券の購入 | 5 |
| (4) 各種証明書 | 5 |
| (5) 各種届出 | 5 |
| (6) 各種願出 | 6 |
| (7) 学籍異動関係①—休学, 退学, 除籍— | 7 |
| (8) 学籍異動関係②—復学, 再入学, 復籍— | 7 |
| (9) その他の学籍異動関係—転学部, 転部, 転学科— | 8 |
| (10) 懲戒による学籍異動—退学— | 8 |
| 4. 学生連絡 | 9 |
| 5. 教務ガイダンス(学修上の指導) | 9 |
| 6. 学生相談 | 10 |
| 7. 授業 | 10 |
| 8. 試験 | 11 |
| 9. 免許・資格取得・その他 | 12 |
| (1) 各種課程について | 12 |
| (2) 法学部生の主な資格試験・国家試験 | 12 |
| (3) 池田記念法職講座について | 13 |
| (4) 大学院進学について | 13 |
| 10. 図書館・開発研究所・判例演習室 | 14 |
| (1) 図書館案内 | 14 |
| (2) 開発研究所案内 | 16 |
| (3) 判例演習室案内 | 17 |
| 11. コンピュータ実習室案内(豊平校舎) | 18 |
| 12. 学則及び関連規則, 規程関係 | 19 |
| (1) 北海学園大学学則 | 19 |
| (2) 北海学園大学学則別表(授業科目一覧—法学部1部, 法学部2部) | 34 |
| (3) 北海学園大学法学部規則 | 41 |
| (4) 北海学園大学法学部既修得単位等認定規程 | 43 |
| (5) 他大学等で修得した単位および学修の単位認定に関する規程 | 44 |
| (6) 北海学園大学海外留学規程 | 44 |
| (7) 所属学科決定に関する規程 | 45 |
| (8) 北海学園大学法学部転部規程 | 46 |
| (9) 北海学園大学法学部転学科規程 | 47 |
| (10) 北海学園大学法学部転学部規程 | 48 |
| (11) 北海学園大学奨学規程 | 49 |
| (12) 北海学園大学表彰規程 | 49 |
| (13) 北海学園大学研究生規程 | 50 |
| (14) 北海学園大学科目等履修生規程 | 51 |
| (15) 北海学園大学授業料等に関する規程 | 52 |
| (16) 北海学園大学学位規則 | 55 |
| 13. 校舎見取り図 | 60 |

1. 本冊子の利用について

新入生のみなさんへ

この「学生便覧」は、みなさんが大学生活を送る上で、指針となることがらをまとめて編集したものです。快適な大学生活を送っていただくために、入学から卒業まで必要となる情報を幅広く提供していますので、できるだけ早い時期に一読されることをおすすめします。みなさんにとって特に重要な講義の履修方法については、各年度始めにガイダンスを行い、詳しく説明しますが、本冊子の内容で不明な個所がありましたら、教員や学部事務室に問い合わせてください。

なお、在学中は学生便覧に基づいて教育・指導が行われますので、卒業まで大切に扱ってください。

2. 学生番号の見方

1. 学生番号は数字の7桁で構成されています。
2. 学生番号は北海学園大学における学生の身分を表すもので、原則として、卒業するまで変わることはありません。
3. 学生番号は、学内における試験、あるいは諸手続きの際、氏名と共に必ず記入することになりますのでしっかりと覚えてください。

例えば2017年4月に法学部1部に入学した場合の学生番号は

| | | | | |
|------|------|---------|-------|------|
| 学生番号 | 25 | 17 | 1 | 00 |
| 表示区分 | 学部・部 | 入学年(西暦) | クラス区分 | 個人番号 |

| | |
|--------|------------------------|
| 学部・部区分 | 25-法学部 1部 26-法学部 2部 |
|--------|------------------------|

《2017年度 入学者クラス編成及び学生番号表》

| 1部 | | | 2部 | | |
|-----|-----|---------|-----|-----|---------|
| 学部 | 組 | 学生番号 | 学部 | 組 | 学生番号 |
| 法学部 | F 1 | 2517101 | 法学部 | F 1 | 2617101 |
| | F 2 | 2517201 | | F 2 | 2617201 |
| | F 3 | 2517301 | | F 3 | 2617301 |
| | F 4 | 2517401 | | | |
| | F 5 | 2517501 | | | |
| | F 6 | 2517601 | | | |

例えば2018年4月に法学部1部法律学科2年E1組に学科決定した場合の学生番号は

| | | | | |
|------|-----------|---------|-------|------|
| 学生番号 | 21 | 17 | 1 | 00 |
| 表示区分 | 学部・部・学科区分 | 入学年(西暦) | クラス区分 | 個人番号 |

| | |
|-----------|--|
| 学部・部・学科区分 | 21-法学部 1部 法律学科 22-法学部 2部 法律学科 23-法学部 1部 政治学科 24-法学部 2部 政治学科 |
|-----------|--|

《2017年度入学者 学科決定後クラス編成及び学生番号表》

| 1部 | | | | 2部 | | | |
|-----|------|-----|---------|-----|------|-----|---------|
| 学部 | 学科 | 組 | 学生番号 | 学部 | 学科 | 組 | 学生番号 |
| 法学部 | 法律学科 | E 1 | 2117101 | 法学部 | 法律学科 | E 1 | 2217101 |
| | | E 2 | 2117201 | | | E 2 | 2217201 |
| | | E 3 | 2117301 | | | | |
| | | E 4 | 2117401 | | | | |
| | 政治学科 | G 1 | 2317101 | | 政治学科 | G 1 | 2417101 |
| | | G 2 | 2317201 | | | | |

3. 各種窓口手続等

(1) 事務取扱い(学部事務室)

1. 窓口事務の取扱い時間

| | 1部 | 2部 |
|-----|---|-----------------------------|
| 平日 | 9:00 12:40 13:40 16:00 窓口受付 (昼休み) 窓口受付 | 17:30 19:30 窓口受付 |
| 土曜日 | 9:00 12:40 窓口受付 | 17:30 19:30 窓口受付 |

※工学部は2部の時間帯は取扱いを行わない。

2. 学部事務室の業務取扱い(共通)

| | |
|------|--|
| 業務内容 | <ol style="list-style-type: none"> ①授業時間の配当および授業時間割に関する事。 ②学級の編成, 教室の配置および教具設備に関する事。 ③授業および休講に関する事。 ④試験および学業成績に関する事。 ⑤在学証明書, 成績証明書, 卒業(見込)証明書, その他証明書の発行に関する事。 ⑥学生証の発行に関する事。 ⑦学生の欠席, 休学, 退学, 除籍, 復学, 再入学, 復籍, 転部, 転学部, 転学科に関する事。 ⑧科目履修に関する事。 ⑨その他教務に関する事。 |
|------|--|

3. 窓口業務を行わない日(2017年度)

日曜日, 祝祭日及び振替休日のほか, 次の日は窓口業務を行わない。

| 窓口業務を行わない月日(曜日) | 備考 |
|-------------------|---------------|
| 2017年4月2日(日) | 入学式 |
| 5月16日(火) | 学園創立記念日 |
| 8月13日(日)~8月16日(水) | 全学休業 |
| 未定, 決まり次第掲示する | 年末年始の休業日 |
| 2018年1月12日(金) | 大学入試センター試験準備日 |
| 1月13日(土)~1月14日(日) | 大学入試センター試験日 |
| 2月8日(木) | 入学試験準備日 |
| 2月9日(金)~2月12日(月) | 入学試験日 |

4. 学生総合支援システム G-PLUS!

| | |
|-------------|--|
| URL | https://portal.hgu.jp/ |
| IDとパスワード | 学内ネットワーク利用ガイダンスで申請・交付 |
| 稼働時間 | 6:00~翌日3:00 |
| 主な機能(コンテンツ) | <p>[ポータル] お知らせ受信(休講・教室変更・その他お知らせ) スケジュール機能(MY時間割情報・学校スケジュール) キャビネット(各種届出・願出のダウンロード)</p> <p>[教務情報] 成績照会 履修登録</p> <p>[シラバス] 講義概要参照</p> |
| マニュアル | G-PLUS![ポータル]のキャビネットからダウンロード |
| その他 | 「学内ネットワーク利用の手引き」を参照すること。 コンテンツの追加等については, 別途G-PLUS!で連絡する。 |

(2) 学生証

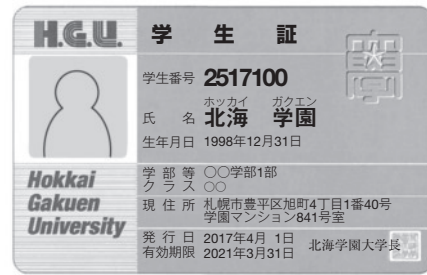
学生証は本学の学生としての身分を証明するものであるから外出、登下校の際には、必ず携帯すること。また、本学の学生証は通常の場合、発行日から原則、4年間使用することになるので破損や紛失をすることのないよう大切に保持し、下記の事項に留意すること。

| 学生証に関する留意事項 | |
|-------------|---|
| 発行 | 学生証は1年次に発行する。 |
| 有効期間 | 発行日から原則、4年間。(再発行、更新を除く)ただし、留年・卒業延期等により有効期間である4年を超えた場合は速やかに更新手続きを行うこと。 |

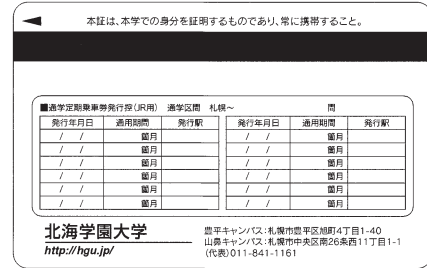
| 学生証に関する留意事項 | |
|-------------|--|
| 学生証の交付 | 学生証は、入学手続き書類(事項届、学生カード、学生証用写真)に基づき作成し、新入生ガイダンス時に交付する。 |
| 提 示 | 学生証は次の場合これを提示しなければならない。 ①試験を受ける場合 ②各種証明書の発行を受ける場合 ③大学教職員の請求があった場合 ④通学定期乗車券または、学生割引乗車券を購入する際、及び、それを利用中に係員の請求があった場合 ⑤図書館を利用する場合 |
| 更 新 | 学生証の記載事項に変更(住所変更・身分異動等)があった場合及び留年・卒業延期等により有効期間を超えた場合は、直ちに所属の学部事務室に届けて更新しなければならない。(更新手続) G-PLUS! [ポータル] のキャビネットから「学生証更新願」をダウンロードし、必要事項を記入した上で、所属の学部事務室に提出すること。 |
| 再 発 行 | 学生証を紛失または汚損した場合は、直ちに所属の学部事務室に届けて再発行を受けなければならない。なお、発行日は翌日となるので注意すること。 (再発行手続) 自動証明書発行機で再発行手数料(1,000円)を支払い、購入した申請書と、G-PLUS! [ポータル] のキャビネットからダウンロードした「学生証再発行願」に必要事項を記入した上で、所属の学部事務室に提出すること。 |
| 返 還 | 退学、除籍によって学籍を離れたときは、直ちに学生証を所属の学部事務室へ返還しなければならない。 |
| そ の 他 | 学生証は他人に貸与または譲渡してはならない。学生証に学長印ならびに写真の無いものは無効とする。 |

(学生証見本)

(オモテ)



(ウラ)



(3) 通学定期乗車券の購入

本学に通学する上で、何等かの公共交通機関を利用する学生は、下記の手続により通学定期乗車券を購入することができる。ただし、通学区間は自宅所在地の最寄りの駅（停留所）から本学所在地の最寄りの駅（停留所）までの最短距離とする。

| 交通機関 | 購入手続 |
|-------------------------------|---|
| JR北海道 (鉄道・バス) | 学生証裏面の通学定期乗車券発行控の通学区間の欄に自分が利用する区間の駅名「札幌～ 間」を黒のペンかボールペンで記入し、定期券売り場に備え付けの申込書と一緒に学生証を提示することによって購入することができる。ただし、新入生が学生証交付前に初めて購入する際は、「通学証明書」が必要となる。なお、通学定期乗車券発行控の記載欄に空欄がなくなった場合は、所属の学部事務室まで申し出ること。 |
| 市営交通 (地下鉄) ・ じょうてつバス | 通学定期乗車券は定期券売り場に備え付けの申込書と一緒に学生証を提示することによって購入することができる。 |
| 中央バス | 学生証の他に本学証明済みの定期乗車券購入申込書が必要となるので、利用希望者は所属の学部事務室へ申し出て申込書の発行を受けてから購入することになる。ただし、年度始めに一度、申込書の発行を受けて購入すると、年度内は申込書がなくとも旧券と引換えて購入することができる。 |

(4) 各種証明書

各種証明書は、①自動証明書発行機によってその場で交付、②窓口での交付の二方式がある。

窓口での交付は、すべての種類の証明書が可能であるが、自動証明書発行機での交付は下記①の証明書に限られる。自動証明書発行機による発行が可能なのは、基本的に自動証明書発行機で交付を受けるものとする。

発行機は、豊平校舎は3号館1階学部事務室前に2台設置されており、取り扱い時間は、月曜日から土曜日の9:00～19:30である。山鼻校舎では、2号館2階に1台設置されており、月曜日から金曜日の9:00～18:00、土曜日の9:00～12:40に発行が可能である。

なお、窓口での発行の際には、自動証明書発行機に証明書発行手数料を支払い申請書を入力し、必要事項を記入のうえ、該当する窓口に申し込み、後日引換書を持参し窓口で交付を受ける必要がある。

証明書の発行方式・種類・手数料等については以下のとおりである。

①自動証明書発行機により即日交付可能な証明書

| 種類 | 手数料(1通分) | 申請書で 申し込む場合の窓口 | 窓口申込時 の発行日 |
|--------------------|----------|-------------------|---------------|
| 在学証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 単位修得学業成績証明書 | 200円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 卒業見込証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 司書教諭所要資格取得見込証明書 | 100円 | 教務センター事務室 | 翌日 |
| 司書となる資格取得見込証明書 | 100円 | 教務センター事務室 | 翌日 |
| 社会教育主事となる資格取得見込証明書 | 100円 | 教務センター事務室 | 翌日 |
| 学芸員となる資格取得見込証明書 | 100円 | 教務センター事務室 | 翌日 |
| 健康診断証明書 | 100円 | 医務室 | 翌々日 |

| 種類 | 手数料(1通分) | 申請書で 申し込む場合の窓口 | 窓口申込時 の発行日 |
|----------------|----------|-------------------|---------------|
| 学校学生・生徒旅客運賃割引証 | 無料 | 学生部事務室 | 翌日 |

②申請書による申込が必要な証明書

| 種類 | 手数料(1通分) | 申込窓口 | 発行日 |
|--------------------|----------|-----------|------|
| 卒業証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 学位授与証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 休学証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 退学証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 除籍証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 教育職員免許状取得見込証明書 | 100円 | 教務センター事務室 | 翌日 |
| 学力に関する証明書(教免申請用)*1 | 200円 | 教務センター事務室 | 翌日 |
| 科目等履修生単位修得証明書 | 200円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 科目等履修生等在籍期間証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 英文証明書 | 400円 | 各学部事務室 | 1週間後 |
| 学生証の再発行 | 1,000円 | 各学部事務室 | 翌日 |
| 日本語教員養成課程修了証明書 | 100円 | 各学部事務室 | 翌日 |

*1新学期などは通常よりも日数がかかる場合があるため、早めに申し込むこと。

※発行日は原則として以上のとおりであるが、発行日が日曜・祝日、その他窓口業務を行わない日にあたる場合は、翌窓口業務取扱日発行となるので注意すること。

(5) 各種届出

入学時に本学に届け出た事項の変更や授業や試験の欠席については、下記の要領に従って速やかに届け出をすること。なお、各届け出用紙については、G-PLUS! [ポータル] のキャビネットからダウンロードするか所属の学部事務室でその旨を申し出て受けとること。届け出の受付についてはすべて所属の学部事務室で行う。

| 届出の種類 | 届出の内容 | 届出時期 |
|----------------------|--|------|
| 事項届 | 本人の戸籍に基づいて、氏名・生年月日・本籍地等を記載する。外国籍の学生は他に在留カードまたは外国人登録証明書の写しの添付が必要となる。 なお、本学における学籍の作成及び証明書等の発行はすべてこれに基づいて行われる。 | 入学時 |
| 学生・学費支給者・保証人住所届 | 本人、学費支給者及び保証人の氏名と現住所を記載する。保証人は父母等学費支給者とし、学生の連帯責任者となる。 | 入学時 |
| 住所変更届(本人・学費支給者・保証人)* | 入学後あるいは在学中に、本人または学費支給者・保証人の現住所が変更になった場合。なお、本人の住所が変更になった場合は、合わせて学生証の更新手続きも行うこと。 | 随時 |
| 学費支給者・保証人変更届* | 入学後あるいは在学中に、学費支給者及び保証人が変更になった場合に、その氏名及び現住所を記載する。 | 随時 |
| 身分異動届* | 入学時に届けた(事項届等)本人の身分等に変更があった場合は、変更事項の記載とそれを証明する戸籍抄本の添付が必要となる。なお、身分の異動によって姓名が変わる場合は、合わせて学生証の更新手続きも行うこと。 | 随時 |

| 届出の種類 | 届出の内容 | 届出時期 |
|--------|--|---------------------|
| 欠席届* | 1. 短期欠席（1週間以内） 病気・災害・勤務（出張・研修）の都合、その他の事情により欠席するときは、所定の欠席届に欠席事由を証明する書類を添えて、授業科目の担当教員宛に提出しなければならない。 2. 長期欠席（1週間を超える場合） 病気・災害・勤務（出張・研修）の都合、その他の事情により1週間を超えて続けて欠席するときは、所定の欠席届に欠席事由を証明する書類を添えて、所属の学部長宛に提出しなければならない。 | 欠席期間の前後数日以内 |
| 試験欠席届* | 1. 定期試験をやむを得ず欠席した場合は、各学部事務室に備え付けの試験欠席届に必要な事項を記入のうえ、欠席理由により以下の証明書を添付して提出すること。やむを得ない欠席と認められる事由および届け出に必要な証明書等について不明な点がある場合は、事務室に問い合わせること。 (1) 病気・けがの場合は、病名・診察日・通院期間が記載された診断書。なお、当日何らかの理由により受診できなかった場合、後日通院可能となり次第速やかに受診し、診断書の発行を受けること。 (診断書がない場合は、病気又はけがによる欠席であることを証明できる書類) (2) 入社試験受験の場合は、試験日時・試験場所の記載された会社発行の証明書 (3) 出張（2部学生）の場合は、出張期間の記載された職場長の出張証明書 (4) 公共交通機関を利用して通学途中交通事故等に遭遇した場合は、当該交通機関の管理者の発行する証明書 (5) 近親者の葬儀への出席の場合は、葬儀が行われ出席したことを証明する文書（会葬礼状など） (6) 上記以外の事由の場合は、その事由を証明する書類 2. 試験本部で正当な理由があると認められた場合を除き、遅刻による欠席届は受理しない。 3. 欠席届の受理が直ちに追試験の受験資格を保証するものではない。 | 学部掲示板及びG-PLUS!で案内する |
| 学生証紛失届 | 退学等を願い出る時に学生証を紛失していた場合は「退学願」に学生証紛失届を添付すること。 | 発生時 |

*印の付いている届出用紙は、G-PLUS! [ポータル] のキャビネットからダウンロード可能

(6) 各種願出

教務に関する下記の各種の願出については、事由が発生した時点で、必要な書類を添付して、速やかに所属の学部事務室へ出向いて手続きを行うこと。

なお、休学・退学・復学・再入学・復籍など学籍異動に伴う手続き・方法等については、「学生異動関係」の欄を参照したうえで、早めに所属の学部事務室で相談すること。

| 届出の種類 | 内容及び添付書類等 | 受付窓口 |
|---------------------|---|-------------|
| 休学願 | 疾病の他、やむを得ない理由で3カ月以上就学できない場合。(疾病の場合は、医師の診断書が必要) | 学部事務室 |
| 退学願 | 疾病やその他の理由で、本学の学籍を離れる場合。学生証を添付すること。 | 学部事務室 |
| 復学願 | 休学を許可された者が、休学理由の解消とともに、再び、修学可能となった場合。(疾病等で休学した場合は、復学しても修学が可能である旨記載された医師の診断書が必要) | 学部事務室 |
| 再入学願 | 退学を許可された者が、その後の状況等の変化により、再度、本学への入学を希望する場合。(疾病等で退学した場合は、再入学しても修学が可能である旨記載された医師の診断書が必要) | 学部事務室 |
| 復籍願 | 学則第31条第1項の第3号、第4号または第5号で除籍された者で、その後の状況等の変化により、本学における学籍の復活とともに、修学を希望する場合。 | 学部事務室 |
| 休学願(延長) | 休学を許可された者が、休学期間満了後も休学理由の解消が見込めないか、その他特別な理由で、更に休学期間の延長を希望する場合。(疾病の場合は、医師の診断書が必要) | 学部事務室 |
| 転学部願 | 本学部の学生が、同じ本学の他の学部への転学部を希望する場合。 | 所属学部と他学部事務室 |
| 転部願 | 1部(昼間部)から2部(夜間部)へ、または、2部から1部への転部を希望する場合。 | 学部事務室 |
| 転学科願 | 2学科以上を設置している学部で、所属の学科から、他の学科への転学科を希望する場合。 | 学部事務室 |
| 他大学受験許可願並びに受験許可証交付願 | 本学に在籍したまま、他大学の入学試験、編入学または転入学試験の受験を希望する場合。(注)受験許可を受けた学生は、その受験結果について可否の如何を問わず所属の学部事務室へ報告すること。また、これらの試験に合格して、他大学へ入学、編入学または転入学する場合には、速やかに、本学所定の「退学願」(3月31日付)用紙に必要な事項を記入し、所属の学部事務室へ提出すること。 | 学部事務室 |
| 学生証更新願* | 学生証の記載事項に変更があった場合。住所変更届を提出する際は必ず提出すること。 | 学部事務室 |
| 学生証再発行願* | 学生証を紛失または、汚損した場合。自動証明書発行機より再発行手数料(1,000円)を支払い申請書を手入する必要がある。 | 学部事務室 |

*印の付いている願出用紙は、G-PLUS! [ポータル] のキャビネットからダウンロード可能

(7) 学籍異動関係①—休学, 退学, 除籍—

| 種類 | 願い出の内容・手続きなどに関する事項 | 関係学則等 |
|----|---|---|
| 休学 | <p>(1)内 容 疾病,その他のやむを得ない理由により, 3カ月以上就学することが困難になったときや, その他の特別な理由があると認められたときなど, 一時的に修学の状態から離れる場合。</p> <p>(2)休学期間 ①当該年度限り(その年度の3月31日まで)とする。ただし, 特別の理由があると認められるときは, 願い出により, 更に1年間の休学を許可されることがある。 学則第27条2項により, 第1学期を休学したものについては, 特別の理由があると認められるときは, 願い出により, 当該年度内において更に6カ月間の休学を, また更に次年度内において6カ月ないし1年間の休学を許可されることがある。また, 当該年度の第2学期のみ休学した者(学期途中からの休学を含む)については, 特別の理由があると認められるときは, 願い出により, 更に次年度内において6カ月の休学を許可されることがある。</p> <p>②休学できる期間は通算して, 4年以内とする。</p> <p>③休学期間は, 修業年限及び在学期間に加えない。</p> <p>(3)手 続 き ①やむを得ない理由, その他特別な理由により休学しようとするときは, 所定の「休学願」用紙に休学理由を具体的かつ明確に記入し, 保証人連署のうえ, 所属学部長を経て学長に願い出ること。なお, 疾病やけがの場合は, 医師の診断書を, また2部の勤労学生で, 勤務等の都合により休学する場合は, 職場長の証明書を必ず添付すること。 (休学期間の延長) ②休学期間満了後も休学理由の解消が見込めないか, その他特別な理由で更に1カ年の休学期間の延長を希望する場合, あるいは, 学則第27条第2項により3期, 第1学期を休学した者が, 更に当該年度内における6カ月の, また更に次年度内における6カ月ないし1カ年の休学期間の延長を希望する場合, あるいは, 当該年度の第2学期のみ休学した者(学期途中からの休学を含む)が更に次年度内において6カ月の休学期間の延長を希望する場合は, 休学期間満了前に, 改めて所定の「休学願(延長)」用紙に必要事項を記入し, 所属学部長を経て学長に願い出ること。</p> <p>(4)授業料等 ①休学を願い出るときは, その願い出る期までの授業料, 教育充実費, 実験実習費および大学諸費を納入していなければならない。 ②休学を許可された期間中の授業料, 教育充実費, 実験実習費および大学諸費は徴収しない。</p> <p>(5)そ の 他 休学期間満了前に復学, 退学または休学の願い出のないものは, 休学期間満了と同時に除籍となる。</p> | 学則第27条 学則第28条 |
| | 退学 | <p>(1)内 容 疾病, その他のやむを得ない理由により, 修学の継続が困難となったときや, 修学の意志がなくなったとき, または他大学への編入学や転入学をするときなど本学の学籍を離れる場合。</p> <p>(2)手 続 き 退学しようとする場合は, 所定の「退学願」用紙にその理由を具体的かつ明確に記入し, 保証人連署のうえ学生証を添えて所属学部長を経て学長に願い出ること。</p> <p>(3)授業料等 退学を願い出るときは, その願い出る期までの授業料, 教育充実費, 実験実習費および大学諸費を納入していなければならない。</p> |
| 除籍 | <p>(1)内 容 次の各号の一に該当する者を, 学長が所属学部教授会の議を経て, 本学の学籍から除くことをいう。</p> <p>(2)対象事項 ①学則第7条に規定する在学期間(8年)を超えた者 ②死亡した者 ③行方不明になった者 ④授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しない者 ⑤休学期間満了前に, 復学, 退学又は休学の願い出がない者 ⑥入学を辞退した者</p> <p>(3)そ の 他 除籍になった場合は, 速やかに学生証を所属していた学部事務室へ返還すること。</p> | 学則第31条 |

| 種類 | 願い出の内容・手続きなどに関する事項 | 関係学則等 |
|----|---|--------|
| 退学 | <p>(1)内 容 疾病, その他のやむを得ない理由により, 修学の継続が困難となったときや, 修学の意志がなくなったとき, または他大学への編入学や転入学をするときなど本学の学籍を離れる場合。</p> <p>(2)手 続 き 退学しようとする場合は, 所定の「退学願」用紙にその理由を具体的かつ明確に記入し, 保証人連署のうえ学生証を添えて所属学部長を経て学長に願い出ること。</p> <p>(3)授業料等 退学を願い出るときは, その願い出る期までの授業料, 教育充実費, 実験実習費および大学諸費を納入していなければならない。</p> | 学則第29条 |
| 除籍 | <p>(1)内 容 次の各号の一に該当する者を, 学長が所属学部教授会の議を経て, 本学の学籍から除くことをいう。</p> <p>(2)対象事項 ①学則第7条に規定する在学期間(8年)を超えた者 ②死亡した者 ③行方不明になった者 ④授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しない者 ⑤休学期間満了前に, 復学, 退学又は休学の願い出がない者 ⑥入学を辞退した者</p> <p>(3)そ の 他 除籍になった場合は, 速やかに学生証を所属していた学部事務室へ返還すること。</p> | 学則第31条 |

(8) 学籍異動関係②—復学, 再入学, 復籍—

| 種類 | 願い出の内容・手続きなどに関する事項 | 関係学則等 |
|----|---|--------|
| 復学 | <p>(1)願出資格: 内容 疾病, その他のやむを得ない理由により, 3カ月以上就学することが困難となったときや, その他の特別な理由があると認められて休学を許可された者で, 休学理由の解消に伴い, 休学期間満了とともに, 所属学部長を経て学長に願い出で許可を得た者が, 再度, 就学の状態に復することをいう。</p> <p>(2)願出手続 ①上記の者が復学しようとする場合は, 所定の「復学願」用紙に, その理由を具体的かつ明確に記入し, 保証人連署のうえ, 休学期間満了前までに, 所属学部長を経て学長に願い出ること。 ②疾病・けが等の理由で休学していた場合は, 復学しても差支えない旨の医師の診断書を添付すること。</p> <p>(3)復学の時期 復学は, 年度初めに許可するものとし, 年度の途中では許可しない。ただし, 学則第27条第2項および第3項によって休学した者については, 第2学期の始めに許可する。</p> <p>(4)許可後の手続 ①復学の許可通知を受けたときは, 10日以内に所定の手続を完了しなければならない。 ②復学料は新入生検定料の2分の1の額とし, 復学後の授業料, 教育充実費, 実験実習費および大学諸費は, 当該学部の復学した年次のものを適用する。 ③4月1日より復学するときは, 復学料および第1期分の授業料, 教育充実費, 実験実習費および大学諸費を納入しなければならない。学則第27条第2項および第3項によって休学した者が10月1日より復学するときは, 復学料および第2期分の授業料, 教育充実費(1部50,000円, 2部30,000円), 実験実習費の2分の1の額, 大学諸費の全額を納入しなければならない。</p> | 学則第27条 |

| 種類 | 願い出の内容・手続きなどに関する事項 | 関係学則等 |
|-----|---|--------|
| 再入学 | <p>(1)願出資格内容 疾病、その他のやむを得ない理由等により、本学を退学した者で、その後の状況の変化にともない、退学後3年以内に願い出て、所属学部教授会の議を経て学長の許可を得た者が、再度修学の状態に復する事をいう。</p> <p>(2)願出手続 ①上記の者が再入学しようとする場合は、所定の「再入学願」に、その理由を具体的かつ明確に記入し、保証人連署のうえ、所属学部長を経て学長に願い出ること。 ②疾病等の理由で退学した場合は、再入学しても差支えない旨の医師の診断書を添付すること。</p> <p>(3)再入学の時期 再入学は、年度初めに許可するものとし、年度の途中では、許可しない。</p> <p>(4)許可後の手続 ①再入学の許可通知を受けたときは、10日以内に所定の手続を完了しなければならない。 ②再入学科は新入生検定料と同額、入学金は新入生の入学金と同額とし、再入学後の授業料、教育充実費、実験実習費および大学諸費は当該学部の再入学した年次のものを適用する。 ③再入学するときは、再入学科、入学金および第1期分の授業料、教育充実費、実験実習費および大学諸費を納入しなければならない。 ④再入学手続きの際には、所定の用紙に学生証用写真（3カ月以内撮影、単身、正面、上半身、脱帽）を1枚貼付し、提出しなければならない。</p> | 学則第30条 |
| 復籍 | <p>(1)願出資格内容 学則第31条第1項の第3号、第4号または第5号により、本学を除籍された者で、その後の状況の変化にともない、除籍後3年以内に願い出て、所属学部教授会の議を経て学長の許可を得、学籍を復活された者が、再度修学の状態に復する事をいう。</p> <p>(2)願出手続 上記の者が、復籍をしようとする場合は、所定の「復籍願」に、その理由を具体的かつ明確に記入し、保証人連署のうえ、所属学部長を経て学長に願い出ること。</p> <p>(3)復籍の時期 復籍は、年度初めに許可するものとし、年度の途中では許可しない。</p> <p>(4)許可後の手続 ①復籍の許可通知を受けたときは、10日以内に所定の手続を完了しなければならない。 ②復籍料は新入生検定料と同額、入学金は新入生の入学金と同額とし、復籍後の授業料、教育充実費、実験実習費および大学諸費は、当該学部の復籍した年次のものを適用する。 ③復籍するときは、復籍料、入学金および第1期分の授業料、教育充実費、実験実習費および大学諸費を納入しなければならない。 ④復籍手続きの際には、所定の用紙に学生証用写真（3カ月以内撮影、単身、正面、上半身、脱帽）を1枚貼付し、提出しなければならない。</p> | 学則第31条 |

(9) その他の学籍異動関係—転学部, 転部, 転学科—

| 種類 | 願い出の内容・手続きなどに関する事項 | 関係学則等 |
|-----|---|--------|
| 転学部 | <p>(1)内 容 一つの学部の学生が他の学部へ転ずることをいう。</p> <p>(2)問合せ先 各学部によって取扱いが異なるので、転学部を希望する学生は、あらかじめ、転学部を希望する学部事務室、および、現在所属している学部事務室へ問い合わせること。</p> | 学則第13条 |
| 転部 | <p>(1)内 容 1部（昼間部）から2部（夜間部）へ、または、2部から1部へ転ずることをいう。</p> <p>(2)問合せ先 各学部によって取扱いが異なるので、転部を希望する学生は、あらかじめ、それぞれが所属する学部事務室へ問い合わせること。</p> | 各学部規則 |
| 転学科 | <p>(1)内 容 2学科以上を設置している学部で、一の学科から、他の学科へ転ずることをいう。</p> <p>(2)問合せ先 各学部によって取扱いが異なるので、転学科を希望する学生は、あらかじめ、それぞれが所属する学部事務室へ問い合わせること。</p> | 各学部規則 |

(10) 懲戒による学籍異動—退学—

| 種類 | 内容などに関する事項 | 関係学則等 |
|----|--|--------|
| 退学 | <p>(1)内 容 学則第49条（懲戒）により、次の各号の一に該当する者は退学とする。 ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 ③正当な理由がなく出席が常でない者 ④本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者</p> | 学則第49条 |

4. 学生連絡

1. 学生への連絡方法

- (1) 掲示板
- (2) G-PLUS!
- (3) 電子掲示板
※掲示板および電子掲示板の学内での位置は巻末の『13. 校舎見取り図』で確認すること。

2. 掲示板やG-PLUS!での主なお知らせ内容

- (1) 各種ガイダンス
- (2) 履修登録
- (3) 授業時間等に関する変更（補講、繰上げ、繰下げなど）
- (4) レポート提出
- (5) 試験実施
- (6) 呼び出しなどの学生連絡
- (7) その他のお知らせ

3. 電子掲示板での主なお知らせ内容

- (1) 休講情報 ※G-PLUS!でも知らせる。
- (2) 落し物
- (3) その他のお知らせ

4. 電子掲示板の見方

- (1) 電子掲示板は、4面が1セットで構成されており、左から3面が休講掲示である。掲示内容は、左から、1部一般教育・課程休講掲示、1部専門科目休講掲示、2部（全科目）休講掲示となっている。また、山鼻校舎では、2面が1セットで構成されており、右側が休講掲示である。
- (2) 表示項目について（左から）表示される項目は、月日・時限・科目名・担当者名・備考となっている。
- (3) 電子掲示板の休講掲示開始日は、原則として休講日の2週間前からである。

5. G-PLUS!での確認方法 (<https://portal.hgu.jp/>)

- (1) 一般のお知らせ
「サイドバー」の「メッセージ受信一覧」
- (2) 休講情報
「サイドバー」の「休講・教室変更等一覧」
※履修登録後は、「メッセージ受信一覧」からも確認可能

5. 教務ガイダンス（学修上の指導）

各学部で行われる教務ガイダンスでは、その年度の「履修の手引」、「授業時間割」、「講義概要」等が配布され、科目の履修上の注意、履修登録の要領、その他教務の総括的な説明を行うので、入学時に配布された「学生便覧」を持参して、必ず出席すること。

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 実施日時・教室 | 各学部によって日時・教室が異なるので、必ず学部掲示板およびG-PLUS!で確認すること。 なお、新入生については、「新入生ガイダンス日程表」を参照のこと。 |
| 配布資料等 | ①「履修の手引」 ②「授業時間割」 ③「講義概要」 ④「学生便覧」（新入生のみ） ⑤学内ネットワーク利用の手引き ⑥その他 |
| 通学証明書の発行 | 新入生で「中央バス」の通学定期乗車券購入希望者に対して発行。ただし、在学生については、所属学部の事務室で発行。 |
| ガイダンスの説明事項等 | ①学部教育の目的および内容 ②卒業要件等 ③授業時間割の見方 ④履修上の注意事項 ⑤科目履修登録要領 ⑥演習等の申込要領 ⑦その他（学修上の注意、窓口手続き等） |
| 個別ガイダンス | 全体の「教務ガイダンス」終了後に、個々の質問や履修等の相談がある場合には、所属学部事務室へ申し出ること。 |

6. 学生相談

学生生活において何か問題があるような場合は、次のリストを参考に、それぞれの窓口へ行って相談して下さい。

- 図書館の設備や利用方法⇨図書館
- コンピュータ実習室の利用方法⇨コンピュータ実習室
- 大学の施設, アルバイト, 課外活動について⇨学生部
- 心身の健康に関すること⇨医務室
- セクシュアル・ハラスメント⇨セクハラ相談員

また法学部の相談窓口には次のようなものがあります。

1, 法学部事務室

講義の履修, 試験, 休学, 転部, 転学科などさまざまな相談を受け付けています。その他わからないことがあったら, まずここで相談してください。

2, 各教員

それぞれの講義に関する質問などは, 担当の教員に尋ねてください。各教員が研究室に在室しているオフィスアワーは, 法学部掲示板またはG-PLUS!で確認してください。

3, 法学部学生相談

法学部には, 法学部に対する学生からの意見, 苦情, 要望を受け付け, それに対応する「法学部学生相談」があります。

これに関する相談方法は, 次の通りです。

- 法学部事務室横のカウンターに, 「法学部投書箱」が設置されています。横においてある投書用紙に相談内容を書き込み, 投書箱に投書してください。
- 法学部教員の相談委員が定期的に投書を回収し, 回答を学生相談用掲示板に張り出します。
- この場合, メールでの相談は受け付けていません。

詳しくは学生相談用掲示板をご覧ください。

また, 個人的な悩みについても, 学生相談委員が対応します。その場合の相談の仕方についても, 学生相談用掲示板をご覧ください。

7. 授 業

各学部で行われる教務ガイダンス時に, 学生に配布される授業時間割については, 下記の事項に留意すること。

| 項 目 | 内 容 | | |
|----------------|---|-------------------|-------------------|
| 授業(講義)時間 | 1 時限は90分。 | | |
| 授業時間帯 | 部 別 | 時 限 | 時間帯 |
| | 1 部 | 1 時限目 | 9 : 00 ~ 10 : 30 |
| | | 2 時限目 | 10 : 40 ~ 12 : 10 |
| | | 3 時限目 | 12 : 40 ~ 14 : 10 |
| | | 4 時限目 | 14 : 20 ~ 15 : 50 |
| | | 5 時限目 | 16 : 00 ~ 17 : 30 |
| 2 部 | 1 時限目 | 17 : 50 ~ 19 : 20 | |
| | 2 時限目 | 19 : 30 ~ 21 : 00 | |
| 時間割表の配布と, その見方 | 「授業時間割」は, 各学部の教務ガイダンス時に配布し, その見方について説明する。 | | |
| 時間割の変更 | 時間割表に変更(教室, 担当教員, 曜日, 時間帯等)がある場合には, 各学部及び教務センターの掲示板に掲示するとともに, G-PLUS!で連絡する。 | | |
| 休 講 | 講義が休講になる場合は, あらかじめG-PLUS!で連絡するとともに電子掲示板に掲示する(原則, 休講日の2週間前から)。また, 講義担当教員の急病等で緊急に休講となる場合は, G-PLUS!で連絡, 電子掲示板に掲示するとともに, 職員が教室に掲示または口頭で連絡する。なお, 講義開始時間から30分以上経過しても担当教員が来ない場合, 受講者は所属学部事務室へ連絡をし, 指示を受けること。 | | |
| 補 講 | 通常の講義のうち休講があった場合は, それを補う講義(補講)は各学期末の予備日にこれを実施する。その場合は, 1週間前までに「補講時間割」を学部の掲示板と, G-PLUS!で連絡する。 | | |
| 集中講義 | 夏季および冬季休業中に, 集中して行う授業(通常の時間帯の中で実施することもある)で, その時間割については, その都度学部又は課程掲示板に掲示する。 | | |
| 授業の出席と単位の認定 | 学則第22条により, 出席時数が3分の2以下の者については, 単位を認定しない。ただし, 3分の1の欠席を認めるものではない。 | | |
| 授業の欠席 | 授業の欠席については, 「欠席届」*に欠席理由等を記入し, 欠席事由を証明する書類を添えて短期の場合は, 直接担当教員に, 長期の場合は, 所属学部事務室に提出すること。 | | |
| そ の 他 | 携帯電話およびこれに類するものは, 教室では電源を切ること。 | | |

*G-PLUS!「ポータル」のキャビネットからダウンロード可能

8. 試 験

試験は、授業とそれに関するの自学自習の成果を試すものであり、単位の修得や卒業の要件に深く関わってくるので、平素からの授業および自学自習を大切にし、万全を期して試験にのぞめるよう心掛けること。

| 種類 | 項目 | 内 容 |
|--------|-------------------------------|---|
| 定期試験 | 要 旨 | 原則として、第1学期定期試験と第2学期定期試験の2回実施する。ただし、科目によっては、実施しない場合もあるので注意すること。 |
| | 実施時期及び期間 | 第1学期試験は第1学期末、第2学期試験は第2学期末に実施する。実施時期及び期間については、大学の「行事日程表」を参照のこと。 |
| | 試験時間 | 原則として、60分で行う。 |
| | 試験時間割 | 試験実施の1週間前までに、掲示板に掲示するとともに、G-PLUS!で連絡する。 |
| | 受験できない場合 | 次のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができない。 ①履修登録をしていない科目 ②試験時間に遅刻した者（ただし、試験開始から20分までは、入室及び受験を認める。） ③学生証を所持しない者（ただし、試験期間中、1日に限り、学部事務室発行の「仮受験票」での受験を認める。） |
| 受験上の注意 | 定期試験の受験に際しては、「受験心得」を熟知して臨むこと。 | |

| 種類 | 項目 | 内 容 |
|--------------|---|--|
| 追試験 | 要 旨 | 定期試験を欠席した者で、その欠席理由が正当と認められた場合に実施する試験をいう。 |
| | 手 続 き | 定期試験をやむをえない理由で欠席した場合は、所定の期間内（期間については、学部掲示板及びG-PLUS!で案内する）に、「試験欠席届」*に欠席理由を証明する証明書を添付して、学部事務室へ提出し、その理由が正当と認められた場合、後日、自動証明書発行機より受験料（1科目500円）を支払い申請書を入力し、学部事務室備え付けの「追試験受験申込書」とあわせて必要事項を記入し申込み、「追試験受験許可証」の発行を受けること。 |
| | 受験上の注意 | 追試験の受験に際しては、「受験心得」を熟知して臨むこと。 |
| 追試験の手続時期及び期間 | 手続き及び試験の時期・期間については、「履修の手引」を参照すること。また、「追試験時間割」は、試験開始日の3日前までに掲示するとともに、G-PLUS!で連絡する。 | |

*G-PLUS!「ポータル」のキャビネットからダウンロード可能

期間外試験, その他

| 種類 | 項目 | 内 容 |
|-------|---------------|--|
| 期間外試験 | 外国語科目の試験 | 外国語科目については、原則として、それぞれの学期末の最後の授業時間内に実施する。また、これ以外に、通常の授業の中で、臨時に小テストなどを行う場合もある。 |
| | 授業中に実施する試験 | 科目によっては、通常の授業時間の中、あるいは、それぞれの学期の最後の授業時間に試験を実施することがある。 |
| | レポートの提出 | 定期試験に代えて、レポートの提出を課する科目もある。 |
| その他 | | 期間外試験については、事前に該当学部の掲示板に掲示・G-PLUS!（実施日時、教室等）で連絡する。また、期間外試験を欠席した場合は、科目担当者に直接問い合わせること。レポートの提出科目については、事前に掲示板に掲示・G-PLUS!（課題、枚数、提出期限等）で連絡する。 |
| | 演習, 実技, 実習の科目 | 演習, 実技, 実習については、授業への出席状況や授業時間中の発表やレポート、あるいは技術の習熟度等によって、科目担当の教員が判断し評価する。 |

成績および評価

学業成績は、科目ごとに、次の基準で評価される。

| 評 点 | 評 価 | GP* | 合 否 | |
|---------|-----|-----|-----|-------|
| 90~100点 | S | 秀 | 4 | 合 格 |
| 80~ 89点 | A | 優 | 3 | |
| 70~ 79点 | B | 良 | 2 | |
| 60~ 69点 | C | 可 | 1 | |
| 59点以下 | D | 不可 | 0 | 不 合 格 |
| 欠 席 | E | 欠 | | |

*本学では学習到達度を客観的に評価するためにGPA制度を導入している。GPA制度については、『履修の手引』に記載されている「GPA制度について」をよく読むこと。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は合、否とし、GPは付かない。

受験心得

本学では、定期試験、追試験（工学部の場合は追・再試験）及び臨時の試験を厳正かつ公正に実施するため、「受験心得」を定めている。受験にあたっては、各試験ごとに掲示される「受験心得」をよく読み、真摯な態度で臨まねばならない。なお、『履修の手引』に記載されている「受験心得」もよく読み、試験に臨む姿勢について日頃から心掛けておくこと。

9. 免許・資格取得・その他

(1) 各種課程について

本学には、通常の課程とは別に設けられた以下の課程により取得できる免許・資格があります。これらの詳細については、それぞれのガイダンスに出席をして説明を聞いてください。

1. 教職課程

中学校・高等学校の教員になるために必要な、教育職員免許状が取得できる課程です。

教職課程における所定の単位を修得すると、卒業と同時に教科の免許状が取得できます。

取得できる免許状（法学部1・2部共通）

- * 中学校一種免許状 社会
- * 高等学校一種免許状 地理歴史
- * 高等学校一種免許状 公民

【問合せ窓口】 教務センター事務室

2. 図書館学課程

司書・司書教諭となる資格が与えられる課程です。

図書館学課程における所定の単位を修得すると、公共図書館などの司書となる資格が取得できます。また、司書教諭に関する所定の単位を修得し、教員免許状を授与され、所定の手続きをとることにより、中学校・高等学校の司書教諭となる資格が与えられます。

【問合せ窓口】 教務センター事務室

3. 社会教育主事課程（1部のみ）

社会教育主事とは、都道府県および市町村の教育委員会の事務局に必ず置かれる職員です。社会教育に関する科目の単位を修得し、卒業時に「社会教育主事任用資格認定書」の交付をうけ、1年以上の職務経験の後、社会教育主事の資格を有することができます。

【問合せ窓口】 教務センター事務室

4. 学芸員課程（1部のみ）

学芸員とは、博物館や美術館などの社会教育機関で資料の収集・保管、調査研究などの専門的事項を担当する職員です。

学芸員課程において、所定の単位を修得すると「学芸員資格単位修了証書」が交付されます。

【問合せ窓口】 教務センター事務室

5. 日本語教員養成課程

詳細は、ガイダンスにて確認してください。

【問合せ窓口】 人文学部事務室

(2) 法学部生の主な資格試験・国家試験

法学部生のために司法試験をはじめとする各種資格試験および国家試験などを紹介します。

それぞれの試験につき関係官庁を付記しておりますので詳細については自分で確かめてください。

資格試験

1. 司法試験

【問合せ先】 北海学園大学法科大学院
(011)841-1161（内線2421～2422）

2. 司法書士試験

【問合せ先】 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌法務局
(011)709-2311

3. 公認会計士試験

【問合せ先】 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第一合同庁舎 北海道財務局
(011)709-2311

4. 税理士試験

【問合せ先】 札幌市中央区大通西10丁目
札幌第二合同庁舎 札幌国税局人事第二課
(011)231-5011

5. 不動産鑑定士試験

【問合せ先】 国土交通省土地・水資源局地価調査課
(03)3593-3311

6. 弁理士試験

【問合せ先】 東京都千代田区霞ヶ関3-4-3
特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班係
(03)3581-1101（内2020）

7. 社会保険労務士試験

【問合せ先】 社会保険労務士会連合会試験センター
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館5階
03-6225-4880

公務員試験

1. 国家公務員採用I・II種試験

【問合せ先】 札幌市中央区大通西12丁目
札幌第三合同庁舎人事院北海道事務局
(011)241-1248

2. 外務省専門職員採用試験

【問合せ先】 東京都千代田区霞ヶ関2丁目2-1
外務省大臣官庁人事課採用班
(03)3580-3311（内2129）

3. 労働基準監督官採用試験

[問合せ先] 人事院各地方事務局・各労働基準局・
各労働基準監督署
国家Ⅰ・Ⅱ種と同じ
人事院北海道事務局
札幌市中央区大通西12丁目
札幌第三合同庁舎
(011)241-1248

4. 裁判所職員採用Ⅰ種試験

[問合せ先] 札幌市中央区大通西11丁目
札幌地方裁判所
(011)231-4200

5. 裁判所職員家裁調査官補Ⅰ種採用試験

[問合せ先] 札幌市中央区大通西12丁目
札幌家庭裁判所
(011)221-7281

6. 国税専門官試験

[問合せ先] 札幌市中央区大通西10丁目
札幌第二合同庁舎札幌国税局人事第二課
人事専門官
(011)231-5011

(3) 池田記念法職講座について

講座は平成11年に発足しました。いらい、目指す学生の多数を占める「司法書士」試験を中心に、法職資格取得のための授業科目が設けられています。本学OBの司法書士や近年合格者と、専任教員とのコラボによる担当で、毎週土曜日の午後および夏季休暇期間中に実施されます。受講しても卒業単位にはならない「課外」で、受講料は必要ありません。

殊に司法書士の業務は登記のほか、もともと弁護士の特許領域であった簡易裁判所の代理業務にまで拡がりました。国家試験となつてからは、司法試験に次ぐ難関とされています。近年の司法書士試験では、毎年5名ほどの本学出身者が合格しています。一部からも二部からも3年次生を含む現役合格者が出て、平成22年度においては合格者4名中3名と、在学中に合格する傾向が強まっています。更に、平成23年度には、本学関係者より一挙に10名の合格者を輩出し、無料の法職講座受講による受験者の裾野の広がりが、本学からの司法書士合格実績を支えているものといえましょう。

「法職講座」を経た先輩の中には、上掲の各種資格や公務員試験を目指す者のみならず、さらに大学院を修了し、一昨年度には、法科大学院へ進学して司法試験に合格し、弁護士に就任した例も見られます。このように、受講者の志望が多様化する中で、平成24年9月より、社会保険労務士に特化した講座が開設されました。こちらは有料の講座である一方で、1年間の受講により、他に予備校等に通うことなく社労士試験の合格を目指す完結型の講座です。

更に、宅建業取引主任、不動産鑑定士、土地家屋調査士等不動産関連資格取得のための、「不動産関連資格スタートアップ講座」も不定期に開講されることがあります。

法職講座の受講は、学年やⅠ・Ⅱ部生などの所属に制約が無く、全学生を対象として広く開講します。申込手続などの要領は、法学部の掲示板でお知らせすることになりますので、随時、掲示にご注目ください。

(4) 大学院進学について

本学大学院法学研究科への進学を考えている皆さんへ

現代社会の複雑化、高度化に伴い、そこで発生する問題も益々困難且つ複雑なものになっている。このため、これらの問題を解決する専門家育成のニーズも高まっている。したがって、皆さんが学部段階において法律の基礎知識を修得した後、さらに、大学院において、より高度な学術的研究を行い、専門的知識を修得することの意義も増大していると見える。本学は、昭和61年に道内私学法学系の大学院として道内で初めて法学研究科修士課程を創設し、さらに平成4年には道内私学法学系で唯一の博士（後期）課程を設置して、社会的ニーズに添えてきた。したがって、学部卒業後、さらに高度な学術研究や専門的知識の修得を希望する皆さんには、是非、本学法学研究科への進学をお勧めしたい。そのため、以下に、法学研究科の入学要件や研究・指導に関する概要を掲げておきたい。

1. 修士課程〔法律学専攻・政治学専攻〕

(1) 入学の要件

法学研究科修士課程に入学できる者は、①大学を卒業した者または卒業見込みの者 ②外国において学校教育16年の課程を修了した者または修了見込みの者 ③昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者 ④専修学校の専門課程（修業年限が4年以上で文部科学大臣が定める基準を満たすもの）を修了した者または修了見込みの者 ⑤その他、本学大学院法学研究科が①の者と同等以上の学力があると認めた者である。

(2) 規模、修業年限、修了の要件

法学研究科修士課程の入学定員は法律学専攻7名、政治学専攻5名で、同課程修了のための標準修業年限は2年である。また、修了の要件は、大学院設置基準第16条に基づき、法学研究科修士課程に2年以上在学し、講義・演習の形式で30単位の専門科目を修得することと、修士論文を作成し、合格することである。

2. 博士（後期）課程〔法律学専攻・政治学専攻〕

(1) 入学の要件

法学研究科博士（後期）課程に入学できる者は、①修士の学位を有する者（取得見込みの者を含む） ②専門職の学位を有する者（取得見込みの者を含む） ③外国の大学において①②と同等または同等以上の学力を有する者 ④平成元年文部省告示第118号をもって文部科学大臣の指定した者 ⑤大学を卒業した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、①に準ずるものと本学大学院法学研究科が認めた者である。

(2) 規模、修業年限、修了の要件

法学研究科博士（後期）課程の入学定員は法律学専攻、政治学専攻ともに2名で、同課程修了のための標準修業年限は3年である。また、修了の要件は、大学院設置基準第17条に基づき、法学研究科博士（後期）課程に3年以上在学し、博士（後期）課程開講科目中より指導教授の担当する専門科目（4単位）を各年次ごとに履修し、計12単位を修得することと、博士論文を作成し、合格することである。

3. 長期履修について

本研究科は社会人特例学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程2年・博士課程3年）を超えて計画的に教育課程を履修することを希望する旨を入学願書出願時に申し出た者に長期履修（修士課程3年・博士課程5年）を認めています。また、長期履修の教育課程にある学生が長期履修期間の短縮を申し出た場合、本研究科委員会の議を経て認めることができます（但し、期間に応ずる授業料を納付しなければなりません）。

4. 研究・指導に必要な条件の充実

- (1) 本研究科において実施されている授業開設方法は、いわゆる昼夜共通開講方法によるもので、一般入学者および社会人入学者に対し、共通の講義・演習を行っている。
- (2) 本研究科の学生が授業科目を履修するにあたり、より幅広い選択が可能となるよう、北海道大学大学院法学研究科・北海道大学大学院公共政策学教育部・北海道大学大学院工学院・東北学院大学大学院法学研究科と本研究科との間で特別聴講学生（単位互換）に関する協定を締結している。
- (3) 本学部では、昭和39年創設の法学会（「法学研究」を発刊）があり、研究成果の発表や学外からの研究者を招いて意見の交換を図ったりしている。昭和61年本研究科の設置以降は大学院学生も会員に加え、学位論文作成に助力している。
- (4) 本学部において、これまでに国内外からすぐれた研究者を招聘して特別講演会を開催し、学部および大学院の学生が見識を高めることができるように努めている。
- (5) 本研究科学生のための研究室および講義室は、6号館（法学研究科）内に設置し、研究・指導が十分にできるように配慮している。
- (6) 本学部の判例演習室には、判例その他の研究を効果的に進めることができるようにコンピューターによる文献判例の検索設備があり、その活用を一層促進している。また法学研究所でもコンピューターによる文献・判例検索ができる。
- (7) 本学附属図書館では、他の大学等の図書館との間で利用ネットワーク・サービス制度を確立しており、昼夜間の学生の利用に対応した快適な空間を提供している。なお、本研究科学生には教員並みの利用方法を認めているほか、研究用図書費を提供している。
- (8) 本学生のための厚生施設として、北海学園大学生活協同組合の運営する食堂、書籍・文房具店などがあり、学生の利用にこたえている。
- (9) 日本学生支援機構奨学金（貸与）制度に加えて、本学独自の奨学金制度がある。

10. 図書館・開発研究所・判例演習室

(1) 図書館案内

1. 図書館概要

本館：本学の創立100周年記念事業の一環として、昭和62年4月に開館。

工学部図書室：昭和62年5月、山鼻キャンパスの中心に開館。

蔵書冊数 約930,000冊

所蔵雑誌数 約9,200種

(2016年3月末)

2. 図書館利用時間

| | | 月～金曜日 | 土曜日 |
|------------|----|---------------------------|---------------------------|
| 本館 | 1階 | ラウンジ | 9:00～22:30 |
| | | 返却ポスト | 21:45～22:30 8:00～8:50 |
| | 2階 | ワーク・エリア | 9:00～22:00 |
| | | 貸出／返却（資料） | 9:00～21:45 |
| | | レファレンス・サービス | 9:00～16:30 9:00～12:00 |
| | 3階 | 閉架書庫 | 9:00～21:30 |
| | | サイレント・エリア | 9:00～22:00 |
| | 4階 | アクティブ・エリア | 10:00～21:00 10:00～17:00 |
| 貸出／返却（機器等） | | 10:00～21:00 10:00～17:00 | |
| 工学部図書室 | 1階 | 閲覧室 | 9:00～20:00 9:00～12:50 |
| | | 貸出／返却（資料） | 9:00～19:45 9:00～12:30 |
| | | レファレンス・サービス | 9:00～16:30 9:00～12:00 |
| | | 閉架書庫 | 9:00～16:00 不可 |

※休館日：日曜日／国民の祝日／5月16日（学園創立記念日）／入学式／卒業式／年末・年始
臨時休館日は掲示等でお知らせします。

※レファレンス・サービス：利用時間外は、サービス・カウンターにお申し出ください。
※夏・春季休業期間中、本館4階の利用時間は、月～土曜日まで10:00～17:00となります。
※夏・春季休業期間中、工学部図書室の利用時間は、月・水・金が上記の時間、火・木が9:00～17:00となります。

3. 利用資格

本学の学部生、大学院生、教職員、その他館長が特に認めた者とします。

ただし、本館1階から3階と工学部図書室は卒業生、修了生及び大学図書館相互利用サービス加盟校の学生・教職員も利用できます。

4. 図書館利用証

学生証が図書館利用証を兼ねます。学生証を常に携帯し、必要に応じ提示して図書館を利用してください。

学生証は他人に貸与または譲渡することはできません。

紛失および破損した場合は、学部事務室窓口にて、再発行手続を行ってください。

5. 利用上の注意

図書館の利用に際しては次の注意事項を守ってください。

- ・サークル活動など、学習以外の目的での利用はできません。
- ・飲食はペットボトルなど蓋付きの容器に入った飲み物のみ可能です。ただし、汁ものやにおいの強いものでなければ、本館1階に限り食事も可能です。
- ・スマートフォン、携帯電話等による通話、電子機器

学内推薦制度について

(法学研究科 修士課程)

本学法学研究科では学内推薦入試を実施しています。この入試制度は、本研究科が定める*出願資格を満たした出願者に対して、口述試験によって選抜をおこなうものです。入学願書及び試験については、下記まで問い合わせください。
※北海学園大学法学部4年生（卒業見込）で「卒業研究」または「演習Ⅲ」を履修し、この「卒業研究」または「演習Ⅲ」担当教員の推薦がある者

大学院法学研究科

(北海学園大学法学部事務室内)

類からの音声出力（本館4階は一部可）、無許可の撮影、長時間にわたる私物の放置など、他の利用者の迷惑となる行為はできません。

- ・貸出手続きを受けない図書を持ち出すと、出口で警報音が鳴ります。

6. 資料の探し方

本学図書館に所蔵している図書・雑誌は、OPACで検索することができます。

7. 館内での利用

①開架図書

開架されている図書及び雑誌は、書架から自由に取
り出して館内で利用することができます。

②閉架図書

書庫にある図書は閉架図書といいます。
OPACによる検索の結果、配置場所が「○○閉架」
「B1△△」と表示された場合は、閲覧請求票を出力
の上、サービス・カウンターに申し出てください。
雑誌のバックナンバーを閲覧したい場合は、事前に
タイトル・巻号数と発行年月日などの情報を調べて
おく必要があります。

入庫希望者は学生証を提示してください。

③禁帯出資料

辞書・事典類、六法全書、雑誌、新聞、新聞縮刷版、
視聴覚資料・マイクロ資料・古文書等は、館外に持
ち出すことはできません。図書館内でご利用くださ
い。

8. 館外貸出

①貸出手続

貸出希望の図書を持参し、学生証を提示してくださ
い。

②貸出冊数・期間（開架書庫・閉架書庫を問わず）

学部生は、最大5冊15日間です。

③特別長期貸出制度

卒業論文作成を支援するための、特別長期貸出制度
（最大7冊30日間）があります。

④返却手続

返却期限内にサービス・カウンターに返却してくだ
さい。期限を超過すると、新たな貸出手続きができ
ません。

⑤延長手続

返却期限内に延長手続をすることにより、1回まで
継続して借りることができます。図書と学生証を持
参して手続を行ってください。なお、他の利用者の
予約が入っていたり、長期貸出のあとは延長できま
せん。

⑥予約手続

利用したい図書が貸出中の場合、予約することがで
きます。

⑦紛失・汚損

図書を紛失・汚損した場合は、すみやかにサービス・
カウンターに申し出てください。

9. レファレンス・サービス

本館はレファレンス・カウンター、工学部図書室はサー
ビス・カウンターにてご利用いただけます。

図書館を十分に活用していただくために、以下のよう
なサービスを行っています。

- ・OPACの使い方や資料の探し方等、図書館の利用方
法全般を説明。

- ・参考図書やオンラインデータベースを活用して、探
している文献に関する情報を調査。

- ・他の図書館・機関等との相互協力サービスによって、
本学図書館で所蔵していない資料を提供。

文献複写:他の図書館・機関等から必要箇所のコピー
を取り寄せることができます。コピー代と送料等
は申込者の負担となります。

相互貸借:他の図書館・機関等が所蔵する図書を借
り受けることができます。往復の送料等は申込者
の負担となります。

他館利用願の発行:本学図書館が発行する他館利用
願（紹介状）を持参することにより、他の図書館
を利用することができます。なお、大学図書館相
互利用サービス参加館を利用する際には他館利用
願は必要ありません。（学生証、もしくは教職員
身分証を持参）

10. 複写機について

- ・図書館では著作権の範囲内で文献複写サービス
を行っています。

- ・複写機は、本館2階に3台、閉架M2階に1台、工
学部図書室では1台設置しています。

- ・複写機利用は、コピーカード式とコイン式がありま
す。なお、工学部図書室はコイン式のみとなってい
ます。

- ・複写できる資料は図書館所蔵の図書・雑誌類に限り
ます。ノートやプリント類など私物の複写はできま
せん。

11. 情報検索用パソコン・視聴覚ブース

①情報検索用パソコンブース

インターネットでの文献検索として電子ジャーナ
ル、データベースの利用とCD-ROM等の検索が利
用できます。

なお、利用には、認証用のID・パスワードが必要で
す。認証用ID・パスワードはコンピュータ実習室で
交付を受けてください。特定のデータベースを利用
の際には、カウンターで申し込みが必要です。

②視聴覚ブース

視聴覚ブースは、サービス・カウンターで申し込み
の上、ご利用ください。

ブルーレイ、DVD、CDなどの館内貸出資料の利用
ができます。

サービス・カウンターに視聴覚資料の所蔵目録があ
りますのでご利用ください。個人の持ち込みは不可。

12. 図書館ポータルサイト「MyLibrary」

「MyLibrary」（マイライブラリー）では、自身の貸出
状況や予約状況、貸出履歴を確認したり、OPAC検索条
件を保存することができます。貸出延滞や予約資料確保
などの情報が表示されます。

利用にあたっては、学内ネットワークのIDとパスワ
ードが必要です。

〈接続方法（2種類）〉

- ・G-PLUS!にログインし、サイドバーの「MyLibrary」
をクリック

- ・図書館ホームページの「蔵書検索」画面から
「MyLibrary」ログインをクリック

「MyLibrary」はG-PLUS!と連携しており、G-PLUS!で返却期限日や予約資料確保のお知らせなどを受信できます。「MyLibrary」とあわせて確認してください。

13. 購入希望図書の申し込み・図書館への意見

図書館に所蔵していない購入希望図書がありましたら、図書館ポータルサイト「MyLibrary」の「新規購入依頼」を選択し、必要情報を入力して申し込みをしてください。

また、図書館に対しての意見・希望等は図書館ホームページの「お問い合わせ」を選択し、メールを送信してください。

14. 図書館日程、開館時間の確認の仕方

・ホームページ (<http://library.hgu.jp/>) で確認できます。

15. 北海道地区大学図書館相互利用サービス

北海道地区大学図書館相互利用サービスは、北海道内の大学図書館間の相互協力を更に推進して、教育・研究活動の発展に貢献することを目指すものです。それぞれの参加館ごとに学外者の利用登録を行う必要はありますが、図書館間の相互貸借によらず、学生証・身分証明書等の提示だけで他大学学生・教職員に直接閲覧、複写、貸出のサービスを実施するものです。参加館によっては貸出不可や貸出条件がある場合があります。

利用の際は、あらかじめ利用大学図書館の開館スケジュール、資料の所蔵情報等を確認してください。また、利用大学の「図書館利用規則」を遵守してください。

大学図書館相互利用サービス加盟館（2016年4月1日現在39大学47図書館）

旭川大学、旭川医科大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、釧路公立大学、公立はこだて未来大学、札幌医科大学、札幌大谷大学、札幌学院大学、札幌国際大学、札幌市立大学（桑園・芸術の森）、札幌大学、千歳科学技術大学、天使大学、東海大学、東京農業大学（オホーツク学術情報センター）、東京理科大学（長万部）、苫小牧駒澤大学、道都大学、名寄市立大学、日本赤十字北海道看護大学、函館大学、藤女子大学（本館・花川館）、北海学園大学、北海商科大学、北海道医療大学（総合図書館・あいの里分館）、北海道教育大学（札幌・函館・旭川・釧路・岩見沢）、北海道科学大学、北海道情報大学、北海道大学（本館・北図書館）、北海道文教大学、北海道薬科大学、北星学園大学、北翔大学、室蘭工業大学、酪農学園大学、札幌保健医療大学、日本医療大学

(2) 開発研究所案内

1. 研究所の目的・特色

本研究所は、1957年に上原徹三郎初代学長（兼開発研究所長）によって設立された。設立目的は、北海道開発の視点から、同地域の歴史・経済・政治・社会・技術などに関する基礎的・応用的諸研究を行い、学界に貢献するとともに、その成果を広く一般社会に普及することを通して、地域の発展に寄与するところにある。

特色は、その活動が特定の学科や専門領域に限定されることなく、学際的事であることにある。また近年の著しい国際化に対応すべく、海外の研究機関との連携にも力を入れている。

2. 研究所の諸活動

- (1) 調査研究活動：それぞれの研究部会のテーマに応じた共同研究及び学際的な総合研究の実施。
- (2) 文献資料の収集：開発に関する文献資料を収集・整理し、研究者等に便宜を図る。
- (3) 公開講座・シンポジウム等の開催：専門研究者による特別研究会を実施するほかに、一般市民対象の公開講座、シンポジウム等を開催する。
- (4) 他の研究機関との連携：内外の研究機関・研究者との学術交流・共同研究の実施。
- (5) 機関誌の発行：共同研究等の成果を『開発論集』（年2回発行）として公開。
- (6) レファレンスサービス：研究所所蔵資料の貸出しのほかに、全国の大学図書館および専門図書館と連動したレファレンスサービスを行う。

3. 文献サービス

本研究所は、開発問題に関する文献の収集を行ってきたが、近年は、世界的視野にたったOECD（経済協力開発機構）資料やアジア経済関係資料の充実を図るとともに、国内的には、道内市町村史などの地域関係資料、行政資料（統計・白書等含む）、各種研究機関の研究報告書などの収集に力を注いでいる。

また、2000年度から専門図書館北海道地区協議会の資料センターを併設したことにより、政府関係機関の各種行政資料（統計・白書等含む）が豊富に所蔵されている。2014年度からは専門図書館協議会の北海道における資料センターに改組された。

これらの資料は、いずれも広く学内外の方が利用出来るよう、ホームページなどで公開されている。

- (1) 図書：現在、日本語文献約15,200冊、外国語文献約4,800冊が利用可能である。この他に、北海道新聞創設期からのマイクロフィルムが充実し利用者も多い。
- (2) 雑誌：現在、和・洋雑誌合わせて約1,000タイトルが利用可能である。
- (3) 専門図書館協議会の資料センター
2000年度以降、政府関係機関の発行する資料（行政資料・統計・白書等）を主に国立国会図書館から年間約600点受け入れている。資料の充実に伴い、行政資料の専門図書館として学内外から利用されている。

4. 近年の総合研究の成果と計画

経済・経営・法学・人文・工学と幅広い学部を有する大学の特色を生かして、総合的な研究課題について、本研究員がそれぞれの専門領域を生かしつつ学際的に研究を行っています。この研究成果は、開発論集（年2回発行）として広く公開しています。

「社会的排除地域の自律的・自治的再生に関する日韓共同研究—札幌圏と大田広域市との比較を中心に—」（2011年～2013年）、「北海道の社会経済を支える高等教育に関する学際的研究—北海学園大学が果たす役割」（2012年～2014年）、「北海道における発展方向の創出に関する基礎的研究」（2015年～2017年）

5. 場 所

研究室棟（4号館）1階

利用時間

月・水・金曜日 午前9時30分～午後7時30分
火・木曜日 午前9時30分～午後4時30分

土曜日 午前9時30分～午後12時30分

(昼休み時間：午前12時40分～午後1時40分)

(日曜、祝日、学園創立記念日、年末年始、全学休業日のみ休み)

※ゼミのレポート作成などで、調べものをしたい時には、遠慮なくお越しください。

(3) 判例演習室案内

判例演習室は、わが国の法令集、判例集、判例および判例研究を収めた法律専門雑誌（大学紀要を除く）を整備し、わが国の判例を研究・教育するための施設として教員および学生の利用に供されている。また、求めに応じて一般の利用も認められる。収蔵されている判例集は18種、法律専門雑誌は60種以上にのぼり、それらの検索のために、「ロー・ライブラリー」「LLI統合型法律情報システム」「第一法規法情報総合データベース」「Westlaw」を導入し、検索サービスを行っている。なお、以上の基本的な判例集等の一層の充実のほか、文献情報を的確に入手できる最新諸機器の導入をはかり本学の特色の1つとなっている。

〔学生閲覧内規〕

1. 法学部学生および大学院法学研究科および大学院法務研究科の学生は、備付けの図書を観覧し、または検索性機器を利用することを目的とする場合に限り、本室を利用することができる。

2. 入室の際には、本室係員に学生証を提出しなければならない。

なお、本室に施設してあって入室できないときは、法学部事務室で鍵を借りて本室を利用することができる。その場合、その者の学生証を法学部事務室で保管する（午後7時30分まで利用可）。

3. 第1項の学生を除く学部の学生または大学院の学生で、とくに本室の利用を希望する学生は、本室係員にその旨を申し出るものとする。

利用の手続きについては、第1項の学生に準じて扱う。

4. 本室備付け図書は、室外に帯出することはできない。

5. 本室備付け図書を複製するために、設置のコピー機を利用することができる（コピーカードのみ使用可）。複製できる範囲は著作権法の定めるところに従う。

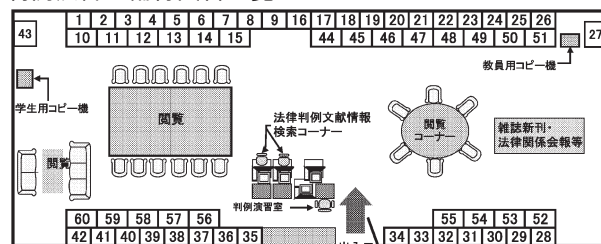
6. 本室内での携帯電話の利用、飲食および喫煙を禁止する。

7. 開室時間

月～金曜日 午前10時00分～午後8時00分

土曜日 午前10時00分～午後3時00分

判例演習室備付図書一覧



1. 大審院民事判例集（判決録）
- 1-2. 大審院刑事判例集（判決録）
2. 裁判評議大審院判決例判例民法（判例民事法）労働関係民事裁判例集
3. 行政事件裁判例集
4. 高等裁判所判例集（刑事・民事）高等裁判所刑事裁判特報高等裁判所刑事判決特報東京高等裁判所刑事判決時報東京高等裁判所民事判決時報
5. 下級裁判所民事裁判例集下級裁判所刑事裁判例集刑事裁判月報
6. 公正取引別冊商事法務
7. 旬刊商事法務（商事法務研究）
8. 銀行法務21国際商事法務手形研究
9. 月刊監査役研修（1～33号は研修月報）
- 10-11. 法律時報
11. 私法判例リマークス別冊法律時報法律時報増刊
12. 金融法務事情
13. 資料版商事法務
14. NBL（NewBusinessLaw）
15. 金融・商事判例
- 16-18. 判例時報
18. 判例評論
- 19-21. 判例タイムズ
21. 別冊判例タイムズ
- 22-23. ジュリスト
24. 別冊ジュリスト（判例百選・争点シリーズ等）ジュリスト増刊
- 25-26. 民商法雑誌
26. 民事研修（みんけん）
27. 警察研究
- 28-32. 判例体系
32. 命令体系・不当労働行為労働法規総覧
- 33-34. 現行法規総覧
34. 判例・通達実務大六法
- 35-36. 法学協会雑誌
36. 比較法研究
37. アメリカ法金融法研究信託法研究世界法年報大審院刑事判決録労働経済判例速報労働法律旬報海法会誌
- 38-39. 労働判例
39. 法曹日本労働研究雑誌（日本労働協会雑誌）
- 40-42. 行政判例集成
42. 環境・公害関係資料集法律判例文庫情報
43. 法学セミナー
- 44-45. 最高裁判所民事判例集
45. 最高裁判所刑事判例集
46. Business Law Journal公正取引委員会審決集公正取引委員会排除命令集
- 47-48. 法曹時報
48. 法学教室別冊付録判例セレクト
- 49-50. 家庭裁判月報
50. 戸籍
51. 現代法律百科大辞典
51. 交通事故民事裁判例集
52. 最高裁判所判例解説 刑事篇最高裁判所判例解説 民事篇DHCコンメンタール 相続税法DHC不動産税務釈義DHCコンメンタール 所得税法
53. 裁判所時報週刊法律新聞法律のひろば
54. 警察学論集判例地方自治
55. 刑事法ジャーナル自由と正義捜査研究Lexis企業法務Lexis判例速報
- 56-57. 法律新聞
57. 衆議院憲法調査会報告書大審院民事判決録大審院判決全集大審院判例（大審院判例拾遺）
- 57-58. 北海学園大学法学研究
58. 税（税別冊）税務事例税理修士・博士論文
59. 国民生活民事法情報消費者法ニュース日本労働法学会誌（労働法）
60. 公正取引情報重要労働判例総覧知的財産法政策学会年報日本国際経済法学会別冊労働判例労働判例・定期刊行物総合索引

*書物は帯出禁止です。当室のコピー機で、ご利用願います（コピー・カードのみの使用となります）。

11. コンピュータ実習室案内（豊平校舎）

1. 教育用コンピュータ実習室概要

本実習室施設は情報教育の一環として、昭和60年4月に2号館3階にまずコンピュータ実習室Bが開設されました。その後、利用者急増による施設拡充として平成元年1月には5号館3階に新たな実習室（コンピュータ実習室A）が開設、平成15年4月には3号館3階に実習室（コンピュータ実習室CおよびD）が開設されました。また、平成15年度の新学部新学科の増設に伴い、平成15年9月に7号館5・6階に実習室（地域経済情報検索室、マルチメディア実習室、コンピュータ実習室E）が開設されました。

これら実習室は、情報関連科目及びコンピュータを利用する授業展開科目、授業時間外での実習（予習・復習）、一般授業においてのデータ収集やレポート作成といった授業の補助的な利用など、教育・研究における利用を主たる目的としています。

2. 利用資格

以下のいずれかに該当し、学内ネットワークの利用許可を受けた者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学部生、大学院生、研究生
- (3) その他、教育用コンピュータ実習室運営委員会が利用を認めた者

利用有効期間は、(1)は在職中、(2)は在学中、(3)は当該年度とします。

※科目等履修生、委託生、特別聴講学生については、(3)に該当します。

3. 利用の手続き

実習室を利用するためには、学内ネットワークの利用申請が必要です。

申請手続きについては、学内ネットワーク利用ガイダンスに出席し、説明を受けてください。

4. 設備

各実習室の設備は以下のとおりです。

○パソコン

- | | | |
|--------------|-------------------|-----|
| ①コンピュータ実習室A | | |
| 実習室1 | 富士通ESPRIMO K553/F | 64台 |
| 実習室2 | 富士通ESPRIMO K553/F | 64台 |
| 実習室3 | 富士通ESPRIMO K553/F | 56台 |
| ②コンピュータ実習室B★ | | |
| | 富士通ESPRIMO K553/F | 96台 |
| ③コンピュータ実習室C | | |
| | 富士通ESPRIMO K553/F | 56台 |
| ④コンピュータ実習室D★ | | |
| | 富士通ESPRIMO K553/F | 32台 |
| ⑤コンピュータ実習室E | | |
| | 富士通ESPRIMO K553/F | 72台 |
| ⑥マルチメディア実習室 | | |
| | 富士通ESPRIMO K553/F | 30台 |
| ⑦地域経済情報検索室 | | |
| | 富士通ESPRIMO K553/F | 48台 |
| ⑧CALL教室 | | |
| | 富士通 FWV-D5290 | |

（※“授業以外での利用”は、上記で「★」がつい

ている実習室を主に開放しています。）

○ソフトウェア

Word2013, Excel2013, Access2013, PowerPoint2013, Publisher2013等

○その他

プリンタ, スキャナ, 中間モニタ

5. 利用時間

授業外実習（自学自習）の利用時間

○授業開講期間（補講日・定期試験期間を含む）

月～金 9:00～22:00

土 9:00～16:30

○長期休業期間（夏期・春期）

掲示物やG-PLUS!等でお知らせします。

○閉室日

日曜日、祝祭日、入学式、創立記念日（5月16日）、
全学休業日（8月中旬）、年末年始休業、入学試験日
（2月8日～12日）、大学祭（10月7日～9日）、卒業式

※その他、メンテナンス等による閉室もありますので、
掲示物やG-PLUS!等で確認してください。

6. 利用上の注意

学内ネットワークガイダンス時に配布される冊子『学内ネットワーク利用の手引き』に実習室利用に関する詳細が記載されていますので、熟読のうえ、規程・規則等を守って利用してください。

ウイルスを発生させた学生、または不正アクセス等（なりすまし、著作権・肖像権の侵害、ファイル共有ソフトの利用等）をした学生は、学内の規程等に基づき処罰（利用資格の取り消し等）されますので注意してください。

12. 学則及び関連規則，規程関係

(1) 北海学園大学学則

| | |
|-----------|----|
| 昭和43年4月1日 | 制定 |
| 昭和45年4月1日 | 変更 |
| 昭和51年4月1日 | 〃 |
| 昭和54年4月1日 | 〃 |
| 昭和56年4月1日 | 〃 |
| 昭和57年4月1日 | 〃 |
| 昭和58年4月1日 | 〃 |
| 昭和59年4月1日 | 〃 |
| 昭和60年4月1日 | 〃 |
| 昭和61年4月1日 | 〃 |
| 昭和62年4月1日 | 〃 |
| 昭和63年4月1日 | 〃 |
| 平成元年4月1日 | 〃 |
| 平成2年4月1日 | 〃 |
| 平成3年4月1日 | 〃 |
| 平成3年12月1日 | 〃 |
| 平成4年4月1日 | 〃 |
| 平成5年4月1日 | 〃 |
| 平成6年4月1日 | 〃 |
| 平成7年4月1日 | 〃 |
| 平成8年4月1日 | 〃 |
| 平成9年4月1日 | 〃 |
| 平成10年4月1日 | 〃 |
| 平成11年4月1日 | 〃 |
| 平成12年4月1日 | 〃 |
| 平成13年4月1日 | 〃 |
| 平成14年4月1日 | 〃 |
| 平成15年4月1日 | 〃 |
| 平成16年4月1日 | 〃 |
| 平成17年4月1日 | 〃 |
| 平成18年4月1日 | 〃 |
| 平成19年4月1日 | 〃 |
| 平成20年4月1日 | 〃 |
| 平成21年4月1日 | 〃 |
| 平成22年4月1日 | 〃 |
| 平成23年4月1日 | 〃 |
| 平成24年4月1日 | 〃 |
| 平成25年4月1日 | 〃 |
| 平成26年4月1日 | 〃 |
| 平成27年4月1日 | 〃 |
| 平成28年4月1日 | 〃 |
| 平成29年4月1日 | 〃 |

第3章 教育職員免許状等（第50条－第51条の2）

第4章 公開講座（第52条）

第5章 組織

第1節 職員の組織（第53条－第56条）

第2節 教授会，協議会，全学教授会及び委員会等（第57条－第62条）

第6章 附属施設（第63条－第68条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 北海学園大学は，法令の定めるところに従い，最高の学術とその応用とを研究教授し，さらに人格の陶冶と身体の錬成とに努め，国家社会のために有為の人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 北海学園大学（以下「本大学」という。）は，その目的を達成するため，本大学における教育研究活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント）

第2条の3 本大学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（情報公開）

第2条の4 本大学は，教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（学部，学科，入学定員，編入学定員及び収容定員）

第3条 本大学に，次の学部及び学科を置き，入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|-----|-----|------|-------|-------|
| | | | | (3年次) |

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 学生

第1節 入学，編入学，転学部，転学及び留学（第8条－第16条）

第2節 授業科目，履修方法，単位認定基準及び試験（第17条－第26条）

第3節 休学，退学及び除籍（第27条－第31条）

第4節 卒業及び学士の学位（第32条・第33条）

第5節 授業料等，授業料等の免除，受講停止（第34条－第37条）

第6節 研究生，委託生，科目等履修生及び特別聴講学生（第38条－第46条）

第7節 賞罰（第47条－第49条）

| 学 部 | 学 科 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|--------|--------|------|-------|------|
| 経済学部1部 | 経済学科 | 160 | | 640 |
| 同 上 | 地域経済学科 | 140 | | 560 |
| 経済学部2部 | 経済学科 | 75 | | 300 |
| 同 上 | 地域経済学科 | 45 | | 180 |
| 経営学部1部 | 経営学科 | 160 | | 640 |
| 同 上 | 経営情報学科 | 140 | | 560 |
| 経営学部2部 | 経営学科 | 100 | | 400 |
| 法学部1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 660 |
| 同 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |

| | | |
|---------------|----|-----|
| 同 上 英米文化学科 | 95 | 380 |
| 人文学部2部 日本文化学科 | 40 | 160 |
| 同 上 英米文化学科 | 30 | 120 |
| 工 学 部 社会環境工学科 | 60 | 240 |
| 同 上 建 築 学 科 | 70 | 280 |
| 同 上 電子情報工学科 | 70 | 280 |
| 同 上 生 命 工 学 科 | 60 | 240 |

- 2 各学部に関する規則は、別に定める。
- 3 前項の規則には、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。
- 4 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

(学年及び授業期間)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 創立記念日 5月16日
- (4) 春季休業 4月1日から4月10日まで
- (5) 夏季休業 7月16日から9月3日まで
- (6) 冬季休業 12月17日から翌年1月15日まで

- 2 学長は、協議会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本大学の修業年限は、4年とし、在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 学生

第1節 入学、編入学、転入学、転学部及び留学

(入 学)

第8条 入学期は、毎学年の始めとする。

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 12年の学校教育の課程を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入

学資格検定に合格した者を含む。)

- (8) その他、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認められた者

第10条 本大学に入学を志願する者は、所定の書類に別表13に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

第11条 入学志願者については、別に定める入学試験規程により、所定の入学試験を行い合格者を決定する。

- 2 前項による合格の通知を受けた志願者のうち、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は、入学を許可する。

(編入学、転入学、転学部)

第12条 次の各号の一に該当する者について、教授会で選考のうえ、学長が編入学又は転入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者(中途退学者を含む。)で、入学を志願する者
- (2) 大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科(以下「高等学校等の専攻科」という。)のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)
- (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者で、法学部第2年次に入学を志願する者については、法学部教授会で選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

- 3 前二項の規定により入学を許可された者の入学前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

- 4 前項に規定する者の入学前の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本大学における在学期間に算入することができる。

第13条 一つの学部の学生であって、他の学部に転学部を志願する者又は他の大学から本大学に転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、教授会で選考のうえ、学長が許可することができる。

- 2 前項の規定により転学部を志願する者にあつては、在学する学部の、転入学を志願する者にあつては、在学する大学の許可証を所定の書類に添えなければならない。

- 3 前項の規定により転学部又は転入学を許可された者の転学部又は転入学前に履修した授業科目について修得した単位の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

第14条 他の大学に転入学を志願する者は、書面をもってその旨学部長を経由して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第15条 学生が海外の大学その他の相当と認められる教育・研究機関等に留学する場合は、第24条の規定を準用するほか、別に定める規定による。

2 休学期間中に、学生が前項の機関等に留学する場合も、前項と同様とする。ただし、第24条第3項は準用しない。

(二重学籍の禁止)

第16条 本大学の学生は、他の大学に在籍することを認めない。

第2節 授業科目、履修方法、単位認定基準及び試験

(授業科目)

第17条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

(授業科目の区別)

第18条 各学部の授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目及び自由科目の区別は、別表1から別表9のとおりとする。

(他学部の授業科目の履修)

第19条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合、所属する学部の学部長及び当該他学部の学部長の許可を得なければならない。

(単位数の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、次の各号に掲げる基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (5) 体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(卒業論文等)

第21条 卒業論文、卒業研究及び卒業制作の履修方法並びに単位認定については、学部規則で定める。

(単位修得の認定)

第22条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、教授会の議を経て行うものとする。ただし、授業料等未納の者及び出席時数3分の2以下の者については、単位の認定をしない。

2 前項の規定にかかわらず、別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会に、別表11の(1)に掲げる「司書に関する科目」及び別表11の(2)に掲げる「司書教諭に関する科目」の単位認定は、

図書館学課程委員会に、別表11の(3)に掲げる「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会に、別表11の(4)に掲げる「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

ただし、社会教育主事に関する科目、学芸員に関する科目のうち、学部及び他の課程委員会に関わる授業科目の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会及び学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

3 別表12(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる「日本語教員養成課程授業科目」の単位認定は、人文学部教授会が行う。

ただし、他学部開講の授業科目の単位認定は、当該学部が行う。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(他大学等の授業科目の履修)

第24条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本大学において修得した単位とみなすことができる。

3 第1項及び前項により学生が授業科目を履修するために本大学を離れて他の地に滞在する期間は、本大学の在学期間を含めることができる。

4 学部は、第1項の実施にあたって、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について、教授会の議に基づき学長の許可を得て、当該他大学又は短期大学と協議しなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第24条第2項及び第25条第2項において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前項の単位は、第7条に定める修業年限の短縮を伴

わない。

第3節 休学、退学及び除籍

(休学)

第27条 学生は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて既に4年の修業年限を満たしている者は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて前年度の第2学期のみ休学した者(学期途中からの休学を含む)は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。

4 疾病のため就学することが適当でない学生については、教授会の議を経て、学長は、当該学生に休学を命じることができる。

5 休学理由が消滅し、休学期間が満了した学生については、教授会の議を経て、学長は復学させることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は当該年度限りとする。ただし、特別の理由があるときは、さらに1ヵ年以内の休学を許可することができる。

2 通算して休学できる期間は、4年以内とする。

3 休学期間は、第7条の修業年限及び在学期間に加えない。

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、所定の書類をもって学部長を経由して学長に願い出、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 前条による退学者が3年以内に再入学を願い出た場合は、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第31条 学生が次の各号の一に該当する場合は、学長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

(1) 第7条に規定する在学期間を超えるとき

(2) 死亡したとき

(3) 行方不明になったとき

(4) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しないとき

(5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(6) 入学を辞退したとき

2 前項第3号、第4号又は第5号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第30条の規定を準用する。

第4節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第32条 学長は、本大学に4年以上在学し、学部長が教授会の議を経て次の各号に定める単位の修得を認定した者に卒業を許可することができる。

(1) 経済学部1部経済学科にあっては、別表1(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上

(2) 経済学部1部地域経済学科にあっては、別表1(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上

(3) 経済学部2部経済学科にあっては、別表2(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(4) 経済学部2部地域経済学科にあっては、別表2(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(5) 経営学部1部経営学科にあっては別表3(1)に掲げる授業科目のうち、138単位以上

(6) 経営学部1部経営情報学科にあっては別表3(2)に掲げる授業科目のうち、138単位以上

(7) 経営学部2部経営学科にあっては別表4(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(8) 法学部1部法律学科にあっては、別表5(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(9) 法学部1部政治学科にあっては、別表5(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(10) 法学部2部法律学科にあっては、別表6(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(11) 法学部2部政治学科にあっては、別表6(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(12) 人文学部1部日本文化学科にあっては、別表7(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上

(13) 人文学部1部英米文化学科にあっては、別表7(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上

(14) 人文学部2部日本文化学科にあっては、別表8(1)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

(15) 人文学部2部英米文化学科にあっては、別表8(2)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

(16) 工学部社会環境工学科にあっては、社会環境コース別表9(1)及び環境情報コース別表9(2)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

(17) 工学部建築学科にあっては、別表9(3)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

(18) 工学部電子情報工学科にあっては、別表9(4)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(19) 工学部生命工学科にあっては、別表9(5)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

2 卒業要件の細目については、学部規則で定める。

3 卒業の時期は学年末とする。

4 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている者で、第1学期の履修により第1項各号に定める単位を修得した者から申し出のあるときは、第1項の定めるところにより、学年途中において卒業を許可する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする。

(学位の授与)

第33条 学長は、本大学を卒業した者に、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。

2 北海学園大学学位規則は、別に定める。

第5節 授業料等、授業料等の免除、受講停止(授業料等)

第34条 学生は、別表13に定める入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費を、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 特別の事情により、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入が困難な場合は、学生は、別に定

めるところにより当該納入金を延納することができる。
(授業料等の免除)

- 第35条** 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除する。
ただし、別表13による各分納期の中で休学、退学又は転学する場合は、その期の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除しない。
- 2 第32条第4項に基づき第1学期末の卒業を認められた者については、第2期分の授業料等の納入を免除する。
(受講停止)

第36条 正当な理由なく授業料等を納入しない者は、受講を停止する。
(入学検定料等の不返還)

第37条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費は、返還しない。

第6節 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

- 第38条** 本大学において、特定事項について研究しようとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、研究生として、これを許可することができる。
- 2 研究生の取扱いは、別に定める規程による。

(委託生)

第39条 公共団体又はその他の機関より、本大学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、委託生とし、これを許可することができる。
(科目等履修生)

第40条 本大学の特定の授業科目について、履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生の取扱いは、別に定める規程による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生の選考については、それぞれの課程委員会に委任するものとする。
- 4 科目等履修生の履修することのできる授業科目数は、これを制限することができる。

(委託生、科目等履修生の資格)

第41条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、第9条の入学資格と同等以上の資格を有する者でなければならない。

2 教育職員の免許状授与の所要資格の取得、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生を志願する者の資格は、別に定める。
(手続)

第42条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、所定の入学願書に履修しようとする授業科目等を記載し、別表14に定める検定料又は審査料を添えて、願い出なければならない。
(試験及び証明書)

第43条 委託生又は科目等履修生は、その履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目について、学長は、願い出により、証明書を交付することができ、科目等履修生については、単位を認定することができる。

(特別聴講学生)

第44条 本大学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学若しくは外国の大学又は短期大学の学生があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の議を経て、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として、これを許可することができる。
(入学金及び受講料等)

第45条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生は、別表14に定める入学金、研究料又は受講料及び実験実習費を納入しなければならない。

2 既に納入した検定料又は審査料、入学金、研究料又は受講料及び実験実習費は、返還しない。

3 単位互換協定校または海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の検定料、入学金、受講料及び実験実習費は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

(準用)

第46条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、本節で定めるもののほかは、本学則及び本大学の学生に関する規定を準用する。ただし、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第32条及び第33条の規定を準用しない。

第7節 賞罰

(表彰)

第47条 将来有為の社会人としての素質を有し、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生は、別に定める表彰規程により表彰する。
(奨学制度)

第48条 本大学学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学規程は、別に定める。

(懲戒)

第49条 学生が、その本分にもとる行為又は本大学の諸規程に違反する行為を行ったときは、教授会又は必要により協議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、譴責、停学又は退学とし、退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 教育職員免許状等

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第50条 本大学の学部の各学科に、教育職員の免許状授与の所要資格を取得する課程(以下「教職課程」という。)を置く。

2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 教職課程授業科目は、別表10のとおりとする。

4 教科に関する科目の一部については、同一学部の他の学科又は他の学部の授業科目を履修することができる。

5 本大学の教職課程において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 免許状の種類 | (免許教科) |
|------|-----------|-------------|--------|
| 経済学部 | 1部 経済学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (商業) |
| 経済学部 | 1部 地域経済学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 経済学部 | 2部 経済学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (商業) |
| 経済学部 | 2部 地域経済学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 経営学部 | 1部 経営学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (商業) |
| 経営学部 | 1部 経営情報学科 | 高等学校教諭一種免許状 | (商業) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (情報) |
| 経営学部 | 2部 経営学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (商業) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (情報) |
| 法学部 | 1部 法律学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 法学部 | 1部 政治学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 法学部 | 2部 法律学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 法学部 | 2部 政治学科 | 中学校教諭一種免許状 | (社会) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (公民) |
| 人文学部 | 1部 日本文化学科 | 中学校教諭一種免許状 | (国語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (国語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 人文学部 | 1部 英米文化学科 | 中学校教諭一種免許状 | (英語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (英語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 人文学部 | 2部 日本文化学科 | 中学校教諭一種免許状 | (国語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (国語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 人文学部 | 2部 英米文化学科 | 中学校教諭一種免許状 | (英語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (英語) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (地理歴史) |
| 工学部 | 社会環境工学科 | 中学校教諭一種免許状 | (数学) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (数学) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (工業) |
| 工学部 | 建築学科 | 中学校教諭一種免許状 | (数学) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (数学) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (工業) |
| 工学部 | 電子情報工学科 | 中学校教諭一種免許状 | (数学) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (数学) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (情報) |
| 工学部 | 生命工学科 | 中学校教諭一種免許状 | (理科) |
| 同 | 上 | 高等学校教諭一種免許状 | (理科) |

6 教職課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 教職課程授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。
(司書となる資格、司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格の取得)

第51条 本大学に、司書となる資格又は司書教諭の所要資格を取得する課程(以下「図書館学課程」という。)、社会教育主事となる資格を取得する課程(以下「社会教育主事課程」という。)及び学芸員となる資格を取得する課程(以下「学芸員課程」という。)を置く。

2 本大学の図書館学課程で取得できる資格の種類は、司書となる資格又は司書教諭の所要資格とする。

3 本大学の社会教育主事課程で取得できる資格は、社会教育主事となる資格とする。

4 本大学の学芸員課程で取得できる資格は、学芸員となる資格とする。

5 前項の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別表11の(1)、(2)、(3)及び(4)に定める所要の単位を修得しなければならない。

6 図書館学課程、社会教育主事課程及び学芸員課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 図書館学課程、社会教育主事課程及び学芸員課程の授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。

(日本語教員養成課程)

第51条の2 本大学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

3 日本語教員養成課程の授業科目を履修する者は、別に定める受講料を納入しなければならない。

第4章 公開講座

(公開講座)

第52条 本大学は、公開講座を設けることができる。

第5章 組織

第1節 職員の組織

(職員)

第53条 本大学に、次の職員を置く。

(1) 教育職員(学長、教授、准教授、講師及び助教)

(2) 事務職員

2 学長は、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師及び助教の選考基準に関する規程は、別に定める。

(学長)

第54条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第54条の2 学部に学部長を置き、本大学の教授をもって充てる。

2 その選出方法及び職務については、別に定めるところによる。

(学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センター)

第55条 本大学に学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターを置き、部長及びセンター長は、本大学の教授をもって充てる。

2 学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターに関する規程は、別に定める。

(事務組織)

第56条 本大学は、その事務を処理するため、事務組織

を設ける。

2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第2節 教授会、協議会、全学教授会及び委員会等

(教授会)

第57条 学部に、教授会を置き、所属の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究上の目的に関する事項
- (2) 学部の規則及び内規に関する事項
- (3) 学部長及び協議員の選出に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍に関する事項
- (6) 学位授与に関する事項
- (7) 賞罰に関する事項
- (8) 研究に関する事項
- (9) 教員の選考に関する事項
- (10) 予算概算の要求及び配布予算の執行に関する事項
- (11) 学長より諮問された事項
- (12) その他教育研究に必要な事項

3 教授会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第11号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

4 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求があるときは、これを招集しなければならない。

5 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

6 教員選考に関する事項は、別に定めるところによる。

7 学部長は、教授会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(協議会)

第58条 本大学に重要事項の調整又は協議するため協議会を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学部の教授会から選出された教員各2人。このうち少なくとも1人は教授をもって充てる。
- (4) 学生部長、キャリア支援センター長、入試部長、教務センター長、図書館長及び開発研究所長。
なお、本号に定める構成員を総称して、機関長という。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項の調整又は協議を行う。

- (1) 予算概算の方針に関する事項
- (2) 人事基準の運用に関する事項
- (3) 学科課程の調整に関する事項
- (4) 全学的機関、学部間の調整事項
- (5) 学生の厚生補導又はその賞罰に関する重要事項
- (6) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (7) 学部、学科及び重要な施設の設置又は変更並びに廃止に関する事項
- (8) 事務機構及び事務職員の配置に関する事項
- (9) 大学の重要行事に関する事項

3 第1項第3号により選出された協議員の任期は、2

年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の協議員の欠員により選出された協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会は、学長が必要であると認めるとき、教授会の議により開催の要求があったとき、又は第1項第2号及び第3号の協議員の3分の1以上から開催の要求があるとき学長が、これを招集する。

6 学長は、協議会の議長となる。学長に事故あるときは、予め学長の指名した協議員が議長となる。

7 協議会は、学部を代表する協議員1人以上が出席し、かつ、第1項第2号及び第3号の協議員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

8 協議会は、第2項第8号の事項に関して、学長の諮問に応じるため、人事委員会を設けることができ、学部長、機関長及び事務部長をもって構成する。

9 協議会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、協議員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(全学教授会)

第59条 本大学に重要事項を審議するため、全学教授会を置き、学長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、第2項第1号に掲げる事項を審議するときは、法務研究科専任の教授及び准教授をこれに加えてその構成員とする。

2 全学教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選出
- (2) 機関長の選出
- (3) 協議会において、協議不調となった事項中、次に掲げる事項
イ 学部、学科又は重要な施設の設置、変更又は廃止に関する事項
ロ 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
ハ 大学の重要行事に関する事項
ニ 学長又は協議会が必要と認める事項

3 学長は、全学教授会を招集する。ただし、構成員の3分の1以上から前条の事項につき開催の要求があるとき、又は協議会が必要と認めるときは、これを招集しなければならない。

4 全学教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

5 学長は、全学教授会の議長となる。ただし、学長に事故あるときは、予め学長の指名した者が議長となる。

6 全学教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 全学教授会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

第60条 削除

(委員会)

第61条 本大学に学生委員会、キャリア支援委員会、入試委員会、図書委員会及び教務委員会を設ける。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第62条 前条第1項のほか、必要に応じて委員会を設けることができる。

第6章 附属施設

(図書館)

第63条 本大学に、図書館を置き、館長は、本大学の教授をもって充てる。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(開発研究所)

第64条 本大学に、開発研究所を置き、所長は、本大学の教授をもって充てる。

2 開発研究所に関する規程は、別に定める。

(農場及び演習林等)

第65条 本大学に、農場及び演習林等を置く。

2 農場、演習林等の管理及び利用については、別に定める。

(学生寮)

第66条 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮の管理及び利用については、別に定める。

(厚生施設)

第67条 本大学の職員及び学生は、学園経営の厚生施設を利用することができる。

(診療所)

第68条 本大学の職員及び学生は、診療所において施療及び保健衛生に関する指導を受けることができる。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和57年度以降の入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和58年度以降の入学者から適用し、昭和57年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和59年度以降の入学者から適用し、昭和58年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|------|------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 295 |
| | | 経営学科 | 295 |

| | | | |
|------|----|-------|-------|
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 |
| | | 経営学科 | 120 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 295 |
| | 2部 | 法律学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 100 |
| | | 建築学科 | 100 |
| 計 | | | 1,445 |

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 295 |
| | | 経営学科 | 295 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 |
| | | 経営学科 | 120 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 295 |
| | 2部 | 法律学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 90 |
| | | 建築学科 | 90 |
| | | 電子情報工学科 | 100 |
| 計 | | | 1,525 |

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 295 |
| | | 経営学科 | 295 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 |
| | | 経営学科 | 120 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 295 |
| | 2部 | 法律学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 90 |
| | | 建築学科 | 90 |
| | | 電子情報工学科 | 100 |
| 計 | | | 1,525 |

3 第22条の別表1、別表3及び別表5のイの一般教育科目、別表1、別表2、別表3及び別表4のニの専門教育科目並びに第25条第5号の法学部1部、2部の単位数は、昭和63年度第1年次入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成元年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 295 |
| | | 経営学科 | 295 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 |
| | | 経営学科 | 120 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 295 |
| | 2部 | 法律学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 90 |
| | | 建築学科 | 90 |
| | | 電子情報工学科 | 100 |

| | |
|---|-------|
| 計 | 1,525 |
|---|-------|

附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 295 |
| | | 経営学科 | 295 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 |
| | | 経営学科 | 120 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 295 |
| | 2部 | 法律学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 90 |
| | | 建築学科 | 90 |
| | | 電子情報工学科 | 100 |
| 計 | | | 1,525 |

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 295 |
| | | 経営学科 | 295 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 |
| | | 経営学科 | 120 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 295 |
| | 2部 | 法律学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 90 |
| | | 建築学科 | 90 |
| | | 電子情報工学科 | 100 |
| 計 | | | 1,525 |

- 第27条第2項の規定は、平成2年度の入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- ただし、第28条第1項の規定は平成4年度以降の入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成5年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 1,080 |
| | | 経営学科 | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 480 |
| | | 経営学科 | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 1,080 |
| | 2部 | 法律学科 | 480 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 240 |
| | | 英米文化学科 | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 160 |
| | | 英米文化学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 320 |
| | | 建築学科 | 320 |
| | | 電子情報工学科 | 400 |

| | |
|---|-------|
| 計 | 6,480 |
|---|-------|

- ただし、第28条第1項の規定は平成5年度以降の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成6年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 1,080 |
| | | 経営学科 | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 480 |
| | | 経営学科 | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 1,080 |
| | 2部 | 法律学科 | 480 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 240 |
| | | 英米文化学科 | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 160 |
| | | 英米文化学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 320 |
| | | 建築学科 | 320 |
| | | 電子情報工学科 | 400 |
| 計 | | | 6,480 |

- ただし、第28条第1項の規定は平成6年度以降の入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 |
|-------------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 1,080 |
| | | 経営学科 | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 480 |
| | | 経営学科 | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 1,080 |
| | 2部 | 法律学科 | 480 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 240 |
| | | 英米文化学科 | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 160 |
| | | 英米文化学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 320 |
| | | 建築学科 | 320 |
| | | 電子情報工学科 | 400 |
| 計 | | | 6,480 |

- ただし、第28条第1項の規定は平成7年度以降の入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については従来の規定による。

- ただし、第25条の第5号の専門教育科目工学部土木工学科の卒業単位数は、平成7年度第1年次入学者から適用し、平成7年度第2年次以降の学生については、従来の規定による。

- ただし、別表7のへの専門教育科目は、平成7年度第3年次学生から適用し、平成7年度第4年次学生については、従来の規定によることを追加する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成8年

度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等 | | | 入学定員 |
|--------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 1,080 |
| | | 経営学科 | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 480 |
| | | 経営学科 | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 1,080 |
| | 2部 | 法律学科 | 480 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 240 |
| | | 英米文化学科 | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 160 |
| | | 英米文化学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 320 |
| | | 建築学科 | 320 |
| | | 電子情報工学科 | 400 |
| 計 | | | 6,480 |

3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等 | | | 入学定員 |
|--------|----|---------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 1,080 |
| | | 経営学科 | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 480 |
| | | 経営学科 | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 1,080 |
| | 2部 | 法律学科 | 480 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 240 |
| | | 英米文化学科 | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 160 |
| | | 英米文化学科 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 320 |
| | | 建築学科 | 320 |
| | | 電子情報工学科 | 400 |
| 計 | | | 6,480 |

3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 次の各号に該当する者については、変更後の北海学園大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 平成10年3月31日に本大学に在籍する者
 - 平成10年3月31日以前に本大学に入学した者で、再入学（復籍）する者
 - 平成10年4月1日以降平成12年3月31日以前に編入する者
- 前項の取り扱いにおいて、教養部、教養部長又は教養部教授会の審議又は決定若しくは認定すべき事項については、それぞれ学部、学部長又は学部教授会が行うものとする。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等 | | | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|--|--|------|------|
| | | | 人 | 人 |

| | | | | |
|------|----|---------|-------|-------|
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 270 | 1,080 |
| 同 | 上 | 経営学科 | 270 | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 | 480 |
| 同 | 上 | 経営学科 | 120 | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 270 | 1,080 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | 480 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 60 | 240 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 60 | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 80 | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | 400 |
| 計 | | | 1,620 | 6,480 |

附則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 第3条に定める編入学定員により法学部1部法律学科に編入する者については、平成10年4月1日施行学則附則第2項第3号の規定にかかわらず、本学則を適用する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|--------|----|---------|-------|----------------|-------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 270 | | 1,080 |
| 同 | 上 | 経営学科 | 270 | | 1,080 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 190 | 20 | 800 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 60 | | 240 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| 計 | | | 1,700 | 30 | 6,860 |

附則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成12年度

| 学部・学科等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|--------|----|--------|------|----------------|-------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 263 | | 1,073 |
| 同 | 上 | 経営学科 | 263 | | 1,073 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 183 | 20 | 953 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 200 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 120 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 280 |

| | | | | | |
|------|----|---------|-------|----|-------|
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 275 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | | | 1,754 | 30 | 6,734 |

平成13年度

| 学部・学科等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 | | |
|---------|------|----------------|-------|----|-------|
| 経済学部 1部 | 256 | | 1,059 | | |
| 同 上 | 256 | | 1,059 | | |
| 経済学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 120 | | 480 | | |
| 法学部 1部 | 176 | 20 | 859 | | |
| 同 上 | 100 | 10 | 310 | | |
| 法学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 60 | | 180 | | |
| 人文学部 1部 | 100 | | 320 | | |
| 同 上 | 95 | | 310 | | |
| 人文学部 2部 | 40 | | 160 | | |
| 同 上 | 30 | | 120 | | |
| 工学部 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 100 | | 400 | | |
| | | | 1,733 | 30 | 6,857 |

平成14年度

| 学部・学科等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 | | |
|---------|------|----------------|-------|----|-------|
| 経済学部 1部 | 249 | | 1,038 | | |
| 同 上 | 249 | | 1,038 | | |
| 経済学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 120 | | 480 | | |
| 法学部 1部 | 169 | 20 | 758 | | |
| 同 上 | 100 | 10 | 420 | | |
| 法学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 60 | | 240 | | |
| 人文学部 1部 | 100 | | 360 | | |
| 同 上 | 95 | | 345 | | |
| 人文学部 2部 | 40 | | 160 | | |
| 同 上 | 30 | | 120 | | |
| 工学部 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 100 | | 400 | | |
| | | | 1,712 | 30 | 6,959 |

平成15年度

| 学部・学科等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|---------|------|----------------|-------|
| 経済学部 1部 | 242 | | 1,010 |
| 同 上 | 242 | | 1,010 |
| 経済学部 2部 | 120 | | 480 |
| 同 上 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 | 162 | 20 | 730 |
| 同 上 | 100 | 10 | 420 |

| | | | | | |
|---------|---------|-----|-------|-----|-------|
| 法学部 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 | |
| 同 上 | 政治学科 | 60 | | 240 | |
| 人文学部 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 | |
| 同 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 | |
| 人文学部 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 | |
| 同 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 | |
| 工学部 | 土木工学科 | 80 | | 320 | |
| 同 上 | 建築学科 | 80 | | 320 | |
| 同 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 | |
| | | | 1,691 | 30 | 6,950 |

平成16年度

| 学部・学科等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 | | |
|---------|------|----------------|-------|----|-------|
| 経済学部 1部 | 235 | | 982 | | |
| 同 上 | 235 | | 982 | | |
| 経済学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 120 | | 480 | | |
| 法学部 1部 | 155 | 20 | 702 | | |
| 同 上 | 100 | 10 | 420 | | |
| 法学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 60 | | 240 | | |
| 人文学部 1部 | 100 | | 400 | | |
| 同 上 | 95 | | 380 | | |
| 人文学部 2部 | 40 | | 160 | | |
| 同 上 | 30 | | 120 | | |
| 工学部 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 100 | | 400 | | |
| | | | 1,670 | 30 | 6,866 |

3 ただし、第22条第3項、第51条の2は、平成10年度以降入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成13年度

| 学部・学科等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 | | |
|---------|------|----------------|-------|----|-------|
| 経済学部 1部 | 256 | | 1,059 | | |
| 同 上 | 256 | | 1,059 | | |
| 経済学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 120 | | 480 | | |
| 法学部 1部 | 176 | 20 | 859 | | |
| 同 上 | 100 | 10 | 310 | | |
| 法学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 60 | | 180 | | |
| 人文学部 1部 | 100 | | 320 | | |
| 同 上 | 95 | | 310 | | |
| 人文学部 2部 | 40 | | 160 | | |
| 同 上 | 30 | | 120 | | |
| 工学部 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 100 | | 400 | | |
| | | | 1,733 | 30 | 6,857 |

平成14年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 経済学部 1部 経済学科 | 249 | 人 | 1,038 |
| 同 上 経営学科 | 249 | | 1,038 |
| 経済学部 2部 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 法律学科 | 169 | 20 | 758 |
| 同 上 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 2部 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 1部 日本文化学科 | 100 | | 360 |
| 同 上 英米文化学科 | 95 | | 345 |
| 人文学部 2部 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | 1,712 | 30 | 6,959 |

平成15年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 経済学部 1部 経済学科 | 242 | 人 | 1,010 |
| 同 上 経営学科 | 242 | | 1,010 |
| 経済学部 2部 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 法律学科 | 162 | 20 | 730 |
| 同 上 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 2部 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 1部 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 上 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 2部 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | 1,691 | 30 | 6,950 |

平成16年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|----------------|------|----------------|------|
| 経済学部 1部 経済学科 | 235 | 人 | 982 |
| 同 上 経営学科 | 235 | | 982 |
| 経済学部 2部 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 法律学科 | 155 | 20 | 702 |
| 同 上 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 2部 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 1部 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 上 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 2部 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 建築学科 | 80 | | 320 |

| | | | |
|-------------|-------|----|-------|
| 同 上 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | 1,670 | 30 | 6,866 |

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成14年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 経済学部 1部 経済学科 | 249 | 人 | 1,038 |
| 同 上 経営学科 | 249 | | 1,038 |
| 経済学部 2部 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 法律学科 | 169 | 20 | 758 |
| 同 上 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 2部 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 1部 日本文化学科 | 100 | | 360 |
| 同 上 英米文化学科 | 95 | | 345 |
| 人文学部 2部 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | 1,712 | 30 | 6,959 |

平成15年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 経済学部 1部 経済学科 | 242 | 人 | 1,010 |
| 同 上 経営学科 | 242 | | 1,010 |
| 経済学部 2部 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 法律学科 | 162 | 20 | 730 |
| 同 上 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 2部 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 1部 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 上 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 2部 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 上 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | 1,691 | 30 | 6,950 |

平成16年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|--------------|------|----------------|------|
| 経済学部 1部 経済学科 | 235 | 人 | 982 |
| 同 上 経営学科 | 235 | | 982 |
| 経済学部 2部 経済学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 経営学科 | 120 | | 480 |
| 法学部 1部 法律学科 | 155 | 20 | 702 |
| 同 上 政治学科 | 100 | 10 | 420 |

| | | | | | |
|------|----|---------|-------|----|-------|
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | | | 1,670 | 30 | 6,866 |

3 ただし、第50条第3項及び第5項並びに第6項の規定は、平成13年度の入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成15年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 | | |
|-------------|------|----------------|-------|----|-------|
| | 人 | 人 | 人 | | |
| 経済学部 1部 | 167 | | 935 | | |
| 同 上 | 140 | | 140 | | |
| 同 上 | - | | 768 | | |
| 経済学部 2部 | 75 | | 435 | | |
| 同 上 | 45 | | 45 | | |
| 同 上 | - | | 360 | | |
| 経営学部 1部 | 167 | | 167 | | |
| 同 上 | 140 | | 140 | | |
| 経営学部 2部 | 100 | | 100 | | |
| 法学部 1部 | 162 | 20 | 730 | | |
| 同 上 | 100 | 10 | 420 | | |
| 法学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 60 | | 240 | | |
| 人文学部 1部 | 100 | | 400 | | |
| 同 上 | 95 | | 380 | | |
| 人文学部 2部 | 40 | | 160 | | |
| 同 上 | 30 | | 120 | | |
| 工学部 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 100 | | 400 | | |
| | | | 7,060 | | |
| | | | 1,801 | 30 | 7,060 |

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

平成16年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|------|----------------|------|
| | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 1部 | 160 | | 832 |
| 同 上 | 140 | | 280 |
| 同 上 | - | | 505 |
| 経済学部 2部 | 75 | | 390 |
| 同 上 | 45 | | 90 |
| 同 上 | - | | 240 |
| 経営学部 1部 | 160 | | 327 |
| 同 上 | 140 | | 280 |
| 経営学部 2部 | 100 | | 200 |

| | | | | | |
|------|----|---------|-------|----|-------|
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 702 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 土木工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | | | 1,780 | 30 | 7,086 |

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年度の入学生定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成16年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 | | |
|-------------|------|----------------|-------|----|-------|
| | 人 | 人 | 人 | | |
| 経済学部 1部 | 160 | | 832 | | |
| 同 上 | 140 | | 280 | | |
| 同 上 | - | | 505 | | |
| 経済学部 2部 | 75 | | 390 | | |
| 同 上 | 45 | | 90 | | |
| 同 上 | - | | 240 | | |
| 経営学部 1部 | 160 | | 327 | | |
| 同 上 | 140 | | 280 | | |
| 経営学部 2部 | 100 | | 200 | | |
| 法学部 1部 | 155 | 20 | 702 | | |
| 同 上 | 100 | 10 | 420 | | |
| 法学部 2部 | 120 | | 480 | | |
| 同 上 | 60 | | 240 | | |
| 人文学部 1部 | 100 | | 400 | | |
| 同 上 | 95 | | 380 | | |
| 人文学部 2部 | 40 | | 160 | | |
| 同 上 | 30 | | 120 | | |
| 工学部 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 80 | | 320 | | |
| 同 上 | 100 | | 400 | | |
| | | | 7,086 | | |
| | | | 1,780 | 30 | 7,086 |

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年度の入学生定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
- ただし、土木工学科から社会環境工学科に名称変更することについては、平成17年4月1日に在籍している者から適用する。

平成17年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|------|----------------|------|
| | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 1部 | 160 | | 736 |

| | | | | | |
|------|----|---------|-------|----|-------|
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 140 | | 420 |
| 同 | 上 | 経営学科 | - | | 249 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 75 | | 345 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 45 | | 135 |
| 同 | 上 | 経営学科 | - | | 120 |
| 経営学部 | 1部 | 経営学科 | 160 | | 487 |
| 同 | 上 | 経営情報学科 | 140 | | 420 |
| 経営学部 | 2部 | 経営学科 | 100 | | 300 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 681 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 社会環境工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | | | 1,780 | 30 | 7,133 |

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成18年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|----|---------|-------|----------------|-------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 160 | | 647 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 140 | | 560 |
| 同 | 上 | 経営学科 | - | | - |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 75 | | 300 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 45 | | 180 |
| 同 | 上 | 経営学科 | - | | - |
| 経営学部 | 1部 | 経営学科 | 160 | | 647 |
| 同 | 上 | 経営情報学科 | 140 | | 560 |
| 経営学部 | 2部 | 経営学科 | 100 | | 400 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 667 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 社会環境工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | | | 1,780 | 30 | 7,201 |

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成19年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|----|---------|-------|----------------|-------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 160 | | 640 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 140 | | 560 |
| 同 | 上 | 経営学科 | - | | - |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 75 | | 300 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 45 | | 180 |
| 同 | 上 | 経営学科 | - | | - |
| 経営学部 | 1部 | 経営学科 | 160 | | 640 |
| 同 | 上 | 経営情報学科 | 140 | | 560 |
| 経営学部 | 2部 | 経営学科 | 100 | | 400 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 660 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 社会環境工学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 80 | | 320 |
| 同 | 上 | 電子情報工学科 | 100 | | 400 |
| | | | 1,780 | 30 | 7,180 |

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|----|---------|------|----------------|------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 160 | | 640 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 140 | | 560 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 75 | | 300 |
| 同 | 上 | 地域経済学科 | 45 | | 180 |
| 経営学部 | 1部 | 経営学科 | 160 | | 640 |
| 同 | 上 | 経営情報学科 | 140 | | 560 |
| 経営学部 | 2部 | 経営学科 | 100 | | 400 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 660 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 | 上 | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 | 上 | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工学部 | | 社会環境工学科 | 60 | | 300 |
| 同 | 上 | 建築学科 | 70 | | 310 |

| | | | | |
|-----|---------|-------|----|-------|
| 同 上 | 電子情報工学科 | 70 | | 370 |
| 同 上 | 生命工学科 | 60 | | 60 |
| | | 1,780 | 30 | 7,180 |

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
平成25年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|----|---------|-------|----------------|-------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 160 | | 640 |
| 同 上 | | 地域経済学科 | 140 | | 560 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 75 | | 300 |
| 同 上 | | 地域経済学科 | 45 | | 180 |
| 経営学部 | 1部 | 経営学科 | 160 | | 640 |
| 同 上 | | 経営情報学科 | 140 | | 560 |
| 経営学部 | 2部 | 経営学科 | 100 | | 400 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 660 |
| 同 上 | | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 | | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 上 | | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 | | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工 学 部 | | 社会環境工学科 | 60 | | 280 |
| 同 上 | | 建築学科 | 70 | | 300 |
| 同 上 | | 電子情報工学科 | 70 | | 340 |
| 同 上 | | 生命工学科 | 60 | | 120 |
| | | | 1,780 | 30 | 7,180 |

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
平成26年度

| 学 部 ・ 学 科 等 | | | 入学定員 | 編入学定員 (3年次) | 収容定員 |
|-------------|----|---------|------|----------------|------|
| | | | 人 | 人 | 人 |
| 経済学部 | 1部 | 経済学科 | 160 | | 640 |
| 同 上 | | 地域経済学科 | 140 | | 560 |
| 経済学部 | 2部 | 経済学科 | 75 | | 300 |
| 同 上 | | 地域経済学科 | 45 | | 180 |
| 経営学部 | 1部 | 経営学科 | 160 | | 640 |
| 同 上 | | 経営情報学科 | 140 | | 560 |
| 経営学部 | 2部 | 経営学科 | 100 | | 400 |
| 法学部 | 1部 | 法律学科 | 155 | 20 | 660 |
| 同 上 | | 政治学科 | 100 | 10 | 420 |
| 法学部 | 2部 | 法律学科 | 120 | | 480 |
| 同 上 | | 政治学科 | 60 | | 240 |
| 人文学部 | 1部 | 日本文化学科 | 100 | | 400 |
| 同 上 | | 英米文化学科 | 95 | | 380 |
| 人文学部 | 2部 | 日本文化学科 | 40 | | 160 |
| 同 上 | | 英米文化学科 | 30 | | 120 |
| 工 学 部 | | 社会環境工学科 | 60 | | 260 |
| 同 上 | | 建築学科 | 70 | | 290 |
| 同 上 | | 電子情報工学科 | 70 | | 310 |

| | | | | |
|-----|-------|-------|----|-------|
| 同 上 | 生命工学科 | 60 | | 180 |
| | | 1,780 | 30 | 7,180 |

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|--------------|---------------|---|---|---|---|----------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | 自然科学 | | | | | | |
| | 環境 | | | | | | |
| | 地球科学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 地球科学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 環境生物科学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 環境生物科学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 物質環境科学 | 2 | | | | 2 | |
| | 宇宙科学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 宇宙科学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 普遍性 | | | | | | |
| | 数学概論 I | 2 | | | | 2 | |
| | 数学概論 II | 2 | | | | 2 | |
| | 統計学 I | 2 | | | | 2 | |
| | 統計学 II | 2 | | | | 2 | |
| | 物理学概論 | 2 | | | | 2 | |
| | 自然科学特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道学 | | | | | | |
| | 北海道史 | 2 | | | | 2 | |
| | 北方圏文化論 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道文学化 | 2 | | | | 2 | |
| | アイヌの学 | 2 | | | | 2 | |
| | 大の学 | 2 | | | | 2 | |
| | 北海道学特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 開発研究所特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | 教養科目特別講義 | 2 | | | | 2 | |
| | (3群 基礎教育演習) | | | | | | 3群～13群より68単位必修 |
| | 基礎演習 | 4 | | | | 4 | |
| | (4群 入門講義) | | | | | | 4群～7群より44単位必修 |
| | 政治学入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 地方自治入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 公法入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 民事法入門 | 2 | | | | 2 | |
| | 刑事法入門 | 2 | | | | 2 | |
| | (5群 基礎講義) | | | | | | (日本国憲法2単位含む) |
| | 現代政治学 I | 4 | | | | 4 | |
| | 現代政治学 II | 4 | | | | 4 | |
| | 現代政治学 III | 4 | | | | 4 | |
| | (6群 政治学基礎講義) | | | | | | |
| | 行政学 | | 4 | | | 4 | |
| | 西洋政治史 | | 4 | | | 4 | |
| | 国際政治学 | | 4 | | | 4 | |
| | 政治過程論 | | 4 | | | 4 | |
| | 憲法 II | | 4 | | | 4 | |
| | 行政法 I | | 4 | | | 4 | |
| | 行政法 II | | 4 | | | 4 | |
| | 地方政治論 | | 4 | | | 4 | |
| | (7群 政治学専門講義) | | | | | | |
| | 日本政治史 | | | 4 | | 4 | |
| | 政治思想史 | | | 4 | | 4 | |
| | 比較政治学 | | | 4 | | 4 | |
| | 地方財政論 | | | 4 | | 4 | |
| | 自治体学 | | | 4 | | 4 | |
| | 自治体法論 | | | 4 | | 4 | |
| | ジャーナリズム | | | 4 | | 4 | |
| | 社会調査論 | | | 4 | | 4 | |
| | 国際機構論 I | | | 2 | | 2 | |
| | 北海道政治・行政史 I | | | 2 | | 2 | |
| | 北海道政治・行政史 II | | | 2 | | 2 | |
| | (8群 政治学応用講義) | | | | | | |
| | 政治学特別講義 | | | 2 | | 2 | |
| | 国際地域政治研究 | | | 2 | | 2 | |
| | (9群 専門演習) | | | | | | |
| | 演習 I | | 4 | | | 4 | |
| | 演習 II | | | 4 | | 4 | |
| | 演習 III | | | | 4 | 4 | |
| | (10群 講義) | | | | | | |
| | 外国書講読 I | | | 4 | | 4 | |
| | 外国書講読 II | | | | 4 | 4 | |
| | (11群 卒業研究) | | | | | | |
| | 卒業研究 | | | | 4 | 4 | |
| | (12群 法学講義) | | | | | | |
| | 行政法 II | | | 4 | | 4 | |
| | 民法 II | | 4 | | | 4 | |
| | 民法 III | | 4 | | | 4 | |
| | 民法 IV | | 4 | | | 4 | |
| | 民法 V | | | 4 | | 4 | |
| | 民法 I | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 II | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 III | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 IV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 V | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 VI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 VII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 VIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 IX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 X | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XIV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XVI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XVII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XVIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XIX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXIV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXVI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXVII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXVIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXIX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXIV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXVI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXVII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXVIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXIX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXIV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXVI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXVII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXVIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXIX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXIV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXV | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXVI | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXVII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXVIII | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXIX | | | | 4 | 4 | |
| | 民法 XXXXXX | | | | 4 | 4 | |

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|--------------|---------------|-----|----|----|-----|-------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | 国際法 | | | | 4 | 4 | |
| | 国際私法 | | | | 4 | 4 | |
| | 法哲学 | | | | 4 | 4 | |
| | 西洋法制史 | | | | 4 | 4 | |
| | 日本法制史 | | | | 4 | 4 | |
| | 法思想史 | | | | 2 | 2 | |
| | 法律学応用講義 | | | | 2 | 2 | |
| | (13群 総合応用講義) | | | | | | |
| | 総合応用講義 | | | | 2 | 2 | |
| | (14群 関連講義) | | | | | | 14群 選択 |
| | 社会学 I | | 2 | | | 2 | |
| | 社会学 II | | 2 | | | 2 | |
| | ミクロ社会学 I | | 2 | | | 2 | |
| | ミクロ社会学 II | | 2 | | | 2 | |
| | マクロ社会学 I | | | 2 | | 2 | |
| | マクロ社会学 II | | | 2 | | 2 | |
| | 経営学原理 I | | | 2 | | 2 | |
| | 経営学原理 II | | | 2 | | 2 | |
| | 財政学 I | | | 2 | | 2 | |
| | 財政学 II | | | 2 | | 2 | |
| | 経済政策 I | | | 2 | | 2 | |
| | 経済政策 II | | | 2 | | 2 | |
| | 社会政策 I | | | 2 | | 2 | |
| | 社会政策 II | | | 2 | | 2 | |
| | 会計学原理 I | | | 2 | | 2 | |
| | 会計学原理 II | | | 2 | | 2 | |
| | 日本経済史 I | | | 2 | | 2 | |
| | 日本経済史 II | | | 2 | | 2 | |
| | 西洋経済史 I | | | 2 | | 2 | |
| | 西洋経済史 II | | | 2 | | 2 | |
| | 国際経済論 I | | | 2 | | 2 | |
| | 国際経済論 II | | | 2 | | 2 | |
| | 日本経済史 I | | 2 | | | 2 | |
| | 日本経済史 II | | 2 | | | 2 | |
| | 東洋史 I | | 2 | | | 2 | |
| | 東洋史 II | | 2 | | | 2 | |
| | 文化人類学 I | | | 2 | | 2 | |
| | 文化人類学 II | | | 2 | | 2 | |
| | 計 | 200 | 134 | 48 | 32 | 558 | 卒業総単位数 128単位以上 |

自由科目

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|-------------|---------------|---|---|---|----|-----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | キャリア形成科目 | | | | | | |
| | キャリア・ガイダンス | 1 | | | | 1 | |
| | インターンシップ | | 2 | | | 2 | |
| | NPOインターンシップ | | 2 | | | 2 | |
| | 検定外国語科目 | | | | | | |
| | 検定外国語 I | 1 | | | | 1 | |
| | 検定外国語 II | 1 | | | | 1 | |
| | 検定外国語 III | 1 | | | | 1 | |
| | 検定外国語 IV | 1 | | | | 1 | |
| | 体験型科目 | | | | | | |
| | 海外文化 I | 1 | | | | 1 | |
| | 海外文化 II | 1 | | | | 1 | |
| | 海外文化 III | 1 | | | | 1 | |
| | 海外文化 IV | 1 | | | | 1 | |
| | 計 | 9 | 4 | | | 13 | |

留学生科目 (外国人留学生・海外帰国生徒科目)

| ○印 必修 | 授 業 科 目 | 年 次 及 び 単 位 数 | | | | | 備 考 |
|----------|-------------|---------------|---|---|---|----|------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | |
| | <代替科目> | | | | | | |
| | 日本語演習 I | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語読解・構文 I | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語文章表現 I | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語演習 II | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語読解・構文 II | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語文章表現 II | 2 | | | | 2 | |
| | 日本語演習 III | | 2 | | | 2 | |
| | 日本語事情 I | | 2 | | | 2 | |
| | 日本語演習 IV | | 2 | | | 2 | |
| | 日本語事情 II | | 2 | | | 2 | |
| | 計 | 12 | 8 | | | 20 | 修得単位は、2群の 教養科目に算入する |

(3) 北海学園大学法学部規則

(趣旨)

第1条 北海学園大学法学部（以下「法学部」という。）の学生及び法学部の特定の授業科目を履修する者（以下これらを「法学部の学生等」という。）に関して必要な事項については、北海学園大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、学則第3条第2項の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(教育研究目的)

第1条の2 法学部は、1部と2部にそれぞれ法律学科と政治学科の2学科をおく。

2 法律学科及び政治学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学科

本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会のさまざまな問題に対し、法律学・政治学などに関する幅広い見識に基づき、法的思考を用いて、主体的に立ち向かうことのできる学生を育成するとともに、わが国及び国際社会における法的紛争を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学科

本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会のさまざまな問題に対し、政治学・法律学などに関する幅広い見識に基づき、政治学的思考を用いて、主体的に立ち向かうことのできる学生を育成するとともに、わが国及び国際社会における多様な政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(学科への所属)

第2条 法学部1部に入学した学生は、別に定める選考基準により、教授会の議を経て、2年次から1部法律学科又は1部政治学科に所属する。

2 法学部2部に入学した学生は、別に定める選考基準により、教授会の議を経て、2年次から2部法律学科又は2部政治学科に所属する。

(転部)

第3条 法学部の学生が1部から2部へ、又は2部から1部へ転部を志願する場合において、教授会の議を経て、転部を許可することができる。

(転学科)

第4条 法学部の学生が法律学科から政治学科へ、又は政治学科から法律学科へ転学科を志願する場合において、教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

(学籍異動)

第5条 法学部の学生の学籍異動に関する事項については、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業科目)

第6条 次の各号に掲げる法学部の学生は、それぞれ当該各号に定める授業科目（履修登録する年度において開講されない授業科目を除く）を履修することができる。ただし、履修要項に定める場合を除き、上級年次に配当されている授業科目を履修することはできない。

(1) 1部の1年次学生 学則別表5(1)又は同表5(2)に掲げる授業科目

(2) 1部法律学科の学生 学則別表5(1)に掲げる授業科目

(3) 1部政治学科の学生 学則別表5(2)に掲げる授業科目

(4) 2部の1年次学生 学則別表6(1)又は同表6(2)に掲げる授業科目

(5) 2部法律学科の学生 学則別表6(1)に掲げる授業科目

(6) 2部政治学科の学生 学則別表6(2)に掲げる授業科目

2 学則別表5(1)に掲げる1年次配当の授業科目と同表5(2)に掲げる1年次配当の授業科目との間において授業科目名の同一のものは、1つの授業科目とする。学則別表6(1)に掲げる1年次配当の授業科目と同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目との間においても、同様とする。

3 学則別表5の留学生科目（外国人留学生・海外帰国学生）に掲げる授業科目は、外国人留学生又は海外帰国生徒のための特別入学試験によって入学を許可された学生を除き、履修することができない。これらの学生で学部長が必要と認めた者は、この科目のうちから1又は複数の授業科目を履修しなければならない。

(単位数の計算方法)

第7条 学則別表5及び同表6の1群（基盤科目）の言語のうち文化及び演習については、学則第20条第2号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

2 学則別表5及び同表6の3群（基礎教育演習）9群（専門演習）及び10群（講読）の授業科目、並びに同表5の留学生科目（外国人留学生・海外帰国学生）のうち演習については、学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

3 学則別表5及び同表6の自由科目のうちインターシップ及びNPOインターシップについては、学則第20条第4号ただし書の規定により、30時間の授業をもって1単位とする。

4 学則別表5及び同表6の自由科目のうちキャリア・ガイダンスについては、学則第20条第1号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

(2部学生の1部科目履修)

第8条 法学部2部の1年次学生は、履修要項の定めるところにより、学則別表6(1)又は同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目を1部において履修することができる。

2 2部法律学科の学生は、履修要項の定めるところにより、学則別表6(1)に掲げる授業科目を1部において履修することができる。

3 2部政治学科の学生は、履修要項の定めるところにより、学則別表6(2)に掲げる授業科目を1部において履修することができる。

(大学院学生の履修)

第9条 学部長は、願い出により、北海学園大学大学院の学生に法学部の授業科目の履修を許可することができる。

(履修許可)

第10条 法学部の学生等は、別段の定めのある場合を除き、学年の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。（履修要項その他の定め）

第11条 授業科目の履修制限、履修登録手続その他の履

修に関する事項は、この規則に定めるもののほか、履修要項その他別に定めるところによる。

(試験及び成績の評価)

第12条 試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末毎に行う。

2 予め定められた試験の期日に受験できなかった法学部の学生等で、所定の手続を経て学部長の許可を受けた者については、その受験できなかった授業科目の試験を別の期日に行うことがある。

3 やむをえない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時に試験を行うことができる。

4 試験及び成績の評価は、この規則に定めるもののほか、履修要項その他別に定めるところによる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、学部長が教授会の議を経て行う。

(卒業研究)

第14条 卒業研究を履修しようとする法学部の学生は、その指導を受けようとする教員の許可を受けて、履修登録の手続を行わなければならない。

2 卒業研究は、前項の許可を与えた教員の指導の下に行う。

3 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(他学部で修得した単位の扱い)

第15条 法学部の学生が学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修することによって修得した単位は、法学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他大学等で修得した単位及び学修の単位認定)

第16条 学則第24条第2項及び同第25条第1項の規定による単位認定に関する手続及びその基準は、別に定める。

(入学前修得単位等の単位認定)

第17条 学則第26条第1項及び第2項の規定による単位認定、並びに転学部、転部又は転学科を許可された学生の既修得単位についての単位認定に関する手続及びその基準は、別に定める。

(卒業要件)

第18条 学部長は、教授会の議を経て、次の各号に掲げる学科の学生がそれぞれ当該各号のイからニまでに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する。

(1) 1部法律学科

イ 学則別表5(1)の4群(入門講義)から6群(法律学基礎講義)までの授業科目から24単位以上

ロ 学則別表5(1)の4群(入門講義)から7群(法律学専門講義)までの授業科目から52単位以上

ハ 学則別表5(1)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ニ 学則別表5(1)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

(2) 1部政治学科

イ 学則別表5(2)の4群(入門講義)から7群(政治学専門講義)までの授業科目から44単位以上

ロ 学則別表5(2)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表5(2)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

(3) 2部法律学科

イ 学則別表6(1)の4群(入門講義)から6群(法

律学基礎講義)までの授業科目から24単位以上

ロ 学則別表6(1)の4群(入門講義)から7群(法律学専門講義)までの授業科目から52単位以上

ハ 学則別表6(1)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ニ 学則別表6(1)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

(4) 2部政治学科

イ 学則別表6(2)の4群(入門講義)から7群(政治学専門講義)までの授業科目から44単位以上

ロ 学則別表6(2)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表6(2)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

2 学則別表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)の修得単位は、前項第1号及び第2号の定める単位の計算について、2群(教養科目)の授業科目の修得単位とみなす。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則は、学則附則第2項各号に掲げる者に適用しない。

附 則

1 この規則は、平11年4月1日から施行する。

2 平成11年4月1日前の入学者については従前の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年4月1日前に入学した者(1年次在学中に休学し、平成17年4月1日以降に復学をした者を除く。)並びに平成17年度及び平成18年度に編入学した者等については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 北海学園大学法学部既修得単位等認定規程

(趣旨)

第1条 北海学園大学学則(以下「学則」という。)第12条第3項、第26条第1項、同条第2項および北海学園大学法学部規則第17条に基づき、北海学園大学法学部(以下「本学部」という。)に入学した学生が、入学前に大学、短期大学、高等専門学校または専修学校で修得した単位、および短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(以下「既修得単位等」という。)を、本学部において修得したものとみなす単位(以下「認定単位」という。)とするための取扱を次のように定める。

(1年次入学生)

第2条 本学部の1年次に入学した学生の既修得単位等は、30単位を上限として認定単位とすることができる。

2 前項の認定単位の認定に際しては、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる1群から14群までの授業科目の単位に充当する。ただし、3群から13群までの授業科目の単位に充当することができる既修得単位等は、8単位を上限とする。

(2年次、3年次編入学、転入学生)

第3条 本学部の3年次に編入学、転入学した学生の既修得単位等は、60単位を上限として認定単位とし、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目の単位として一括認定する。

2 本学部の3年次に編入学、転入学した学生の既修得単位等で、本学部で修得した単位、またはその他当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中3群から13群までの授業科目の単位とみなすことができるものについては、前項の規定にかかわらず、その既修得単位等は、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、3群から13群までの授業科目の単位に充当し、認定単位とすることができる。この場合、前項により一括認定される単位に加えて8単位を上限とする。

3 本学部の2年次に編入学、転入学した学生の既修得単位等は、48単位を上限として認定単位とし、その認定は、次の順に従って行う。

(1)まず、当該科目の名称、内容等を勘案して、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目のいずれかに充当し、その単位として認定する。

(2)次いで、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目を履修したものと一括してみなし、その単位を認定する。

4 本学部の2年次に編入学・転入学した学生の既修得単位等で、本学部で修得した単位、またはその他当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中3群から13群までの授業科目の単位とみなすことができるものについては、前項の規定にかかわらず、その既修得単位等は、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、3群から13群までの授業科目の単位に充当し、8単位(本学部中途退学者については、20単位)を上限に認定単位とす

ることができる。この場合の認定単位は、前項で定める上限に含めることとする。

(本学部中途退学者が3年次に編入学した場合の単位認定)

第4条 本学部の中途退学者が本学部3年次に編入学した場合における既修得単位等は、80単位を上限として認定単位とすることができる。

2 前項の認定単位の認定は、次の順に従って行う。

(1) まず、本学部で修得した単位、またはその他当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中1群から14群までの授業科目の単位とみなすことができる既修得単位等については、1群から14群までの授業科目のいずれかの単位に充当し、認定単位とする。ただし、3群から13群までの授業科目の単位に充当することができる既修得単位等は、20単位を上限とする。

(2) 次いで、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目の単位として一括認定する。

(単位認定の申請)

第5条 学生は、既修得単位等の認定を受けるためには、入学式終了後1週間以内に、所定の申請書、および成績証明書または単位取得証明書を本学部提出しなければならない。ただし、本学部で修得した単位については、成績証明書または単位取得証明書の提出を要しない。

(認定単位の認定と成績)

第6条 認定単位の認定は、前条による申請の後、教授会でを行う。

2 認定単位の成績は、本学部では判定しない。ただし、北海学園大学で修得した単位で、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群から14群までの授業科目のいずれかの単位に充当された認定単位については、教授会でその成績の承認を行う。

附 則

この規程は、1999年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2003年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2005年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2006年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2008年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2012年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2015年度入学生から適用する。

(5) 他大学等で修得した単位および
学修の単位認定に関する規程

第1条 北海学園大学法学部規則第16条に基づき、北海学園大学学則（以下「学則」という。）第24条の規定により学生が履修した他の大学又は短期大学の授業科目について修得した単位（以下「他大学等の単位」という。）を北海学園大学法学部（以下「法学部」という。）において修得した単位とみなす手続および基準ならびに学則第25条の規定により学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（以下「短期大学等の学修」という。）を法学部における授業科目の履修とみなして単位を与える手続および基準を次のように定める。

第2条 学生は、他大学等の単位および短期大学等の学修につき、法学部において修得した単位とすること（以下これを「単位認定」といい、修得したとみなされる単位および与えられる単位を「認定単位」という。）を申請することができる。

2 前項の申請は、所定の申請書および成績証明書または単位取得証明書を法学部事務室に提出して行わなければならない。

第3条 単位認定は、教授会の議を経て、教育上有益と認められるときに、当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)の第1群から第14群までのいずれかの授業科目または自由科目の「検定外国語」の単位としてすることができる。

2 認定単位の成績は、法学部では判定しない。

第4条 認定単位数は、学則第26条第1項および第2項ならびに北海学園大学海外留学規程第10条第1項および第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。ただし、第3群から第13群までの授業科目の単位としての認定単位数は、8単位を上限とし、文部科学大臣が別に定める学修による第1群の授業科目または「検定外国語」の単位としての認定単位数は、8単位を上限とする。

第5条 他の大学または短期大学の授業科目の履修が当該他大学または短期大学との協定に基づく場合には、この規程の定めによらないことができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(6) 北海学園大学海外留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第15条に規定する留学について、これを実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において留学とは、学生が海外に滞在し、大学その他の相当と認められる教育・研究機関等（以下「留学先」という。）における授業科目の履修又は学修を行うことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、留学先と本大学との協定に基づく留学（以下「協定留学」という。）及び協定によらない留学に適用する。

(資格)

第4条 留学をする者は、本大学に1年以上在学していなければならない。ただし、1年未満在学の者であっても夏季・冬季休業期間の場合、及び国際交流委員会が認めた場合には留学をすることができる。

2 協定留学については、その定めるところによる。

(留学期間)

第5条 学生が留学のため海外に滞在する期間は、原則として1年以内とする。

(許可)

第6条 留学は、留学許可願書の提出により、教授会の議に基づき学長が許可をする。

2 留学許可願書の提出は、原則として留学をする3月前までに行わなければならない。

3 留学許可願書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 留学計画書
- (2) 留学先において履修する授業科目又は学修の内容を示す書類
- (3) 留学先の受入証明書
- (4) 成績証明書
- (5) その他本大学が必要と認める書類

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、協定留学については別に取扱うことができる。

(計画の変更)

第7条 留学の計画を変更するときは、速やかに留学計画変更願書を提出し、教授会の議に基づき学長の許可を得なければならない。

(費用の負担)

第8条 留学のために要する授業料その他の費用は、奨学制度を利用する場合を除き、原則として全額を自己負担とする。ただし、協定留学については、その定めるところによる。

(留学報告)

第9条 留学をした者は、帰国後速やかに次の書類をその所属する学部に提出しなければならない。その後、当該学度は学長へ報告するものとする。

- (1) 留学報告書
- (2) 留学先において履修した授業科目又は学修の内容を示す書類
- (3) 前号の科目についての成績又は学修成果を証明する書類
- (4) その他本大学が必要と認める書類

(単位認定)

第10条 留学先において授業科目の履修により修得した

単位は、教授会の議を経て本大学において修得した単位とみなすことができる。

2 留学先における学修はこれを本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 第1項及び前項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、学則第24条第2項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項又は第2項の措置を希望する者は、前条に定める書類とともに単位認定願を提出しなければならない。

(許可の取消等)

第11条 留学を不相当と認める事情があるときは、教授会の議に基づき、学長は留学の許可を取消し又は留学計画の変更を命ずることができる。

(所管)

第12条 協定留学に関する学生の相談並びに留学許可に係る手続きの受付及び教授会の審議に必要な資料の調整等に係る業務は、これを本大学国際交流委員会規程第4条第2項に定める各専門委員会において行う。

2 協定によらない留学に関する学生の相談並びに留学許可に係る手続きの受付及び教授会の審議に必要な資料の調整等に係る業務は、これを国際交流委員会において行なう。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(7) 所属学科決定に関する規程

第1条 本規程は、北海学園大学法学部規則第2条に基づき、法学部に入学した学生が2年次から法律学科または政治学科に所属するための手続等について定めたものである。

第2条 法学部1年次に入学した学生は、2年次以降所属することを志望する学科について記した「志望学科届」を、所定の時期に法学部事務室に提出しなければならない。

第3条 所属学科の決定は、教授会の議を経て行う。その際学生の志望は最大限に考慮されるが、各学科の学生定員に照らして極端に志望が偏った場合には、第4条の基準に基づいて成績による選考を行うことがある。

2 「志望学科届」を提出しなかった学生の所属学科は、当該学生の単位修得状況や全体の志望状況などに基づき、教授会の議を経て決定する。

第4条 前条第1項による所属学科決定の選考に際しては、第一の基準として次のものを用いる。

(1) 4群「入門講義」および5群「基礎講義」(2010年度以前入学者は「法学政治学基礎講義」)の各科目の成績を対象とする。

(2) 2単位科目は秀4点、優3点、良2点、可1点、不可0点、4単位科目は秀8点、優6点、良4点、可2点、不可0点と換算し、これを加えた総点を各学生の持ち点とする。

(3) 持ち点の最も多い学生を最上位として順位付けする。

2 前項の基準によって同一順位となった者のなかでさらに順位付けすることが必要な場合は、4群と5群の授業科目における修得単位数の多い者を上位とする。

第5条 各学科へ所属する学生数については、各学科の学生定員・収容学生数などを考慮し、教授会の議を経て決定する。ここで決定された人数にしたがって、第4条の基準による上位の者から志望学科への所属を認める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

2 平成17年4月1日前に入学し、1年次在学中に休学して平成17年度4月1日以降に復学した者は、入学した学科に2年次以降所属するものとする。この者が1年次末に転学科を希望する場合は従前の例による。

3 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

4 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

5 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(8) 北海学園大学法学部転部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海学園大学法学部規則第3条に基づく法学部学生の転部（転学科の志願と同時に志願する転部を除く。以下同じ。）の手續等に関し必要な事項を定めるものである。

(2部学生の転部)

第2条 2部学生は、1年次又は2年次において、翌年度の始めに1部へ転部することを志願することができる。

2 2部1年次学生については、2部において2年次以降の所属学科を決定し、その学科において転部するものとする。

3 2部1年次学生については学則別表6(1)または(2)に、2部法律学科学生については学則別表6(1)に、2部政治学科学生については同表6(2)に掲げる授業科目のうちから、次の各号に掲げる単位を修得していない者又は修得する見込みのない者については、転部を認めない。

(1) 1年次において転部を志願する学生については、36単位以上

(2) 2年次において転部を志願する学生については、60単位以上

(志願手續)

第3条 転部を志願する学生は、所定の転部志願書および転部志願理由書を指定期日までに法学部事務室に提出しなければならない。

(転部の許可)

第4条 2部学生の転部の許可は、志願の理由および学業成績ならびに在籍状況を勘案し、教授会の審査を経て行う。

2 前項における学業成績の審査には、1年次学生については4群および5群の授業科目の修得単位を、2年次学生については4群、5群、6群、7群および12群の授業科目の修得単位を「所属学科決定に関する規程」第4条第1項第2号に定める基準で換算した持ち点によって行う。

3 2部学生が第2条第3項各号に規定する単位を修得する見込みがあるとして転部の許可を受けた場合において、当該単位を修得できなかったときは、第1項の許可は、その効力を失う。

(許可後の手續)

第5条 転部を許可された学生は、所定の期日までに転部料その他所定の納入金を納入して転部の手續をしなければならない。

2 前項に規定する手續をしないときは、転部の許可は、その効力を失う。

(単位の認定等)

第6条 転部を許可された2部学生の修得単位およびその成績については、教授会の議を経て、1部における授業科目の履修により修得した単位およびその成績とみなして認定し、評価するものとする。

(1部学生の転部)

第7条 1部学生は、その在籍する年次にかかわらず、翌年度の始めに2部へ転部することを志願することができる。

2 1部学生の転部の許可は、志願の理由および就学状況ならびに在籍状況を勘案し、教授会の審査を経て行う。

3 第2条第2項、第3条、第5条および第6条の規定は、1部学生の転部について準用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(9) 北海学園大学法学部転学科規程

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 本規程は、北海学園大学法学部規則第4条に基づき、法学部の一の学科の学生の、他の学科への学籍異動(以下「転学科」という。)にかかわる手続き等を定めたものである。

(条件)

第2条 転学科は、異動を志願する学科への編入学予定者および転部予定者を加えてなお欠員のある場合に限る、これを認める。

(学年)

第3条 一の学科の2年次学生は他の学科の3年次への転入を志願することができる。

(志願)

第4条 法学部の一の学科の学生は、受験した入学試験の種別(推薦入試、社会人特別入試等)を問わず転学科を志願することができる。

2 転学科を志願する学生は、所定の転学科志願書および転学科志願理由書を指定期日までに法学部事務室に提出しなければならない。

(許可)

第5条 転学科の許可は、志願の理由および学業成績ならびに在籍状況に基づき、教授会の審査を経て行う。

2 前項における学業成績の審査は、4群、5群、6群、7群および12群の授業科目の修得単位を「所属学科決定に関する規程」第4条第1項第2号に定める基準で換算した持ち点によって行う。

(許可後の手続)

第6条 転学科を許可された学生は、指定期日までに転学科料その他所定の納入金を納入して転学科の手続をしなければならない。

2 前項に規定する手続をしないときは、転学科の許可は、効力を失う。

(単位の認定)

第7条 転学科を許可された学生の法学部での既修得単位およびその成績は、教授会の議を経て、転学科後の学科における授業科目の履修により修得した単位およびその成績とみなして認定し、評価するものとする。

(転学科と同時にする転部)

第8条 学生は、転学科と同時に転部(以下本条において転学科と同時になされる転部を「転学科・転部」という。)を志願することができる。この場合においては、第4条第2項の書面ならびに転部志願書および転部志願理由書を指定期日までに法学部事務室に提出しなければならない。

2 転学科・転部の許可のためにする教授会の審査は、転部の許可のためにする教授会の審査とともにすることを妨げない。

3 転学科・転部を志願して許可された学生が指定期日までに転部料その他所定の納入金を納入しないときは、転学科・転部の許可は、効力を失う。

4 前3項に規定する事項を除く外、転学科・転部については、転学科に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(10) 北海学園大学法学部転学部規程

(趣旨)

第1条 本規程は、学則第13条に基づく、本学他学部学生の法学部各学科への転学部（以下「転入」という。）および法学部学生の他学部への転学部（以下「転出」という。）等にかかわる手続き等を定めたものである。

(転入の条件)

第2条 転入は、法学部各学科への編入学・転入学予定者、転学科予定者および転部予定者を加えてなお欠員のある場合に限り、これを認める。

(転入の学年)

第3条 本学他学部1年次の学生は法学部2年次への転入を、本学他学部2年次の学生は法学部3年次への転入を志願することができる。

(転入の志願)

第4条 本学他学部学生は、受験した入学試験の種別を問わず転入を志願することができる。

2 転入を志願する学生は、所属学部での学業成績、就学およびその他の在籍状況についての情報を転入審査の目的で法学部が入手することを承諾しなければならない。

(転部)

第5条 学生が転入と同時に転部を願い出た場合は、教授会の審査を経て、これを認めることがある。

(転入の要件)

第6条 転入を志願する学生は、以下の各号に定める単位を修得済みまたは修得する見込みであることを必要とする。ただし、この単位には、教職等の資格に関する科目の単位を含めない。

(1) 2年次への転入を志願するときは、36単位以上。

(2) 3年次への転入を志願するときは、60単位以上。

(転入の許可)

第7条 転入の許可は、学業成績、就学およびその他の在籍状況に基づき、教授会の審査を経て行う。

(転入の許可の失効)

第8条 転入の許可を得た学生が、所定の期日までに転学部料その他の納入金を納入しない場合は、その許可は効力を失う。

2 第6条に規定する単位を修得する見込みで転入の許可を得た学生が、当該単位を修得することができなかった場合、その許可は効力を失う。

(既修得単位の認定)

第9条 転入を許可された学生の既修得単位は、2年次への転入の場合は48単位、3年次への転入の場合は60単位を上限として、その単位を教授会で認定し、その認定は、次の順に従って行う。

(1) まず、当該科目の名称、内容等を勘案して、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目のいずれかに充当し、その単位として認定する。

(2) 次に、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群、2群および14群の授業科目を履修したものと一括してみなし、その単位を認定する。

2 転入を許可された学生の既修得単位が、本学法学部で修得した単位、または当該科目の名称、内容等を勘案し、学則別表5(1)、5(2)、6(1)もしくは6(2)に掲げる授業科目中3群から13群までの授業科目の単位とみなすことができる単位を含むときは、前項の規定にか

かわらず、当該単位については、3群から13群までの授業科目のいずれかに充当し、8単位を上限にその単位として認定する。この場合、2年次へ転入する学生については前項で定める上限に含めることとし、3年次へ転入する学生については前項で定める上限に含めないこととする。

3 認定単位の成績は、本学部では判定しない。ただし、北海学園大学で修得した単位で、学則別表5(1)、5(2)、6(1)または6(2)に掲げる授業科目中、1群から14群までの授業科目のいずれかの単位に充当された認定単位については、教授会は、当該単位の認定に加えて、その成績の承認を行う。

(転出)

第10条 転出を願い出た学生については、受験した入学試験の種別を問わず、受け入れ学部の許可が得られることを条件として、教授会の議を経て、当該転出を許可するものとする。

附 則

この規程は、1998年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

(11) 北海学園大学奨学規程

第1条 この制度は学則第48条に基づき本大学の優秀な学生で、経済的理由により修学困難なものに奨学金を与えることにより、教育の成果をあげることを目的とする。

第2条 奨学生を希望する学生は、所定の奨学生採用願を学長に提出するものとする。

第3条 奨学生の決定は、年度毎に協議会の議を経て学長が行う。

第4条 奨学生にふさわしくない行為があった場合には、協議会の議を経て奨学生たることを取消すものとする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

(12) 北海学園大学表彰規程

第1条 この制度は、学則第47条に基づき、将来有為の社会人たる資質を有し、体育、文化活動において特に顕著な成績をおさめ、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生を表彰することを目的とする。

第2条 表彰学生、表彰団体は、体育、文化活動において特に顕著な成績をおさめた学生の生活態度、学業成績、将来の見込等を精査の上、卒業審査教授会に付し全員の同意を得て学長が決する。

第3条 表彰は、卒業証書・学位記授与式において賞状及び副賞をもってする。

第4条 表彰にあたっては、別に表彰学生、表彰団体表彰要領を定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(13) 北海学園大学研究生規程

- 第1条 北海学園大学学則第38条にもとづき、研究生の取扱いをつぎのように定める。
- 第2条 研究生を志願することができる者は、つぎの各1号に該当する者でなければならない。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 志願する学部において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- 第3条 研究生の入学時期は、原則として学年、学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。
- 第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、別に定める入学検定料を添えて、志願する学部へ提出しなければならない。
- 第5条 研究生の選考は、各学部で行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。
- 第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、別に定める研究料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。
- 2 前項の研究料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。
- 第7条 研究生の在学期間は、入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、教授会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。
- 第8条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。
- 第9条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、学部の講義、演習若しくは実習に担当教員の許可を得て出席することができる。
- 第10条 学部が必要と認めるときは、研究生のため特別の講座を設けることがある。
- 第11条 学部長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。
- 第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則（ただし第2章第1節ないし第4節を除く）その他学生に関する規程等を準用する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

了解事項

- 1 第7条に定める在学期間は、3年を超えることができない。
- 2 第10条に定める講座については、学部学生等の聴講を認めることがある。聴講料については別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

法学部研究生制度運営の方針（平成3年2月2日）

この研究生制度は、大学卒業後も引き続き研鑽を重ね、資格試験（司法試験・公務員試験等）や大学院を受験しようとする者、および外国人留学生等に、一定の身分と勉学の場を与えることを主な目的としている。研究生には、大学諸施設の利用と学部における講義・ゼミの聴講が認められ、必要に応じて特別の指導が行われる。

(14) 北海学園大学科目等履修生規程

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第40条に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第1条の2 科目等履修生の履修区分は次によるものとする。

- (1) 特定の授業科目の単位取得を目的とする履修（科目履修制・教職課程含む）
- (2) 特定の課程（図書館学課程・社会教育主事課程・学芸員課程・日本語教員養成課程）の所要資格を得るための単位取得を目的とする履修（課程履修制）
- (3) 履修証明取得を目的とする履修（履修証明プログラム制）

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 12年の学校教育の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (8) その他、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めたる者
- 2 教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 3 司書となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者、同法第108条の短期大学を卒業した者、又は同法115条の高等専門学校を卒業した者とする。
- 4 司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の普通免許状を有する者又はそれ取得する見込みの者とする。
- 5 社会教育主事となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 6 学芸員となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 7 日本語教員養成課程修了に必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定め

る書類に、別に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
ただし、前年度に引きつづいて入学を志願する者（同一学部に限る）は、免除する。
- (4) 科目等履修生カード

2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの履修を志願する者は、入学検定料を免除する。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした学部で行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、別に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの選考に合格した者は、入学金を免除する。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可をした年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目については、当該学部又は当該委員会が許可する。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、28単位以内とし、当該学部において定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する場合は、30単位以内とし、司書となる資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、29単位以内、司書となる資格並びに司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、39単位以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムを履修する者は、履修するコースで定められた科目のみ履修することができる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験を受けることができる。

第11条 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

2 単位修得の認定は、科目等履修生の合格を決定した学部教授会の議を経て決定する。

3 前項の規定にかかわらず、本大学学則別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会の議を経て、同学則別表11に掲げる「司書又は司書教諭に関する科目」の単位修得の認定は、図書館学課程委員会の議を経て、「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会の議を経て、「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会の議を経て、それぞれ決定する。

4 合格した授業科目については、本人の願出により、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付することができる。

第12条 第1条の2第2号に規定する科目等履修生の修了要件は、履修規程に基づく。

2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生の修了要件は別に定める。修了の認定は教務委員会規程第5条第1号に定める小委員会の議を経て決定する。

第13条 第1条の2第2号に規定する科目等履修生が、第12条の規定により修了した場合、学長は修了証書又は修了証明書を交付する。

2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生が、第12条第2項の規定により修了した場合、学長は履修証明

書を交付する。

第14条 科目等履修生が退学しようとするときは、退学願を当該学部長又は当該委員会の委員長に提出し、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第15条 科目等履修生が、その本分に反する行為を行ったときは、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消す。

第16条 科目等履修生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則（ただし、第32条及び第33条の規定を除く。）その他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(15) 北海学園大学授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学則（以下「学則」という。）第34条、第35条、第36条及び第37条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費（以下「授業料等」という。）及び検定料は、学則別表13授業料等に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、学則別表13授業料等に掲げる期日とする。

2 学則第32条第4項に基づき第1学期末の卒業を認められた者については、第2期分の授業料等の納入を免除する。

第4条 退学、転入学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、学則第31条及び第36条により処分する。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を保証人連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 学則第42条及び第45条に基づく研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生に係る入学金、研究料、受講料、実験実習費及び検定料は、学則別表14受講料等に掲げる額とする。

ただし、研究生の研究料及び実験実習費（工学部）は次のとおりとする。

第1学期からの入学者 受入学部研究料、実験実習費（工学部）の全額

第2学期からの入学者 受入学部研究料、実験実習費（工学部）の半額

2 前項の入学金、研究料、受講料、実験実習費は、所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定または海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の検定料、入学金、受講料及び実験実習費は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

4 研究生講座を学部学生等が聴講する場合の受講料は、学則別表14受講料等に掲げる額とする。

第8条 学則第50条第7項、第51条第7項及び第51条の2第3項に基づく教職課程、図書館学課程、社会教育主事課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程を受講する場合の受講料は、学則別表14受講料等に掲げる額を、所定の期日までに納入しなければならない。

第9条 学則第12条、第13条及び第30条、第31条に基づく編入学、転入学、学士入学、転学部、復学、再入学、復籍の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費及び検定料等は、次のとおりとする。また、学部規則に基づく転部、同一学部転学科の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費及び検定料等は、次のとおりとする。

| | | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|---------------|----------------------------|---------------|----------------|---------------|--------------------|
| | 編入学 転入学 学士入学 | 転部 1部→2部 | 転部 2部→1部 | 転学部 | 復学 | 同一学部 転学科 | 再入学・ 復籍 |
| 入学金 | 新入生金額と同額 | - | 新入生金額と同額 (以前納入金額との差額徴収) | - | - | - | 新入生金額と同額 |
| 授業料 教育充実費 実験実習費 大学諸費 | 編入学・ 転入学・ 学士入学 年次の額 | 転部 年次の額 | 転部 年次の額 | 転学部 年次の額 | 復学 年次の額 | 転学科 年次の額 | 再入学・ 復籍年次 の額 |
| 検定料 | 新入生検 定料と同額 | - | - | - | - | - | - |
| 転部料 | - | 新入生検 定料と同額 | 新入生検 定料と同額 | - | - | - | - |
| 転学部料 | - | - | - | 新入生検 定料と同額 | - | - | - |
| 復学科 | - | - | - | - | 新入生検 定料の1/2 | - | - |
| 同一学部 転学科料 | - | - | - | - | - | 新入生検 定料と同額 | - |
| 再入学 及び復 籍料 | - | - | - | - | - | - | 新入生検 定料と同額 |

2 前項の入学金、検定料、転部料、転学部料、復学科、同一学部転学科料並びに再入学及び復籍料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 学則第27条第2項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは、復学科、第2期分の授業料、教育充実費（1部50,000円、2部30,000円）、実験実習費（40,000円・工学部のみ）及び大学諸費（1部10,000円、2部4,000円）を納入しなければならない。

第10条 既納の授業料等納入金は、これを返還しない。

第11条 本規程に定めるもののほか、授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成14年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成15年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成17年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

別表13 授業料等

(1) 1部

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------|---------|--------------|
| 入 学 検 定 料 | 経 済 学 部 | 30,000円 |
| | 経 営 学 部 | 30,000 |
| | 法 学 部 | 30,000 |
| | 人 文 学 部 | 30,000 |
| | 工 学 部 | 30,000 |
| 入 学 金 | 経 済 学 部 | 200,000 |
| | 経 営 学 部 | 200,000 |
| | 法 学 部 | 200,000 |
| | 人 文 学 部 | 200,000 |
| | 工 学 部 | 200,000 |
| 授 業 料 | 経 済 学 部 | 年額 872,000 |
| | 経 営 学 部 | 年額 872,000 |
| | 法 学 部 | 年額 872,000 |
| | 人 文 学 部 | 年額 896,000 |
| | 工 学 部 | 年額 1,140,000 |
| 教 育 充 実 費 | 経 済 学 部 | 年額 100,000 |
| | 経 営 学 部 | 年額 100,000 |
| | 法 学 部 | 年額 100,000 |
| | 人 文 学 部 | 年額 100,000 |
| | 工 学 部 | 年額 100,000 |
| 実 験 実 習 費 | 工 学 部 | 年額 80,000 |
| 大 学 諸 費 | 経 済 学 部 | 年額 10,000 |
| | 経 営 学 部 | 年額 10,000 |
| | 法 学 部 | 年額 10,000 |
| | 人 文 学 部 | 年額 10,000 |
| | 工 学 部 | 年額 10,000 |

(2) 2部

| 区 分 | | 金 額 |
|---------|------|------------|
| 入学検定料 | 経済学部 | 30,000円 |
| | 経営学部 | 30,000 |
| | 法学部 | 30,000 |
| | 人文学部 | 30,000 |
| 入 学 金 | 経済学部 | 100,000 |
| | 経営学部 | 100,000 |
| | 法学部 | 100,000 |
| | 人文学部 | 100,000 |
| 授 業 料 | 経済学部 | 年額 436,000 |
| | 経営学部 | 年額 436,000 |
| | 法学部 | 年額 436,000 |
| | 人文学部 | 年額 448,000 |
| 教育充実費 | 経済学部 | 年額 50,000 |
| | 経営学部 | 年額 50,000 |
| | 法学部 | 年額 50,000 |
| | 人文学部 | 年額 50,000 |
| 大 学 諸 費 | 経済学部 | 年額 4,000 |
| | 経営学部 | 年額 4,000 |
| | 法学部 | 年額 4,000 |
| | 人文学部 | 年額 4,000 |

授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費の納入期限は、次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし、新入学生及び再入学、復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。

別表14 受講料等

(1) 研究生

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|-----------|------------|
| 審査料 | | 15,000円 |
| 入 学 金 | (本学卒業生免除) | 50,000 |
| 研 究 料 | 経済学部 | 年額 218,000 |
| | 経営学部 | 年額 218,000 |
| | 法学部 | 年額 218,000 |
| | 人文学部 | 年額 224,000 |
| | 工学部 | 年額 285,000 |
| 実験実習費 | 工学部 | 80,000 |

(2) 学部学生等が聴講する研究生講座

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|------|------------|
| 受 講 料 | 経済学部 | 1単位 8,000円 |
| | 経営学部 | 1単位 8,000 |
| | 法学部 | 1単位 8,000 |
| | 人文学部 | 1単位 9,000 |
| | 工学部 | 1単位 10,000 |

(3) 委託生

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|------|-----------------|
| 入学検定料 | | 30,000円 |
| 入 学 金 | | 50,000 |
| 受 講 料 | 経済学部 | 1単位 8,000 |
| | 経営学部 | 1単位 8,000 |
| | 法学部 | 1単位 8,000 |
| | 人文学部 | 1単位 9,000 |
| | 工学部 | 1単位 10,000 |
| 実験実習費 | 工学部 | 実験を履修する者 80,000 |

(4) 科目等履修生

| 区 分 | | 金 額 |
|--------------|-------------------------------|-----------------|
| 入学検定料 | (本学卒業生免除) (履修証明プログラム受講生免除) | 30,000円 |
| 入 学 金 | (本学卒業生免除) (履修証明プログラム受講生免除) | 50,000 |
| 受 講 料 | 経済学部 | 1単位 8,000 |
| | 経営学部 | 1単位 8,000 |
| | 法学部 | 1単位 8,000 |
| | 人文学部 | 1単位 9,000 |
| | 工学部 | 1単位 10,000 |
| 履修証明プログラム受講生 | | 48,000 |
| 実験実習費 | 工学部 | 実験を履修する者 80,000 |

(5) 教職課程(在学生)

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|----------------------|---------|
| 受 講 料 | 教 科 | 53,000円 |
| | 1 単 位 (実習費は、実費徴収) | 8,000 |

(6) 図書館学課程

| 区 分 | | 金 額 |
|-------------|-------------|---------|
| 入学検定料 | (本学卒業生免除) | 30,000円 |
| 受 講 料 | 司書 | |
| | 在 学 生 | 63,000 |
| | 本 学 卒 業 生 | 185,000 |
| | 他 大 学 卒 業 生 | 238,000 |
| | 司書教諭 | |
| | 在 学 生 | 31,000 |
| | 本 学 卒 業 生 | 92,000 |
| | 他 大 学 卒 業 生 | 118,000 |
| | 同時受講 | |
| | 在 学 生 | 66,000 |
| 本 学 卒 業 生 | 212,000 | |
| 他 大 学 卒 業 生 | 264,000 | |
| 科目受講者 | 1単位 | 8,000 |

(7) 社会教育主事課程

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|--------------------------|-----------|
| 入学検定料 | (本学卒業生免除) | 30,000円 |
| 入 学 金 | (本学卒業生免除) | 50,000 |
| 受 講 料 | 在 学 生 | 23,000 |
| | 本 学 卒 業 生 | 68,000 |
| | 他 大 学 卒 業 生 | 87,000 |
| | 科 目 受 講 者 (実習費は、実費徴収) | 1単位 8,000 |

(8) 学芸員課程

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|--------------------------|-----------|
| 入学検定料 | (本学卒業生免除) | 30,000円 |
| 入 学 金 | (本学卒業生免除) | 50,000 |
| 受 講 料 | 在 学 生 | 39,000 |
| | 本 学 卒 業 生 | 115,000 |
| | 他 大 学 卒 業 生 | 147,000 |
| | 科 目 受 講 者 (実習費は、実費徴収) | 1単位 8,000 |

(9) 日本語教員養成課程

| 区 分 | | 金 額 |
|---------|--------------------------------|-----------|
| 入学検定料 | (本学卒業生免除) | 30,000円 |
| 入 学 金 | (本学卒業生免除) | 50,000 |
| 受 講 料 | 在学生 人文学部(免除) 他の学部 卒業生 | 30,000 |
| | 本学卒業生 他大学卒業生 | 1単位 9,000 |
| 修了証書手数料 | | 5,000 |

(10) 特別聴講学生

| 区 分 | | 金 額 |
|-------|------|-----------------|
| 入学検定料 | | 30,000円 |
| 入 学 金 | | 50,000 |
| 受 講 料 | 経済学部 | 1単位 8,000 |
| | 経営学部 | 1単位 8,000 |
| | 法学部 | 1単位 8,000 |
| | 人文学部 | 1単位 9,000 |
| | 工学部 | 1単位 10,000 |
| 実験実習費 | 工学部 | 実験を履修する者 80,000 |

平成28年度より、入学検定料及び入学金の取扱いについては、次のとおりとする。
 (1) 研究生、(4) 科目等履修生、(6) 図書館学課程、(7) 社会教育主事課程、(8) 学芸員課程、(9) 日本語教員養成課程に記載のある本学卒業生免除には北海商科大学卒業生を含む。

(16) 北海学園大学学位規則

昭和45年3月26日 制定

(授与する学位)

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という。)が授与する学位は、次のとおりとする。

| | | |
|---------|------------|-----------------|
| 経済学部 1部 | 経済学科 | 学士(経済学) |
| | 地域経済学科 | 学士(経済学) |
| 経済学部 2部 | 経済学科 | 学士(経済学) |
| | 地域経済学科 | 学士(経済学) |
| 経営学部 1部 | 経営学科 | 学士(経営学) |
| | 経営情報学科 | 学士(経営学) |
| 経営学部 2部 | 経営学科 | 学士(経営学) |
| 法学部 1部 | 法律学科 | 学士(法学) |
| | 政治学科 | 学士(法学) |
| 法学部 2部 | 法律学科 | 学士(法学) |
| | 政治学科 | 学士(法学) |
| 人文学部 1部 | 日本文化学科 | 学士(文学) |
| | 英米文化学科 | 学士(文学) |
| 人文学部 2部 | 日本文化学科 | 学士(文学) |
| | 英米文化学科 | 学士(文学) |
| 工学部 | 社会環境工学科 | 学士(工学) |
| | 建築学科 | 学士(工学) |
| | 電子情報工学科 | 学士(工学) |
| | 生命工学科 | 学士(工学) |
| 経済学研究科 | 経済政策専攻 | 修士(経済学) 博士(経済学) |
| 経営学研究科 | 経営学専攻 | 修士(経営学) 博士(経営学) |
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 修士(法学) 博士(法学) |
| | 政治学専攻 | 修士(政治学) 博士(政治学) |
| 文学研究科 | 日文化専攻 | 修士(文学) 博士(文学) |
| | 英米文化専攻 | 修士(文学) 博士(文学) |
| 工学研究科 | 建設工学専攻 | 修士(工学) 博士(工学) |
| | 電子情報工学専攻 | 修士(工学) 博士(工学) |
| | 電子情報生命工学専攻 | 修士(工学) |
| 法務研究科 | 法務専攻 | 法務博士(専門職) |

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学の大学院(以下「本大学院」という。)の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本大学院の博士(後期)課程を修了した者に授与する。

4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。

5 本大学院の博士(後期)課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

6 法務博士(専門職)の学位は、本大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、在学第3年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究業績一覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

4 提出する論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。

3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、当該研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

(試験)

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

(審査等の報告)

第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文及び試験の要旨を記載した書面により研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び期日と場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。

3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の無記

名投票により出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第32条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条(法務博士(専門職)を除く)に該当する学位を授与する。

3 学長は、法務研究科の議を経て、本大学院学則第27条の2に定める単位を修得した者に対し、第1条に定める法務博士(専門職)の学位を授与する。

4 学位記は、別記様式のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第11条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査結果の概要をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、本大学の承認を得て、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリHOKUGA(以下「HOKUGA」という。)を活用して、インターネットによるものとする。

5 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者がHOKUGA以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に係る論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

第12条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規則の改正)

第13条 この規則の改正は、本大学協議会又は本大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

| | | | |
|---|----|--------|----------|
| 印 | 氏名 | 年 月 日生 | 卒業証書・学位記 |
| 本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 北海学園大学〇〇学部長 〇〇〇〇 本学〇〇学部長の認定により 卒業証書を授与し学士(〇〇)の 学位を授ける 北海学園大学長 〇〇〇〇 学(済・営・法・文・工)第 号 | | | |
| 印 | 印 | | |

4 (論文提出による場合の学位記)

| | | |
|--|--------|-----|
| 氏名 | 年 月 日生 | 学位記 |
| 本学に学位論文を提出し 所定の審査及び試験に合格 したので博士(〇〇)の 学位を授ける 年 月 日 北海学園大学 博(経済・経営・法・政治・文・工) 乙第 号 | | |
| 印 | | |

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

| | | |
|--|--------|-----|
| 氏名 | 年 月 日生 | 学位記 |
| 本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の修士課程を 修了したので修士(〇〇)の 学位を授ける 年 月 日 北海学園大学 修(経済・経営・法・政治・文・工) 第 号 | | |
| 印 | | |

5 (法務研究科法務専攻専門職学位課程を修了した場合の学位記)

| | | |
|--|--------|-----|
| 氏名 | 年 月 日生 | 学位記 |
| 本学大学院法務研究科法務専攻 所定の課程を修めて本学大学院を 修了したことを認め法務 博士(専門職)の学位を授ける 年 月 日 北海学園大学 博(専門職) 第 号 | | |
| 印 | | |

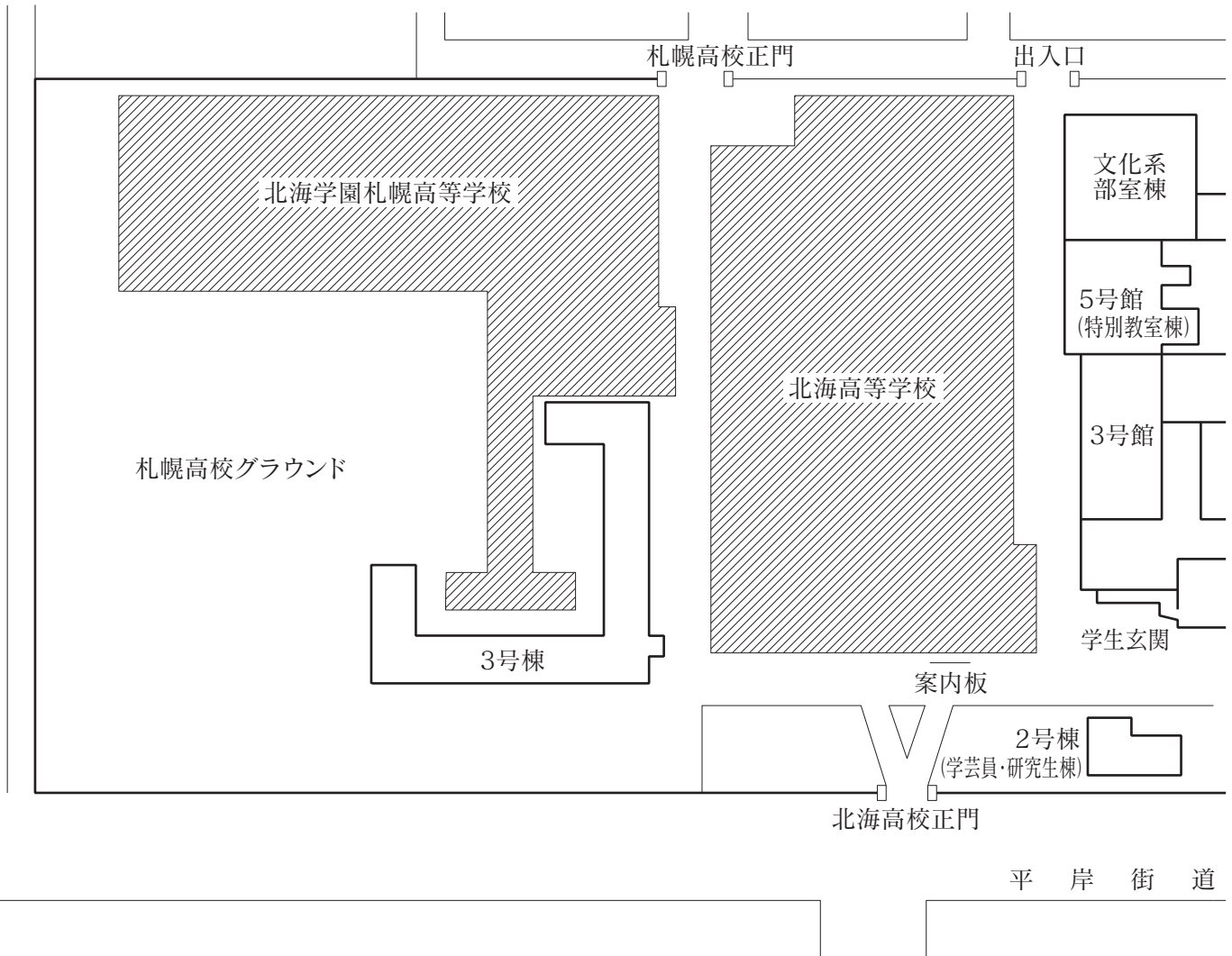
3 (博士(後期)課程を修了した場合の学位記)

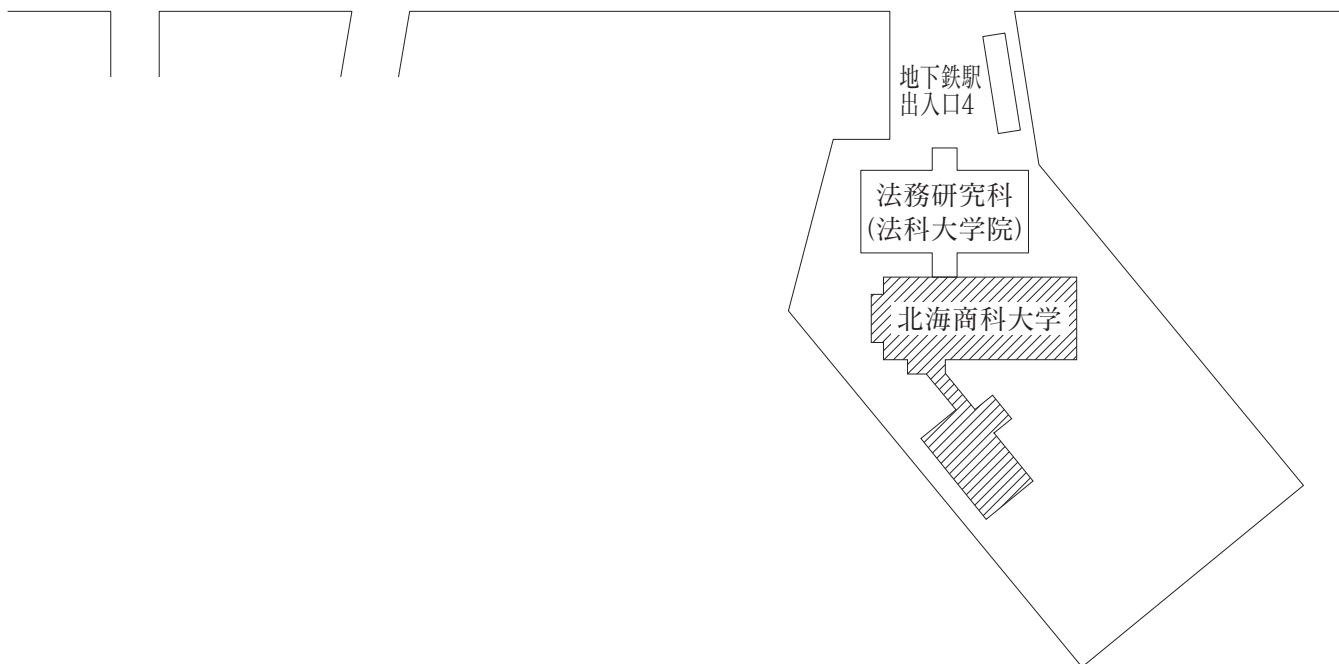
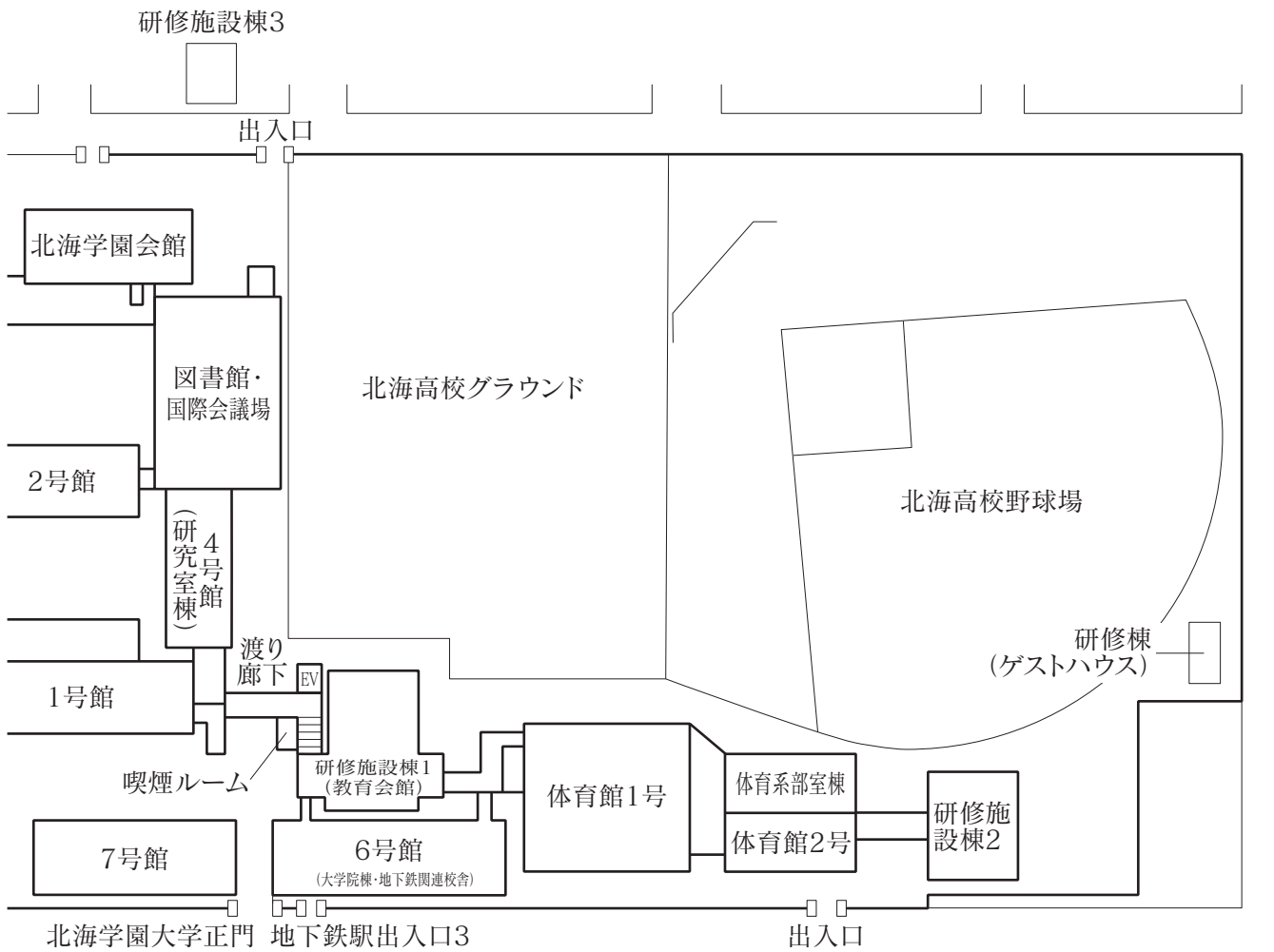
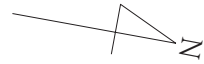
| | | |
|---|--------|-----|
| 氏名 | 年 月 日生 | 学位記 |
| 本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の博士課程を 修了したので博士(〇〇)の 学位を授ける 年 月 日 北海学園大学 博(経済・経営・法・政治・文・工) 甲第 号 | | |
| 印 | | |

13. 校舎見取り図

1. 豊平校舎

所在地 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

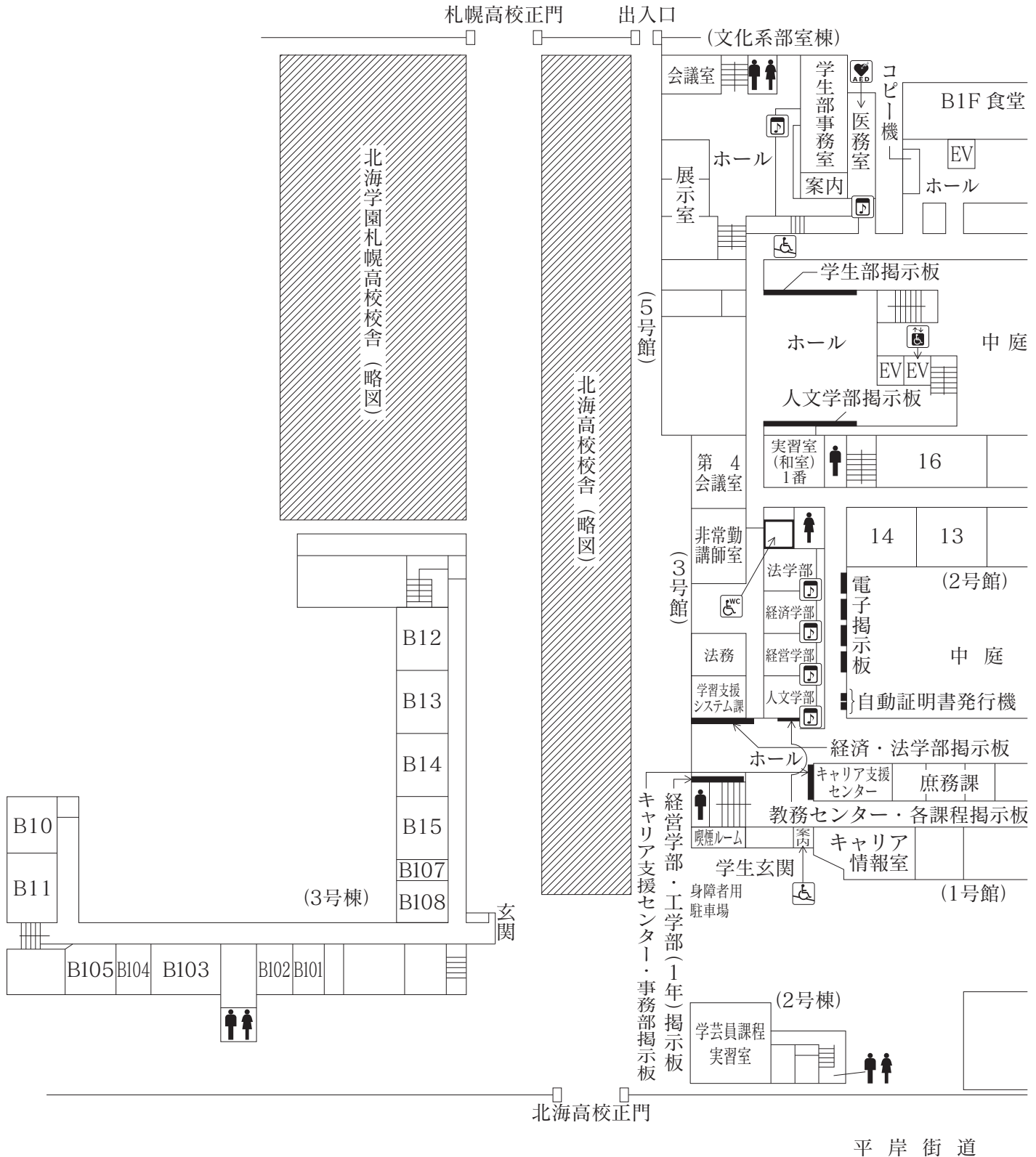


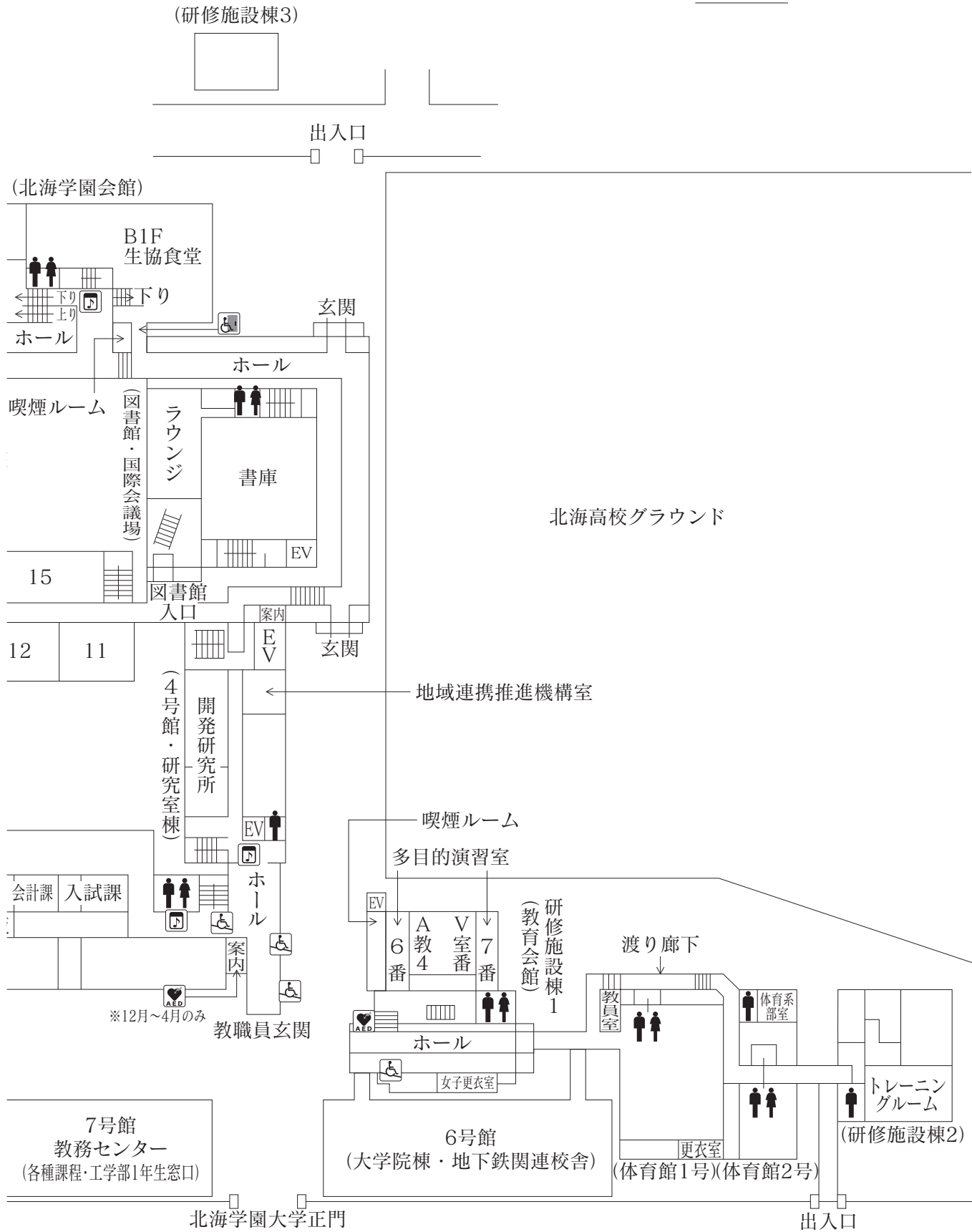


1階平面図

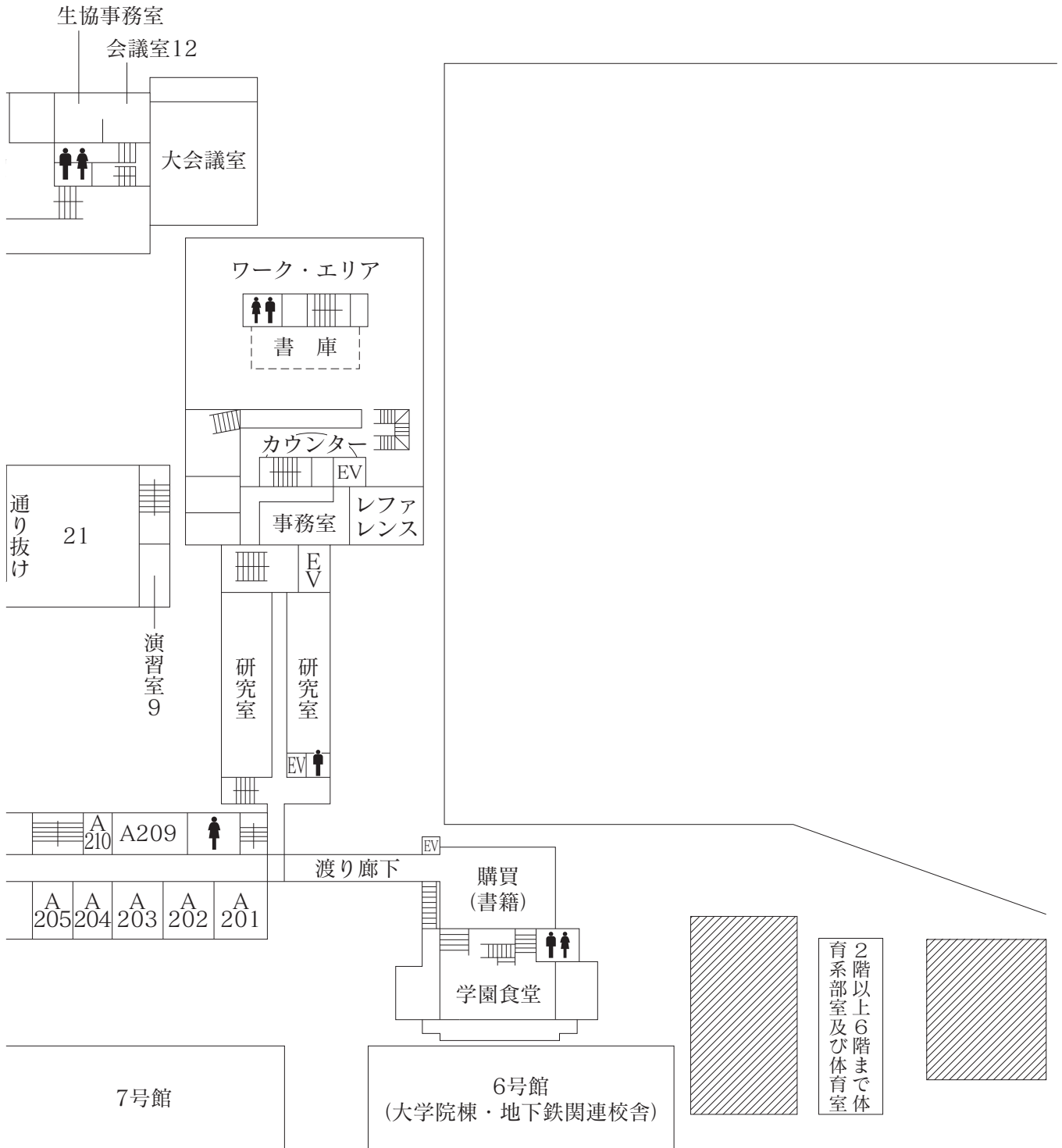
-  スロープ
-  職員呼出
チャイム
-  車イス対応
エレベーター
-  身障者専用
トイレ
-  車イス使用者用
出入口 (生協食堂)
-  AED設置

数字は教室番号



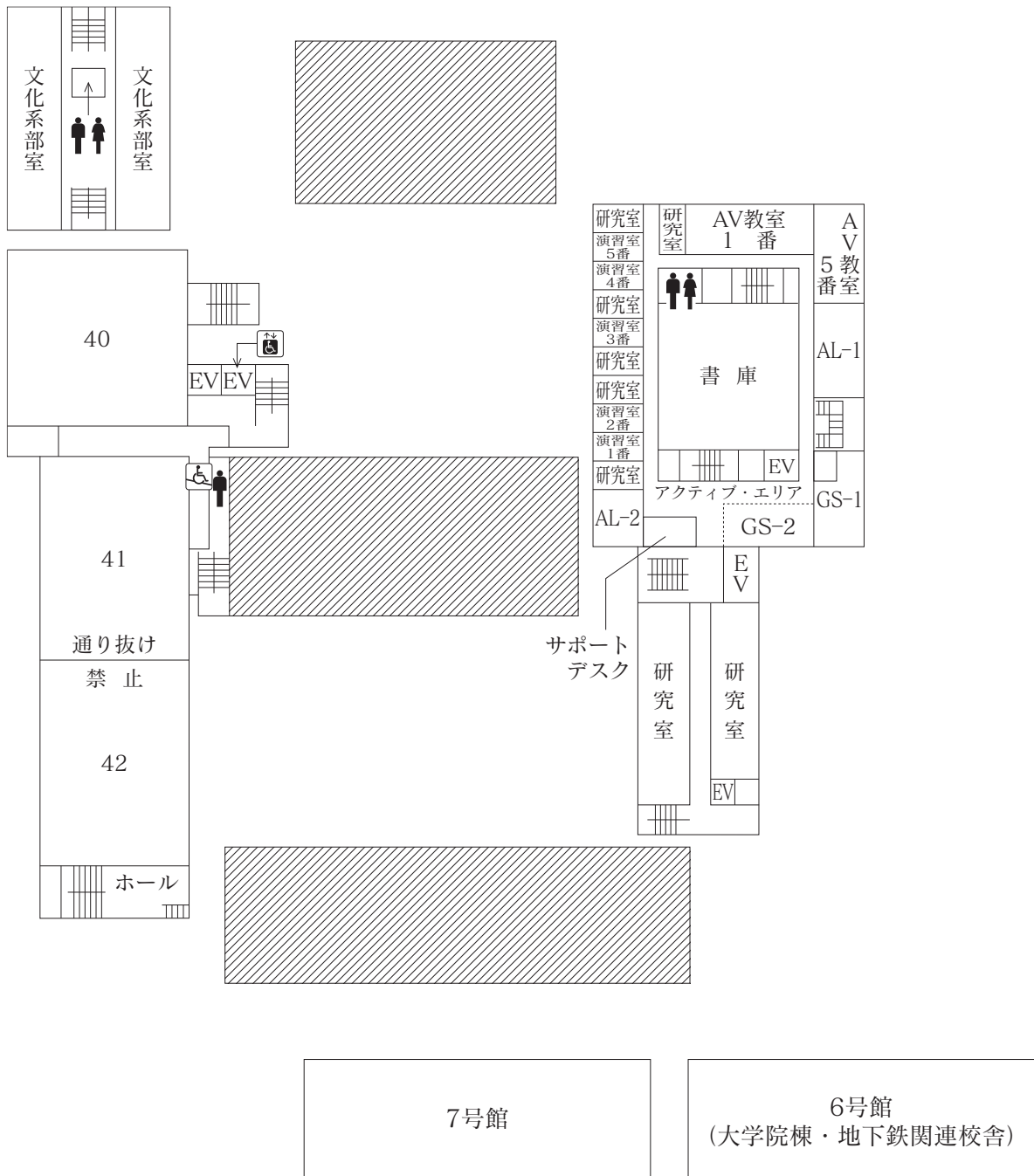


2 F



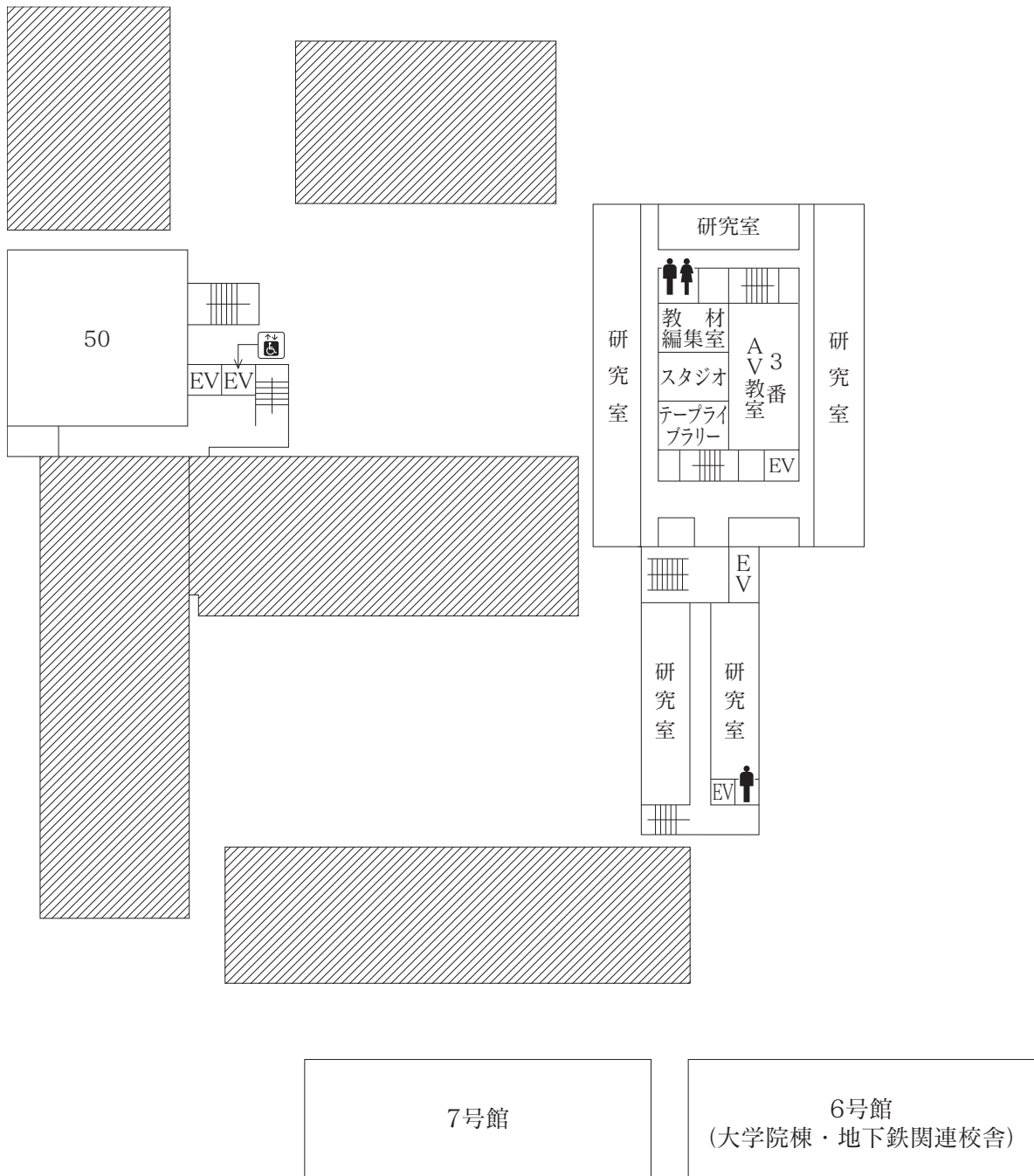
4階平面図

-  スロープ
-  職員呼出
チャイム
-  車イス対応
エレベーター
-  身障者専用
トイレ
-  車イス使用者用
出入口(生協食堂)
-  AED設置



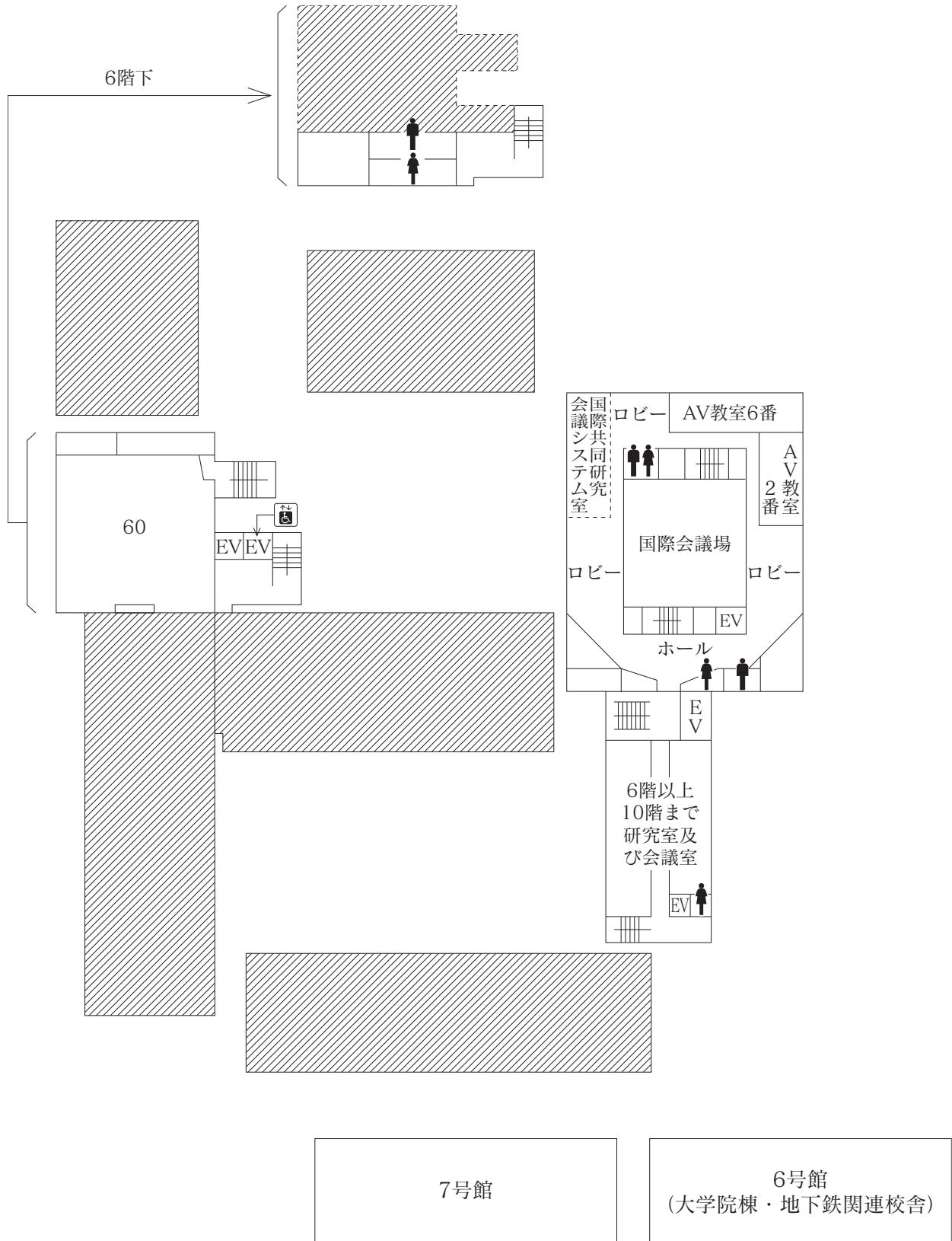
5階平面図

-  スロープ
-  職員呼出
チャイム
-  車イス対応
エレベーター
-  身障者専用
トイレ
-  車イス使用者用
出入口(生協食堂)
-  AED設置

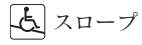


6階平面図

-  スロープ
-  職員呼出
チャイム
-  車イス対応
エレベーター
-  身障者専用
トイレ
-  車イス使用者用
出入口 (生協食堂)
-  AED設置



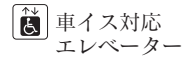
6号館（大学院棟・地下鉄関連校舎）



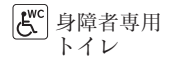
スロープ



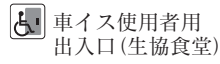
職員呼出
チャイム



車イス対応
エレベーター



身障者専用
トイレ

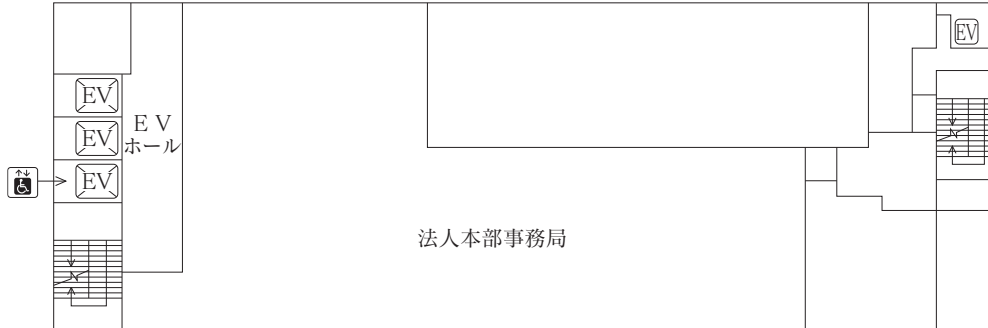


車イス使用者用
出入口(生協食堂)

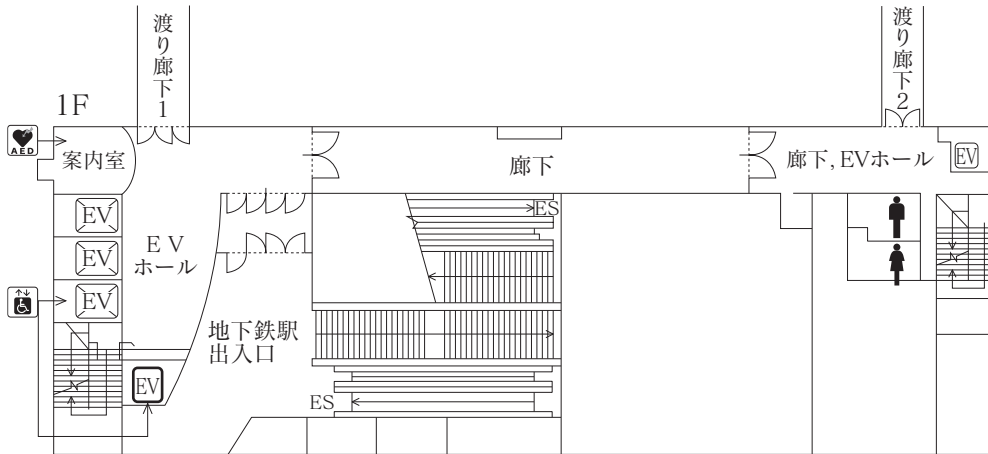


AED設置

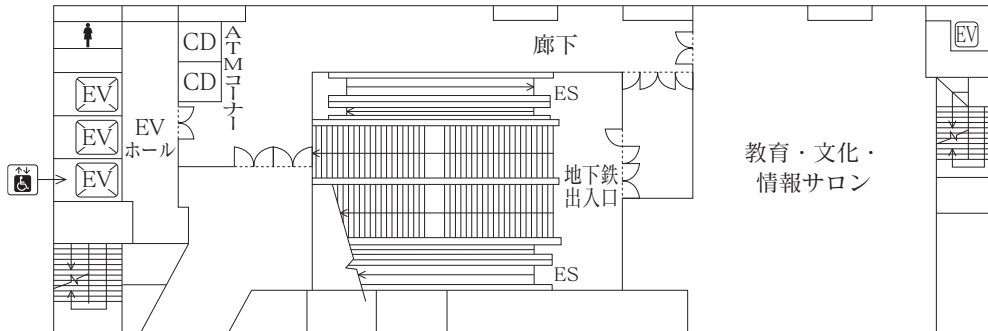
2F



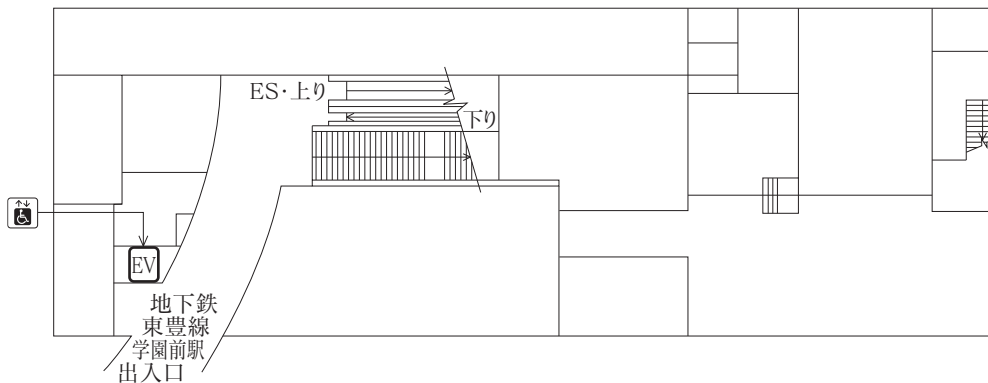
1F



B1F



B2F



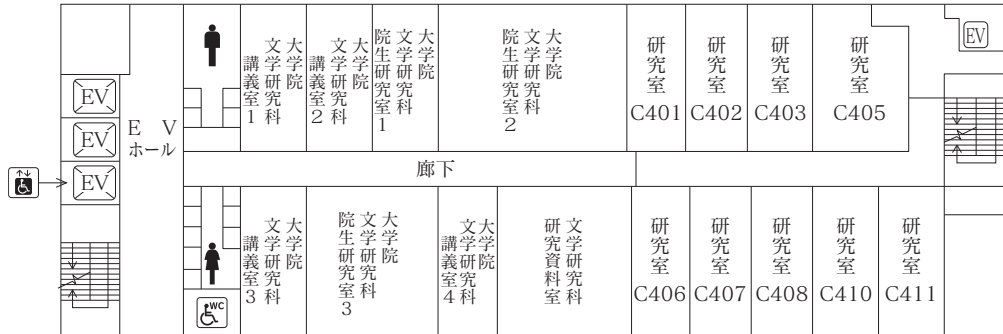
6F



5F



4F

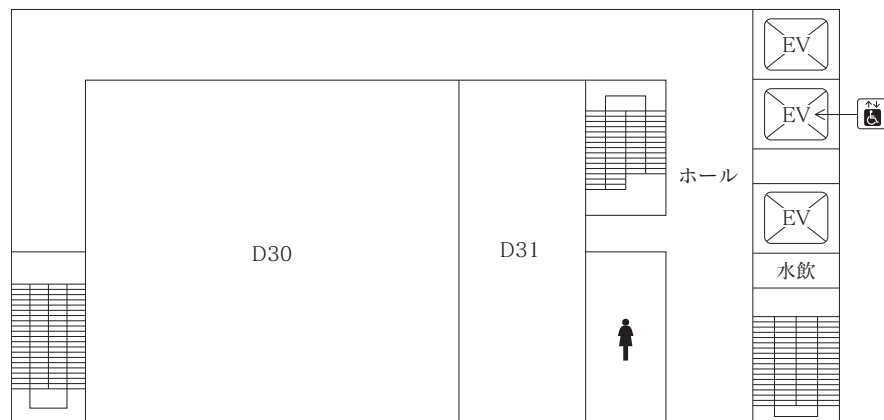


3F

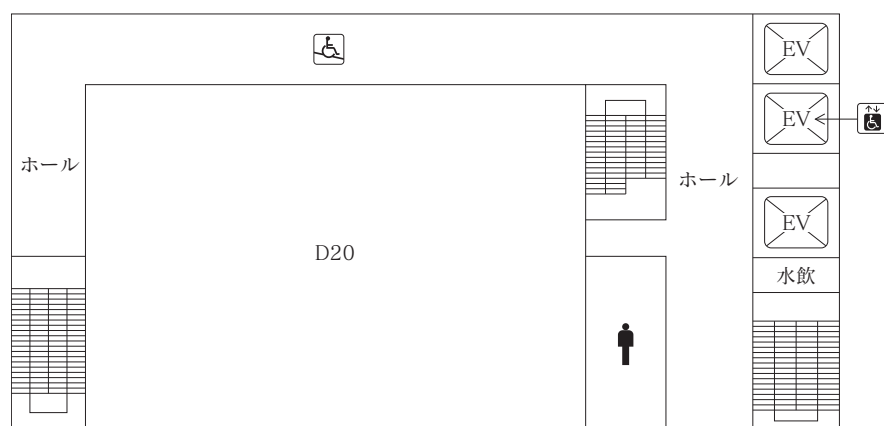


7号館

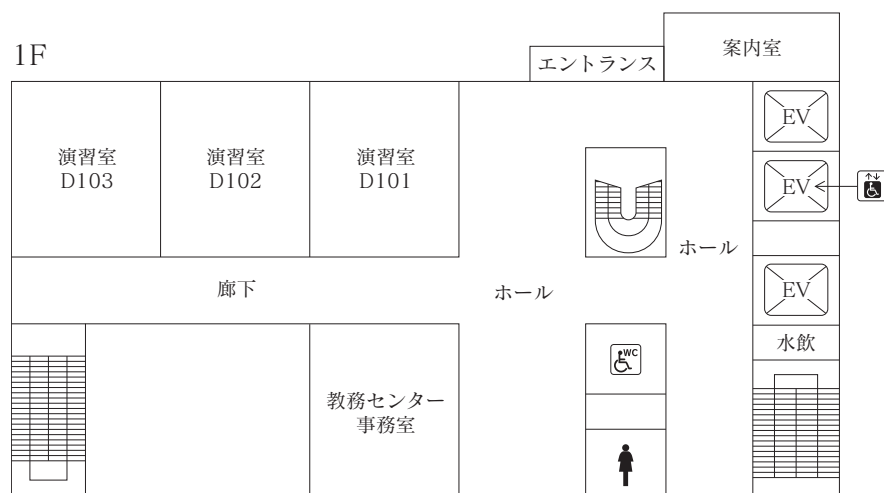
3F



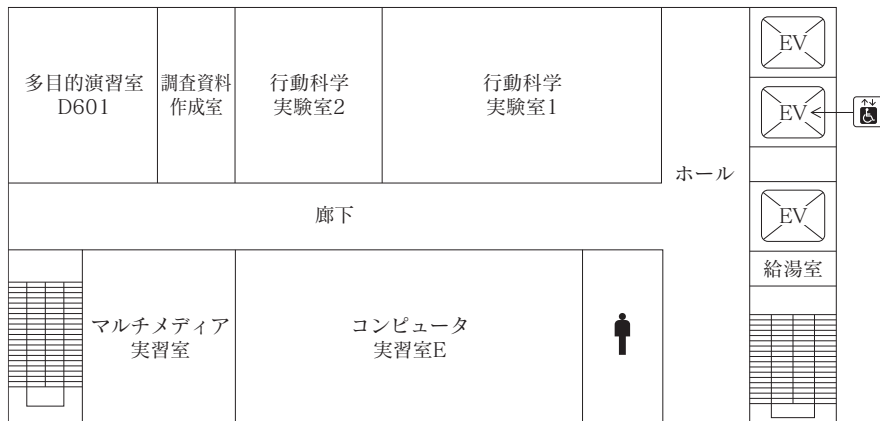
2F



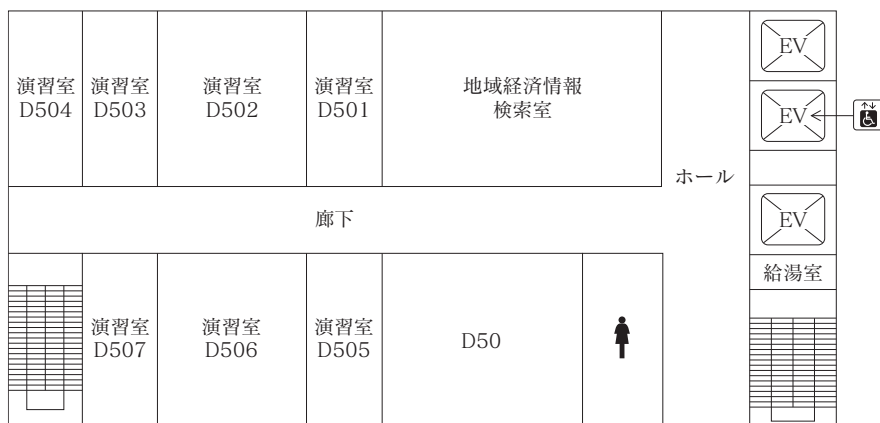
1F



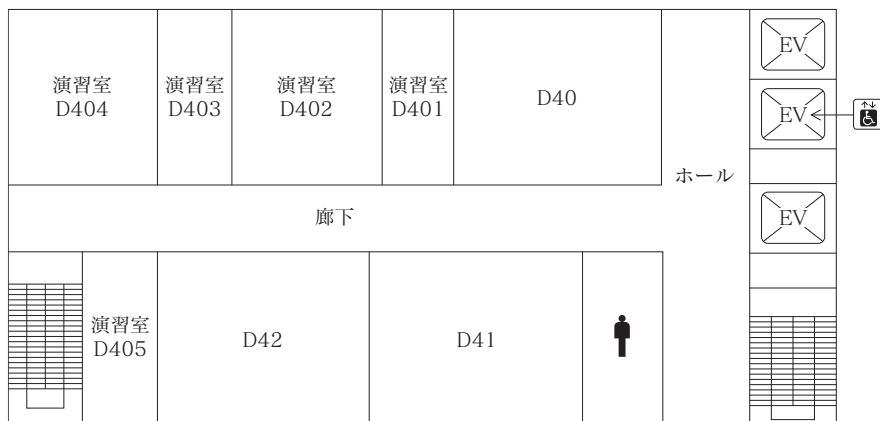
6F



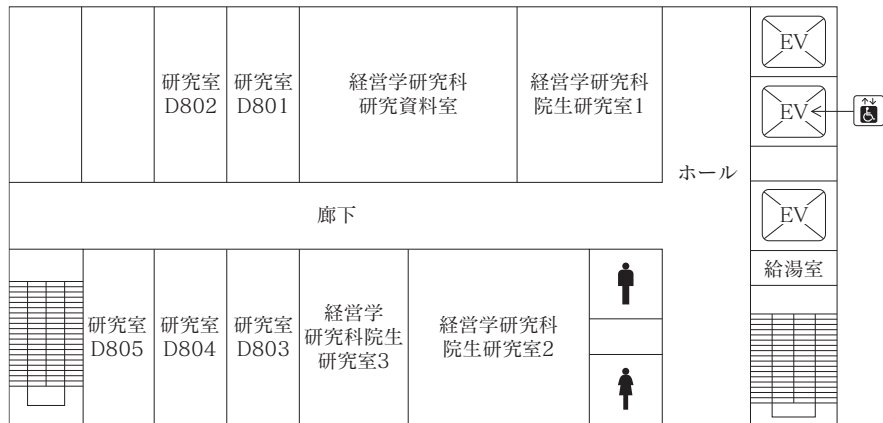
5F



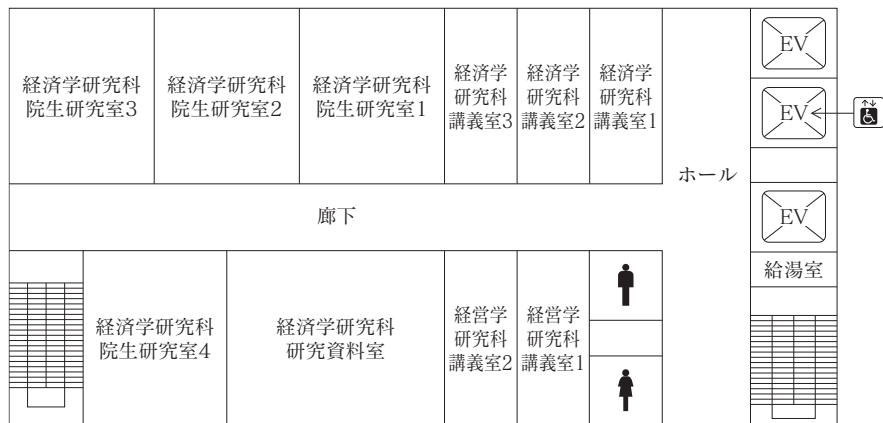
4F



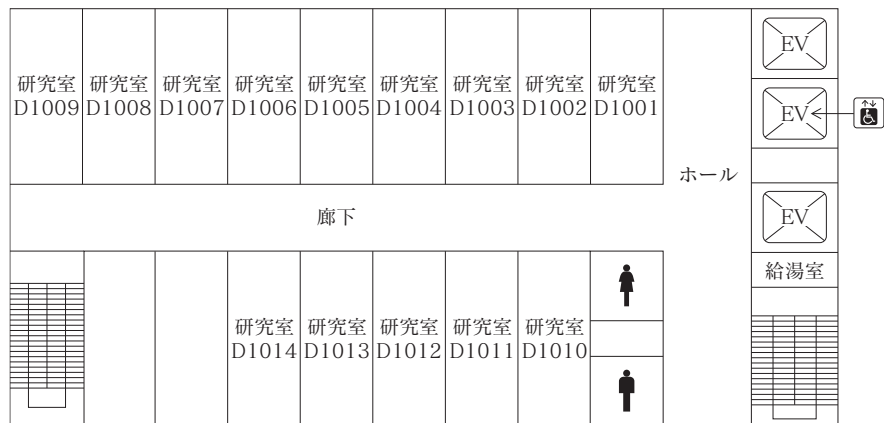
8F



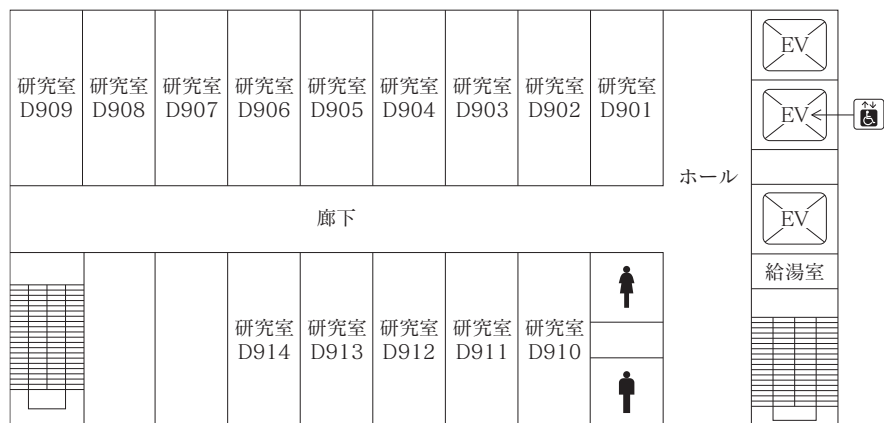
7F



10F



9F



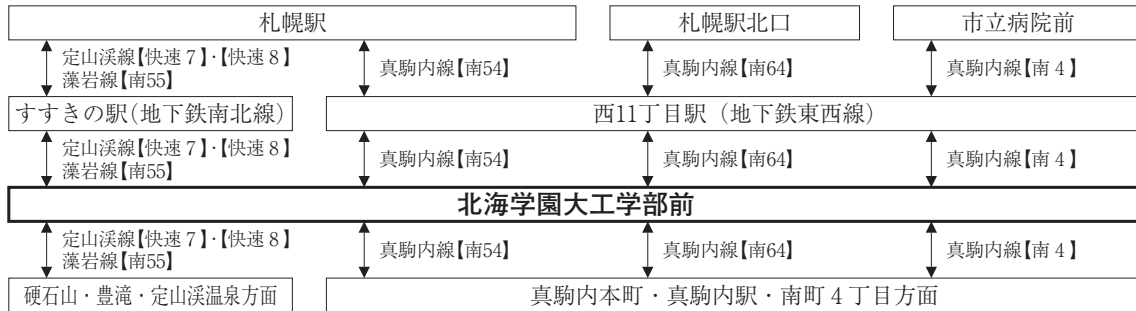
2. 山鼻校舎

所在地 札幌市中央区南26条西11丁目1番1号

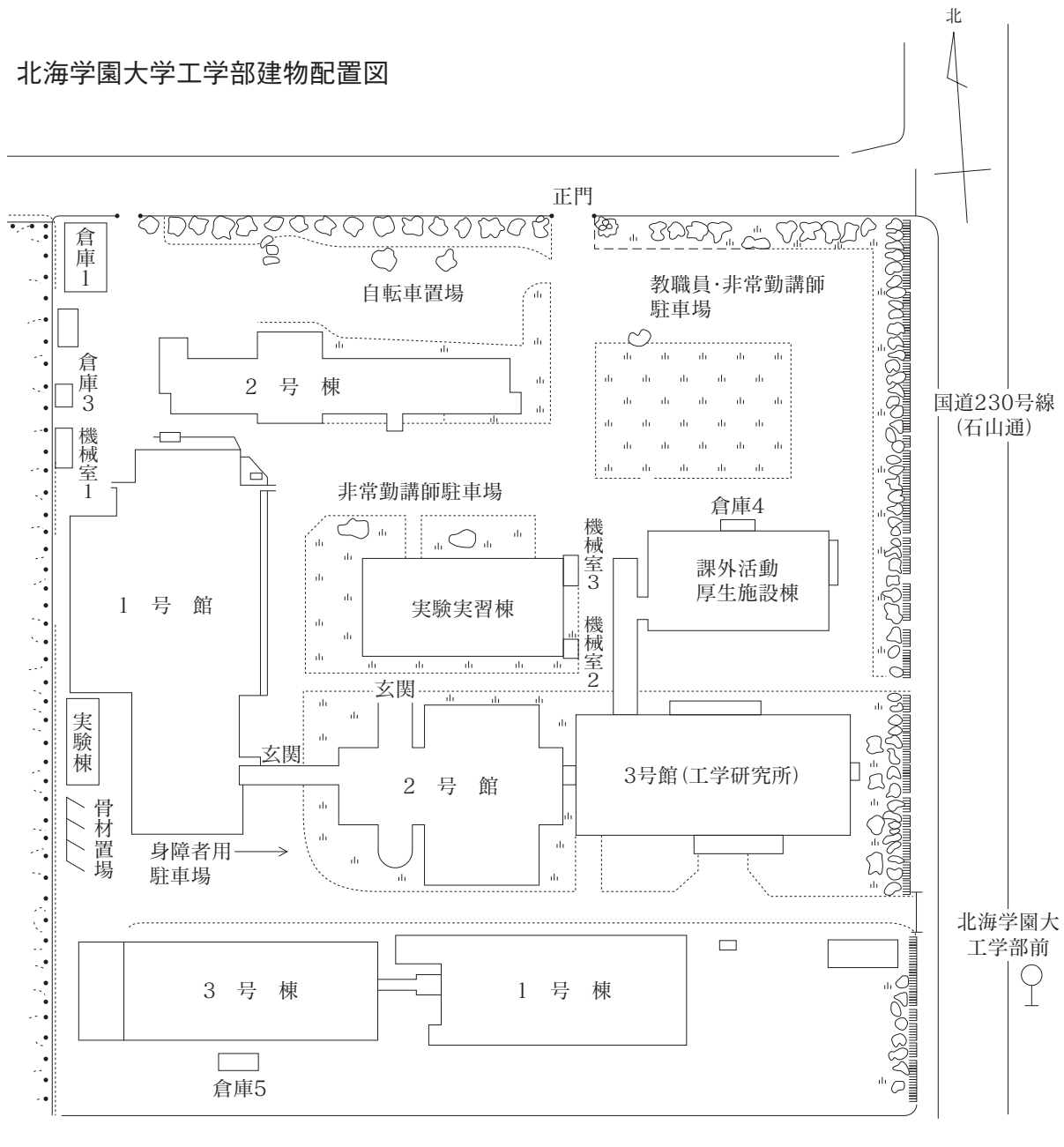
山鼻校舎へのアクセス

山鼻校舎へのアクセスは、「じょうてつバス」を利用し、「北海学園大工学部前」停留所で下車すると便利です。

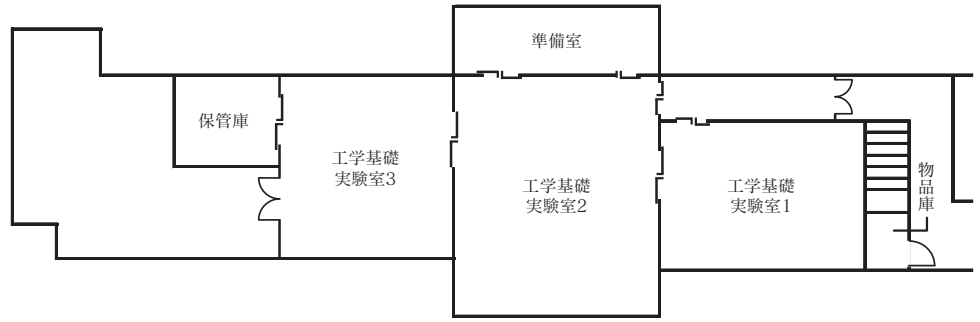
- 路線図（概略）は下記を参照してください。
- 乗車時間は、バスの系統や季節によって異なります。各自、時刻表等で確認してください。
- 定刻どおりに運行しないこともありますので、時間に余裕をもって通学してください。



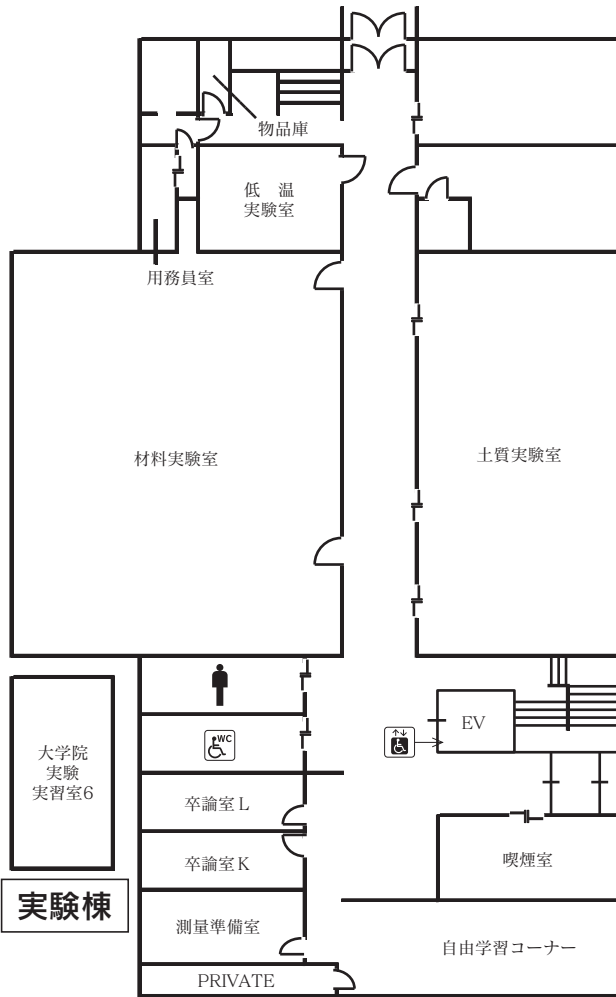
北海学園大学工学部建物配置図



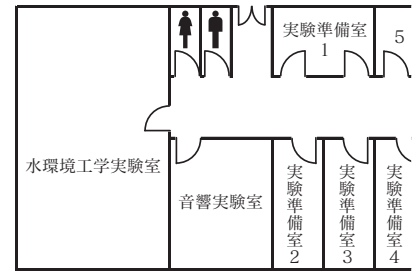
山鼻校舎 1階平面図



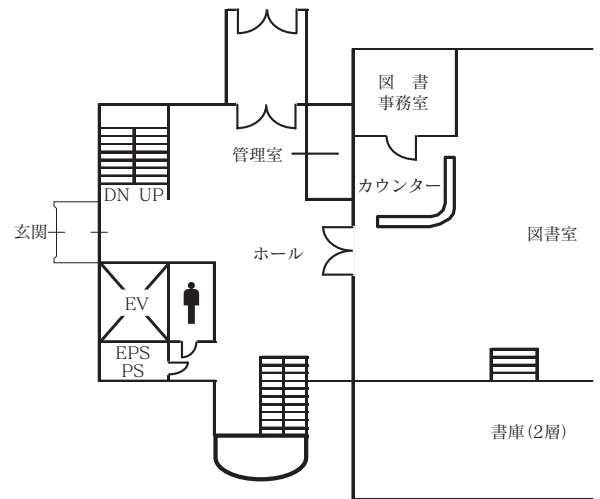
2号棟



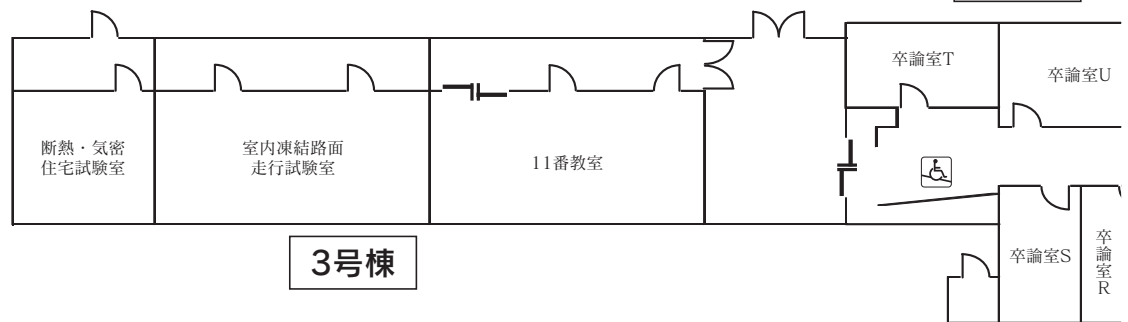
1号館



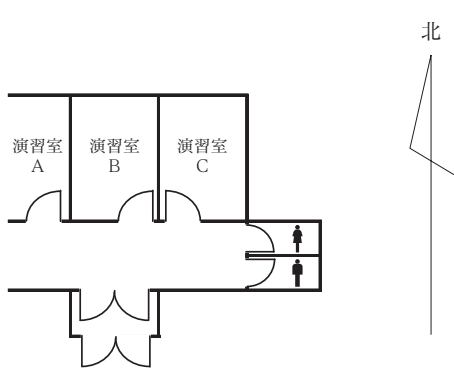
実験実習棟



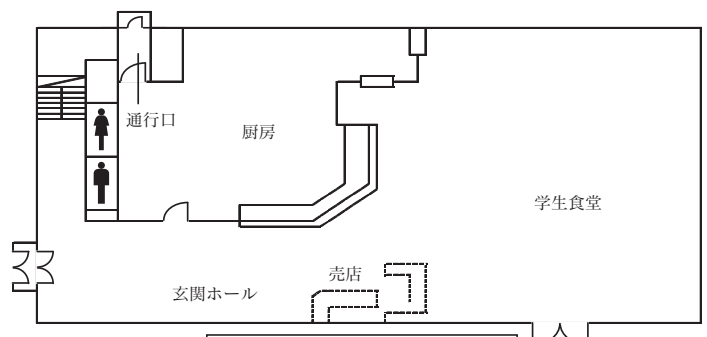
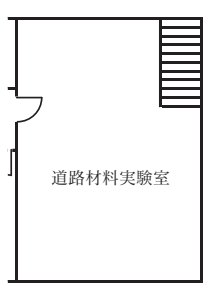
2号館



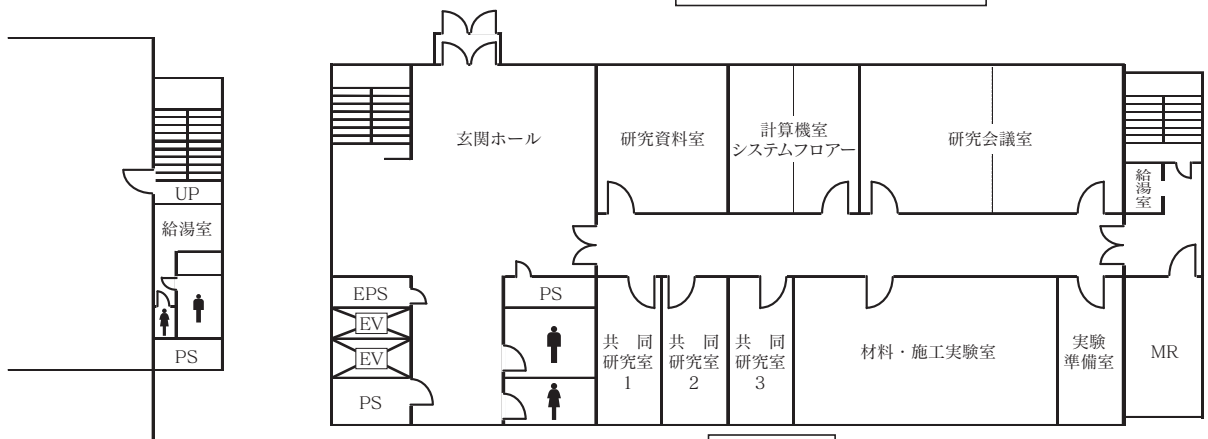
3号棟



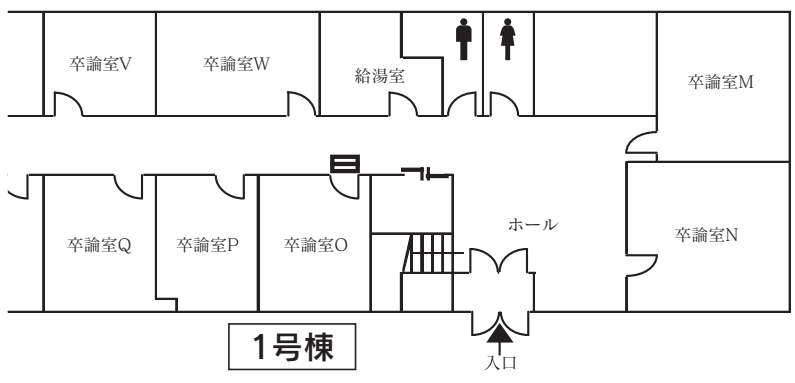
- スロープ
- 職員呼出チャイム
- 車イス対応エレベーター
- 身障者専用トイレ
- 車イス使用者用出入口(生協食堂)
- AED設置



課外活動厚生施設棟



3号館



1号棟

山鼻校舎 2階平面図



スロープ



職員呼出
チャイム



車イス対応
エレベーター



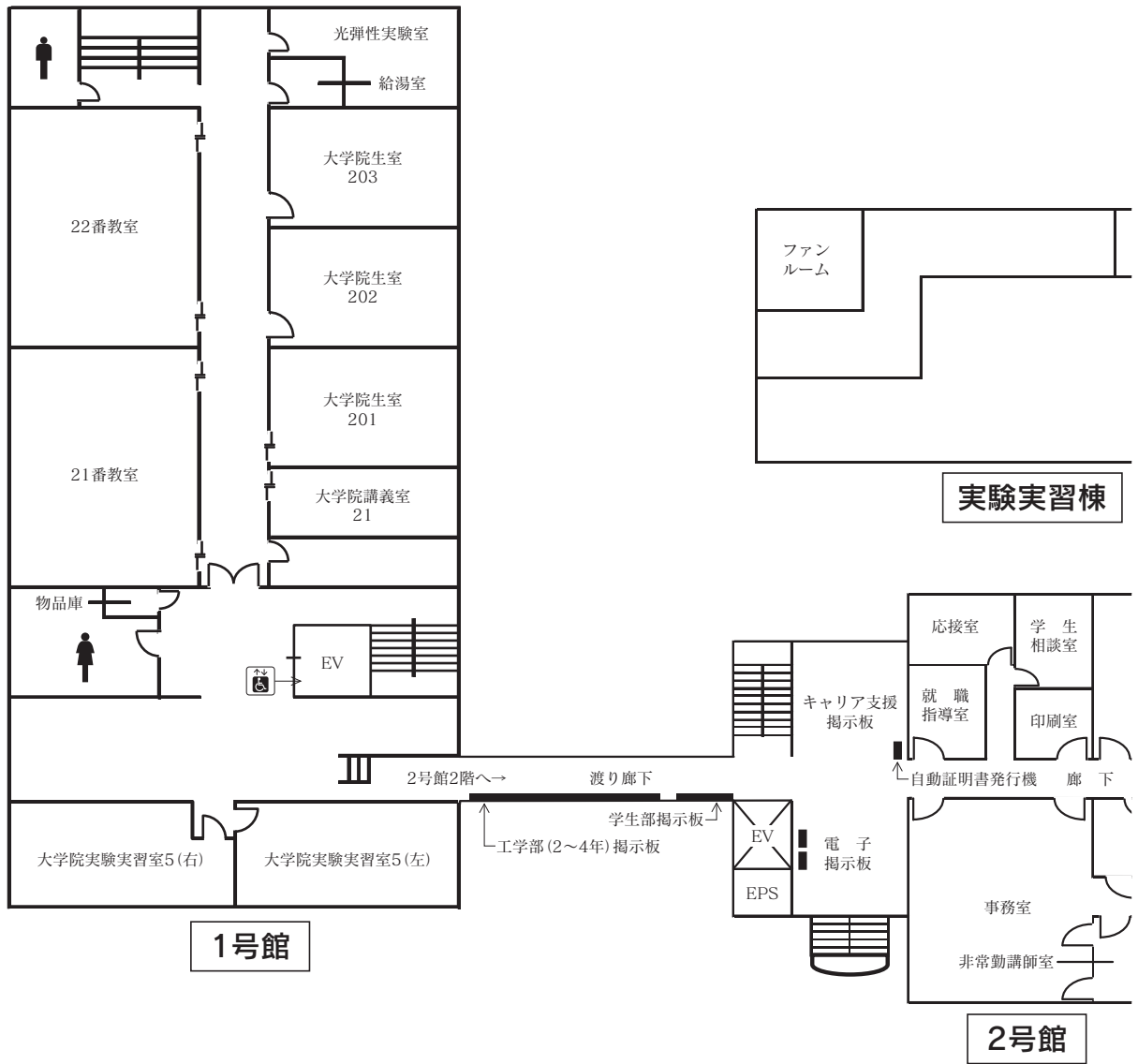
身障者専用
トイレ

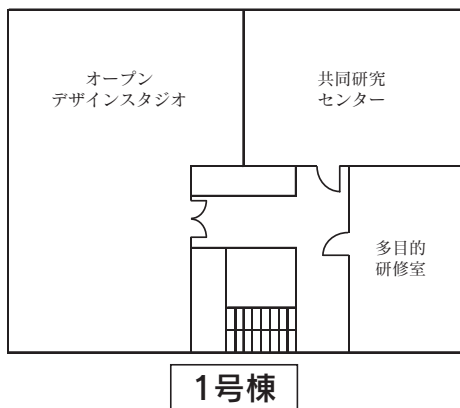
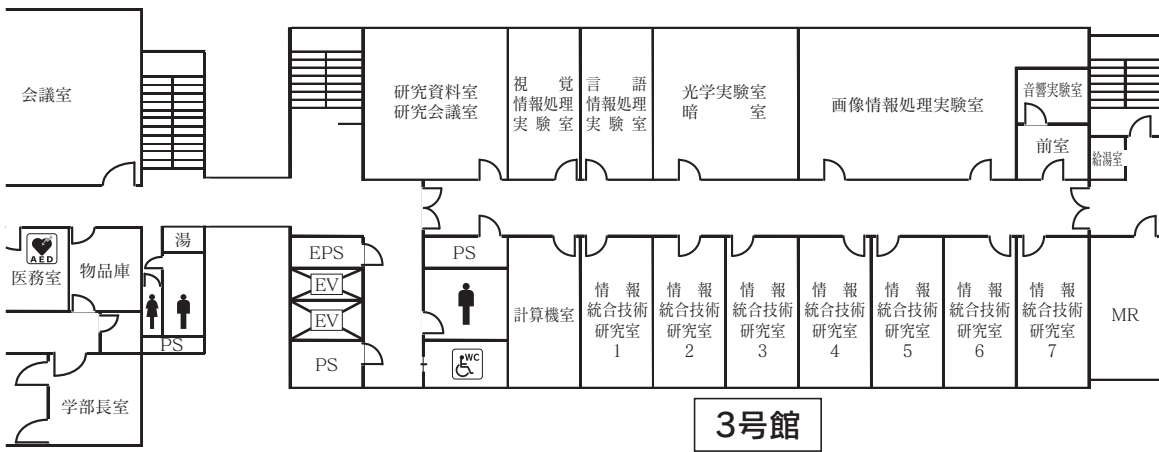
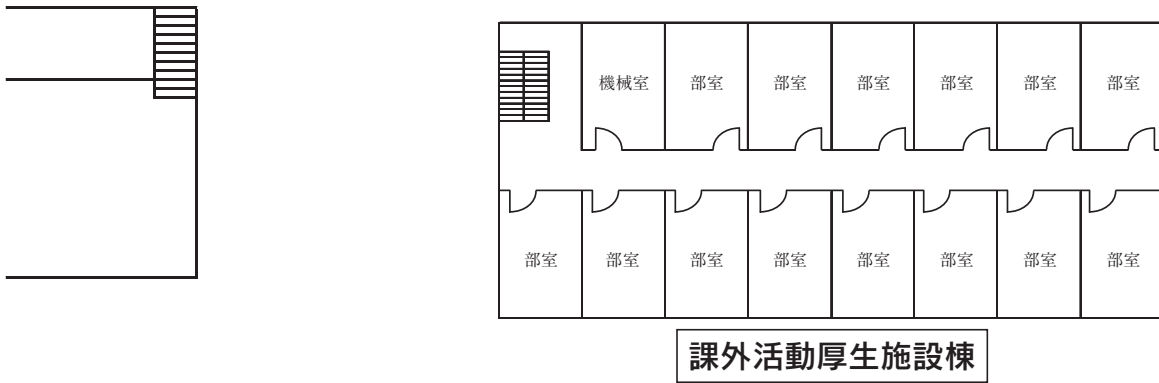
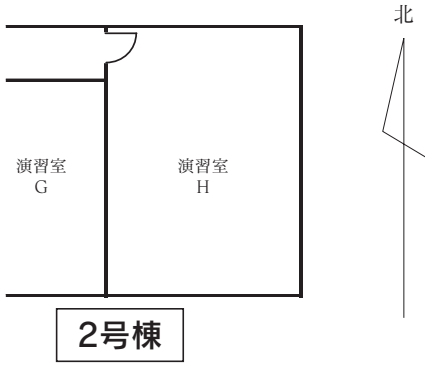


車イス使用者用
出入口 (生協食堂)



AED設置

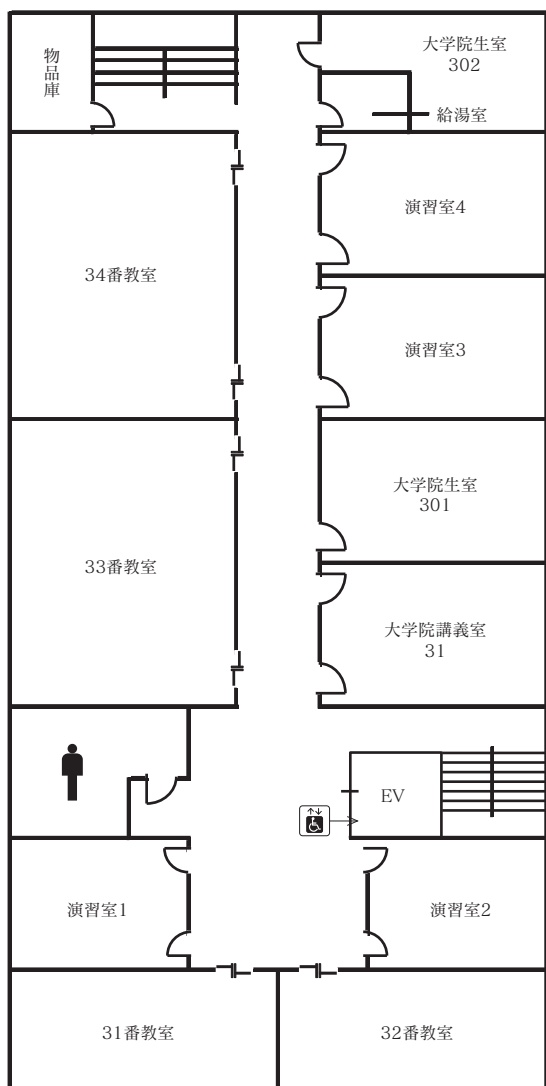




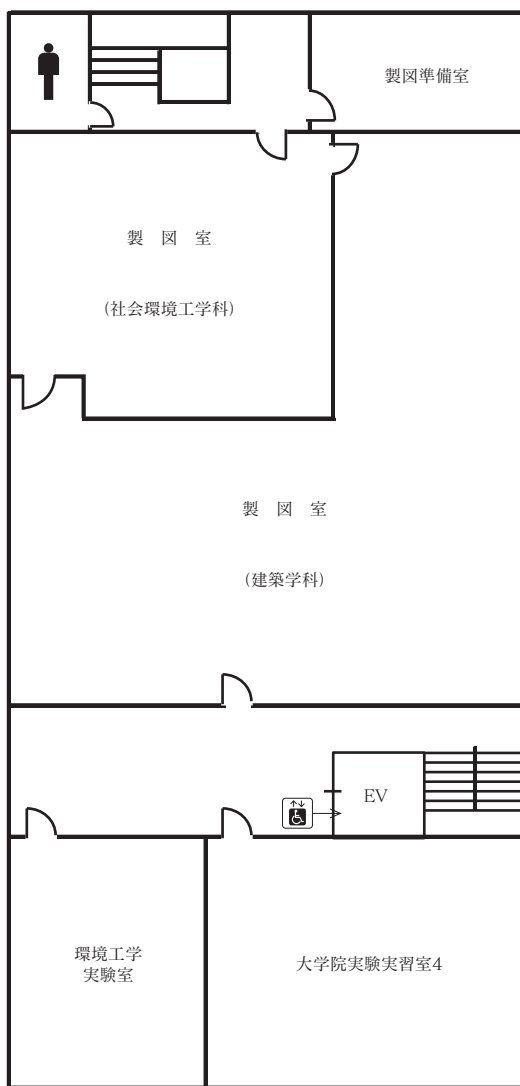
山鼻校舎 1号館平面図

北

3F



4F



山鼻校舎 2号館平面図



スロープ



職員呼出
チャイム



車イス対応
エレベーター



身障者専用
トイレ



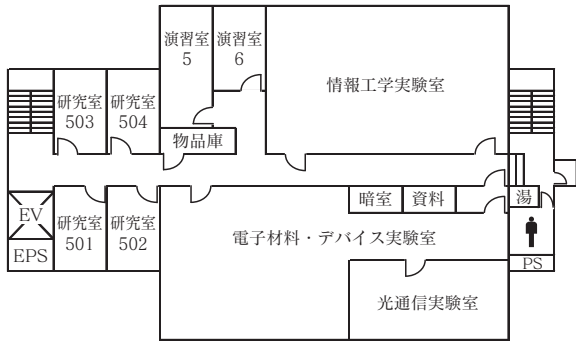
車イス使用者用
出入口(生協食堂)



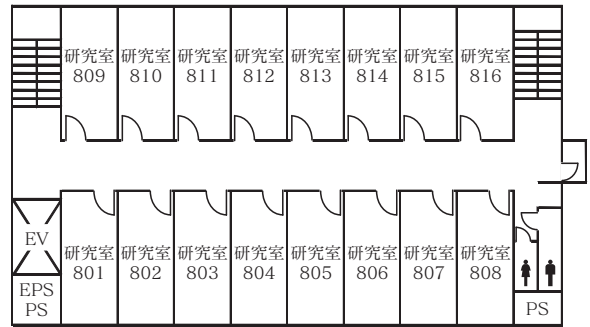
AED設置

北

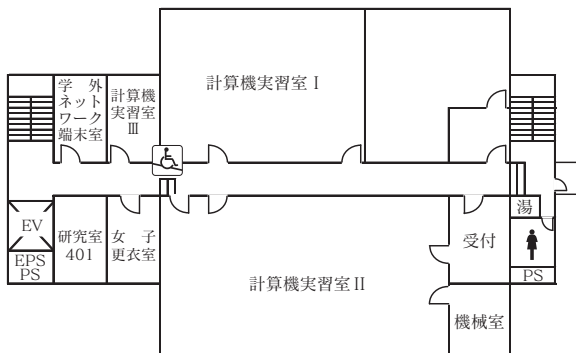
5F



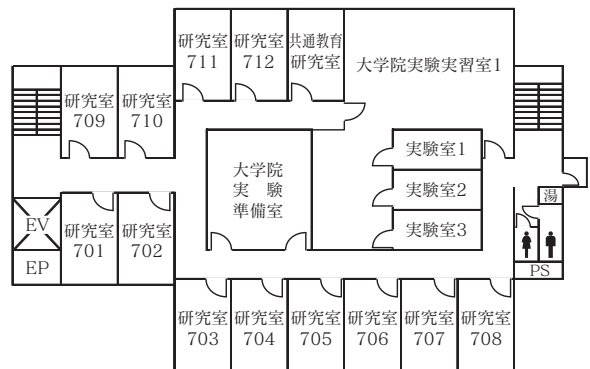
8F



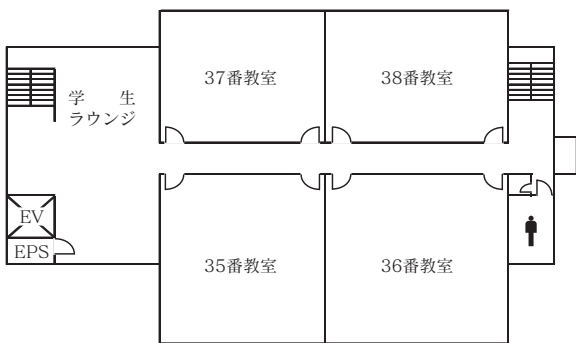
4F



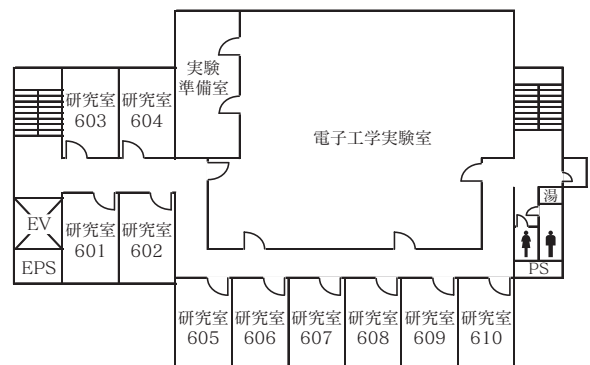
7F



3F

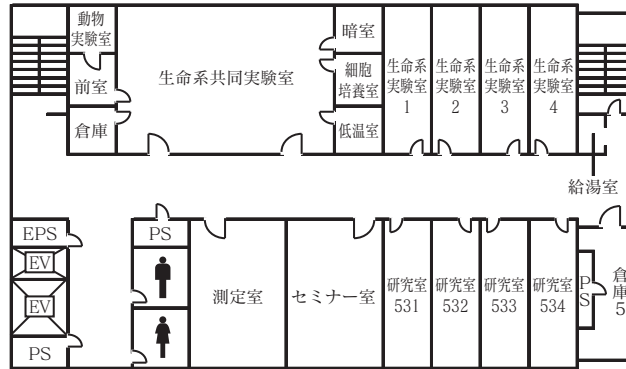


6F

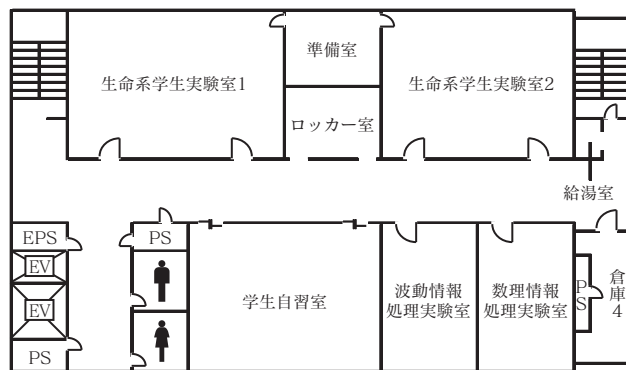


山鼻校舎 3号館平面図

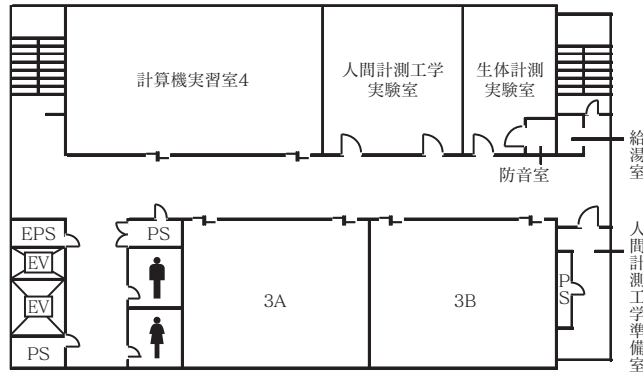
5F



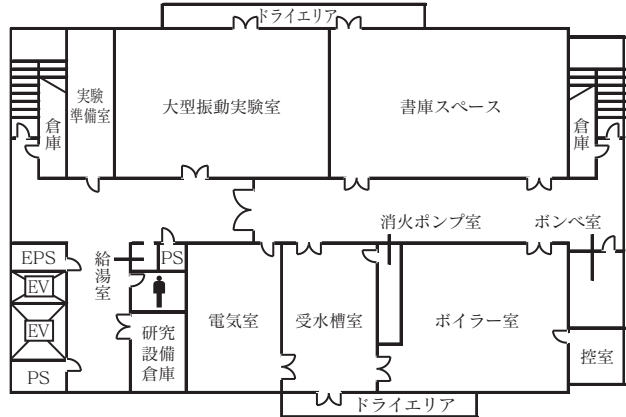
4F



3F

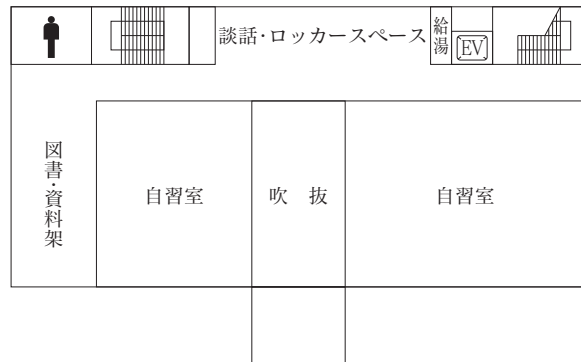


B1F

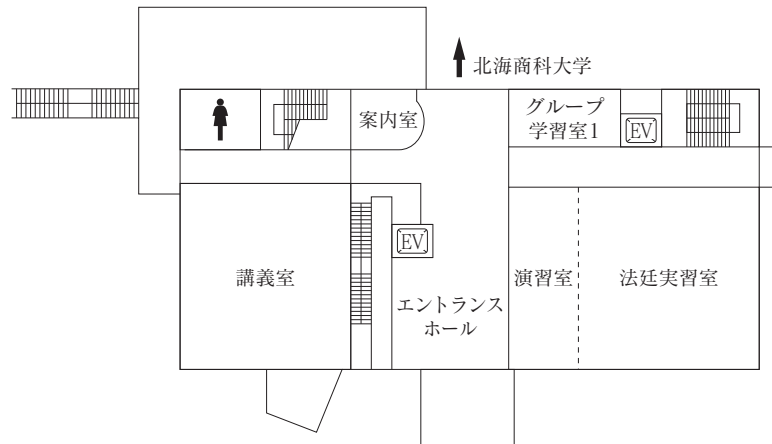


3. 法務研究科（法科大学院）

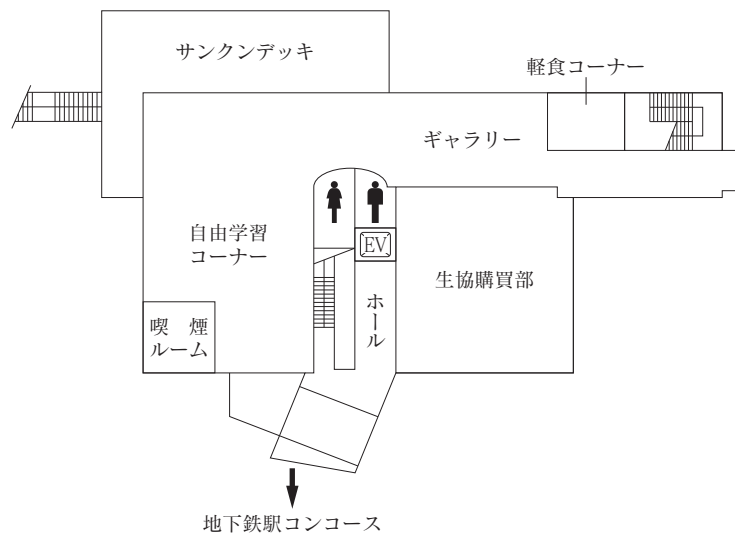
2F



1F

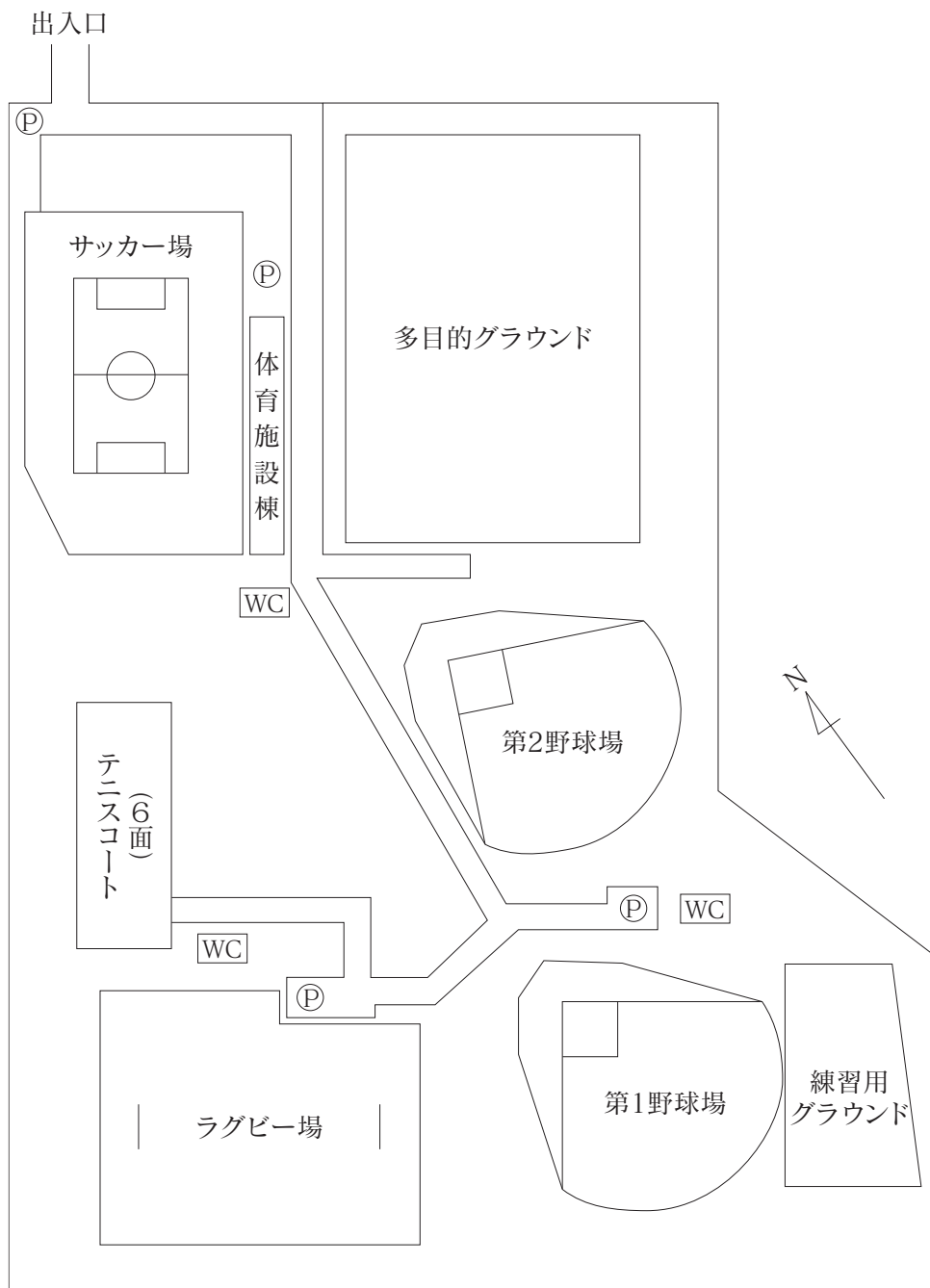


B1F



4. 清田グラウンド

所在地 札幌市清田区清田355番地





北海学園大学

■豊平校舎 (経済・経営・法・人文学部)

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号 代表(011)841-1161

■山鼻校舎 (工学部)

〒064-0926 札幌市中央区南26条西11丁目1番1号 代表(011)841-1161